

名古屋市公報	平成31年 4月 3日 第1302号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
○ 条例のあらまし		11
○ 規則のあらまし		24
○ 達のあらまし		36
○ 教育委員会規則のあらまし		45
○ 名教委訓令のあらまし		48
○ 名教委教訓令のあらまし		49

条	例		
○ 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	(総務・総務課)	(第2号)	50
○ 名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例	(総務・総務課)	(第3号)	51
○ 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(総務・総務課)	(第4号)	52
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(総務・給与課)	(第5号)	53
○ 名古屋市アジア競技大会基金条例	(総務・アジア競技大会推進室)	(第6号)	113
○ 名古屋市震災対策事業基金条例の一部を改正する条例	(防災・危機管理企画室)	(第7号)	115
○ 名古屋市防災条例の一部を改正する条例	(防災・危機管理企画室)	(第8号)	116
○ 名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第9号)	120
○ 火災予防条例の一部を改正する条例	(消防・総務課)	(第10号)	121
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第11号)	122
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第12号)	124
○ 名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第13号)	125
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第14号)	126
○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第15号)	127
○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第16号)	129
○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例	(上下水・調査課)	(第17号)	130

○ 名古屋市工業用水道給水条例の一部を改正する条例	(上下水・調査課)	(第18号)	132
○ 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例	(上下水・調査課)	(第19号)	134
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第20号)	137
○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第21号)	140
○ 名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第22号)	142
○ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例	(子青・総務課)	(第23号)	144
○ 名古屋市立病院条例の一部を改正する条例	(病院・総務課)	(第24号)	151
○ リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金条例	(住都・総務課)	(第25号)	152
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	(市経・地域振興課)	(第26号)	154
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例	(総務・行政改革推進室)	(第27号)	156
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第28号)	157
○ 名古屋市情報公開条例の一部を改正する条例	(市経・市政情報室)	(第29号)	159
○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例	(消防・総務課)	(第30号)	160
○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例	(市経・住民課)	(第31号)	161
○ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例	(教育・総務課)	(第32号)	162
○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第33号)	165
○ 名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第34号)	166
○ 名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例を廃止する条例	(住都・総務課)	(第35号)	168
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(住都・建築指導課)	(第36号)	169

規	則		
○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第11号)	171
○ 名古屋市公会堂条例施行細則の一部を改正する規則	(観光・文化振興室)	(第12号)	173
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・審査課)	(第13号)	177
○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第14号)	178
○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第15号)	181

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第16号)	183
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第17号)	185
○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則 (財政・管財課)		(第18号)	187
○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第19号)	188
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第20号)	192
○ 名古屋市消防団規則の一部を改正する規則 (消防・消防課)		(第21号)	194
○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第22号)	195
○ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則	(健福・総務課)	(第23号)	199
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(環境・総務課)	(第24号)	205
○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第25号)	209
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第26号)	210
○ 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第27号)	218
○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第28号)	220
○ 公印規則の一部を改正する規則 (総務・法制課)		(第29号)	223
○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則 (財政・契約管理課)		(第30号)	225
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第31号)	226
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)		(第32号)	227
○ 通勤手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)		(第33号)	229
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)		(第34号)	230
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)		(第35号)	231
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第36号)	233
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第37号)	236
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第38号)	272
○ 職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第39号)	274
○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第40号)	276
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)		(第41号)	277

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第42号)	284
○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第43号)	299
○ 区長委任規則等の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第44号)	303
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第45号)	305
○ 名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	(消防・職員課)	(第46号)	307
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第47号)	309
○ 名古屋都市計画事業有松駅前第 1種市街地再開発事業清算金規則を廃止する規則	(住都・総務課)	(第48号)	311
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第49号)	312

告

示

○ 収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正	(会計・出納課)	(第146号)	313
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第147号)	314
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第148号)	317
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第149号)	320
○ 名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第11号の場所の指定について	(緑土・緑地管理課)	(第150号)	323
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第151号)	325
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第152号)	326
○ 名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課)	(第153号)	328
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第154号)	329
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第155号)	331
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第156号)	336
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第157号)	338
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第158号)	340

○ 名古屋市芸術創造センターの臨時休館	(観光・文化振興室)	(第159号)	341
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第160号)	342
○ 名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第161号)	344
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第162号)	345
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日	(市経・地域商業課)	(第163号)	346
○ 名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について	(緑土・農業センター)	(第164号)	349
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・農業センター)	(第165号)	350
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第166号)	351
○ 指定代理納付者の指定	(財政・収納対策課)	(第167号)	353
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について	(健福・環境薬務課)	(第168号)	354
○ 個人演説会に係る公営施設設備及び費用額について	(観光・総務課)	(第169号)	355
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第170号)	360
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第171号)	364
○ あらたに土地が生じたことの確認について	(市経・区政課)	(第172号)	365
○ 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更	(市経・住民課)	(第173号)	366
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第174号)	368
○ 除却した工作物の保管について	(緑土・河川管理課)	(第175号)	369
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第176号)	371
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第177号)	374
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第178号)	375
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開	(健福・保護課)	(第179号)	377
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第180号)	378
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第181号)	379
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第182号)	380

○ 生活保護法による指定施術者の変更	(健福・保護課)	(第183号)	381
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第184号)	382
○ 平成31年度一般廃棄物処理実施計画	(環境・減量推進室)	(第185号)	383
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第186号)	399
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第187号)	401
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第188号)	403
○ 名古屋市消防団規則第 5条の 2第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号に規定する大学の指定についての一部改正について	(消防・消防課)	(第189号)	405
○ 名古屋市道と豊山町道が重複する部分の管理に関する協定書について	(緑土・道路管理課)	(第190号)	406
○ 土壤汚染等対策指針の一部改正について	(環境・地域環境対策課)	(第191号)	408

達

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第1号)	444
○ 名古屋市区長公舎規程の一部改正	(防災・危機管理企画室)	(第2号)	446
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(総務・法制課)	(第3号)	447
○ 契約事務等の手続に関する規程の一部改正	(財政・契約管理課)	(第4号)	453
○ 計画主任設置規程の廃止	(総務・企画課)	(第5号)	462
○ 職名及び補職名規程の一部改正	(総務・給与課)	(第6号)	463
○ 課長代理設置規程の一部改正	(総務・給与課)	(第7号)	464
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第8号)	465
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第9号)	470
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第10号)	484
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第11号)	486
○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第12号)	488
○ 名古屋市社会福祉事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第13号)	489
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第14号)	490
○ 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第15号)	491

○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第16号)	492
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第17号)	493
○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第18号)	496
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第19号)	497
○ 名古屋市生活保護施設等処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第20号)	500
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第21号)	501
○ 名古屋市西部児童相談所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第22号)	503
○ 名古屋市東部児童相談所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第23号)	504
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第24号)	505
○ 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第25号)	506
○ 名古屋市土木事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第26号)	507
○ 名古屋市農業センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第27号)	508
○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第28号)	509
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第29号)	510
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第30号)	511
○ 公所長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第31号)	513
○ 財政局の主管する債権に関する規程の廃止	(財政・税制課)	(第32号)	515

会 計 管 理 者 達

○ 名古屋市会計管理者事務代決規程の一部改正	(第1号)	516

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について	(第4号)	519
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙長の事務を処理する場所について	(第5号)	521
○ 名古屋市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務とを併せて行うことについて	(第6号)	523
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時について	(第7号)	524
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について	(第8号)	526

○ 名古屋市議会議員一般選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について	(第9号)	527
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第10号)	528

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則	(第2号)	530
○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則	(第3号)	531
○ 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則	(第4号)	537
○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則	(第5号)	540
○ 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則	(第6号)	542
○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則	(第7号)	543
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則	(第8号)	544
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則	(第9号)	545
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則	(第10号)	546
○ 名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	(第11号)	547

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について	(第10号)	549

名 教 委 訓 令

○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	550
○ 名古屋市立学校文書管理規程の一部改正	(第2号)	551

名 教 委 教 訓 令

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	(第1号)	552
○ 教育次長以下代決規程の一部改正	(第2号)	557

人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第4号)	564
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第5号)	566

人 事 委 員 会 達

○ 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第1号)	568

上 下 水 道 局 告 示

○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正	(第3号)	569
○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員についての一部改正	(第4号)	570

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第2号)	571

○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第3号)	573
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正	(第4号)	576
○ 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正	(第5号)	584
○ 名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程の一部改正	(第6号)	585
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正	(第7号)	589
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正	(第8号)	609
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第9号)	615
○ 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正	(第10号)	627
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正	(第11号)	628
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第12号)	630

交 通 局 告 示

○ なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第4号)	633
○ 名古屋市交通局営業所の名称及び位置についての一部改正について	(第5号)	636

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第3号)	637
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第4号)	648
○ 交通局職員のサービスの宣誓実施規程の一部改正	(第5号)	649
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部改正	(第6号)	650
○ 交通局被服規程の一部改正	(第7号)	661
○ 職員の再任用に関する条例施行規程等の一部改正	(第8号)	663
○ 新嘱託員及び短時間嘱託職員の平成30年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程	(第9号)	667
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正	(第10号)	668
○ 高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部改正	(第11号)	684
○ 事故総合対策検討委員会規程の一部改正	(第12号)	695
○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第13号)	696
○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正	(第14号)	697
○ 交通局自動車運行管理規程の一部改正	(第15号)	701

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局次長以下代決規程の一部改正	(第3号)	702
○ 名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正	(第4号)	703
○ 名古屋市立病院条例施行規程の一部改正	(第5号)	704
○ 名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正	(第6号)	705

○ 名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正	(第7号)	706

公

告

○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	707
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	708

雑

報

○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	709
○ 名古屋高速道路公社公告	(第1号)	710

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（第 2号）
 - 1 改正内容
議員報酬の特例を定めるものです。
 - 2 施行期日
平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例（第 3号）
 - 1 改正内容
常任委員会の委員の員数及び議会運営委員会の委員の定数を定めるものです。（第 4条及び第 4条の 2関係）
 - 2 施行期日
平成31年 4月12日から施行します。

- 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（第 4号）
 - 1 改正内容
工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（別記様式関係）
 - 2 施行期日
平成31年 7月 1日から施行します。

- 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 5号）
 - 1 改正内容
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定める等するものです。
(1) 題名を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改めます。（題名関係）

- (2) 会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法等を規定します。（第 1条から第 3条まで、第 6条から第10条まで及び別表第 4関係）
- (3) 非常勤の特別職の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。（別表第 2及び別表第 3関係）
- (4) その他規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 関係条例の整理等

会計年度任用職員の報酬等に関する必要な事項の規定に伴い、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第 6号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2号）、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）、職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1号）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）、職員の再任用に関する条例（平成13年名古屋市条例第25号）、職員懲戒条例（昭和26年名古屋市条例第50号）、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 7号）、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）、名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年名古屋市条例第 1号）及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

平成32年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日、平成31年 4月 1日又は平成31年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市アジア競技大会基金条例の制定について（第 6号）

1 制定の趣旨

第20回アジア競技大会を開催する資金に充てるため、名古屋市アジア競

技大会基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 基金の積立てについて定めます。（第 2条関係）
- (2) 基金の管理について定めます。（第 3条関係）
- (3) 基金から生じた収益の処理について定めます。（第 4条関係）
- (4) 基金の運用について定めます。（第 5条関係）

3 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市震災対策事業基金条例の一部を改正する条例（第 7号）

1 改正内容

- (1) 題名を「名古屋市災害対策事業基金条例」に改めます。（題名関係）
- (2) 基金を災害対策事業に要する費用の財源に充てるため、規定の整備を行います。（第 1条及び第 5条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市防災条例の一部を改正する条例（第 8号）

1 改正内容

- (1) 必要な財政上の措置に関する市の責務を定めます。（第 3条関係）
- (2) 災害対策に関する職員の責務を定めます。（第 4条関係）
- (3) 災害対策への積極的な協力に関する市民及び事業者の責務を定めます。（第 5条及び第 6条関係）
- (4) 災害に関する情報の収集について市民及び事業者の責務を定めます。（第11条関係）
- (5) 指定避難所の機能の充実にに関する市の責務を定めます。（第16条関係）
- (6) 帰宅困難者に対する必要な対策等を定めます。（第23条関係）
- (7) 浸水することが想定される地域等における必要な対策に関する事業者の責務を定めます。（第25条関係）
- (8) 災害発生時における広域的な連携体制の構築に関する市の責務を定め

ます。（第 8 節関係）

(9) その他規定の整備及び整理を行います。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例（第 9号）

1 改正内容

瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定の整理を行います。（第 1 条の表及び別表第 1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 火災予防条例の一部を改正する条例（第10号）

1 改正内容

工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第21条関係）

2 施行期日

平成31年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第11号）

1 改正内容

(1) 瑞穂公園田辺陸上競技場を廃止します。（別表第 1 関係）

(2) その他規定の整理を行います。（目次関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第12号）

1 改正内容

福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4 条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（第13号）

1 改正内容

民生委員の定数を定めます。

2 施行期日

平成31年12月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第14号）

1 改正内容

(1) 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を改めます。（第13条関係）

(2) 扶養家族を有する被保険者等に係る所得割額の減額に関する規定を整備します。（附則第28条関係）

2 施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（第15号）

1 改正内容

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）等の一部改正に伴い、規定を整備します。（第 9条及び第10条関係）

(2) その他規定の整備を行います。（目次、第 3条、第11条及び第12条関係）

2 施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9条第 6項から第 8項までの規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害から適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による

こととします。

○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第16号）

1 改正内容

病院使用許可申請手数料の額を改定します。（第 2条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（第17号）

1 改正内容

(1) 消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を基本工事費及び給水料に転嫁します。（第 9条及び第23条関係）

(2) 水道法（昭和32年法律第 177号）の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定時の手数料を改正するとともに、指定更新時の手数料に関し、新たに規定します。（第16条関係）

(3) 給水を停止された者から 1,000円を徴収することができる旨を定めた規定を削除します。（第35条及び第36条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成31年10月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。ただし、第35条第 2項を削る改正規定並びに第36条第 2項第 3号及び第 4号の改正規定は同年 4月 1日から、第16条の改正規定は規則で定める日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市水道給水条例（以下「改正後条例」といいます。）第 9条第 3項の規定は、施行日以後給水装置工事の申込みのあったものから適用し、施行日前に給水装置工事の申込みのあったものについては、なお従前の例によることとします。

(3) 改正後条例第16条第 1項第 1号の規定は、規則で定める日以後に行う改正後条例第 7条第 1項の指定から適用します。

(4) 改正後条例第23条第 1項の規定は、平成31年12月分の料金（料金計算

の基礎となる同年11月 1日以後最初の 1月間に係る料金をいいます。) から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市工業用水道給水条例の一部を改正する条例（第18号）

1 改正内容

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を料金に転嫁します。（第17条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成31年10月 1日から施行します。
- (2) この条例による改正後の名古屋市工業用水道給水条例第17条第 1項の規定は、平成31年11月分の料金（平成31年11月の初日から末日までの責任使用水量に係る料金と平成31年10月の量水器の点検の日から平成31年11月の量水器の点検の日までの超過使用水量に係る料金との合計額をいいます。）から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（第19号）

1 改正内容

- (1) 消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を下水道使用料に転嫁します。（第16条関係）
- (2) 指定排水設備工事店について、指定、更新制並びに指定及び更新の際の手数料に関し、規定を整備します。（第12条の 2及び第15条の 2関係）
- (3) 公共下水道の保全に影響を及ぼすおそれのある行為に対する公共下水道管理者の許可について、規定を整備します。（第20条の 2及び第20条の 3関係）

2 施行期日等

- (1) 平成31年10月 1日から施行します。ただし、第20条の 2及び第20条の

3の規定は同年 4月 1日から、第12条の 2及び第15条の 2の規定は規則で定める日から施行します。

(2) 第12条の 2の規定の施行の際現にこの条例による改正後の名古屋市下水道条例（以下「改正後条例」といいます。）第12条の 2第 1項の指定に相当する下水道事業管理者の指定を受けている者について、同項の指定を受けた者とみなす等の経過措置を定めます。

(3) 改正後条例第16条第 1項の規定は、平成31年12月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる同年11月 1日以後最初の 1月間の污水排出量に係る下水道使用料をいいます。）から適用し、同月分前の下水道使用料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第20号）

1 改正内容

(1) 名古屋市大永寺保育園、名古屋市宝生保育園及び名古屋市宮前保育園を廃止します。（第 1条関係）

(2) 名古屋市如意保育園の移転改築に伴い規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中如意保育園に係る部分は平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部改正について（第21号）

1 改正内容

ひとり親家庭手当の支給の制限等に関して、必要な事項を定めます。（第 7条第 4項及び第 9条から第12条まで関係）

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。ただし、第 7条第 4項の改正規定は平成31年 9月 1日から施行します。

(2) この条例の施行の際現にひとり親家庭手当の支給の制限を受けている者について経過措置を定めます。

○ 名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（第22号）

1 改正内容

医療費助成の範囲を、入院について、18歳に達する日以後の最初の 3月 31日までの間にある者まで拡大します。（第 2条及び第 4条関係）

2 施行期日

(1) 施行期日

平成32年 1月 1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例による改正後の名古屋市子ども医療費助成条例の規定は、平成32年 1月 1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例によります。

○ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例（第23号）

1 制定内容

市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

権利擁護委員の組織及び職務等について必要な事項を規定します。（第 2条から第20条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

規則で定める日から施行します。

(2) 検討

市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

○ 名古屋市立病院条例の一部を改正する条例（第24号）

1 改正内容

消費税法（平成63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を名古屋市立病院の使用料等に転嫁します。（第 4条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成31年10月 1日から施行します。
- (2) この条例による改正後の名古屋市立病院条例第 4条第 4項の規定は、施行日以後の診療に係る使用料等について適用し、施行日前の診療に係る使用料等については、なお従前の例によることとします。

○ リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金条例（第25号）

1 制定の趣旨

リニア中央新幹線の開業に関連する名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進及び名古屋駅のターミナル機能の強化を図るため、リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理及び運用について必要な事項を規定します。（第 2条から第 5条関係）

3 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第26号）

1 改正内容

- (1) 次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市光城コミュニティセンター	名古屋市北区中丸町 3丁目 2番地の 3
名古屋市吹上コミュニティセンター	名古屋市昭和区鶴羽町 1丁目 9番地の 1

- (2) 次のとおりコミュニティセンターの位置を変更します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市星ヶ丘コミュニティセンター	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 3番地
名古屋市豊治コミュニティセンター	名古屋市中川区江松四丁目 624番地

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、別表の改正規定中名古屋市星ヶ丘コミュニティセンターの項を改める部分は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第27号）

1 改正内容

平成31年度における職員の定数を定めるものです。（第 1条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第28号）

1 改正内容

市営住宅の公用開始に伴い、別表を改正します。

2 施行期日

別に規則で定める日（入居手続等に関する規定は公布の日）から施行します。

○ 名古屋市情報公開条例の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

名古屋市情報公開審査会の委員の定数を「 7人」から「 9人」に改めます。（第22条関係）

2 施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) この条例の施行の際現に名古屋市情報公開審査会の委員に委嘱されて

いる者に加えて、この条例による改正後の名古屋市情報公開条例第22条の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第 3項の規定にかかわらず、平成32年 9月30日までとします。

○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第30号）

1 改正内容

名古屋市大学生消防団を構成する大学の増加に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例（第31号）

1 改正内容

手数料の納付に関し、規定の整備等を行います。（第 1条、第 3条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（第32号）

1 制定の趣旨

教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第 2条から第 9条関係）

3 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第33号）

1 改正内容

名古屋市立上志段味小学校を設置します。（別表小学校の表関係）

2 施行期日

平成33年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例（第34号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市教育センター分館の位置を変更します。（第 1条関係）
- (2) 名古屋市教育センターの使用料の額を改定します。（第 3条及び別表関係）

2 施行期日

- (1) 別に規則で定める日から施行します。
- (2) この条例による改正後のセンターの施設を使用するために必要な手続は、施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋都市計画事業有松駅前第 1種市街地再開発事業施行条例を廃止する条例（第35号）

1 制定の趣旨

名古屋都市計画事業有松駅前第 1種市街地再開発事業施行条例（平成 8 年名古屋市条例第42号）を廃止します。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第36号）

1 改正内容

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び第17条関係）
- (2) 建築基準法の一部改正に伴い、新設された許可制度及び認定制度に係る事務の手数料を定めます。（第17条関係）

2 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 1条の 2、第 1条の 3、第 4条の 4、第 4条の 7、第 6条、第 9条から第16条、附則第 1項から第 3項、別表第 1、別表第 2及び様式第 1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市公会堂条例施行細則の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

名古屋市公会堂に新たな附属設備を設置すること等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第13号）

1 改正内容

(1) 組織改正に伴い、予算主管課の定義規定を整備します。（第 3条関係）

(2) 審査補助員を新たに設置することに伴い、出納員等の任命、更迭の通知等の規定を整備します。（第 9条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第14号）

1 改正内容

- (1) 庄内緑地グリーンプラザ（室内広場を除く。）の供用時間を変更します。（別表第 1 関係）
- (2) 庄内緑地スケート広場を設置することに伴い、必要な改正を行います。（別表第 1 関係）
- (3) 若宮大通公園スケート広場の供用時間を定めます。（別表第 1 関係）
- (4) 瑞穂公園田辺陸上競技場を廃止することに伴い、規定を整理します。（別表第 4 関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は公布の日から施行します。

○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（第15号）

1 改正内容

墓地の使用料の額を変更します。（別表第 4 関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第16号）

1 改正内容

保険料の減免について、規定の整備を行います。（第19条及び附則関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則（第17号）

1 改正内容

徴収金等の減免等について、規定の整備を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則（第18号）
 - 1 改正内容

平成31年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第63条、第70条及び第72条関係）
 - 2 施行期日

平成31年 4 月 1日から施行します。

- 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第19号）
 - 1 改正内容

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年名古屋市条例第44号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（目次、第 6条、第 7条の 2、第10条から第12条、第 3号様式の 2、第 6号様式及び第 7号様式関係）
 - 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第20号）
 - 1 改正内容

区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第26条、第29条、第30条、第35条、第37条、第39条、第33号様式、第34号様式及び第35号様式関係）
 - 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市消防団規則の一部を改正する規則（第21号）
 - 1 改正内容

名古屋市防災条例（平成18年名古屋市条例第66号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条の 2関係）
 - 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第22号）

- 1 改正内容

特別徴収対象被保険者に対する支払回数割保険料額等の通知について、規定の整備を行います。（第 5条、第14条、第 5号様式の 2及び第 5号様式の 3関係）

- 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則（第23号）

- 1 制定の目的

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

- 2 主な内容

- (1) 名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めます。（第 2条から第 6条関係）
- (2) 委員会が行う助言又はあっせんの申立ての方法等の手続について定めます。（第 7条及び第 8条関係）
- (3) 正当な理由がなく、あっせん案を受諾しない者等に対する勧告の方法について定めます。（第 9条関係）
- (4) 正当な理由がなく、勧告に従わない者に対する公表の方法等の手続について定めます。（第10条から第12条関係）
- (5) この規則の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。（第 13条）

- 3 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第24号）

- 1 改正内容

- 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正に伴い、規定の整理等を行います。（第 4条、第51条、第53条の 7、第55条、第56条、別表第18、別表第20及び第20号様式関係）

- 2 施行期日

- この規則は、平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則（第25号）

- 1 改正内容

- 第 2条及び第 3条を削除するものです。

- 2 施行期日

- 平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第26号）

- 1 改正内容

- 市営住宅に付随する駐車場の毎月の使用料の変更に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正します。

- 2 施行期日等

- (1) 平成31年 7月 1日から施行します。

- (2) 駐車場の使用料が増額となる者に対して経過措置を定めます。

- 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第27号）

- 1 改正内容

- 定住促進住宅に付随する駐車場の毎月の使用料の変更に伴い、名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）中別表を改正します。

- 2 施行期日

- 平成31年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則（第28号）

1 改正内容

- (1) 職員の責務について規定の整備を行います。（第35条関係）
- (2) 電子計算機を外部ネットワーク等と接続する場合の措置について規定の整備を行います。（第54条関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（目次、第 2条、第34条、第44条及び第69条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、第54条の改正規定は、公布の日から施行します。

○ 公印規則の一部を改正する規則（第29号）

1 改正内容

- (1) 平成31年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）
- (2) 産業保安事務専用の市長印の用途について、規定の整備を行います。（別表関係）
- (3) 軽自動車税に環境性能割が創設され、現行の軽自動車税が種別割とされたことに伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、別表市税事務所長印の項用途の欄の改正規定は、同年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則（第30号）

1 改正内容

名古屋市会計規則の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条及び第 8条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）

1 改正内容

平成31年度組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 4条及び附則第 4項関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第32号）

1 改正内容

平成31年度組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（附則第 6項及び別表第 1関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 通勤手当規則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 8条の 2及び第 9条の 2関係）

2 施行期日

平成31年10月 1日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。（附則第 8項から第10項関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

(1) 教員特殊業務手当の額を改定します。（第26条関係）

(2) 航空業務手当の対象について、規定の整備を行います。（第30条関係）

(3) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第15条及び第24条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

(1) 期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る期間の算定方法について、規定の整備を行います。（第 8条及び第12条関係）

(2) 勤勉手当の支給割合の見直しに伴い、規定の整備を行います。（第13条、第15条の 3及び附則第 5項から第 8項関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第15条の 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第37号）

1 改正内容

(1) 昇格制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 6及び別表第 6の 2関係）

(2) 昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（第16条及び別表第 7関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第38号）

1 改正内容

昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条及び別表第 4関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第39号）

1 改正内容

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第40号）

1 改正内容

平成31年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第41号）

1 改正内容

(1) 事務事業の見直し等に伴い、貸与する被服の変更等を行います。（別表関係）

(2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 5条から第 9条、第 11条、附則第 2項から第 6項及び別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第42号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や

機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、平成31年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条、第 8条、第 9条及び第10条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年10月 1日から施行します。

○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

会計室の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条、第 3条、第 4条及び第 5条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 区長委任規則等の一部を改正する規則（第44号）

1 改正内容

(1) 平成31年度の組織改正等に伴い、区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の規定を整備します。（第 2項関係）

(2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、市税事務所長委任規則（平成22年名古屋市規則第62号）の規定を整備します。（本則関係）

(3) 平成31年度の組織改正等に伴い、社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年10月 1日から施行します。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第45号）

1 改正内容

公益的法人等への職員の派遣について、派遣先団体の整備を行います。

(別表第 1 及び別表第 4 関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（第46号）

1 改正内容

消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成 8年消防庁告示第 5号）の一部改正に伴い、委員長の任期に関する事項その他必要な事項を定めます。
(第 3条、第 8条、第 9条の 3及び別記様式関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日に施行します。

○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第47号）

1 改正内容

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）の一部改正及び平成 31年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋都市計画事業有松駅前第 1種市街地再開発事業清算金規則を廃止する規則（第48号）

1 制定の趣旨

名古屋都市計画事業有松駅前第 1種市街地再開発事業清算金規則（平成 18年名古屋市規則第 174号）を廃止します。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第49号）

1 改正内容

名古屋都市計画高度地区の変更に伴い、規定の整備を行います。（第13条関係）

2 施行期日

都市計画法第 2 章の規定により行う高度地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第 1号）

1 改正内容

平成31年度の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市区長公舎規程の一部を改正する規程（第 2号）

1 改正内容

名古屋市区長公舎規程の施行に関し必要な事項を、市民経済局長が定めるよう改めることに伴い、規定の整備を行います。（第 1条及び第 5条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

(1) 同一又は他の媒体の行政文書を作成する場合に必要な手続等について規定の整備を行います。（第22条の 2、第23条及び第35条の 2条関係）

(2) 閲覧及び貸出しについて規定の整備を行います。（第42条、第42条の 2及び第 7号様式関係）

(3) 個人の所有する電子計算機等の使用等に係る許可の基準について規定の整備を行います。（第51条関係）

(4) 記録媒体の管理について規定の整備を行います。（第58条関係）

(5) 工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1号様式から第 4号様式まで、第 6号様式及び第 7号様式関係）

(6) その他規定の整備を行います。（第 4条、第22条、第36条、第38条及び第39条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 7月 1日から施行します。

○ 契約事務等の手続に関する規程の一部を改正する規程（第 4号）

1 改正内容

財務会計総合システムの再構築に伴い、規定の整備を行います。（第 4条、第 5条、第 6条、第 8条、第 9条、第 1号様式、第 2号様式、第 3号様式、第 4号様式、第 5号様式、第 5号様式の 2、第 6号様式、第 6号様式の 2及び第 9号様式関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 計画主任設置規程を廃止する規程（第 5号）

1 廃止内容

計画主任設置規程（昭和50年名古屋市達第37号）を廃止します。

2 施行期日

発布の日から施行します。

○ 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第 6号）

1 改正内容

平成31年度組織改正等に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 課長代理設置規程の一部を改正する規程（第 7号）

1 改正内容

平成31年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条、第 2条及び別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

- (1) 育児又は介護を行う職員等の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限について、規定の整備を行います。（第 2条及び第 3条関係）
- (2) 環境局環境企画部に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表関係）
- (3) 環境事業所に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表関係）
- (4) 児童福祉センターに勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表関係）
- (5) ひばり荘に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表関係）
- (6) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、発布の日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 9号）

1 改正内容

平成31年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年10月 1日から施行します。

○ 区役所処務規程の一部を改正する規程（第10号）

1 改正内容

平成31年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条、第 4条及び第 5条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第11号）

1 改正内容

平成31年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条
及び第 2条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第12号）

1 改正内容

財政局税務部債権管理推進室の廃止等に伴い、規定を整備します。（第
3条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する規程（第13号）

1 改正内容

職務代理制度の明文化に伴い、規定を整備します。（第 2条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第14号）

1 改正内容

東京事務所に設置する主査の人数を見直します。（第 3条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程の一部を改正する規程

(第15号)

1 改正内容

分担業務の見直しに伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 4条関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部を改正する規程 (第16号)

1 改正内容

地方税法(昭和25年法律第 226号)の一部改正に伴い、規定を整備します。(第 2条及び第 4条関係)

2 施行期日

平成31年10月 1日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程 (第17号)

1 改正内容

名古屋城総合事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 3条及び第 4条関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程 (第18号)

1 改正内容

中央卸売市場北部市場主幹(北部市場施設整備)を廃止すること等に伴い、規定を整備します。(第 4条及び第 5条関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程 (第19号)

1 改正内容

保健所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市生活保護施設等処務規程の一部を改正する規程（第20号）

1 改正内容

(1) 題名を「名古屋市厚生院処務規程」に改めます。（題名関係）

(2) 植田寮の管理を指定管理者に移行することに伴い、規定を整備します。

（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条及び第 7 条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第21号）

1 改正内容

児童福祉センターの組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3 条、第 4 条及び第 4 条の 2 関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市西部児童相談所処務規程の一部を改正する規程（第22号）

1 改正内容

西部児童相談所主査（児童虐待対策に係る連絡調整）を廃止します。（第 3 条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東部児童相談所処務規程の一部を改正する規程（第23号）

1 改正内容

東部児童相談所主査（児童虐待対策に係る連絡調整）を廃止します。（

第 3条関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第24号）

1 改正内容

白金保育園等に主査（保育所等に係る企画調整）を設置することに伴い、規定を整備します。（第 4条の 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所处務規程の一部を改正する規程（第25号）

1 改正内容

大曾根北・筒井都市整備事務所に設置する主査の人数を見直します。（第 2条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市土木事務所处務規程の一部を改正する規程（第26号）

1 改正内容

主査（リニア関連工事等調整）の設置に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市農業センター処務規程の一部を改正する規程（第27号）

1 改正内容

主査（ふれあい農業等）の移管に伴い、規定を整備します。（第 2条の 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第28号）

1 改正内容

主幹（教育普及等）の分担事項を見直すことに伴い、規定を整備します。
（第 4条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第29号）

1 改正内容

平成31年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第12条、第15条の 3の 3、第15条の 3の 4、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第30号）

1 改正内容

平成31年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 1、別表第 2及び別表第 3関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第31号）

1 改正内容

平成31年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 6条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 財政局の主管する債権に関する規程の廃止（第32号）

1 改正内容

債権管理推進室の廃止に伴い、財政局の主管する債権に関する規程（平成23年名古屋市達第32号）を廃止します。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第 7条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、平成31年度の組織改正を行います。（第 2条、第 3条及び第 9条関係）

2 関係規則の整理

1の改正に伴い、公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）をはじめ 4規則の規定を整理します。（附則関係）

3 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

(1) 題名を「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則」に改めます。

(2) 休憩時間を45分とする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限を選択制とすることについて、規定を整備します。

(3) 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り等につ

いて、規定を整備します。

(4) 組織改正に伴い、規定を整理します。

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

(1) 名古屋市教育センターの組織及び分掌事務を変更します。（第 2条及び第 3条関係）

(2) 休憩時間を45分とする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限を選択制とすることについて、規定を整備します。（第 3条の 2関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則（第 6号）

1 改正内容

(1) 名古屋市鶴舞中央図書館庶務係の分掌事務を変更します。（第 3条関係）

(2) 組織改正に伴い、規定を整理します。（第 6条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則（第 7号）

1 改正内容

(1) 財政局長が行う教育委員会の権限に属する事務の補助執行を廃止することに伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

(2) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会の設置に伴い、規定の整備を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

名古屋市立北高等学校等の生徒定員及び名古屋市立名古屋商業高等学校の学科を変更します。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

子育て支援の充実を図るため、名古屋市立常磐幼稚園等の預かり保育の預かり時間等を変更します。（別表第 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

名古屋市教育センター分館の施設の使用時間を変更します。（第 4条関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第 1号）
 - 1 改正内容
 - (1) 文書管理システム以外の情報システムによる電子決裁等の方法について、規定を整備します。（第26条の 2関係）
 - (2) その他規定を整理します。（第22条及び第36条関係）
 - 2 施行期日
発布の日から施行します。

- 名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
 - (1) 情報システムを使用する場合における学校文書の処理について、規定を整備します。（第13条及び第14条の 2関係）
 - (2) その他規定を整理します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
発布の日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (第 1号)

1 改正内容

平成31年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 2条
関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 (第 2号)

1 改正内容

(1) 名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第 5号)の一部改正に伴い、
規定を整備します。(別表第 1及び別表第 2関係)

(2) 平成31年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定を整備しま
す。(第 3条及び別表第 2関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 2 号

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成28年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

「平成31年 3 月31日」を「平成35年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 3 号

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号及び第 2 号中「13人」を「12人」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「12人」を「11人」に改め、同条第 5 号中「13人」を「11人」に改め、同条第 6 号中「12人」を「11人」に改める。

第 4 条の 2 第 2 項中「17人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月12日から施行する。

名古屋市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 4 号

名古屋市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年名古屋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 5 号

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項から第 5 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員	日額 12,600円	8級	防災危機管理局 総務局
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級	
10	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
11	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級	
12	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
13	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
14	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級	
15	男女平等参画審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
16	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級	財政局
17	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	市民経済局
18	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
19	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
20	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
21	消費生活審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
22	中央卸売市場運営協議会委員及	日額 12,600円	8級	

	び臨時委員			
23	市場取引委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級
24	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級
25	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級
26	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級
27	環境審議会委員及び専門委員	日額	12,600円	8級
28	地域環境審議会委員	日額	11,700円	7級
29	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額	12,600円	8級
30	公害健康被害認定審査会委員	日額	19,800円	8級
31	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級
32	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級
33	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級
34	民生委員推薦会委員	日額	12,600円	8級
35	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額	12,600円	8級
36	介護認定審査会委員	日額	16,200円	8級
37	福祉有償運送運営協議会委員	日額	12,600円	8級
38	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級
39	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級
40	精神医療審査会委員	日額	19,800円	8級
41	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額	12,600円	8級
42	精神保健指定医	日額	19,800円	8級
43	透析療法審査委員会委員	日額	10,000円	8級
44	障害者差別解消調整委員会委員	日額	12,600円	8級
45	障害支援区分認定等審査会委員	日額	16,200円	8級
46	国民健康保険運営協議会委員	日額	12,600円	8級
47	保健所運営協議会委員	日額	12,600円	8級

観光文化交
流局

環境局

健康福祉局

48	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
49	感染症診査協議会 委員 部会委員	日額 日額	12,600円 19,800円	8級 8級	
50	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
51	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
52	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
53	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
54	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
55	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
56	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
57	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
58	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
59	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
60	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
61	子どもの権利擁護委員	1時間	10,000円	8級	
62	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	住宅都市局
63	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
64	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
65	交通問題調査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
66	建築紛争調停委員会委員	日額	12,600円	8級	
67	建築審査会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
68	開発審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	

69	土地利用審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
70	土地区画整理審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
71	土地区画整理事業評価員	日額 12,600円	8級	
72	市街地再開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
73	放置自動車廃物判定委員会委員	日額 12,600円	8級	緑政土木局
74	自転車等駐車対策協議会委員	日額 12,600円	8級	
75	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
76	東山動植物園再生専門委員	日額 12,600円	8級	
77	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	教育委員会 事務局
78	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
79	社会教育委員	日額 12,600円	8級	
80	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
81	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
82	瑞穂公園陸上競技場整備等事業 者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
83	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額 12,600円	8級	
84	図書館協議会委員	日額 12,600円	8級	
85	博物館協議会委員	日額 12,600円	8級	
86	美術館協議会委員	日額 12,600円	8級	
87	科学館協議会委員	日額 12,600円	8級	
88	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額 12,600円	8級	関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の職員）

番号	区分	報酬の額	費用弁償		所管
			旅費	その他	
1	防災危機管理事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用	防災危機管理局
2	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
3	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。		
4	秘書事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用	市長室
5	庁用自動車事務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
6	広報嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
7	広報事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用	
8	建築営繕嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	総務局
9	庁舎管理嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
10	市政資料館館長	月額 582,500円	9級	通勤費用	
11	市政資料館専門調査員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
12	市政資料館調査員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
13	庁舎設備保全嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
14	情報化推進参与	日額 15,630円	8級		
15	庶務事務嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用（臨職）	
16	職員研修室嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
17	再雇用嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
18	長期休職者代替嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用	
19	総括産業医	月額 117,000円	7級		
20	産業医	1回 21,400円	7級		
21	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級		
22	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級		
23	安全衛生管理嘱託員 保健師、公認心理師又は臨	月額 258,000円	4級	通勤費用	

	床心理士 その他の者	月額 212,500円	4級	通勤費用	
24	男女平等参画推進センター専門相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用	
25	東京事務所嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用	
26	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	通勤費用（臨職）	財政局
27	管財事務嘱託員	月額 258,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,800円）	4級	通勤費用	
28	税務事務嘱託員	月額 258,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,800円）	4級	通勤費用	
29	市民相談幹	月額 274,600円 （備考第3項の適用を受ける者 257,500円）	4級	通勤費用	市民経済局
30	個人情報・情報公開嘱託員	月額 258,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,800円）	4級	通勤費用	
31	電話交換嘱託員	月額 228,900円 （備考第3項の適用を受ける者 214,800円）	4級	通勤費用	
32	区民サービス嘱託員	月額 258,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,800円）	4級	通勤費用	
33	区民サービス協力員	月額 258,000円	4級	通勤費用	
34	集配嘱託員	月額 228,900円 （備考第3項の適用を受ける者 214,800円）	4級	通勤費用	
35	区役所総務事務嘱託員	月額 258,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,800円）	4級	通勤費用	
36	地域力推進事務嘱託員	月額 258,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,800円）	4級	通勤費用	
37	証明書交付センター嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用	
38	市民活動推進センター嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用	
39	地域安全指導員	月額 258,000円	4級	通勤費用	
40	労働相談幹	月額 274,600円	4級	通勤費用	
41	通達員	月額とし、58.1円に受持世帯数を乗じて得た額に、2.8円から17.8円までの範囲で任命権者が定める額に臨時の配布物数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	月額 9,000円	
42	地域コミュニティ活性化支援員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
43	区政協力委員 市区政協力委員議長協議会 議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議長 及び副議長 学区区政協力委員会委員長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	月額 3,156円 月額 3,156円 月額 3,156円 月額 2,262円	
44	交通指導員	月額 81,100円	4級	月額 9,000円	
45	交通安全教育指導員	月額 228,900円	4級	通勤費用	

46	客引き行為等対策主任指導員	月額 274,600円	4級	通勤費用
47	客引き行為等対策指導員	月額 258,000円	4級	通勤費用
48	客引き行為等対策推進員	月額 258,000円	4級	通勤費用
49	犯罪被害者等支援相談員	月額 274,600円	4級	通勤費用
50	犯罪被害者等支援員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
51	人権企画嘱託員	月額 274,600円	4級	通勤費用
52	人権啓発嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
53	文化センター事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
54	海外展開・誘致推進専門員	月額 274,600円	4級	通勤費用
55	地域商業事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
56	中小企業経営情報相談員	月額 274,600円	4級	通勤費用
57	計量検査業務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
58	消費生活事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
59	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
60	消費生活指導員	月額 258,000円	4級	通勤費用
61	消費者教育指導員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
62	消費生活相談員	月額 212,500円	4級	通勤費用
63	消費者教育コーディネーター	月額 212,500円	4級	通勤費用
64	消費生活センター情報アドバイザー	日額 9,010円	4級	通勤費用（臨職）
65	中央卸売市場本場青果部取引指導監視員	月額 228,900円	4級	通勤費用
66	中央卸売市場本場水産物部取引指導監視員	月額 228,900円	4級	通勤費用
67	中央卸売市場本場取引業務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
68	中央卸売市場本場庁舎管理嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
69	中央卸売市場本場事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
70	中央卸売市場北部市場青果部取引指導監視員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
71	中央卸売市場北部市場水産物部取引指導監視員	月額 228,900円	4級	通勤費用
72	中央卸売市場北部市場取引業務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
73	中央卸売市場南部市場嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用
74	中央卸売市場南部市場事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用

		ける者 241,800円)			
75	工業研究所設備活用嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
76	工業研究所事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用	
77	国際交流員	月額 370,800円	4級	通勤費用	観光文化交 流局
78	国際交流専門員	月額 302,300円	4級	通勤費用	
79	外事専門員	1時間 1,230円	4級	通勤費用 (臨職)	
80	渉外事務協力員	1時間 1,100円	4級	通勤費用 (臨職)	
81	文学嘱託員	日額 12,800円	4級	通勤費用 (臨職)	
82	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級		
83	名古屋城施設管理嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
84	名古屋城学芸事務嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用	
85	名古屋城事務嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用	
86	名古屋城整備嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
87	名古屋城調査研究センター所長	月額 117,000円	8級		
88	名古屋城調査研究事務嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用	
89	衛生管理嘱託員	月額 274,600円	4級	通勤費用	環境局
90	業務補助嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用 (臨職)	
91	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級		
92	生物多様性相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
93	生物多様性市民協働推進員	月額 258,000円	4級	通勤費用	
94	生物多様性専門員	1時間 2,047円	4級	通勤費用 (臨職)	
95	省エネルギー指導員	日額 15,000円	4級		
96	環境推進専門員	月額 302,300円	4級	通勤費用	
97	環境学習相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
98	学校環境学習支援員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
99	公害対策相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
100	石綿対策指導監視員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
101	公害健康被害者家庭療養指導保健師	1回 3,000円	4級	通勤費用 (臨職)	
102	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級		
103	環境保健事業指導保健師	月額 274,600円	4級	通勤費用	
104	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
105	公害対策監視員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
106	環境分析員	月額 228,900円	4級	通勤費用	

107	減量推進用車両運転管理業務 嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受 ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
108	減量推進事務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受 ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
109	南リサイクルプラザ（プラザ 棟）管理業務嘱託員	1時間 2,007円 (備考第3項の適用を受 ける者 1,882円)	4級	通勤費用	
110	南リサイクルプラザ（プラザ 棟）業務嘱託員	1時間 1,902円 (備考第3項の適用を受 ける者 1,782円)	4級	通勤費用	
111	事業者環境推進員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
112	西資源センター管理業務嘱託 員	1時間 2,062円 (備考第3項の適用を受 ける者 1,936円)	4級	通勤費用	
113	資源化推進事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用	
114	路上禁煙等指導員	月額 258,000円	4級	通勤費用	
115	不良堆積物対策推進員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
116	不良堆積物対策支援員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
117	資源収集嘱託員	1時間 2,062円 (備考第3項の適用を受 ける者 1,936円)	4級	通勤費用	
118	処分場管理運営嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
119	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上 限として任命権者が定 める額に、1,000円を上 限として任命権者が定 める額に調査対象数を 乗じて得た額を加算し た額とする。ただし、 任命権者が別に定める 厚生統計調査を行う者 については日額とし、 8,000円を上限として任 命権者が定める額とす る。			健康福祉局
120	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上 限として任命権者が定 める額とする。			
121	社会福祉法人会計指導嘱託員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
122	生活保護居宅生活支援員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
123	福祉施設精神保健相談員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
124	滞納整理嘱託員	月額 274,600円	4級	通勤費用	
125	高齢者措置事務嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
126	保護援護生活相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	

127	訪問活動支援員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
128	福祉制度案内嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
129	介護保険給付・地域包括ケア事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
130	介護保険料徴収事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
131	介護保険給付適正化事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
132	介護保険サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
133	いのちの支援嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
134	ひきこもり支援コーディネーター嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
135	依存症相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
136	自立支援医療費審査支払事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
137	補装具費支給制度等適正化事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
138	保健福祉相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
139	障害者職業能力開発プロモーター	月額 258,000円	4級	通勤費用
140	障害福祉サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
141	障害福祉サービス費等審査支払事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
142	障害者総合支援法施行事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
143	医療・介護扶助事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
144	生活保護就労支援員	月額 258,000円	4級	通勤費用
145	生活保護年金等調査員	月額 258,000円	4級	通勤費用
146	生活保護施術給付適正化推進員	月額 258,000円	4級	通勤費用
147	生活困窮者自立支援事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
148	中国残留邦人等支援・相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
149	生活保護債権管理嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
150	特定健診等業務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
151	後期高齢者医療事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
152	後期高齢者医療徴収事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
153	福祉医療事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
154	中央看護専門学校嘱託教員	月額 258,000円	4級	通勤費用
155	自立支援健康相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
156	予防接種相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
157	H I V相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
158	難病等保健福祉相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
159	受動喫煙対策推進嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
160	保健所嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
161	保健所看護師嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
162	高齢者福祉相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用

		ける者 241,800円)		
163	地域ケア推進嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
164	介護保険認定適正化事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
165	援護事業・保護施設事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
166	医療安全相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
167	医療施設事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
168	結核対策推進員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
169	感染症対策支援員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
170	健康増進支援事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
171	クオリティライフ21城北嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
172	特定医療費助成制度事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
173	食品衛生検査所嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
174	食の安全・安心推進嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
175	生活保護事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
176	環境衛生嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
177	火葬業務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
178	斎場受付業務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
179	動物愛護センター嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
180	食肉衛生検査所嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
181	中央看護専門学校嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
182	福祉施設嘱託員			
	看護師	月額 258,000円	4級	通勤費用
	准看護師	月額 258,000円	4級	通勤費用
	管理栄養士	月額 258,000円	4級	通勤費用
	理学療法士	月額 258,000円	4級	通勤費用
	作業療法士	月額 258,000円	4級	通勤費用
	介護員	月額 228,900円	4級	通勤費用
	看護補助員	月額 228,900円	4級	通勤費用

	雑役人	月額	228,900円	4級	通勤費用
	運転管理業務員	月額	228,900円	4級	通勤費用
183	福祉施設嘱託医師	日額	21,400円		
184	福祉施設嘱託理学療法士	日額	10,400円		
185	福祉施設嘱託作業療法士	日額	10,400円		
186	福祉施設嘱託言語聴覚士	日額	10,400円		
187	厚生院嘱託医				
	病理業務	日額	50,000円		
	麻酔業務	日額	50,000円		
	医療業務	日額	49,400円		
	救護業務	日額	49,400円		
	当直業務	日額	26,500円		
188	厚生院嘱託言語聴覚士	日額	10,400円		
189	社会福祉施設時間制従事員				
	看護師	1時間	1,180円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護師（指導主任）	1時間	1,525円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護師（主任）	1時間	1,360円		通勤費用（臨職）
	准看護師	1時間	1,130円		通勤費用（臨職）
	厚生院の准看護師（指導主任）	1時間	1,400円		通勤費用（臨職）
	厚生院の准看護師（主任）	1時間	1,300円		通勤費用（臨職）
	厚生院の歯科衛生士	1時間	1,360円		通勤費用（臨職）
	厚生院の介護員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護補助員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
	厚生院の運転管理業務員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
190	社会福祉事務所嘱託医	月額	117,000円	7級	
191	民生委員				
	市民生委員連盟理事長及び副理事長			8級	月額 3,156円
	区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長			7級	月額 3,156円
	民生委員協議会会長			5級	月額 3,156円
	民生委員			4級	月額 2,262円
192	認知症施策推進参与	日額	15,630円	8級	
193	身体障害者相談員	年額	58,700円	4級	
194	知的障害者相談員	年額	58,700円		
195	手話通訳者及び点訳者	月額	258,000円	4級	通勤費用
196	知的障害者更生相談所嘱託医	日額	49,400円		
197	精神保健福祉センター特定相談員	日額	21,400円	7級	
198	身体障害者更生相談所判定医師	日額	21,400円		
199	精神障害者保健福祉手帳等判定医	日額	21,400円		
200	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額	21,400円		
201	精神保健福祉センターこころの健康電話相談員	日額	13,300円		
202	精神保健福祉センター臨床心理技術者	日額	13,300円		
203	精神保健福祉センター作業療法士	日額	13,300円		
204	知的障害者更生相談所嘱託判定員	日額	10,400円		
205	視聴覚障害情報支援員	1時間	2,047円	4級	
206	業務補助嘱託員	1時間	950円	4級	通勤費用（臨職）

207	障害者職場定着支援嘱託員	1時間	1,070円	4級	通勤費用（臨職）	
208	生活保護適正実施推進支援員	月額	258,000円	4級	通勤費用	
209	保護課嘱託医 内科 精神科 歯科	月額 月額 月額	117,000円 117,000円 117,000円			
210	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額	21,400円			
211	国民健康保険レセプト点検嘱託員	日額	12,290円	4級	通勤費用（臨職）	
212	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員			8級 7級 5級 5級 4級	月額 3,156円 月額 3,156円 月額 3,156円 月額 2,262円 月額 2,262円	
213	保健所嘱託医	日額	21,400円	7級		
214	中央看護専門学校学生相談員	日額	4,900円			
215	中央看護専門学校カウンセラー	1時間	4,900円			
216	中央看護専門学校司書	1時間	1,070円		通勤費用（臨職）	
217	中央看護専門学校実習指導員・代替教員 保健師及び助産師（指導主任） 保健師及び助産師（主任） 保健師及び助産師 看護師（指導主任） 看護師（主任） 看護師	1時間 1時間 1時間 1時間 1時間 1時間	1,575円 1,405円 1,220円 1,565円 1,395円 1,210円		通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）	
218	中央看護専門学校非常勤講師	1授業時間	6,000円			
219	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 日額 日額	21,400円 6,400円 6,400円			
220	介護予防推進員	1時間	1,360円	4級	通勤費用（臨職）	
221	女性福祉相談員 緊急相談業務に従事する者 その他の者	月額とし、274,600円に2,180円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。 月額	274,600円	4級 4級	通勤費用 通勤費用	子ども青少年局
222	児童虐待対応支援員 緊急相談業務に従事する者 その他の者	月額とし、274,600円に2,180円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。 月額	274,600円	4級 4級	通勤費用 通勤費用	
223	児童虐待対応員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、274,600円に2,180円に当該業務に従		4級	通勤費用	

	その他の者	事した時間数を乗じて 得た額を加算した額と する。 月額 274,600円	4級	通勤費用
224	トワイライト事業嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用
225	保育関連研修企画嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用
226	ひとり親家庭応援専門員	月額 274,600円	4級	通勤費用
227	母子・父子自立支援員	月額 274,600円	4級	通勤費用
228	保育所整備推進員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用
229	保育事業者支援コンサルタン ト	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用
230	警察連絡調整員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、274,600円に 2,180円に当該業務に従 事した時間数を乗じて 得た額を加算した額と する。	4級	通勤費用
	その他の者	月額 274,600円	4級	通勤費用
231	医療連携支援コーディネー ター 緊急相談業務に従事する者	月額とし、274,600円に 2,180円に当該業務に従 事した時間数を乗じて 得た額を加算した額と する。	4級	通勤費用
	その他の者	月額 274,600円	4級	通勤費用
232	保育運営課嘱託員（栄養士）	月額 258,000円	4級	通勤費用
233	子育て支援課嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
234	障害児通所給付費等審査支払 事務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
235	障害児通所支援事業所等指定 指導事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用
236	児童相談協力員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、258,000円に 2,048円に当該業務に従 事した時間数を乗じて 得た額を加算した額と する。	4級	通勤費用
	その他の者	月額 258,000円	4級	通勤費用
237	児童相談対応協力員	月額 258,000円	4級	通勤費用
238	一時保護対応協力員	月額 258,000円	4級	通勤費用
239	嘱託児童心理司 緊急相談業務に従事する者	月額とし、258,000円に 2,048円に当該業務に従 事した時間数を乗じて 得た額を加算した額と する。	4級	通勤費用
	その他の者	月額 258,000円	4級	通勤費用

240	発達障害者支援センター嘱託 ケースワーカー	月額	258,000円	4級	通勤費用
241	発達障害者支援センター嘱託 セラピスト	月額	258,000円	4級	通勤費用
242	家庭復帰支援員	月額	258,000円	4級	通勤費用
243	児童福祉施設嘱託員				
	保健師	月額	258,000円	4級	通勤費用
	看護師	月額	258,000円	4級	通勤費用
	准看護師	月額	258,000円	4級	通勤費用
	保育士	月額	258,000円	4級	通勤費用
	児童指導員	月額	258,000円	4級	通勤費用
	栄養士	月額	258,000円	4級	通勤費用
	言語聴覚士	月額	258,000円	4級	通勤費用
	相談業務に従事する者	月額	258,000円	4級	通勤費用
	心理判定業務に従事する者	月額	258,000円	4級	通勤費用
	調理又は雑役業務に従事する者	月額	228,900円	4級	通勤費用
	保育士業務補助	月額	228,900円	4級	通勤費用
	児童指導員業務補助	月額	228,900円	4級	通勤費用
244	保育案内人	月額	258,000円	4級	通勤費用
245	家庭的保育支援者	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
246	保健所子育て相談員	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
247	里親委託等推進員	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
248	玉野川学園学科指導嘱託員	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
249	小児慢性特定疾病児童等自立 支援員	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
250	妊娠・出産期支援員	月額	258,000円	4級	通勤費用
251	地域療育センター嘱託ケース ワーカー	月額	258,000円	4級	通勤費用
252	児童相談研修コーディネーター	月額	258,000円	4級	通勤費用
253	児童福祉債権管理嘱託員	月額	258,000円	4級	通勤費用
254	エリア支援保育所事業嘱託保 健師	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
255	保育所等認可事務嘱託員	月額	258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
256	通訳業務担当嘱託員	月額	258,000円	4級	通勤費用
257	保育料等無償化事務嘱託員	月額	258,000円	4級	通勤費用
258	子どもの権利擁護調査相談員	月額	258,000円	4級	通勤費用
259	庁用自動車運転管理業務嘱託 員	月額	228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
260	配偶者暴力防止参与	日額	15,630円	8級	
261	児童虐待対策参与	日額	15,630円	8級	

262	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 日額	21,400円 49,400円		
263	児童福祉施設嘱託理学療法士	日額	10,400円		
264	児童福祉施設嘱託作業療法士	日額	10,400円		
265	児童福祉施設嘱託音楽療法士	日額	10,400円		
266	児童福祉施設嘱託言語聴覚士	日額	10,400円		
267	児童福祉施設嘱託セラピスト	日額	10,400円		
268	児童福祉施設心理療法嘱託員	日額	10,400円		
269	児童福祉施設嘱託放射線技師	日額	8,300円		
270	児童福祉施設嘱託臨床検査技師	日額	8,300円		
271	児童福祉施設嘱託歯科衛生士	日額	8,300円		
272	児童福祉施設時間制従事員 雑役人 調理業務員	1時間 1時間	950円 950円		通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
273	児童福祉施設業務補助嘱託員	1時間	950円		通勤費用（臨職）
274	保育運営課嘱託栄養士	1時間	1,040円		通勤費用（臨職）
275	保育所嘱託職員 一般嘱託職員（保健師、助産師及び看護師（准看護師を除く。）） 一般嘱託職員（准看護師） 一般嘱託職員（午前9時30分以前又は午後4時30分以後における補助業務に従事する者に限る。） その他の一般嘱託職員、特別嘱託職員及び障害児対応嘱託職員	1時間 1時間 1時間 1時間	1,140円 ～1,380円 1,050円 ～1,300円 1,100円 ～1,350円 950円 ～1,200円		通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
276	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	年額 年額	402,500円 251,600円		
277	統合保育スーパーバイザー	1回	8,300円		
278	母子父子寡婦福祉資金担当嘱託員	1時間	2,180円	4級	
279	児童扶養手当等嘱託医	年額	20,000円		
280	子育てサロン従事者 マネージャー サブマネージャー コーディネーター	1回 1回 1回	4,000円 2,000円 2,000円		通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
281	新生児・産婦訪問指導員	1回	3,700円		通勤費用（臨職）
282	嘱託心理判定員	日額	10,400円		
283	3歳児検診等嘱託心理判定員	日額	10,400円		
284	児童相談所スーパーバイザー	1時間	6,800円		
285	児童虐待防止事業嘱託員（電話相談員）	日額	10,400円		
286	児童相談所児童福祉専門員	日額	21,400円		
287	児童相談所日直電話対応嘱託員	日額	10,400円		
288	わかくさ学園保育補助員	1時間	1,075円		
289	玉野川学園非常勤講師	1時間	2,800円	4級	通勤費用（臨職）
290	児童自立支援補助業務嘱託員	日額	13,410円	4級	通勤費用（臨職）
291	地域療育センター嘱託看護師	日額	6,400円		
292	少年指導員	月額	258,000円	4級	通勤費用

293	エリア支援保育所担当歯科医	1回	21,500円	7級	通勤費用	住宅都市局
294	児童委員			民生委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
295	都市計画相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		4級	通勤費用	
296	工事監理員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		4級	通勤費用	
297	庁舎電気設備管理員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		4級	通勤費用	
298	建築相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		4級	通勤費用	
299	住宅等認定業務嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
300	開発審査関係業務嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
301	宅地造成窓口相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
302	建築確認申請指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		4級	通勤費用	
303	住宅関連業務嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
304	土地取引等調査事務嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
305	市街地整備等関連業務嘱託員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
306	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)		4級	通勤費用	緑政土木局
307	住宅居住指導員	月額 258,000円		4級	通勤費用	
308	景観アドバイザー	日額 12,600円		8級		
309	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)		4級	通勤費用	
310	道路巡視員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		4級	通勤費用	
311	補修作業員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)		4級	通勤費用	
312	土木アドバイザー	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		4級	通勤費用	
313	道路相談員	月額 258,000円		4級	通勤費用	

314	道路監理嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
315	測量窓口相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
316	自転車対策推進員 (主任)	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
317	自転車対策推進員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
318	用地補償アドバイザー	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
319	橋梁巡視員 (主任)	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
320	橋梁巡視員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
321	河川相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
322	河川巡視員 (主任)	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
323	河川巡視員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
324	農政相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
325	農業センター嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
326	公園利用相談員 (主任)	月額 274,600円	4級	通勤費用
327	公園利用相談員	月額 258,000円	4級	通勤費用
328	緑化相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
329	公園用地管理嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
330	動物飼育嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
331	植物園嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
332	農業土木委員 農業土木委員 (重要) 農業土木委員 (一般)	年額とし、17,730円に 担当地区数を乗じて得 た額とする。 年額とし、8,865円に担 当地区数を乗じて得た		

	農業土木委員補助員	額とする。 年額とし、4,925円に担 当地区数を乗じて得た 額とする。			
333	市会事務嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	市会事務局
334	庁用自動車運転管理業務嘱託 員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受 ける者 214,800円)	4級	通勤費用	教育委員会 事務局
335	学事課事務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受 ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
336	グローバル人材育成企画調整 員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
337	幼児教育指導員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受 ける者 214,800円)	4級	通勤費用	
338	ことばの指導推進員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
339	日本語学習支援コーディネー ター	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
340	初期日本語集中教室企画指導 員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
341	子ども適応相談センター主任 相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
342	子ども適応相談センター相談 員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
343	文化センター学習相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
344	生徒指導主任相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
345	生徒指導相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
346	主任教育相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
347	教育相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
348	教育センター研修指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受 ける者 241,800円)	4級	通勤費用	
349	教員免許状更新講習主任指導 員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受 ける者 257,500円)	4級	通勤費用	
350	教員免許状更新講習指導員	月額 258,000円	4級	通勤費用	

		(備考第3項の適用を受ける者 241,800円)		
351	教育センター特別支援教育主任相談員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
352	教育センター特別支援教育相談員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
353	教育センター技術員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
354	教育センター調査研究員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
355	教育センター教育情報調査管理員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
356	教育サポートセンター主任指導員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
357	教育サポートセンター指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
358	教師力向上主任支援員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
359	教師力向上支援員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
360	学校事務センター事務支援員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
361	学校事務センター事務支援嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
362	スクールランチ指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
363	人権教育指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
364	生涯学習指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
365	少年スポーツ活動普及指導員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
366	スポーツ施設監視員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
367	学校施設開放指導員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
368	文化財調査員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用

369	生涯学習運営員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
370	図書館奉仕調査員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
371	博物館調査研究員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
372	美術館調査員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
373	科学館調査員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
374	科学館教育指導員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
375	科学館統括運営員	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
376	生涯学習施設等管理運営員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
377	旧学校施設等使用管理員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
378	高等学校事務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
379	給食費事務嘱託員	月額 228,900円 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	4級	通勤費用
380	野外教育施設指導員	月額 228,900円	4級	通勤費用
381	野外教育施設指導補助員	月額 212,500円	4級	通勤費用
382	野外教育施設看護員	月額 212,500円	4級	通勤費用
383	野外教育施設管理運営員	月額 212,500円	4級	通勤費用
384	母語学習協力員	月額 258,000円	4級	通勤費用
385	母語指導補助員	1時間 2,047円	4級	通勤費用 (臨職)
386	初期日本語集中教室指導員	月額 258,000円	4級	通勤費用
387	就労支援コーディネーター	月額 258,000円	4級	通勤費用
388	教職員保健指導員	月額 274,600円	4級	通勤費用
389	公有財産関係事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
390	学校用務業務員 (臨時)	月額 212,500円	4級	通勤費用
391	学校用務業務補助嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用 (臨職)
392	学校給食調理業務員 (臨時)	月額 212,500円	4級	通勤費用
393	図書館業務補助嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用 (臨職)
394	教育事務補助嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用 (臨職)
395	特別支援学校実習業務補助嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用 (臨職)
396	特別支援学校介助嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用
397	学校業務補助嘱託員	1時間 950円	4級	通勤費用 (臨職)
398	教育委員会事務局事務嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用
399	就学奨励事務嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
400	子ども応援委員会スクールボリス	1時間 2,047円	4級	通勤費用 (臨職)

401	スクールカウンセラー	1時間	5,000円	4級	通勤費用（臨職）
402	日本語教育相談センターコンサルタント	1回	5,900円	4級	通勤費用（臨職）
403	特別支援教育スーパーバイザー	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）
404	特別支援教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
405	発達障害対応支援員	1時間	1,040円	4級	通勤費用（臨職）
406	児童生徒看護介助員	1時間	1,700円	4級	通勤費用（臨職）
407	通級指導定着支援員	月額	228,900円	4級	通勤費用
408	高等学校外国人理数英語講師	月額	440,400円	5級	通勤費用
409	学校司書	1時間	1,070円	4級	通勤費用（臨職）
410	ことばのアドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
411	幼児教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
412	学校給食栄養士	1時間	1,040円	4級	通勤費用（臨職）
413	名東高等学校外国人英語講師	月額	527,800円	5級	通勤費用
414	高等学校非常勤外国人講師	1時間	6,000円	4級	通勤費用
415	初任研拠点校指導嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	274,600円	4級	通勤費用
416	高等学校嘱託講師	月額 (備考第3項の適用を受ける者 197,600円)	210,500円	4級	通勤費用
417	幼稚園嘱託講師	月額 (備考第3項の適用を受ける者 202,200円)	215,300円	4級	通勤費用
418	小学校・中学校・特別支援学校非常勤講師	1時間	2,800円	4級	通勤費用
419	高等学校非常勤講師 65分授業を担当する者	1授業時間	3,640円	4級	通勤費用
	定時制課程（夜間）に勤務する者	1授業時間	2,920円	4級	通勤費用
	45分授業を担当する者（全日制課程に限る。）	1授業時間	2,520円	4級	通勤費用
	その他の者	1授業時間	2,800円	4級	通勤費用
420	高等学校非常勤実習助手	1授業時間	1,750円	4級	通勤費用
421	幼稚園非常勤講師	1時間	1,680円	4級	通勤費用
422	学校事務センター給与事務嘱託員	月額	228,900円	4級	通勤費用
423	小学校・中学校・特別支援学校事務支援員	月額	228,900円	4級	通勤費用
424	学校事務補助嘱託員	1時間	950円	4級	通勤費用（臨職）
425	小学校給食衛生等指導員	月額	258,000円	4級	通勤費用
426	学校産業医	月額	200,000円	7級	
427	学校衛生管理医師	1回	21,400円	7級	
428	学校医 内科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
	眼科及び耳鼻咽喉科			7級	

	精神科	年額とし、216,400円に24,600円に相談回数に乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	精神科（特別支援学校）	年額 393,300円	7級	
429	小学校臨時専門医	1回につき、24,600円に335円に検診者数に乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
430	学校医補助者	1回 3,540円	4級	
431	学校歯科医	年額とし、216,400円に335円に検診者数に乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
432	学校歯科医補助者 歯科衛生士 歯科助手	1回 6,490円 1回 3,540円	4級 4級	
433	学校薬剤師	年額とし、180,800円に2,950円に学級数に乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
434	地域学校安全指導員	日額 8,190円	4級	
435	稲武野外教育センター所長	月額 318,300円 (備考第3項の適用を受ける者 300,500円)	7級	通勤費用
436	中津川野外教育センター所長	月額 318,300円 (備考第3項の適用を受ける者 300,500円)	7級	通勤費用
437	野外教育センター宿日直代行員	1回 6,200円	4級	
438	子ども適応相談センター参与	日額 15,630円	8級	
439	子ども適応相談センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	通勤費用（臨職）
440	子ども適応相談センターセラピスト	1回 18,500円	7級	通勤費用（臨職）
441	部活動顧問 小学校 中学校	月額 32,400円 月額 43,200円	4級 4級	
442	スポーツ施設技術員	月額 258,000円	4級	通勤費用
443	文化財専門員	月額 258,000円	4級	通勤費用
444	文化財事務嘱託員	月額 212,500円	4級	通勤費用
445	見晴台考古資料館長	月額 274,600円 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	4級	通勤費用
446	見晴台考古資料館運営嘱託員	月額 228,900円	4級	通勤費用
447	見晴台考古資料館調査員	1時間 1,070円	4級	通勤費用（臨職）
448	埋蔵文化財発掘調査員 学芸員の資格を有する者 学芸員の資格を有しない者	日額 7,250円 日額 7,050円	4級 4級	通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
449	図書館奉仕協力員	1時間 950円	4級	通勤費用（臨職）
450	博物館長	月額 582,500円	9級	通勤費用
451	博物館参与	日額 15,630円	8級	
452	博物館資料調査員	日額 7,250円	4級	通勤費用（臨職）
453	蓬左文庫司書	1時間 1,070円	4級	通勤費用（臨職）
454	美術館長	月額 582,500円	9級	通勤費用
455	美術館参与	日額 15,630円	8級	

456	科学館長	月額	582,500円	9級	通勤費用	
457	科学館主任展示運営員	月額	274,600円	4級	通勤費用	
458	科学館展示運営員	月額	258,000円	4級	通勤費用	
459	科学館展示運営補助員	月額	212,500円	4級	通勤費用	
460	教育センター嘱託弁護士	1回	25,900円	7級	通勤費用（臨職）	
461	教育センター嘱託医師	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）	
462	教育センター特別教育相談員	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）	
463	教育センター嘱託心理士	1回	18,500円	7級	通勤費用（臨職）	
464	教育センター嘱託社会福祉士	1回	18,500円	7級	通勤費用（臨職）	
465	教育センター情報教育専門員	日額	15,630円	8級		
466	新規採用教員研修指導員	1時間	2,800円	4級	通勤費用	
467	選挙事務嘱託員	1時間	1,705円	4級	通勤費用（臨職）	選挙管理委員会事務局
468	自主防災組織指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	274,600円	4級	通勤費用	消防局
469	防災技術訓練センター指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
470	大型バス運転業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	228,900円	4級	通勤費用	
471	自主防災組織連絡調整指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
472	車両整備嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
473	消防署受付業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
474	消防学校寮監	月額 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	274,600円	4級	通勤費用	
475	消防装備集配送業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 214,800円)	228,900円	4級	通勤費用	
476	庶務経理事務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
477	指令管制支援嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
478	特定災害業務支援嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
479	研修業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
480	応急手当普及主任指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 257,500円)	274,600円	4級	通勤費用	
481	応急手当普及指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	258,000円	4級	通勤費用	
482	市民防災普及員	月額	274,600円	4級	通勤費用	

		(備考第3項の適用を受ける者 257,500円)		
483	学校業務支援嘱託員	月額 258,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,800円)	4級	通勤費用
484	消防音楽隊演奏業務嘱託員	月額 258,000円	4級	通勤費用
485	救急救命士養成専任教員 医師免許を有する者 その他の者	月額 382,700円 月額 274,600円	5級 4級	通勤費用 通勤費用
486	衛生管理指導員	月額 274,600円	4級	通勤費用
487	消防局産業医	1回 21,400円	7級	
488	消防局衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
489	消防カラーガード隊員	月額 228,900円	4級	通勤費用
490	消防業務事務補助嘱託員 内部部局において企画調整 事務補助に従事する者 その他の者	月額 228,900円 月額 212,500円	4級 4級	通勤費用 通勤費用
491	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長 区消防団連合会長（市消防 団連合会長である者を除く。） 消防団長（市消防団連合会 長又は区消防団連合会長で ある者を除く。） 副団長 部長 班長 団員	年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、34,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、31,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、28,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、25,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。	8級 7級 5級 4級 4級 4級 4級	
492	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団 の業務に従事する者	1回 4,500円を上 限として市	消防団員 （基本消	

	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1回	1,000円	長が定める額とする。 防団)としての級に準ずる。 4級		
493	育児休業等代替嘱託員	月額	228,900円	4級	通勤費用	関係局

- 備考 1 月額により定める報酬の額は、非常勤の職員の任命を行った時期、年齢等を考慮して任命権者が別に定める基準により減額することができる。
- 2 1時間当たりの報酬の額が上限及び下限で定められているものについては、職務の困難、複雑、責任の度等に応じて任命権者が別に定める基準により報酬の額を定めるものとする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者であって、非常勤の職員に任命されている者（以下「支給年齢職員」という。）の報酬の額は、報酬の額の欄中括弧内に掲げる額とする。
- 4 費用弁償旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 5 費用弁償その他の欄中「通勤費用」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第11条の規定を準用し算定する。ただし、当該規定を改正する条例（以下「改正条例」という。）による改正後の当該規定の施行又は適用の日が改正条例の公布の日の属する年度の末日までの間である場合にあっては、同日までの間は、改正条例による改正前の当該規定を準用し算定する。
- 6 費用弁償その他の欄中「通勤費用（臨職）」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第22条を準用し算定する。
- 7 32の項区民サービス嘱託員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき512円（支給年齢職員にあっては、480円）を加算した額とする。
- 8 33の項区民サービス協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき512円を加算した額とする。
- 9 41の項通達員の報酬の額の欄中「任命権者が定める額」は、臨時の配付物ごとにその重量、形状等を考慮して、任命権者が定める額とする。
- 10 46の項客引き行為等対策主任指導員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき545円を加算した額とする。
- 11 47の項客引き行為等対策指導員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき512円を加算した額とする。
- 12 48の項客引き行為等対策推進員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき512円を加算した額とする。
- 13 182の項福祉施設嘱託員（介護員に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき455円を加算した額とする。
- 14 238の項一時保護対応協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき512円を加算した額とする。
- 15 243の項児童福祉施設嘱託員（保育士又は児童指導員に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき512円を加算した額とし、同項児童福祉施設嘱託員（保育士業務補助又は児童指導員業務補助に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき455円を加算した額とする。
- 16 467の項選挙事務嘱託員の報酬の額は、1日8時間を超えて勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき427円（その勤務が午後10時から翌日

午前5時までの間である場合は853円)を加算した額とし、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき427円を加算した額とする。

第2条 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当（以下「報酬等」という。）」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

非常勤の職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる表のとおりとする。

- (1) 行政委員会の委員等 別表第1
- (2) 附属機関の委員等 別表第2
- (3) その他の非常勤の特別職の職員 別表第3
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。） 別表第4

第2条第2項中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改め、「以外の」の次に「前項第1号から第3号までに掲げる」を加え、「任命した」を「任用する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、職務の性質その他の理由により別表第4に定める報酬の額により難しい同項第4号に掲げる非常勤の職員を任用する場合には、勤務1時間当たり4,348円を超えない範囲内で、報酬の額を定めることができる。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 会計年度任用短時間勤務職員には、前条に定める報酬に加え、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）第6条の2に規定する給料の調整額並びに第10条の2、第11条の2、第12条から第12条の38まで及び第15条から第18条までに規定する手当

に相当する報酬を支給する。

- 2 前項の規定により支給する報酬の額は、同項に掲げるそれぞれの規定の適用を受ける職員の正規の勤務時間及び手当の額並びに当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を考慮して、市長が定める。

第6条を次のように改める。

（報酬の減額）

第6条 会計年度任用短時間勤務職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合（市長が定める場合を除く。）を除くほか、市長が定めるところにより、その勤務しない期間につき報酬を減額するものとする。

第7条第2項中「別表」を「別表第1から別表第4まで」に、「適用」を「準用」に改め、同条第3項中「別表第3に規定する」を削り、「同表に定める額の」を「給与条例第11条に規定する手当に相当する」に改め、同条第4項中「、第3条」を削り、「前条」を「第5条」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の費用弁償の額は、給与条例第11条の規定の適用を受ける職員の1箇月当たりの通勤所要回数及び手当の額並びに当該非常勤の職員の1箇月当たりの通勤所要回数を考慮して、市長が定める。

第9条を第11条とする。

第8条中「報酬及び費用弁償」を「報酬等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 報酬の計算期間（以下「報酬期間」という。）及び報酬期間ごとの報酬の支給額並びに報酬等の支給日は、市長が定める。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（報酬及び期末手当からの控除）

第10条 非常勤の職員に報酬及び期末手当を支給する際、その報酬及び期末手当から控除して支払うことのできるものは、別に法律及び条例で定めるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各局、区（局、区に属しない室を含む。）又はこれに準ずる組織ごとに設けられた職員厚生会が規約又は規程の定めるところに基づき、その

会の運営のための経費として徴収する金額

(2) 丸八信用組合及び東海労働金庫に対する預貯金又は貸付金の月賦弁済金及び利息

(3) 法に基づき本市人事委員会の登録を受けた職員団体がその団体の運営のための経費としてその構成員である非常勤の職員から徴収する金額

(4) 非常勤の職員が通勤のために使用する自動車の駐車場所に係る使用料その他の報酬及び期末手当から控除する必要があるものと認めて市長が定めるもの

第7条の次に次の1条を加える。

(期末手当)

第8条 会計年度任用短時間勤務職員（市長が定める者に限る。）には、期末手当を支給する。

2 前項の規定により支給する期末手当の額は、給与条例第20条、第20条の4及び第20条の5の規定を準用して算定する。この場合において、給与条例第20条第5項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは、「報酬（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第2条に規定する報酬に限る。）及びこれに対する地域手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

別表第1備考中「職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 27,730円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	市民経済局
11	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	
12	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	観光文化交流局
13	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	
14	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	健康福祉局
15	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		

16	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
17	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
18	厚生院嘱託医 病理業務 麻酔業務 医療業務 救護業務 当直業務	日額 50,000円 日額 50,000円 日額 49,400円 日額 49,400円 日額 26,500円		
19	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
20	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
21	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
22	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
23	身体障害者更生相談所判定医師	日額 21,400円		
24	精神障害者保健福祉手帳等判定医	日額 21,400円		
25	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
26	保護課嘱託医 内科 精神科 歯科	月額 117,000円 月額 117,000円 月額 117,000円		
27	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
28	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
29	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
30	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
31	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
32	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
33	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師	日額 21,400円		

	地域療育センター嘱託医師	日額 49,400円		
34	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	年額 402,500円 年額 251,600円		
35	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		
36	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円		
37	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
38	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
39	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
40	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
41	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
42	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
43	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会
44	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
45	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
46	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
47	学校産業医	月額 200,000円	7級	
48	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
49	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級 7級 7級	

	精神科（特別支援学校）	年額 393,300円	7 級	
50	小学校臨時専門医	1 回 に つ き 、 24,600 円 に 335 円 に 検 診 者 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額 と す る。	7 級	
51	学校歯科医	年額とし、216,400 円に335円に検診者 数を乗じて得た額 を加算した額とす る。	7 級	
52	学校薬剤師	年額とし、180,800 円に2,950円に学 級数を乗じて得た 額を加算した額と する。	7 級	
53	子ども適応相談センター参 与	日額 15,630円	8 級	
54	子ども適応相談センター嘱 託医師	1 回 21,400円	7 級	
55	子ども適応相談センターセ ラピスト	1 回 18,500円	7 級	
56	博物館長	日額 27,730円	9 級	
57	博物館参与	日額 15,630円	8 級	
58	美術館長	日額 27,730円	9 級	
59	美術館参与	日額 15,630円	8 級	
60	科学館長	日額 27,730円	9 級	
61	教育センター嘱託弁護士	1 回 25,900円	7 級	
62	教育センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
63	教育センター特別教育相談 員	1 回 21,400円	7 級	
64	教育センター嘱託心理士	1 回 18,500円	7 級	
65	教育センター嘱託社会福祉 士	1 回 18,500円	7 級	
66	消防局産業医	1 回 21,400円	7 級	消防局
67	消防局衛生管理医師	1 回 21,400円	7 級	
68	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、37,500 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	8 級	
	区消防団連合会長（市消 防団連合会長である者を 除く。）	年額とし、37,500 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	7 級	
	消防団長（市消防団連合 会長又は区消防団連合 会長である者を除く。）	年額とし、37,500 円に7,000円を上限 として市長が定め	5 級	

	副団長	る額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、34,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級	
	部長	る額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、31,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級	
	班長	る額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、28,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級	
	団員	る額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、25,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級	
69	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団の業務に従事する者	1 回 4,500 円を上限として市長が定める額とする。	消防団員（基本消防団）としての級に準ずる。	
	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1 回 1,000円	4 級	

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償の外、月額2,262円を支給する。
- 3 10の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償の外、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額3,156円、区政協力委員にあっては月額2,262円を支給する。
- 4 20の項民生委員には、第7条に定める費用弁償の外、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額3,156円、民生委員にあっては月額2,262円を支給する。
- 5 28の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償の外、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並び

に学区保健環境委員会会長にあつては月額 3,156 円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあつては月額 2,262 円を支給する。

- 6 40の項児童委員には、第7条に定める費用弁償の外、月額 2,262 円を支給する。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（会計年度任用短時間勤務職員）

番号	区分	報酬の額	旅費
1	企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 1 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）	2 級
2	市民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 2 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級
3	内部事務等の補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 3 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級
4	技能労務業務の補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 4 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級
5	簡易な補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 5 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第 1 行政職給料表の職務の級をい

う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成32年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条（附則の改正規定に限る。）、次項、附則第5項、第6項（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）第5条第2項の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）に限る。）、第9項（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）附則第29項の改正規定に限る。）、第10項（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）附則第35項を削る改正規定に限る。）、第11項（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の改正規定（「こえる」を「超える」に改める部分に限る。）及び附則の改正規定に限る。）、第14項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第1条、第2条及び第3条第5号の改正規定、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に1号を加える改正規定並びに第4条の改正規定に限る。）、第16項（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第2条第2項第3号の改正規定（「第22条第1項」を「第22条」に改める部分に限る。）を除く。）、第17項（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第2条第2項第3号の改正規定（「第22条第1項」を「第22条」に改める部分に限る。）及び第11条第3号の改正規定（「第22条第1項」を「第22条」に改める部分に限る。）を除く。）、第20項、第21項、第22項（職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号。以下「退職手当条例」という。）第6条の3第6項及び第6条の4第2項の改正規定に限る。）及び第23項から第25項までの規定は公布の日（以下「一部施行日」という。）から、第1条（附則の改正規定を除く。）、附則第11項（勤務時間条例第4条第1項の改正規定（「こえる」を「超える」に改める部分を除く。）に限る。）、第12項及び第13項の規定は平成31年4月1日から、附則第6項（給与条例第11条の

改正規定に限る。)の規定は同年10月1日から施行する。

- 2 附則第21項(退職手当条例第6条の3第2項第2号の改正規定(「勤続期間」を「在職期間」に改める部分に限る。)並びに第7条から第10条まで、第18条から第20条まで及び第22条の改正規定を除く。)の規定による改正後の退職手当条例(以下「平成25年改正後退職手当条例」という。)の規定は平成25年8月1日(以下「適用日」という。)から、附則第22項(退職手当条例第6条の4第2項の改正規定に限る。)の規定による改正後の職員退職手当条例(以下「平成29年改正後退職手当条例」という。)の規定は平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から平成35年3月31日までの間(以下「特定期間」という。)における地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。)(市長が定める者を除く。)の報酬(この条例による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後非常勤条例」という。)第2条に規定する報酬に限る。)の額については、改正後非常勤条例第2条及び別表第4並びに次項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、報酬(改正後非常勤条例第2条に規定する報酬に限る。)及びこれに対する地域手当に相当する報酬に附則第7項の基礎額に乗じる割合を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、改正後非常勤条例第3条に規定する報酬及び改正後非常勤条例第8条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる報酬の額は、改正後非常勤条例第2条及び別表第4並びに次項の規定により定められる額とする。
- 4 特定期間における会計年度任用短時間勤務職員(施行日の前日現にこの条例による改正前の名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正前非常勤条例」という。)別表第3の規定の適用を受ける者のうち、施行日以後引き続き同一の職務を行う者に限る。)に対する改正後非常勤条例別表第4の規定の適用については、同表4の項中「第6条第12項第4号」とあるのは、「第6条第12項第3号」とする。

(委任)

- 5 前2項並びに附則第7項、第8項、第13項及び第23項から第25項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 6 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第22条及び」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第6条第11項中「10分の8」を「当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数」に改め、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 12 新たに法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の直近上位の額の号給（第5号に掲げる職員にあっては、同号に掲げる号給）を超えない範囲内において、市長が定める基準に従い決定する。

(1) 企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者 224,992 円

(2) 市民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者 211,391 円

(3) 内部事務等の補助的業務を行う者 187,548 円

(4) 技能労務業務の補助的業務を行う者 174,111 円

(5) 簡易な補助的業務を行う者 1号給

第11条第2項第2号中「通勤のため自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。）を使用することを常例とする者（自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道15キロメートル未満である者に限る。以下「自転車使用者」という。）及び」（自転車使用者にあっては、その加えた額が8,400円を超えるときは、8,400円）」を削り、同号アを次のように改める。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円

第11条第2項第3号中「第1号に定める額及び前号」を「前2号」に改め、「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道

5 キロメートル未満である者に限る。) にあつては、2,000 円。以下この号において同じ。) の合計額」を削る。

第14条第1項中「定める場合」の次に「(会計年度任用職員にあつては、市長が定める場合)」を加える。

第20条の8第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第6条第4項から第9項まで、第8条の2から第10条まで、第10条の3、第11条の3、第19条の2から第20条の2まで、前条及び第23条の規定は、会計年度任用職員(第20条の規定にあつては、会計年度任用職員のうち市長が定める者に限る。)には適用しない。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

附則第13項中「(次項の適用を受ける者を除く。)」を削る。

附則中第14項から第16項までを削り、第17項を第14項とし、第18項を第15項とし、第19項を第16項とする。

別表第1備考第1項ただし書中「第22条及び」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 特定期間における法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)(市長が定める者を除く。)の給料(前項の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)第6条の2の規定による調整前の給料をいう。)の月額については、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額にかかわらず、当該給料月額に、基礎額(この項の規定を適用する前の当該会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。)に100分の185を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、改正後給与条例に規定する手当及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額並びに改正後給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料の月額(改正後給与条例第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。)は、当該会計年度任用職員に適用される給料表

の給料月額により定められる額とする。

- 8 特定期間における会計年度任用職員（施行日の前日現に改正前非常勤条例別表第3の適用を受ける者のうち、施行日以後引き続き同一の職務を行う者に限る。）に対する改正後給与条例第6条第12項の規定の適用については、同項第4号中「174,111円」とあるのは、「187,548円」とする。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第29項中「死亡した者」の次に「（市長の定める者を除く。）」を加える。

附則別表第1備考第1項ただし書中「第22条及び」を削る。

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第35項を削る。

附則別表第2備考第1項ただし書中「第22条及び」を削る。

（職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

- 11 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間を超えず38時間45分を下らない範囲内において、人事委員会規則で定める」を「38時間45分とする」に改め、同条第2項中「32時間を超えず31時間を下らない」を「15時間30分から31時間までの」に改める。

第4条第1項中「こえる」を「超える」に改め、「場合は」の次に「少なくとも」を加える。

第5条中「第2条第3項」を「第2条第1項若しくは第3項」に改め、「、人事委員会の承認を得て」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の別段の定めをする場合（再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り、週休日又は休憩時間について、別段の定めをする場合を除く。）においては、人事委員会の承認を得るものとする。

第12条を次のように改める。

第12条 職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の年次休暇は、1年度につ

き20日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる者のその年度の年次休暇は、次のとおりとする。

その者の当該年度における在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	6日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	11日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	16日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

- 2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し、1年度につき20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。

第13条第1項中「年次」を「年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「一の年次」を「当該年度」に、「その年次」を「その年度」に、「次の年次」を「次の年度」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 前条及び前2項の規定による年次休暇の日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇の日数に達しないときは、当該年次有給休暇の日数を、その者の年次休暇の日数とする。

第15条第2項中「1年」を「1年度」に改め、「年次及び」及び「及び第2項」を削る。

第17条を次のように改める。

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第17条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等

については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「県費負担教職員」の次に「（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員をいう。）」を加え、「県勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項を削る。

（職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

- 12 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

（職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 前項の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定により同法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 14 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「、第7条」を加える。

第2条中「に規定する」を「の」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（7）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き

在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の

翌日後であるとき又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。) 当該育児休業に係る子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生した日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生した日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第14条第2号の規定による特別休暇に相当する休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であるときにあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地

方等育児休業をしているとき

- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当するとき

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしているとき
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当するとき

第3条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の傷病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相

当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第5条の3第2項中「いる職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。）」を加える。

第6条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第6条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付する。

第8条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

（職員分限条例の一部改正）

15 職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、職員」の次に「（法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 16 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に改め、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 17 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第11条の見出し中「に規定する」を「の」に改め、同条各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

- 18 職員の再任用に関する条例（平成13年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第2項」を「第28条の4第1項、同条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定年退職者に準ずる者）

第1条の2 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用することができるものは、次に掲げる者とする。

（1）25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算し

て5年を経過する日までの間にあるもの

- (2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

（職員懲戒条例の一部改正）

- 19 職員懲戒条例（昭和26年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地域手当」の次に「の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）にあつては、報酬（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第3条に規定する報酬にあつては、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第10条の2に規定する手当に相当する報酬に限る。）の額）」を加える。

第4条第3項中「給与」の次に「（会計年度任用短時間勤務職員にあつては、報酬、費用弁償及び期末手当）」を加える。

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

- 20 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員」の次に「（臨時的に任用される職員及び非常勤職員を除く。）」を加え、「上級の公務員」を「職員」に改める。

（職員退職手当条例の一部改正）

- 21 職員退職手当条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「（第2項を除く。）」を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第3項及び第4項を削る。

第6条の3第2項中「次条第7項」を「第7条第7項」に改め、同項第2号中「次条第5項各号」を「第7条第5項各号」に、「勤続期間」を「在職期間」に改め、同条第3項中「次条第5項各号」を「第7条第5項各号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の4 第4条第1項に規定する者のうち、公務外の傷病によりその職に堪えずして退職した者又は死亡した者に対する退職手当の額が、退職手当を支給する理由の生じた日におけるその者の給料月額に100分の150を乗じて得た額に満たない場合は、その乗じて得た額をもって、その者に対する退職手当の額とする。

2 第6条第1項及び第2項に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職手当を支給する理由の生じた日におけるその者の給与月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対する退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

3 前項に規定する給与月額は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）に規定する給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額の合計額とする。

第7条第1項中「第4条、第6条及び第6条の2に規定する」を削り、同条第2項から第7項までの規定中「勤続期間」を「在職期間」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条中「第4条及び第6条」を「この条例」に改め、「の基本額」を削る。

第18条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「在職期間」を「基礎在職期間（第6条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項第1号及び同条第5項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第19条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第1項第1号中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条第3項中「に在職期間」を「に基礎在職期間」に改め、同条第4項中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則中第2項から第14項までを削り、第15項を第2項とする。

附則別表を削る。

22 職員退職手当条例の一部を次のように改正する。

第1条中「（特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号）第2条第1号及び第2号に掲げる者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下同じ。））」を削る。

第2条中「、職員」を「、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号）第2条第1号及び第2号に掲げる者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。））」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）削除

第2条第2号及び第3号中「（臨時的に任用される職員を除く。））」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条第1項中公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者又は死亡した者に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第3条の3中「から第6条の2まで」を「及び第6条から第6条の2の2

まで」に改める。

第6条の2中「前条第1項」を「第6条第1項」に改め、「合計額」との次に「、前条第1項第1号中「及び特定減額前給料日額」とあるのは「並びに特定減額前給料日額及び特定減額前給料日額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額」とし、同項第2号中「給料日額」とあるのは「給料日額及び給料日額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料日額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料日額を基礎として、第4条又は前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」と」を加え、同条を第6条の2の2とし、第6条の次に次の1条を加える。

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例又は企業管理規程が定められた場合において、当該条例又は企業管理規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額の25分の1相当額（円位未満の端数が生じたときは、円位に満たしめる。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料日額」という。）が、給料日額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第4条又は前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料日額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者

の同日までの勤続期間及び特定減額前給料日額を基礎として、第4条又は前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 給料日額に、アに掲げる日数からイに掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第4条又は前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の勤続期間に対応する日数

イ 前号に掲げる額の勤続期間に対応する日数

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）又は死亡の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により一般の退職手当等（この章及び第13条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項各号に掲げる職員としての引き続く在職期間に通算される在職期間

第6条の3第1項中「、その者の基礎在職期間」の次に「（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「本条」を「この条」に改め、同項を同条第5項とする。

第6条の4第2項中「及び第2項」を削り、「する者」の次に「（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者若

しくは死亡した者に限る。)」を加え、「これら」を「同項」に改める。

第7条第3項中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項各号に掲げる職員としての引き続く在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する第7条第5項各号に掲げる職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、第7条第5項各号に掲げる職員に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第13条第2項を削る。

第18条第1項第2号中「(第6条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)」を削る。

附則第2項中「及び第6条の2」を「から第6条の2の2まで及び前項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

2 当分の間、第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った者については、同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第4条、第6条及び第6条の2の規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する金額とする。

別表第1備考第1項中「者」の次に「その他市長が定める者」を加える。

(職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 適用日から一部施行日の前日までの間に退職し、又は死亡した者に係る退職手当の額は、平成25年改正後退職手当条例及び平成29年改正後退職手当条例の規定にかかわらず、附則第21項の規定による改正前の職員退職手当条例（以下「平成25年改正前退職手当条例」という。）若しくは附則第22項の規定による改正前の職員退職手当条例（以下「平成29年改正前退職手当条例」という。）の規定により計算して得た額又は平成25年改正前退職手当条例第4条第2項及び第6条第3項中「基本額」とあるのは「額」と、同項中「第1項」とあるのは「前2項」と、「者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者若しくは死亡した者に限る。）」とあるのは「者」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えて計算して得た額若しくは平成29年改正前退職手当条例第6条の4第2項中「及び第2項に規定する者」とあるのは「に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者若しくは死亡した者に限る。）」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えて計算して得た額のいずれか多い額とする。

- 24 平成25年改正前退職手当条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた退職手当又は平成29年改正前退職手当条例の規定に基づいて平成29年4月1日以後の分として支給を受けた退職手当は、平成25年改正後退職手当条例又は平成29年改正後退職手当条例の規定による退職手当の内払とみなす。

- 25 平成29年3月31日現に在職する職員に対する平成29年改正後退職手当条例第6条の4第2項の規定の適用については、同項中「に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者若しくは死亡した者に限る。）」とあるのは「及び第2項に規定する者」と、「同項」とあるのは「これら」とする。

(名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

26 名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

27 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「臨時的に任用する職員を除く。」を削る。

第14条の見出し中「臨時の職員等」を「非常勤職員」に改める。

名古屋市アジア競技大会基金条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 6 号

名古屋市アジア競技大会基金条例

(設置の目的)

第 1 条 第20回アジア競技大会を開催する資金に充てるため、名古屋市アジア競技大会基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市震災対策事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 7 号

名古屋市震災対策事業基金条例の一部を改正する条例

名古屋市震災対策事業基金条例（平成27年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市災害対策事業基金条例

第 1 条中「震災対策事業」を「災害対策事業」に、「名古屋市震災対策事業基金」を「名古屋市災害対策事業基金」に改める。

第 5 条中「震災対策事業」を「災害対策事業」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 月から施行する。

名古屋市防災条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 8 号

名古屋市防災条例の一部を改正する条例

名古屋市防災条例（平成18年名古屋市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 8 条」に、「第 8 条—第10条」を「第 9 条—第11条」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「第13条—第16条」を「第14条—第17条」に、「第17条」を「第18条」に、「第18条」を「第19条」に、「第19条—第23条」を「第20条—第24条」に、「第 7 節 浸水及び雨水対策（第24条—第26条）」を「第 7 節 浸水及び雨水対策（第25条—第27条）」に、
第 8 節 広域的な連携体制の構築（第28条）」に、

「第27条」を「第29条」に改める。

第 2 条第 1 号中「地震、暴風、豪雨」を「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波」に改め、同条第 3 号中「昭和36年法律第 223 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 指定緊急避難場所 法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。

(5) 指定避難所 法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。

第3条第2項中「ために」の次に「組織及び機能の全てを挙げて」を加え、同条第3項中「、市民」の次に「、ボランティア」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市は、災害対策を行うために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第27条を第29条とし、第2章に次の1節を加える。

第8節 広域的な連携体制の構築

第28条 市は、災害の拡大を防止するため、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めなければならない。

第2章第7節中第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第24条第1項中「豪雨」を「豪雨等」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第25条とする。

4 洪水、高潮、津波等により浸水することが想定される地域及びその周辺地域に施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

5 前項の事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、浸水から避難する者の受入れに協力するよう努めなければならない。

第2章第6節中第23条を第24条とする。

第22条を次のように改め、同条を第23条とする。

(帰宅困難者対策)

第22条 市は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、交通機関が休止したこと等により、徒歩による帰宅が著しく困難である者（以下「帰宅困難者」という。）による混乱、事故が生じること等を防止するため、一斉に帰宅することの抑制に関する周知、帰宅困難者に対する支援その他必要な対策を講ずるものとする。

2 市民は、警戒宣言が発せられたため、又は大規模な地震が発生したために交通機関が休止したこと等により、帰宅困難者となった場合に備え、徒歩に

よる帰宅経路及び家族との連絡方法の確認等を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、来所者及び従業員の安全な帰宅等に対する支援のために必要な対策を講ずるとともに、これらの者が一斉に帰宅することの抑制を図るよう努めなければならない。

4 帰宅困難者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合には、むやみに移動を開始しないようにするとともに、第1項及び前項の対策に協力するよう努めるものとする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第4項を次のように改め、同条を第20条とする。

4 市は、地震による火災の拡大を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

第2章第5節中第18条を第19条とする。

第17条第1項中「連携し、」の次に「被害の状況を速やかに把握し、」を加え、第2章第4節中同条を第18条とする。

第16条の見出し中「援護」を「配慮」に改め、同条中「障害者」の次に「乳幼児」を加え、「援護を要する者の避難」を「配慮を要する者（法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）の避難の誘導、安否の確認、救出等」に改め、第2章第3節中同条を第17条とする。

第15条の見出し中「避難所」を「指定緊急避難場所」に改め、同条第1項中「避難所及び避難場所」を「指定緊急避難場所及び指定避難所」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「避難所、避難場所」を「指定緊急避難場所、指定避難所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第16条とする。

2 市は、資機材の整備、物資の備蓄等により、指定避難所の機能の充実に努めなければならない。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「食料」を「食糧」に改め、「及び」の次に「当該物資の円滑な供給を継続して行うための関係事業者の協力の確保並びに」を加え、同条

第 2 項中「食料」を「食糧」に改め、同条を第14条とする。

第 2 章第 2 節中第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第 1 項中「避難所及び避難場所」を「異常な自然現象の種類ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所」に改め、同条第 3 項中「収集する」の次に「とともに、気象警報等の情報に基づいて自らの判断において避難できるようにするための知識を習得する」を加え、同条に次の 1 項を加え、第 2 章第 1 節中同条を第11条とする。

4 市民及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害に関する情報を収集するよう努めなければならない。

第 9 条を第10条とする。

第 8 条中「地震及び豪雨」を「豪雨、洪水及び地震」に改め、同条を第 9 条とする。

第 1 章中第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条に次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

3 事業者は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第 4 条第 2 項中「地域の構成員との」を「日頃から地域の構成員との交流を深めるとともに、相互に」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

3 市民は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、災害対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策に関する計画に基づき、速やかに、災害対策に関し必要な業務に従事し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 9 号

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「、田辺陸上競技場」を削る。

別表第 1 田辺陸上競技場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第10号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第21条第 1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 7月 1日から施行する。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の5」を「第3条の6」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表瑞穂公園の項中

「

	電 光 表 示 装 置
	田 辺 陸 上 競 技 場

を

」

「

	電 光 表 示 装 置

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1,025人」を「1,027人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市民生委員の定数を定める条例（平成26年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

「 4, 395人」を「 4, 449人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月 1日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3項中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第28条第 1項第 2号中「、「扶養親族」とあるのを「扶養親族（20歳未満の者に限る。））」と」及び「、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族（20歳未満の者に限る。））」と」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第15号

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第10条」に、「第12条」を「第11条」に改める。

第 3条第 2項中「及び祖父母」を「、祖父母、兄弟姉妹」に改める。

第 9条第 6項中「年 3パーセント」を「年 0パーセント（保証人を立てない場合にあっては、年 1パーセント）」に改め、同項を同条第 7項とし、同条に次の 1項を加える。

8 第 6項本文の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9条の違約金を含むものとする。

第 9条第 5項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同項の次に次の 1項を加える。

6 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。ただし、保証人を立てることができない特

別の事情がある場合は、この限りでない。

第10条の見出しを「（償還免除等）」に改め、同条中「保証人」を「償還免除」に、「令第 8条から第11条まで」を「法第13条第 1項及び令第 8条から第10条まで」に改める。

第11条を削り、第 5章中第12条を第11条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9条第 6項から第 8項までの規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害から適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の2中「45,000円」を削り、同号に次のように加える。

ア 市長が検査を行う場合	45,000円
イ 自主検査を行う場合	18,000円

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第17号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

第16条中「次の各号」を「次」に、「申込者から申込みの際」を「申請者又は申込者から」に改め、同条第 1 号中「14,000円」を「10,000円」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 7 条第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 7,000 円
第16条に次の 1 項を加える。

前項に規定する手数料は、前納しなければならない。

第23条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

第35条第 2 項を削る。

第36条第 2 項第 3 号中「前条第 1 項第 2 号」を「前条第 2 号」に改め、同項第 4 号中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第35条第2項を削る改正規定並びに第36条第2項第3号及び第4号の改正規定は同年4月1日から、第16条の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市水道給水条例（以下「改正後条例」という。）第9条第3項の規定は、施行日以後給水装置工事の申込みのあったものから適用し、施行日前に給水装置工事の申込みのあったものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後条例第16条第1項第1号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規則で定める日以後に行う改正後条例第7条第1項の指定から適用する。
- 4 改正後条例第23条第1項の規定は、平成31年12月分の料金（料金計算の基礎となる同年11月1日以後最初の1月間に係る料金をいう。）から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

名古屋市工業用水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第18号

名古屋市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市工業用水道給水条例（昭和35年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「次の各号」を「次」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋市工業用水道給水条例第17条第1項の規定は、平成31年11月分の料金（同年11月の初日から末日までの責任使用水量に係る料金と同年10月の量水器の点検の日から同年11月の量水器の点検の日までの超過使用水量に係る料金との合計額をいう。）から適用し、同月分前の

料金については、なお従前の例による。

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第19号

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の 2」に、「第 6 章 罰則等（第21条―第23条）」を「第 6 章 行為の許可（第20条の 2 ・第20条の 3）
第 7 章 罰則等（第21条―第23条）」に改める。

第12条の次に次の 1 条を加える。

第12条の 2 排水設備の築造、改築又は増築の工事は、管理者又は管理者が指定をした者（以下「指定排水設備工事店」という。）が施行する。

前項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決

定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第4章中第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 手数料は、次に掲げる区分に従い、申請者から、これを徴収する。

(1) 第12条の2第1項の指定をするとき	1件につき	10,000円
(2) 第12条の2第2項の指定の更新をするとき	1件につき	7,000円

前項に規定する手数料は、前納しなければならない。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 行為の許可

第20条の2 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）
を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

第20条の3 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第15条」を「第15条の2」に改める部分を除く。）及び第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定は同年4月1日から、目次の改正規定（「第15条」を「第15条の2」に改める部分に限る。）、第12条の次に1条を加える改正規定、第4章中第15条の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は規則で定める日（以下「一部施行日」という。）

から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条の次に1条を加える改正規定の施行の際現にこの条例による改正後の名古屋市下水道条例（以下「改正後条例」という。）第12条の2第1項の指定に相当する管理者の指定を受けている者（次項において「旧指定排水設備工事店」という。）は、改正後条例第12条の2第1項の指定を受けた者とみなす。
- 3 旧指定排水設備工事店の一部施行日後の最初の改正後条例第12条の2第2項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第19号）中第12条の次に1条を加える改正規定の施行の日の前日から起算して5年を超えない範囲内において管理者が定める期間を経過する日まで」とする。
- 4 改正後条例第16条第1項の規定は、平成31年12月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる同年11月1日以後最初の1月間の汚水排出量に係る下水道使用料をいう。）から適用し、同月分前の下水道使用料については、なお従前の例による。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第20号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市如意保育園	名古屋市北区三軒町 272番地

を

」

「

〃	名古屋市如意保育園	名古屋市北区如意一丁目 125番地

に、

」

〃	名古屋市宝神保育園	名古屋市港区宝神四丁目 701番地	を
〃	名古屋市大永寺保育園	名古屋市守山区大永寺町 192番地	

〃	名古屋市宝神保育園	名古屋市港区宝神四丁目 701番地	に、

〃	名古屋市宝生保育園	名古屋市南区宝生町 2丁目 1番地	を
〃	名古屋市春里保育園	名古屋市千種区春里町 2丁目12番 4号	
〃	名古屋市水草保育園	名古屋市北区水草町 2丁目60番地の 2	
〃	名古屋市宮前保育園	名古屋市北区上飯田南町 4丁目 1番地の18	

〃	名古屋市春里保育園	名古屋市千種区春里町 2丁目12番 4号	に
〃	名古屋市水草保育園	名古屋市北区水草町 2丁目60番地の 2	

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1条第 1項の表の改正規

定中名古屋市如意保育園に係る部分は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部を改正する条例

名古屋市ひとり親家庭手当条例（平成18年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 4項中「 3期」を「 6期」に改める。

第 9条から第12条までの規定中「 8月 1日から翌年の 7月31日まで」を「11月 1日から翌年の10月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7条第 4項の改正規定は、平成31年 9月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年 3月以前の月分のひとり親家庭手当（以下「手当」という。）の支給の制限については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市ひとり親家庭手当条例第 9条から第12条までの規定により手当の支給の制限を受けている者に対する平成29年の所得に係るこの条例による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例第 9条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「前年の所得」とあるのは「平成29年の所得」と、「その年の11月 1日から翌年の10月31日まで」とあるのは「平成31年 4月 1日から同年10月31日まで」とする。

名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第22号

名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「であるもの」の次に「又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）であるもの若しくは婚姻をしているもの（国民健康保険法による被保険者（世帯主又は組合員を除く。）又は被保険者等の被扶養者に限る。）」を加え、同条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「15歳」を「18歳」に改める。

第4条第1項中「規定による医療に関する給付」の次に「（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成32年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市子ども医療費助成条例の規定は、平成32年 1月 1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

名古屋市子どもの権利擁護委員条例をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第23号

名古屋市子どもの権利擁護委員条例

(設置)

第 1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）を置く。

(定義)

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つこ

とを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第 3条 委員は、第 1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第 4条 委員の定数は、5人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第 5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第 6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7条 委員のうちから代表委員 1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。
- 3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査相談員)

第 8条 委員の職務の遂行を補助するため、調査相談員を置く。

2 次条の規定は、調査相談員について準用する。

(委員の責務)

第 9条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第10条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第11条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第12条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

- (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの
- (2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除く。）に係るもの（相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。）

（調査及び調整）

第13条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。

3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

（調査の中止）

第14条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。

- (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
- (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
- (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除く。）。
- (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。

2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

（勧告又は要請）

第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。

3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

（報告）

第16条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。

3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

（再調査等及び再勧告等）

第17条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項（第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改

めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができる。

- 2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告（以下「再勧告」という。）をすることができる。
- 3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請（以下「再要請」という。）をすることができる。
- 4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

（公表）

第18条 委員は、第15条第 1項の勧告若しくは同条第 2項の要請をした場合又は第16条第 2項若しくは第 4項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

- 2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4項において準用する第16条第 2項若しくは第 4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 前 2項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

（活動状況の報告）

第19条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（検討）

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第24号

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例

名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 4項中「 100分の 108」を「 100分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の名古屋市立病院条例第 4条第 4項の規定は、施行日以後の診療に係る使用料等について適用し、施行日前の診療に係る使用料等については、なお従前の例による。

リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金条例をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第25号

リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金条例

(設置の目的)

第1条 リニア中央新幹線の開業に関連する名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進及び名古屋駅のターミナル機能の強化を図る資金に充てるため、リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第26号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市星ヶ丘コミュニティセンター	名古屋市千種区星ヶ丘1丁目3番地

」

「

名古屋市星ヶ丘コミュニティセンター	名古屋市千種区星ヶ丘1丁目3番地

」

「

名古屋市楠西コミュニティセンター	名古屋市北区喜惣治一丁目367番地

」

を

に、

を

「	名古屋市楠西コミュニティセンター	名古屋市北区喜惣治一丁目367番地	
	名古屋市光城コミュニティセンター	名古屋市北区中丸町3丁目2番地の3	に、
」			
「	名古屋市広路コミュニティセンター	名古屋市昭和区川名本町2丁目10番地の1	を
			」
「	名古屋市広路コミュニティセンター	名古屋市昭和区川名本町2丁目10番地の1	
	名古屋市吹上コミュニティセンター	名古屋市昭和区鶴羽町1丁目9番地の1	に、
」			
「	名古屋市豊治コミュニティセンター	名古屋市中川区江松三丁目447番地	を
			」
「	名古屋市豊治コミュニティセンター	名古屋市中川区江松四丁目624番地	に
」			

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、別表の改正規定中名古屋市星ヶ丘コミュニティセンターの項を改める部分は、公布の日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第27号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「11,619人」を「11,584人」に改め、同条第3号中「2,281人」を「2,261人」に改め、同条第4号中「4,219人」を「4,211人」に改め、同条第5号中「1,565人」を「1,618人」に改め、同条第6号中「2,418人」を「2,416人」に改め、同条第7号中「12,778人」を「12,765人」に、「10,694人」を「10,674人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第28号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

新 萱 場 西 荘	千種区北千種二丁目

を

」

「

新 萱 場 荘	千種区北千種二丁目
新 萱 場 西 荘	千種区北千種二丁目

に、

」

鶴	舞	荘	中区千代田二丁目	を

千	早	南	荘	中区新栄一丁目	に
鶴	舞	荘	中区千代田二丁目		

改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定により新たに設置する市営住宅へ入居させるために必要な
手続その他の行為は、当該市営住宅に係る改正規定の施行前においても行う
ことができる。

名古屋市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第29号

名古屋市情報公開条例の一部を改正する条例

名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「 7 人」を「 9 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の際現に名古屋市情報公開審査会の委員に委嘱されている者に加えて、この条例による改正後の名古屋市情報公開条例第22条の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 32 年 9 月 30 日までとする。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第30号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 2機能別消防団の表中

「

名古屋市大学生消防団	市内一円	175人

を

「

名古屋市大学生消防団	市内一円	200人

に

改める。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第227条第1項」を「第227条」に、「外」を「ほか」に改める。
第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第32号

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する名古屋市瑞穂公園陸上競技場の整備等の事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を教育委員会が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は教育委員会が特に必要と認める者の中から、調査審議事項を明示して教育委員会が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第 2 条第 1 項の諮問に対する答申を教育委員会が受けた日限り、その効力を失う。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第33号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立志段味東小学校	名古屋市守山区大字上志段味字道光 323 番地の 2	」	を
「	名古屋市立志段味東小学校	名古屋市守山区大字上志段味字道光 323 番地の 2	」	に
	名古屋市立上志段味小学校	名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1220番地の 2		

改める。

附 則

この条例は、平成33年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第34号

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「名古屋市中区錦三丁目16番 6 号」を「名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号」に改める。

第 3 条第 2 項中「の範囲内において委員会が定める額」を削る。

別表を次のように改める。

別表

使用区分	使用料の額					
	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
センター（分館を除く。）						
講堂	35,000 円	40,000 円	75,000 円	35,000 円	75,000 円	110,000 円
講堂控室（1室につき）	1,300 円	1,500 円	2,800 円	1,300 円	2,800 円	4,100 円
第1研修室						
第2研修室（1室につき）	800 円	900 円	1,700 円			
第3研修室	1,600 円	1,800 円	3,400 円			
第1展示ホール			7,800 円			
第2展示ホール			4,600 円			
分館						
研修室（1室につき）	2,400 円	2,700 円	5,100 円	2,400 円	5,100 円	7,500 円
備考						
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。 (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで (2) 午後 午後1時から午後5時まで (3) 午前午後 午前9時から午後5時まで (4) 夜間 午後5時30分から午後9時まで (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで (6) 1日 午前9時から午後9時まで 2 講堂控室は、講堂を使用する場合に限り、使用することができるものとする。 3 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に1.1を乗じて得た額とする。 5 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。						

附 則

- この条例の施行期日は、規則で定める。
- この条例による改正後の名古屋市教育センター条例の規定に基づく許可の申請その他センターの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第35号

名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例を
廃止する条例

名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例（平成8年名古屋市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第36号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第17条第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第9号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第17号の2中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第18号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同条第26号の3中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同条第26号の4中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同条第26号の5中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同条第39号の2中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同条第39号の3中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(39)の4 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合は、制限の緩和の許可の申請に対する審査
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合は、制限の緩和の許可申請手数料 120,000円

(39)の5 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合は、制限の緩和の許可の申請に対する審査
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合は、制限の緩和の許可申請手数料 160,000円

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第11号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第2項中「第9条第1項及び第10条第1項」を「第8条第1項及び第9条第1項」に改める。

第1条の3第2項第2号中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改める。

第4条の4中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条の6の前の見出し及び第4条の7第1項第3号中「勤続期間」を「在職期間」に改める。

第6条第2項中「高校等教員」を「小学校等教員」に、「すべて」を「全て」に改める。

第9条から第12条までを削る。

第13条第2号を次のように改める。

(2) 職員が傷病によりその職に堪えずして退職した場合にあっては職員が条例第4条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定のいずれの場合に該当するかを証明するに足る書類、傷病により死亡した場合にあってはこれらの書類及び第2条に規定する書類

第13条第3号を削り、同条を第9条とし、第14条から第16条までを4条ずつ繰り上げる。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

様式第1号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「もとの」を「退職(死亡)時の」に、「もと職員」を「退職(死亡)した職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員退職手当条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の職員退職手当条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則(平成29年名古屋市規則第64号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「別表第1」を「別表」に改める。

名古屋市公会堂条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第12号

名古屋市公会堂条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

設備 の 分類	種 類 又 は 品 目	単 位	利 用 料 金 の 基 準 額				備 考
			大 ホ ー ル で 使 用 す る 場 合	4 階 ホ ー ル で 使 用 す る 場 合	集 会 室 で 使 用 す る 場 合		
舞 台 設 備	指 揮 台	1 個	円 260	円	円		指揮者用譜面台付 配置及び取り片付けは、使用者 の負担とする。
	譜 面 台	1 個	130				配置及び取り片付けは、使用者 の負担とする。
	平 台	1 枚	130				配置及び取り片付けは、使用者 の負担とする。
	金 び ょ う ぶ	1 双	1,300				配置及び取り片付けは、使用者 の負担とする。

備	毛 せ ん	1 枚	130			配置及び取り片付けは、使用者の負担とする。
	上 敷	1 枚	130			配置及び取り片付けは、使用者の負担とする。
	座 布 団	1 枚	130			配置及び取り片付けは、使用者の負担とする。
楽 器	グランドピアノ (A)	1 台	6,500			調律は、使用者の負担とする。
	グランドピアノ (B)	1 台	4,000			調律は、使用者の負担とする。
	たて型ピアノ	1 台		1,300		調律は、使用者の負担とする。
音 響 設 備	マイク ロ ホン	1 本	800	800	800	マイクロホンスタンド 1 本付 第 7 集会室のみ
	ワイヤレスマイク ロホン	1 チャンネル	2,000	2,000	2,000	第 7 集会室のみ
	ステレオマイク ロホン	1 組	2,000			
	録 音 再 生 装 置	1 台	1,300	1,300	1,300	第 7 集会室のみ
	ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1 台	650			
	マイク ロ ホン ス タ ン ド	1 本	200	200	200	第 7 集会室のみ
	マイク ロ ホン 吊 装 置	1 基	1,300			
	副 調 整 卓	1 台	1,700			
	音 声 入 力 線	1 本		800	800	第 7 集会室のみ
	音 声 出 力 線	1 本	800			
照		A セット	1 式	20,400		プロセニアムライト 1 式 第 1 及び第 2 ボーダーライト 1 式 フットライト 1 式 水平線ライト 1 式 第 1 及び第 2 シーリングスポットライト 1 式 フロントスポットライト 1 式 第 1、第 2 及び第 3 サスペンションスポットライト 1 式 タワースポットライト 1 式 ギャラリースポットライト 1 式 ステージスポットライト 8 台 照明技術者は、使用者の負担とする。
						プロセニアムライト 1 式 第 1 及び第 2 ボーダーライト 1 式 フットライト 1 式 水平線ライト 1 式 シーリングスポットライト (第 1 及び第 2 のうち 1 列のみ)

明 設	照明セ ット	Bセ ット	1 式	12,000			1 式 フロントスポットライト 1 式 サスペンションスポットライト (第1 から第3 までのうち2 列 のみ) 1 式 タワースポットライト 1 式 ギャラリースポットライト 1 式 ステージスポットライト 4 台 照明技術者は、使用者の負担と する。
		Cセ ット	1 式	2,900			プロセニウムライト 6 台 第1 及び第2 ボーダーライト (白 色のみ) 1 式 フットライト (白色のみ) 1 式 1 式 ホリゾンライト 1 式 シーリングスポットライト (第 1 及び第2 のうち1 列白色の み) 1 式 フロントスポットライト (白色 のみ) 1 式 タワースポットライト (白色の み) 1 式 ギャラリースポットライト (白 色のみ) 1 式
備	ピンスポットラ イト(A)		1 台	2,000			操作は、使用者の負担とする。
	ピンスポットラ イト(B)		1 台	1,000	1,000		操作は、使用者の負担とする。
	スポットライト (1 キロワット)		1 台	500			
	スポットライト (500 ワット)		1 台	250	250		
	ストリップライ ト		1 式	1,300			
	エフェクトマシ ン		1 台	1,000			
	ミラーボール		1 台	1,000			
	ドラムマシン		1 台	1,300			
映 写 設 備	スクリーン		1 式	2,000	1,000	1,000	
	モニターテレビ		1 台	2,000			舞台用モニターとして使用する 場合、無料とする。
	デジタルシネマ プロジェクター		1 式	37,500			サラウンドシステム及びスクリ ーン付 映写技術者は、使用者の負担と する。
	デジタルプロジ ェクター		1 式	12,000	6,000	1,800	スクリーン付 第7 集会室において使用する場 合、6,000 円とする。 映写技術者は、使用者の負担と する。

電 源 設 備	10 キ ロ ワ ツ ま で と に	1, 000	1, 000	1, 000	接続点の設備容量による。 使用電力料金は、使用者の負担とする。
備考 1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。 2 4階ホール、第7集会室において、この表の音響設備のいずれかを使用する場合、ミキサー、アンプ及びスピーカー1式は無料とする。 3 大ホールの舞台照明基本セット（プロセニウムライト4台、第1及び第2ボーダーライト（白色のみ）1式並びにシーリングスポットライト（白色のみ）6台をいう。）及び音響基本セット（マイクロホン2本並びにミキサー、アンプ及びスピーカー1式をいう。）は無料とする。 4 附属設備は、市長が管理上支障がないと認めるときは、この表で利用料金の基準額が定められている場合以外の場所でも使用することができる。その場合の利用料金の額は、当該設備につき指定管理者が定めた額とする。					

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市公会堂条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第13号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「同部学事課」を「同事務局教務部学事課」に改める。

第 9 条第 1 項中「取扱員」を「その補助職員」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第14号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

名城公園 フラワープラザ 庄内緑地 グリーンプラザ （室内広場を除く。） 荒子川公園 ガーデンプラザ 稲永公園	1 月 4 日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） 及び毎月第 3 水曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、第 4 水曜日） を除く。		午前 9 時から午後 4 時30分まで

野鳥観察館			

」

を

「

フラワープラザ (名城公園) ガーデンプラザ (荒子川公園) 野鳥観察館(稲 永公園)	1月4日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日(その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日) 及び毎月第3水曜日(その 日が祝日法による休日に当 たるときは、第4水曜日) を除く。		午前9時から午後 4時30分まで
グリーンプラザ (室内広場を除 く。)(庄内緑 地)			午前9時から午後 4時45分まで
スケート広場 (庄内緑地)			午前9時から日の 入相当時刻まで
スケート広場 (若宮大通公 園)	1月1日から12月31日まで		午前8時から午後 9時まで

」

に改める。

別表第4 瑞穂公園の項中

「

	北陸上競技場
	田辺陸上競技場

」

を

「

	北陸上競技場

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第4 瑞穂公園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第15号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「		「																	
<table><tr><td>465,480 円</td></tr><tr><td>827,520 円</td></tr><tr><td>1,293,000 円</td></tr><tr><td>1,724,000 円</td></tr><tr><td>2,586,000 円</td></tr><tr><td>3,448,000 円</td></tr><tr><td>5,172,000 円</td></tr><tr><td>1,293,000 円</td></tr></table>	465,480 円	827,520 円	1,293,000 円	1,724,000 円	2,586,000 円	3,448,000 円	5,172,000 円	1,293,000 円		<table><tr><td>478,440 円</td></tr><tr><td>850,560 円</td></tr><tr><td>1,329,000 円</td></tr><tr><td>1,772,000 円</td></tr><tr><td>2,658,000 円</td></tr><tr><td>3,544,000 円</td></tr><tr><td>5,316,000 円</td></tr><tr><td>1,329,000 円</td></tr></table>	478,440 円	850,560 円	1,329,000 円	1,772,000 円	2,658,000 円	3,544,000 円	5,316,000 円	1,329,000 円	
465,480 円																			
827,520 円																			
1,293,000 円																			
1,724,000 円																			
2,586,000 円																			
3,448,000 円																			
5,172,000 円																			
1,293,000 円																			
478,440 円																			
850,560 円																			
1,329,000 円																			
1,772,000 円																			
2,658,000 円																			
3,544,000 円																			
5,316,000 円																			
1,329,000 円																			
	を		に改める。																

1,724,000 円

1,772,000 円

」

」

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第16号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1項の表 4の項右欄中「控除した額）」の次に「（被保険者の資格を取得した日の属する月以後 2年を経過する月までの分に限る。）」を加え、同表 5の項左欄中「、「扶養親族」とあるのを「扶養親族（20歳未満の者に限る。））」と」及び「、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族（20歳未満の者に限る。））」と」を削る。

附則第20条中「平成31年 3月」を「平成32年 3月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定は、平

成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第17号

名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2第 3項第 4号ア中「（20歳未満の者に限る。）」を削る。

(名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 4号ア中「（20歳未満の者に限る。）」を削る。

附則第 9項を次のように改める。

(委任を受けた市職員)

9 利用者負担額その他徴収金の額を通知した区長及びその属する区の利用者負担額その他徴収金の事務をつかさどる一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）は、地方税の滞納処分の例により処分する場合における地方税

法第 1 条第 1 項第 3 号の規定において徴税吏員とされる市長の委任を受けた市職員に相当するものとする。

(名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部改正)

第 3 条 名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5 年名古屋市規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号ア中「（20 歳未満の者に限る。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則附則第 9 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正前の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて、利用者負担額その他徴収金の滞納整理に関し、市長が行い、又は市長に対して行われた行為は、同条の規定による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて、区長が行い、又は区長に対して行われた行為とみなす。

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第18号

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則

名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第63条中「財政局財政部管財課」を「財政局財政部資産経営戦略室」に改める。

第70条第4項中「財政局財政部長」を「財政局参事（資産経営戦略）」に改める。

第72条中「財政局財政部管財課」を「財政局財政部資産経営戦略室」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第19号

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則（昭和49年名古屋市規則第 106号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第10条」に改める。

第 6条第 1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第 9条第 6項ただし書に該当する場合は、保証人の連署を必要としない。

第 7条の次に次の 1条を加える。

（災害援護資金償還免除申請書）

第 7条の 2 災害援護資金の償還免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（第 3号様式の 2）を市長に提出しなければならない。

第10条及び第11条を削る。

第12条中「一に」を「いずれかに」に、「（第 7号様式）」を「（第 6号様式）」に改め、同条を第10条とする。

第 3号様式の次に次の 1様式を加える。

第 3号様式の 2

災害援護資金償還免除申請書			
		年 月 日	
(宛先) 名古屋市長			
		借受人 住 所	
		氏 名	
印			
下記のとおり災害援護資金の償還免除を申請します。なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料及び生活保護の受給状況等を確認されることに同意します。			
貸付決定 年 月 日		貸付金額	
償 還 状 況			
償 還 免 除 を申請する金額			
申 請 の 理 由			
連帯保証人が償 還できない理由			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

第 6号様式を削り、第 7号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式を第 6号様式とする。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第20号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第26条中「市長（区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）第2項第27号の規定により保険料の徴収の事務が区長に委任されている場合にあっては、区長。第29条及び第30条において「市長等」という。）」を「区長」に改める。

第29条及び第30条中「市長等」を「区長」に改める。

第35条を次のように改める。

（委任を受けた市職員）

第35条 保険料の額を通知した区長及びその属する区の保険料事務をつかさどる一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）は、地方税の滞納処分の例により処分する場合における地方税法第1条第1項第3号の規定において徴税吏員とされる市長の委任を受けた市職員に相当するものとする。

第37条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同

条第 2号とする。

第39条第 1項ただし書中「市長の職務（区長委任規則第 2項第27号の規定により区長に委任されているものに限る。）」を「区長の職務」に改める。

第33号様式及び第34号様式（表）中「 」を「名古屋市 区長 」に改める。

第35号様式中「（宛先）」の次に「名古屋市 区長」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて、保険料の滞納整理に関し、市長が行い、又は市長に対して行われた行為は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて、区長が行い、又は区長に対して行われた行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている督促状は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第21号

名古屋市消防団規則の一部を改正する規則

名古屋市消防団規則（昭和38年名古屋市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第 1条の 2第 1号イ中「第 6条第 1項」を「第 7条第 1項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第22号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細 則の一部を改正する規則

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（平成20
年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 5条中第 2項を第 3項とし、第 1項の次に次の 1項を加える。

- 2 政令第26条において準用する準用介護保険法第 136条第 1項の規定による
特別徴収対象被保険者に対する通知は、区長が後期高齢者医療保険料仮徴収
額決定通知書を当該特別徴収対象被保険者に交付して行う。

第14条第 5号の次に次の 2号を加える。

(5) の 2 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書 第 5号様式の 2

(5) の 3 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書（機
械計算用） 第 5号様式の 3

第 5号様式の次に次の 2様式を加える。

第 5号様式の 2

年度歳入 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書			
年 月 日			
様			
名古屋市 区長 印			
住 所			
氏 名			
生 年 月 日		性 別	
被保険者番号			
各 月 の 保 険 料 額 (特別徴収)	4月		
	6月		
	8月		
特別徴収義務者及び年金種別			
歳入科目			

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

第 5号様式の 3

年度歳入 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書											
年 月 日											
様											
名古屋市 区長 印											
住 所											
氏 名											
生 年 月 日		性 別									
被保険者番号											
各月の保険料額（特別徴収） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">納付月</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">4月</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">6月</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">8月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>				納付月	4月	6月	8月	金 額			
納付月	4月	6月	8月								
金 額											
特別徴収義務者及び年金種別											
歳入科目											

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、縦 152ミリメートル、横 102ミリメートルとする。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第23号

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例施行細則

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害
者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号。以下「条例」という。）
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2条 条例第14条第 1項に規定する名古屋市障害者差別解消調整委員会（以
下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員
長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 3条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席)

第 4条 委員会において必要があると認めたときは、関係者その他の参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5条 委員会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第 6条 第 2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(助言又はあっせんの申立て)

第 7条 条例第15条第 1項本文の規定による申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者（以下「申立人」という。）は、助言・あっせん申立書（第 1号様式）を提出しなければならない。ただし、市長が助言・あっせん申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、助言・あっせん申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせる等して誤りのないことを確認し、陳述人に署名又は記名押印させなければならない。

3 第 1項本文の規定にかかわらず、視覚障害のある申立人は、助言・あっせん申立書に記載すべき事項を点字で記載した書面を提出することにより、申立てをすることができる。

4 申立人は、必要に応じて、助言又はあっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

5 障害者の家族その他の関係者が申立てをしようとするときは、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかでないことを証明しなければならない。

(助言又はあっせん)

第 8条 条例第17条第 2項本文の規定による助言又はあっせんは、次に掲げる事項を記載した書面を当事者に送付する方法により行うものとする。

- (1) 助言又はあっせん案の内容及び理由
- (2) あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- (3) 前 2号に掲げるもののほか、参考となる事項

(勧告)

第 9条 条例第19条第 1項の規定による勧告は、勧告書（第 2号様式）により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第19条第 2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の概要

(意見を述べる機会の付与)

第11条 条例第19条第 2項の規定による意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見書を提出して行うものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(意見を述べる機会の付与の通知の方式)

第12条 市長は、意見書の提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表の対象となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

- (1) 予定される公表内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 市長は、公表の対象となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3号に掲げる事項及び市長が

同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所及び区役所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

第 1号様式（第 7条）

助言・あっせん申立書 年 月 日 （宛先）名古屋市長 申立人 住 所 氏 名 電話番号 印 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例第15条第 1項本文の規定により、次のとおり助言又はあっせんを行うよう申し立てます。	
差別を受けたとされる者	住所 氏名 申立人との関係
差別をしたとされる者	住所 氏名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
事案の概要	
求める助言又はあっせんの内容	
その他参考となる事項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第 2号様式（第 9条）

第 号 年 月 日 勧告書 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市長 印 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例第19条第 1項の規定により、次のとおり勧告します。	
勧告の内容	
勧告の理由	

注 正当な理由がなく、この勧告に従わないときは、条例第19条第 2項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第24号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の
一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市の規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「廃棄物」の次に「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）」を加える。

第51条に次のただし書を加える。

ただし、現に有害物質使用特定施設（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下この条において同じ。）が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、900平方メートルとする。

第53条の7第1号ウ中「又は」を「若しくは」に改め、「（廃棄物の処理及

び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）」を削り、「除く。）」の次に「又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。）、第三種特定有害物質（同号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。）及び土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条第5号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）」を加える。

第55条第2項第7号中「（平成14年法律第53号）」を削り、「第14条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第56条第4号中「の」を「に含まれる」に改め、同条第15号中「（汚染土壌処理業に関する省令第1条第1号に規定する浄化等処理施設をいう。）」及び「（同条第2号に規定するセメント製造施設をいう。）」を削り、「同令第2条第2項第20号」を「汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第28号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第14号中「並びに地下への浸透」を削り、同号を同条第18号とし、同号の次に次の2号を加える。

(19) 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法

(20) 自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌（土壌汚染対策法第18条第2項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。）に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法

第56条第13号中「免許又は」を「免許若しくは」に改め、「行う施設」の次に「又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第5号ロに規定する自然由来等土壌海面埋立施設をいう。）」を加え、同号を同条第17号とし、同条第12号を同条第16号とし、同条第11号中「汚染土壌の」を「浄化等処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第1号に規定する浄化等処理施設をいう。以下同じ。）、セメント製

造施設（同条第 2 号に規定するセメント製造施設をいう。以下同じ。）、埋立処理施設又は分別等処理施設（同条第 4 号に規定する分別等処理施設をいう。以下同じ。）にあっては、汚染土壤の」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (15) 自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、排出水及び排出水に係る用水の系統

第56条第10号を同条第13号とし、同条第 9 号中「並びに汚染土壤処理業に関する省令第 1 条第 3 号に規定する埋立処理施設（以下「埋立処理施設」という。）にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況」を削り、同号を同条第10号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (11) 埋立処理施設（汚染土壤処理業に関する省令第 1 条第 3 号に規定する埋立処理施設をいう。以下同じ。）又は自然由来等土壤利用施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況

- (12) 自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法

第56条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 自然由来等土壤利用施設（汚染土壤処理業に関する省令第 1 条第 5 号に規定する自然由来等土壤利用施設をいう。以下同じ。）のうち自然由来等土壤構造物利用施設（同号イに規定する自然由来等土壤構造物利用施設をいう。以下同じ。）にあっては、土木構造物の種類

第56条に次の 1 号を加える。

- (22) 自然由来等土壤利用施設にあっては、自然由来等土壤からの異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等（汚染土壤処理業に関する省令第 1 条第 5 号イに規定する盛土材等をいう。）若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤（土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤汚染対策法施行規則第31条第 1 項及び第 2 項の基準に適合するもの又は自然由来等土壤に限る。）との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあっては、土質改良の方法及び当該土質

改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果

別表第18及び別表第20中「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。

第20号様式中「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第51条ただし書の規定は、施行日から起算して30日を経過する日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第55条第1項に規定する土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）について適用し、施行日から起算して30日を経過する日前に着手した土地の形質の変更については、なお従前の例による。

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第25号

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第26号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表神田荘の項中

「

」を「

」に改め、同表西みかげ荘及び東

みかげ荘の項中

「

」を「

」に改め、同表山吹荘の項中

「

」を「

」に改め、同表城北荘の項中

「

を「

に改め、同表東志賀荘の項中
」

「

を「

に改め、同表新上名古屋荘の項
」

中

「

を「

に改め、同表押木田荘の項中
」

「

を「

に改め、同表千早荘の項中
」

「

を「

に改め、同表石田荘の項中
」

「

を「

に改め、同表開道荘の項中
」

「

を「

に改め、同表新田辺荘の項中
」

「

を「

に改め、同表新緑ヶ岡荘の項中
」

「

を「

に改め、同表春山荘の項中
」

「

を「

に改め、同表神戸荘の項中
」

「

」を「

」に改め、同表打出荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新高畑荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新東起荘の項中

「

」を「

」に改め、同表畑田荘の項中

「

」を「

」に改め、同表丸米荘の項中

「

」を「

」に改め、同表港南荘の項中

「

」を「

」に改め、同表港陽荘の項中

「

」を「

」に改め、同表港楽荘の項中

「

」を「

」に改め、同表正保荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新稻永荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新いろは荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新港栄荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新港北荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新泰明荘の項中

「

」を「

」に改め、同表新土古荘及び須成

荘の項中

「

」を「

」に改め、同表泰明荘の項中

「

」を「

」に改め、同表泰明南荘の項中

「

」を「

」に改め、同表辰巳荘の項中

「

」を「

」に改め、同表当知西荘、西稻永

荘及び東稻永荘の項中

「

を「

に改め、同表東築地荘の項中
」

「

を「

に改め、同表宝神荘の項中
」

「

を「

に改め、同表宝来荘の項中
」

「

を「

に改め、同表丸池荘の項中
」

「

を「

に改め、同表南木場荘の項中
」

「

を「

に改め、同表柴田荘の項中
」

「

を「

に改め、同表立脇荘の項中
」

「

を「

に改め、同表氷室荘の項中
」

「

を「

に改め、同表名南荘の項中
」

「

を「

に改め、同表引山荘の項中
」

「

」を「

」に改め、同表やしろ荘の項中

「

」を「

」に改める。

別表第 3 2 改良住宅に付随する駐車場の表新出来荘の項中

「

」を「

」に改め、同表山吹荘の項中

「

」を「

」に改め、同表城北荘の項中

「

」を「

」に改め、同表小針荘の項中

「

」を「

」に改め、同表大喜荘の項中

「

」を「

」に改め、同表神戸荘の項中

「

」を「

」に改め、同表惟信南荘の項中

「

」を「

」に改め、同表七番荘の項中

「

」を「

」に改め、同表氷室荘の項中

「

」を「

」に改める。

別表第3 3 コミュニティ住宅に付随する駐車場の表筒井第一シティ住宅の項中

「

」を「

」に改め、同表筒井第三シティ住

宅の項中

「

」を「

」に改め、同表宮前北シティ住宅

及び宮前シティ住宅の項中

「

」を「

」に改める。

別表第3 4 更新住宅に付随する駐車場の表東稲永荘の項中

「

」を「

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規定による改正後の名古屋市営住宅条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定中毎月納付すべき額に関する部分は、平成31年7月分の納付すべき額から適用し、同年6月分以前の納付すべき額については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第3の規定にかかわらず、駐車場を使用する者で新規則別表第

3の規定による納付すべき額が、施行日前の最終の納付すべき額（以下「旧納付額」という。）を超えるものの平成31年度及び平成32年度の各年度の毎月納付すべき額は、その者に係る新規則別表第3の規定による納付すべき額から旧納付額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、旧納付額を加えて得た額とする。

年 度 の 区 分	負 担 調 整 率
平 成 31 年 度	3 分 の 1
平 成 32 年 度	3 分 の 2

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第27号

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 打出荘の項中

「

」を「

」に改め、同表丸米荘の項中

「

」を「

」に改め、同表シティファミ

リー東稲永の項中

「

」を「

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋市定住促進住宅条例施行細則の規定中毎月納付すべき額に関する部分は、平成31年 7 月分の納付すべき額から適用し、同年 6 月分以前の納付すべき額については、なお従前の例による。

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第28号

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第68条」を「第69条」に改める。

第2条第6号中「起案」の次に「（実施機関（条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。））の意思を決定するための案を作成することをいう。以下同じ。）」を加え、同条第8号中「（実施機関（条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。））の意思を決定するための案を作成することをいう。以下同じ。）」を削る。

第34条中「すべて」を「全て」に改め、「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第35条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「外部ネットワーク」の次に「（条例第26条に規定する外部ネットワークをいう。）」を加え、同条第3号中「インストール」を「導入し、又は電子計算機からソフトウェアを削

除」に改め、同条第 4号中「電子計算機及び記録媒体を」を「電子計算機等を市のネットワークに接続し、又は」に改め、同号ただし書中「ただし」の次に「、個人の所有する電子計算機等（記録媒体を除く。）の執務場所での使用については」を、「として、」の次に「別に定めるところにより」を加え、同条第 5号を削り、同条第 6号中「第 4号ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「職員は」の次に「、前号ただし書の場合においても」を加え、「記録媒体」を「電子計算機等」に改め、同号ただし書中「ただし」の次に「、個人の所有する電子計算機については」を、「として、」の次に「別に定めるところにより」を加え、同号を同条第 5号とし、同条第 7号中「き損」を「毀損」に改め、同号を同条第 6号とし、同条第 8号中「き損」を「毀損」に改め、同号を同条第 7号とする。

第44条各号列記以外の部分中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、「き損」を「毀損」に、「次の各号」を「次」に改める。

第54条第 1項中「次の各号」を「次」に、「が講じてある」を「を講じている」に改め、同条第 2項中「次の各号」を「次」に、「講じてある」を「講じている」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該措置に準じた措置を講じることについて、情報審査委員会の同意を得ている場合又は」を加え、「得た」を「得ている」に改め、同項第 1号中「外部ネットワークとの」を「外部ネットワーク等との」に改める。

本則に次の 1条を加える。

（委任）

第69条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第54条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行細則第35条第 4号ただし書の許可（電子計算機及び通信機器に係るも

のに限る。)又は同条第 6号ただし書の許可(電子計算機に係るものに限る。)を受けている職員は、それぞれこの規則による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行細則第35条第 4号ただし書又は第 5号ただし書の許可を受けた職員とみなす。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第29号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「

やまと 古字	方 21	税 務 事	税務事務専用	財政局 税務部 税制課長	
		名 古 屋			
		市 長 印			
		務 専 用			

やまと 古字	方 21	滞 納 整 理	滞納整理事務（財政局の主管する債権に関する規程各号（第6号及び第7号を除く。）に定める債権に関する事務に限る。）専用	財政局 税務部 債権管理推進室長		を
		名 古 屋 市 長 印				
		事 務 専 用				

」

「

やまと 古字	方 21	税 務 事	税務事務専用	財政局 税務部 税制課長		に
		名 古 屋 市 長 印				
		務 専 用				

」

改め、同項用途の欄中「及び高圧ガス保安法に基づく許可、検査、認可、意見聴取、登録及び通報」を「に基づく火薬類の規制事務及び高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの規制」に改め、同表市税事務所長印の項用途の欄中「軽自動車税」の次に「（種別割に限る。）」を加え、「含む。）に」を「含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、別表市税事務所長印の項用途の欄の改正規定は、同年10月 1日から施行する。

名古屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第30号

名古屋市契約規則の一部を改正する規則

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市会計管理者へ」を削り、「入札保証金保管証書」を「入札保証金を納付したことを証する書面」に改める。

第8条第1項中「入札保証金保管証書」を「入札保証金を納付したことを証する書面」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第31号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「中央看護専門学校」の次に「又は保健福祉センター」を加える。

附則第4項第2号中「、清掃主事（車両の管理に従事する者に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第32号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「主幹（分担事項が生活安全対策に係る連絡調整及び交通安全対策に係る連絡調整である者に限る。）」を「主幹（生活安全対策に係る連絡調整）及び主幹（交通安全対策に係る連絡調整）」に改める。

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「及び医務体制企画官」を削り、同表市長の事務部局その他中央卸売市場北部市場の項中

「		を		「	
課長	7 種			課長	7 種
主幹	8 種				
」				」	

に改め、同表市長の事務部局その他名古屋城総合事務所の項中「及び室長」を「、室長及び名古屋城調査研究センター副所長」に改め、同表市長の事務部局

その他植田寮の項を削り、同表市長の事務局その他児童福祉センターの項中「発達障害者支援室長」を「発達障害者支援センター所長」に改め、同表教育委員会事務局内部部局の項中「分担事項が学校規模の適正化、高等学校・幼稚園教育又は特別支援教育である者を除く。以下「7種主幹」という。」を「教育職給料表(2)の職務の級4級にある者を除く。」に、「7種主幹を除く。」を「教育職給料表(2)の職務の級4級にある者に限る。」に改め、同表教育委員会事務局その他の項中

「

野外教育センター	指導主事甲	10種
子ども適応相談センター	指導主事甲	10種
	所長	12種
	指導主事乙	14種
学校事務センター	所長	7種

を

」

「

学校事務センター	所長	7種
野外教育センター	指導主事甲	10種
子ども適応相談センター	指導主事甲	10種
	所長	12種
	指導主事乙	14種

に改め、同表教

」

育委員会事務局その他鶴舞中央図書館の項中

「

課長	7種
主幹	8種

を

「

課長	7種

」

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

通勤手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第33号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1号中「に定める額（同号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）をいう。）」を削り、「同項第2号」を「第2号」に、「通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道5キロメートル未満である者に限る。）にあっては、2,000円。以下同じ。）」を「同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額」に改める。

第9条の2を削る。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第34号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで」を「平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで」に改める。

附則第 9 項及び第10項中「平成31年 3 月31日」を「平成32年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第35号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、植田寮」を削る。

第24条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「又は植田寮（救護施設に限る。）」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第9項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「又は第2号」を削り、同号を同項第3号とし、同条第10項第14号中「（厚生院における当該業務に限る。）」を削り、同項第15号及び第16号を次のように改める。

(15) 及び (16) 削除

第24条第10項第17号及び第18号中「第2項第3号」を「第2項第2号」に改め、同項第36号を次のように改める。

(36) 削除

第24条第10項第37号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、同項第38号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第39号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同条第11項中「、第15号」を削り、同条第12項第7号中「（厚生院における当該業務に限る。）」を削り、同項第8号から第11号までを次のように改める。

(8) から(11)まで 削除

第24条第14項中「及び第2号」を削り、同条第15項中「第9項第3号」を「第9項第2号」に改める。

第26条第1項第1号中「職員の勤務時間及び休暇に関する条例」を「正規の勤務時間外又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例」に、「を除く日の正規の勤務時間外又は休日」を「の正規の勤務時間中」に改め、同項第2号中「程度」を「以上」に改め、同項第3号中「であるとき又はこれと同程度」を「以上」に改め、同項第4号中「休日を除く日の正規の勤務時間外又は休日において、」を削り、「4時間程度」を「3時間以上」に改め、同条第3項第6号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

第30条第1項第2号中「2等航空整備士」の次に「又は1等航空運航整備士」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第36号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第8条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は臨時的に任用される小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園に勤務する教員（以下「臨時的任用教員」という。）が接続して教員となった場合」を加え、「前条第2項各号」を「前条第2項第1号」に改め、「掲げる期間」の次に「（臨時的任用教員が接続して教員となった場合にあっては、臨時的任用教員であった期間を除く。）並びに同項第2号及び第3号に掲げる期間」を加える。

第12条中「前条第2項各号」を「前条第2項第1号」に、「第11条第2項各号」を「第11条第2項第1号」と、「及び第3号」とあるのは「から第9号まで」に改める。

第13条第1項中「別表に規定する割合」の次に「（以下「期間率」とい

う。)に第15条の3に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合(指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、期間率)」を加え、同条第2項を削る。

第15条の2第2項中「又は第7号」を「、同項第7号」に改め、「ある職員」の次に「又は同項第10号の職員のうち職務の級4級にある者」を加える。

附則中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条の2第2項の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当規則第15条の2第2項及び次項の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則(平成29年名古屋市規則第16号)の規定は、平成29年6月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則(平成29年名古屋市規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「同条第2項第5号」を「同条第2項各号列記以外の部分及び同項第5号」に改める。

- 4 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則(平成30年名古屋市規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち第15条の3第1号の改正規定中「第15条の3第1号中」の次に「「特定管理職員のうち」を削り、」を加え、「100分の94から100分の127まで」を「1,000分の815から1,000分の935まで(特定管理職員にあっては、100分の94から100分の127まで)」に改め、同条第2号の改正規定中「同条第2号中」の次に「「特定管理職員のうち」を削り、」を加え、「100分の46から100分の62まで」を「1,000分の395から1,000分の455

まで（特定管理職員にあっては、100 分の46から 100 分の62まで）」に改める。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第37号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「100分の20」を「100分の40」に改める。

別表第6昇格時号給対応表1行政職給料表、2消防職給料表、7医療職給料表(2)及び8医療職給料表(3)を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表

1 行政職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	25	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	26	35
42	36	14	38	41	31	42	26	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

45	39	17	41	44	34	45	27	37
46	40	18	42	45	35	46	27	37
47	41	19	43	46	36	47	27	37
48	42	20	44	47	37	48	28	38
49	43	21	45	48	38	49	28	38
50	44	22	46	49	39	50	28	38
51	45	23	47	50	40	51	28	39
52	46	24	48	51	41	52	28	39
53	47	25	49	52	42	53	29	39
54	47	26	50	53	43	54	29	40
55	48	27	51	54	44	55	29	40
56	48	28	52	55	45	56	29	40
57	49	29	53	56	46	57	30	41
58	49	30	54	57	47	58	30	41
59	50	31	55	58	48	59	30	41
60	50	32	56	59	49	60	30	42
61	51	33	57	60	50	61	31	42
62	51	34	58	61	50	62	31	
63	52	35	59	62	51	63	31	
64	52	36	60	63	51	64	31	
65	53	37	61	64	52	65	32	
66	53	38	62	65	52	66	32	
67	54	39	63	66	53	67	32	
68	54	40	64	67	53	68	32	
69	55	41	65	68	54	69	33	
70	55	41	66	69	54	70	33	
71	56	42	67	70	55	71	33	
72	56	42	68	71	55	72	34	
73	57	43	69	72	56	73	34	
74	57	43	70	72	56	74	34	
75	58	44	71	73	57	75	35	
76	58	44	72	73	57	76	35	
77	59	45	73	74	58	77	35	
78	59	45	74	74	58	78	36	
79	59	46	75	75	59	79	36	
80	60	46	76	75	59	80	36	
81	60	47	77	76	60	81	37	
82	60	47	78	77	60	82		
83	61	48	79	78	61	83		
84	61	48	80	79	61	84		
85	61	49	81	80	62	85		
86	62	49	82	81	62	86		
87	62	49	83	82	63	87		
88	62	50	84	83	63	88		
89	63	50	85	84	64	89		
90	63	50	86	85	64			
91	63	51	87	86	65			

92	63	51	88	87	65			
93	64	51	89	88	66			
94	64	52	90	89	67			
95	64	52	91	90	68			
96	64	52	92	91	69			
97	65	53	93	92	70			
98		53	94	93	71			
99		53	95	94	72			
100		54	96	95	73			
101		54	97	96	74			
102		54	98	97	75			
103		55	99	98	76			
104		55	100	99	77			
105		55	101	100	78			
106		56	102	101	79			
107		56	103	102	80			
108		56	104	103	81			
109		57	105	104	82			
110		57	106	105	83			
111		57	107	106	84			
112		57	108	107	85			
113		57	109	108	86			
114		58	110	108	87			
115		58	111	109	88			
116		58	112	109	89			
117		58	113	110	90			
118		58	114	110	91			
119		59	115	111	92			
120		59	116	111	93			
121		59	117	112	94			
122		59		113	95			
123		59		114	96			
124		60		115	97			
125		60		116	98			
126		60		117	99			
127		60		118	100			
128		60		119	101			
129		61		120	102			
130		61		121	103			
131		61		122	104			
132		61		123	105			
133		61		124	106			
134		62		125				
135		62		126				
136		62		127				
137		62		128				
138		62		129				

139		63		130				
140		63		131				
141		63		132				
142		63		132				
143		63		133				
144		64		133				
145		64		133				
146				133				
147				133				
148				133				
149				133				
150				133				
151				133				
152				133				
153				133				
154				133				
155				133				
156				133				
157				133				

2 消防職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3	1	1	4	2	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17
19	13	1	15	18	8	19	18
20	14	1	16	19	9	20	18
21	15	1	17	20	10	21	19
22	16	2	18	21	11	22	19
23	17	3	19	22	12	23	20
24	18	4	20	23	13	24	20
25	19	5	21	24	14	25	21
26	20	6	22	25	15	26	21
27	21	7	23	26	16	27	22
28	22	8	24	27	17	28	22
29	23	9	25	28	18	29	23
30	24	10	26	29	19	30	23
31	25	11	27	30	20	31	24
32	26	12	28	31	21	32	24
33	27	13	29	32	22	33	25
34	28	14	30	33	23	34	25
35	29	15	31	34	24	35	25
36	30	16	32	35	25	36	26
37	31	17	33	36	26	37	26
38	32	18	34	37	27	38	26
39	33	19	35	38	28	39	27
40	34	20	36	39	29	40	27
41	35	21	37	40	30	41	27
42	35	22	38	41	31	42	28
43	36	23	39	42	32	43	28
44	36	24	40	43	33	44	28

45	37	25	41	44	34	45	29
46	37	26	42	45	35	46	29
47	38	27	43	46	36	47	29
48	38	28	44	47	37	48	30
49	39	29	45	48	38	49	30
50	39	30	46	49	39	50	30
51	40	31	47	50	40	51	31
52	40	32	48	51	41	52	31
53	41	33	49	52	42	53	31
54	41	34	50	53	43	54	32
55	42	35	51	54	44	55	32
56	42	36	52	55	45	56	32
57	43	37	53	56	46	57	33
58	43	38	54	57	47	58	33
59	44	39	55	58	48	59	33
60	44	40	56	59	49	60	34
61	45	41	57	60	50	61	34
62	45	41	58	61	50	62	34
63	46	42	59	62	51	63	35
64	46	42	60	63	51	64	35
65	47	43	61	64	52	65	35
66	47	43	62	65	52	66	36
67	47	44	63	66	53	67	36
68	48	44	64	67	53	68	36
69	48	45	65	68	54	69	37
70	48	45	66	69	54	70	
71	49	46	67	70	55	71	
72	49	46	68	71	55	72	
73	49	47	69	72	56	73	
74	50	47	70	72	56	74	
75	50	48	71	73	57	75	
76	50	48	72	73	57	76	
77	51	49	73	74	58	77	
78	51	49	74	74	58	78	
79	51	49	75	75	59	79	
80	51	50	76	75	59	80	
81	52	50	77	76	60	81	
82	52	50	78	77	60	82	
83	52	51	79	78	61	83	
84	52	51	80	79	61	84	
85	53	51	81	80	62	85	
86	53	52	82	81	62	85	
87	53	52	83	82	63	85	
88	53	52	84	83	63	85	
89	54	53	85	84	64	85	
90	54	53	86	85	64		
91	54	53	87	86	65		

92	54	54	88	87	65		
93	55	54	89	88	66		
94	55	54	90	89	67		
95	55	55	91	90	68		
96	55	55	92	91	69		
97	56	55	93	92	70		
98		56	94	93	71		
99		56	95	94	72		
100		56	96	95	73		
101		57	97	96	74		
102		57	98	97	75		
103		57	99	98	76		
104		57	100	99	77		
105		57	101	100	78		
106		58	102	101	79		
107		58	103	102	80		
108		58	104	103	81		
109		58	105	104	82		
110		58	106	105	83		
111		59	107	106	84		
112		59	108	107	85		
113		59	109	108	86		
114		59	110	108	87		
115		59	111	109	88		
116		60	112	109	89		
117		60	113	110	90		
118		60		110	91		
119		60		111	92		
120		60		111	93		
121		61		112	94		
122		61		113	95		
123		61		114	96		
124		61		115	97		
125		61		116	98		
126		62		117	99		
127		62		118	100		
128		62		119	101		
129		62		120	102		
130				121	103		
131				122	104		
132				123	105		
133				124	105		
134				125			
135				126			
136				127			
137				128			
138				129			

139				130			
140				131			
141				132			
142				132			
143				133			
144				133			
145				133			
146				133			
147				133			
148				133			
149				133			
150				133			
151				133			
152				133			
153				133			
154				133			
155				133			
156				133			
157				133			

7 医療職給料表(2)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3	1	1	4	2	1
2	3	1	1	4	2	2
3	3	1	1	4	2	3
4	3	1	1	4	2	4
5	3	1	1	4	2	5
6	3	1	1	5	3	6
7	3	1	1	6	4	7
8	3	1	1	7	5	8
9	3	1	1	8	6	9
10	4	1	1	9	7	10
11	5	1	1	10	8	11
12	6	1	1	11	9	12
13	7	1	1	12	10	13
14	8	1	2	13	11	14
15	9	1	3	14	12	15
16	10	1	4	15	13	16
17	11	1	5	16	14	17
18	12	1	6	17	15	18
19	13	1	7	18	16	19
20	14	1	8	19	17	20
21	15	1	9	20	18	21
22	16	1	10	21	19	22
23	17	1	11	22	20	23
24	18	1	12	23	21	24
25	19	1	13	24	22	25
26	20	1	14	25	23	26
27	21	1	15	26	24	27
28	22	1	16	27	25	28
29	23	1	17	28	26	29
30	24	2	18	29	27	30
31	25	3	19	30	28	31
32	26	4	20	31	29	32
33	27	5	21	32	30	33
34	28	6	22	33	31	34
35	29	7	23	34	32	35
36	30	8	24	35	33	36
37	31	9	25	36	34	37
38	32	10	26	37	35	37
39	33	11	27	38	36	38
40	34	12	28	39	37	38
41	35	13	29	40	38	39
42	36	14	30	41	39	39
43	37	15	31	42	40	40
44	38	16	32	43	41	40

45	39	17	33	44	42	41
46	40	18	34	45	43	41
47	41	19	35	46	44	42
48	42	20	36	47	45	42
49	43	21	37	48	46	43
50	44	22	38	49	47	43
51	45	23	39	50	48	44
52	46	24	40	51	49	44
53	47	25	41	52	50	45
54	47	26	42	53	51	45
55	48	27	43	54	52	46
56	48	28	44	55	53	46
57	49	29	45	56	54	47
58	49	30	46	57	54	47
59	50	31	47	58	55	48
60	50	32	48	59	55	48
61	51	33	49	60	56	49
62	51	34	50	61	56	49
63	52	35	51	62	57	50
64	52	36	52	63	57	50
65	53	37	53	64	58	51
66	53	38	54	64	58	51
67	54	39	55	65	59	52
68	54	40	56	65	59	52
69	55	41	57	66	60	53
70	55	41	58	66	60	54
71	56	42	59	67	61	55
72	56	42	60	67	61	56
73	57	43	61	68	62	57
74	57	43	62	69	63	57
75	58	44	63	70	64	58
76	58	44	64	71	65	58
77	59	45	65	72	66	59
78	59	45	66	73	67	59
79	59	46	67	74	68	60
80	60	46	68	75	69	60
81	60	47	69	76	70	61
82	60	47	70	77	71	62
83	61	48	71	78	72	63
84	61	48	72	79	73	64
85	61	49	73	80	74	65
86	62	49	74	81	75	66
87	62	49	75	82	76	67
88	62	50	76	83	77	68
89	63	50	77	84	78	69
90	63	50	78	84	79	
91	63	51	246	85	80	

92	63	51	80	85	81	
93	64	51	81	86	82	
94	64	52	82	86	83	
95	64	52	83	87	84	
96	64	52	84	87	85	
97	65	53	85	88	86	
98		53	86	89	87	
99		53	87	90	88	
100		54	88	91	89	
101		54	89	92	90	
102		54	89	93	91	
103		55	90	94	92	
104		55	90	95	93	
105		55	91	96	94	
106		56	91	97	95	
107		56	92	98	96	
108		56	92	99	97	
109		57	93	100	98	
110		57	94	101	99	
111		57	95	102	100	
112		57	96	103	101	
113		57	97	104	102	
114		58	98	105	103	
115		58	99	106	104	
116		58	100	107	105	
117		58	101	108	106	
118		58		109		
119		59		110		
120		59		111		
121		59		112		
122		59		113		
123		59		114		
124		60		115		
125		60		116		
126		60		117		
127		60		117		
128		60		117		
129		61		117		
130		61		117		
131		61		117		
132		61		117		
133		61		117		
134		62		117		
135		62		117		
136		62		117		
137		62		117		
138			247	117		

139				117		
140				117		
141				117		
142				117		
143				117		
144				117		
145				117		

8 医療職給料表(3)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3	1	1	4	2	1
2	3	1	1	4	2	2
3	3	1	1	4	2	3
4	3	1	1	4	2	4
5	3	1	1	4	2	5
6	4	1	2	5	2	6
7	5	1	3	6	2	7
8	6	1	4	7	2	8
9	7	1	5	8	2	9
10	8	1	6	9	2	10
11	9	1	7	10	2	11
12	10	1	8	11	2	12
13	11	1	9	12	2	13
14	12	1	10	13	3	14
15	13	1	11	14	4	15
16	14	1	12	15	5	16
17	15	1	13	16	6	17
18	16	1	14	17	7	18
19	17	1	15	18	8	19
20	18	1	16	19	9	20
21	19	1	17	20	10	21
22	20	1	18	21	11	22
23	21	1	19	22	12	23
24	22	1	20	23	13	24
25	23	1	21	24	14	25
26	24	1	22	25	15	26
27	25	1	23	26	16	27
28	26	1	24	27	17	28
29	27	1	25	28	18	29
30	28	2	26	29	19	30
31	29	3	27	30	20	31
32	30	4	28	31	21	32
33	31	5	29	32	22	33
34	32	6	30	33	23	34
35	33	7	31	34	24	35
36	34	8	32	35	25	36
37	35	9	33	36	26	37
38	36	10	34	37	27	38
39	37	11	35	38	28	39
40	38	12	36	39	29	40
41	39	13	37	40	30	41
42	40	14	38	41	31	42
43	41	15	39	42	32	43
44	42	16	40	43	33	44

45	43	17	41	44	34	45
46	43	18	42	45	35	46
47	44	19	43	46	36	47
48	44	20	44	47	37	48
49	45	21	45	48	38	49
50	45	22	46	49	39	50
51	46	23	47	50	40	51
52	46	24	48	51	41	52
53	47	25	49	52	42	53
54	47	26	50	53	43	54
55	48	27	51	54	44	55
56	48	28	52	55	45	56
57	49	29	53	56	46	57
58	49	30	54	57	47	58
59	50	31	55	58	48	59
60	50	32	56	59	49	60
61	51	33	57	60	50	61
62	51	34	58	61	50	62
63	52	35	59	62	51	63
64	52	36	60	63	51	64
65	53	37	61	64	52	65
66	53	38	62	65	52	66
67	54	39	63	66	53	67
68	54	40	64	67	53	68
69	55	41	65	68	54	69
70	55	41	66	69	54	70
71	55	42	67	70	55	71
72	56	42	68	71	55	72
73	56	43	69	72	56	73
74	56	43	70	72	56	74
75	57	44	71	73	57	75
76	57	44	72	73	57	76
77	57	45	73	74	58	77
78	58	45	74	74	58	77
79	58	46	75	75	59	77
80	58	46	76	75	59	77
81	59	47	77	76	60	77
82	59	47	78	77	60	77
83	59	48	79	78	61	77
84	59	48	80	79	61	77
85	60	49	81	80	62	77
86	60	49	82	81	62	77
87	60	49	83	82	63	77
88	60	50	84	83	63	77
89	61	50	85	84	64	77
90		50	86	85	64	
91		51	87	86	65	

92		51	88	87	65	
93		51	89	88	66	
94		52	90	89	67	
95		52	91	90	68	
96		52	92	91	69	
97		53	93	92	70	
98		53	94	93	71	
99		53	95	94	72	
100		54	96	95	73	
101		54	97	96	74	
102		54	98	97	75	
103		55	99	98	76	
104		55	100	99	77	
105		55	101	100	78	
106		56	102	101	79	
107		56	103	102	80	
108		56	104	103	81	
109		57	105	104	82	
110		57	106	105	83	
111		57	107	106	84	
112		57	108	107	85	
113		57	109	108	86	
114		58	110	108	87	
115		58	111	109	88	
116		58	112	109	89	
117		58	113	110	90	
118		58		110	91	
119		59		111	92	
120		59		111	93	
121		59		112	94	
122		59		113	95	
123		59		114	96	
124		60		115	97	
125		60		116	98	
126		60		117		
127		60		118		
128		60		119		
129		61		120		
130		61		121		
131		61		122		
132		61		123		
133		61		124		
134		62		125		
135		62		125		
136		62		125		
137		62		125		
138				125		

139				125		
140				125		
141				125		
142				125		
143				125		
144				125		
145				125		
146				125		
147				125		
148				125		
149				125		
150				125		
151				125		
152				125		
153				125		
154				125		
155				125		
156				125		
157				125		

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 1 行政職給料表、2 消防職給料表、7 医療職給料表 (2) 及び 8 医療職給料表 (3) を次のように改める。

別表第6の2 降格時号給対応表

1 行政職給料表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	29	5	5	13	1	1	1
2	9	30	6	5	13	2	2	2
3	9	31	7	5	14	3	3	3
4	10	32	8	5	15	4	4	4
5	11	33	9	6	16	5	5	5
6	12	34	10	7	17	6	6	6
7	13	35	11	8	18	7	7	7
8	14	36	12	9	19	8	8	8
9	15	37	13	10	20	9	9	9
10	16	38	14	11	21	10	10	10
11	17	39	15	12	22	11	11	11
12	18	40	16	13	23	12	12	12
13	19	41	17	14	24	13	13	13
14	20	42	18	15	25	14	14	14
15	21	43	19	16	26	15	15	15
16	22	44	20	17	27	16	16	16
17	23	45	21	18	28	17	18	17
18	24	46	22	19	29	18	20	18
19	25	47	23	20	30	19	22	19
20	26	48	24	21	31	20	24	20
21	27	49	25	22	32	21	26	21
22	28	50	26	23	33	22	28	22
23	29	51	27	24	34	23	30	23
24	30	52	28	25	35	24	32	24
25	31	53	29	26	36	25	37	25
26	32	54	30	27	37	26	42	26
27	33	55	31	28	38	27	47	27
28	34	56	32	29	39	28	52	28
29	35	57	33	30	40	29	56	30
30	36	58	34	31	41	30	60	32
31	37	59	35	32	42	31	64	34
32	38	60	36	33	43	32	68	36
33	39	61	37	34	44	33	71	38
34	40	62	38	35	45	34	74	40
35	41	63	39	36	46	35	77	42
36	42	64	40	37	47	36	80	44
37	43	65	41	38	48	37	81	47
38	44	66	42	39	49	38	81	50
39	45	67	43	40	50	39	81	53
40	46	68	44	41	51	40	81	56
41	47	70	45	42	52	41	81	59
42	48	72	46	43	53	42	81	61
43	49	74	47	44	54	43	81	61
44	50	76	48	45	55	44	81	61

45	51	78	49	46	56	45	81	61
46	52	80	50	47	57	46	81	61
47	54	82	51	48	58	47	81	61
48	56	84	52	49	59	48	81	61
49	58	87	53	50	60	49	81	61
50	60	90	54	51	62	50	81	61
51	62	93	55	52	64	51	81	61
52	64	96	56	53	66	52	81	61
53	66	99	57	54	68	53	81	61
54	68	102	58	55	70	54	81	61
55	70	105	59	56	72	55	81	61
56	72	108	60	57	74	56	81	61
57	74	113	61	58	76	57	81	61
58	76	118	62	59	78	58	81	61
59	79	123	63	60	80	59	81	61
60	82	128	64	61	82	60	81	61
61	85	133	65	62	84	61	81	61
62	88	138	66	63	86	62		
63	92	143	67	64	88	63		
64	96	145	68	65	90	64		
65	97	145	69	66	92	65		
66	97	145	70	67	93	66		
67	97	145	71	68	94	67		
68	97	145	72	69	95	68		
69	97	145	73	70	96	69		
70	97	145	74	71	97	70		
71	97	145	75	72	98	71		
72	97	145	76	74	99	72		
73	97	145	77	76	100	73		
74	97	145	78	78	101	74		
75	97	145	79	80	102	75		
76	97	145	80	81	103	76		
77	97	145	81	82	104	77		
78	97	145	82	83	105	78		
79	97	145	83	84	106	79		
80	97	145	84	85	107	80		
81	97	145	85	86	108	81		
82	97	145	86	87	109	82		
83	97	145	87	88	110	83		
84	97	145	88	89	111	84		
85	97	145	89	90	112	85		
86	97	145	90	91	113	86		
87	97	145	91	92	114	87		
88	97	145	92	93	115	88		
89	97	145	93	94	116	89		
90	97	145	94	95	117	89		
91	97	145	95	96	118	89		

92	97	145	96	97	119	89		
93	97	145	97	98	120	89		
94	97	145	98	99	121	89		
95	97	145	99	100	122	89		
96	97	145	100	101	123	89		
97	97	145	101	102	124	89		
98	97	145	102	103	125			
99	97	145	103	104	126			
100	97	145	104	105	127			
101	97	145	105	106	128			
102	97	145	106	107	129			
103	97	145	107	108	130			
104	97	145	108	109	131			
105	97	145	109	110	132			
106	97	145	110	111	133			
107	97	145	111	112	133			
108	97	145	112	114	133			
109	97	145	113	116	133			
110	97	145	114	118	133			
111	97	145	115	120	133			
112	97	145	116	121	133			
113	97	145	117	122	133			
114	97	145	118	123				
115	97	145	119	124				
116	97	145	120	125				
117	97	145	121	126				
118	97	145	121	127				
119	97	145	121	128				
120	97	145	121	129				
121	97	145	121	130				
122	97		121	131				
123	97		121	132				
124	97		121	133				
125	97		121	134				
126	97		121	135				
127	97		121	136				
128	97		121	137				
129	97		121	138				
130	97		121	139				
131	97		121	140				
132	97		121	142				
133	97		121	143				
134	97		121					
135	97		121					
136	97		121					
137	97		121					
138	97		121					

139	97		121					
140	97		121					
141	97		121					
142	97		121					
143	97		121					
144	97		121					
145	97		121					
146			121					
147			121					
148			121					
149			121					
150			121					
151			121					
152			121					
153			121					
154			121					
155			121					
156			121					
157			121					

2 消防職給料表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	9	21	5	5	13	1	1
2	9	22	6	5	13	2	2
3	9	23	7	5	14	3	3
4	10	24	8	5	15	4	4
5	11	25	9	6	16	5	5
6	12	26	10	7	17	6	6
7	13	27	11	8	18	7	7
8	14	28	12	9	19	8	8
9	15	29	13	10	20	9	9
10	16	30	14	11	21	10	10
11	17	31	15	12	22	11	11
12	18	32	16	13	23	12	12
13	19	33	17	14	24	13	13
14	20	34	18	15	25	14	14
15	21	35	19	16	26	15	15
16	22	36	20	17	27	16	16
17	23	37	21	18	28	17	18
18	24	38	22	19	29	18	20
19	25	39	23	20	30	19	22
20	26	40	24	21	31	20	24
21	27	41	25	22	32	21	26
22	28	42	26	23	33	22	28
23	29	43	27	24	34	23	30
24	30	44	28	25	35	24	32
25	31	45	29	26	36	25	35
26	32	46	30	27	37	26	38
27	33	47	31	28	38	27	41
28	34	48	32	29	39	28	44
29	35	49	33	30	40	29	47
30	36	50	34	31	41	30	50
31	37	51	35	32	42	31	53
32	38	52	36	33	43	32	56
33	39	53	37	34	44	33	59
34	40	54	38	35	45	34	62
35	42	55	39	36	46	35	65
36	44	56	40	37	47	36	68
37	46	57	41	38	48	37	69
38	48	58	42	39	49	38	69
39	50	59	43	40	50	39	69
40	52	60	44	41	51	40	69
41	54	62	45	42	52	41	69
42	56	64	46	43	53	42	69
43	58	66	47	44	54	43	69
44	60	68	48	45	55	44	69

45	62	70	49	46	56	45	69
46	64	72	50	47	57	46	69
47	67	74	51	48	58	47	69
48	70	76	52	49	59	48	69
49	73	79	53	50	60	49	69
50	76	82	54	51	62	50	69
51	80	85	55	52	64	51	69
52	84	88	56	53	66	52	69
53	88	91	57	54	68	53	69
54	92	94	58	55	70	54	
55	96	97	59	56	72	55	
56	97	100	60	57	74	56	
57	97	105	61	58	76	57	
58	97	110	62	59	78	58	
59	97	115	63	60	80	59	
60	97	120	64	61	82	60	
61	97	125	65	62	84	61	
62	97	129	66	63	86	62	
63	97	129	67	64	88	63	
64	97	129	68	65	90	64	
65	97	129	69	66	92	65	
66	97	129	70	67	93	66	
67	97	129	71	68	94	67	
68	97	129	72	69	95	68	
69	97	129	73	70	96	69	
70	97	129	74	71	97	70	
71	97	129	75	72	98	71	
72	97	129	76	74	99	72	
73	97	129	77	76	100	73	
74	97	129	78	78	101	74	
75	97	129	79	80	102	75	
76	97	129	80	81	103	76	
77	97	129	81	82	104	77	
78	97	129	82	83	105	78	
79	97	129	83	84	106	79	
80	97	129	84	85	107	80	
81	97	129	85	86	108	81	
82	97	129	86	87	109	82	
83	97	129	87	88	110	83	
84	97	129	88	89	111	84	
85	97	129	89	90	112	85	
86	97	129	90	91	113		
87	97	129	91	92	114		
88	97	129	92	93	115		
89	97	129	93	94	116		
90	97	129	94	95	117		
91	97	129	95	96	118		

92	97	129	96	97	119		
93	97	129	97	98	120		
94	97	129	98	99	121		
95	97	129	99	100	122		
96	97	129	100	101	123		
97	97	129	101	102	124		
98	97	129	102	103	125		
99	97	129	103	104	126		
100	97	129	104	105	127		
101	97	129	105	106	128		
102	97	129	106	107	129		
103	97	129	107	108	130		
104	97	129	108	109	131		
105	97	129	109	110	133		
106	97	129	110	111			
107	97	129	111	112			
108	97	129	112	114			
109	97	129	113	116			
110	97	129	114	118			
111	97	129	115	120			
112	97	129	116	121			
113	97	129	117	122			
114	97	129	117	123			
115	97	129	117	124			
116	97	129	117	125			
117	97	129	117	126			
118	97		117	127			
119	97		117	128			
120	97		117	129			
121	97		117	130			
122	97		117	131			
123	97		117	132			
124	97		117	133			
125	97		117	134			
126	97		117	135			
127	97		117	136			
128	97		117	137			
129	97		117	138			
130			117	139			
131			117	140			
132			117	142			
133			117	143			
134			117				
135			117				
136			117				
137			117				
138			117				

139			117				
140			117				
141			117				
142			117				
143			117				
144			117				
145			117				
146			117				
147			117				
148			117				
149			117				
150			117				
151			117				
152			117				
153			117				
154			117				
155			117				
156			117				
157			117				

7 医療職給料表(2)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	9	29	13	5	5	1
2	9	30	14	5	5	2
3	9	31	15	5	6	3
4	10	32	16	5	7	4
5	11	33	17	6	8	5
6	12	34	18	7	9	6
7	13	35	19	8	10	7
8	14	36	20	9	11	8
9	15	37	21	10	12	9
10	16	38	22	11	13	10
11	17	39	23	12	14	11
12	18	40	24	13	15	12
13	19	41	25	14	16	13
14	20	42	26	15	17	14
15	21	43	27	16	18	15
16	22	44	28	17	19	16
17	23	45	29	18	20	17
18	24	46	30	19	21	18
19	25	47	31	20	22	19
20	26	48	32	21	23	20
21	27	49	33	22	24	21
22	28	50	34	23	25	22
23	29	51	35	24	26	23
24	30	52	36	25	27	24
25	31	53	37	26	28	25
26	32	54	38	27	29	26
27	33	55	39	28	30	27
28	34	56	40	29	31	28
29	35	57	41	30	32	29
30	36	58	42	31	33	30
31	37	59	43	32	34	31
32	38	60	44	33	35	32
33	39	61	45	34	36	33
34	40	62	46	35	37	34
35	41	63	47	36	38	35
36	42	64	48	37	39	36
37	43	65	49	38	40	38
38	44	66	50	39	41	40
39	45	67	51	40	42	42
40	46	68	52	41	43	44
41	47	70	53	42	44	46
42	48	72	54	43	45	48
43	49	74	55	44	46	50
44	50	76	56	45	47	52

45	51	78	57	46	48	54
46	52	80	58	47	49	56
47	54	82	59	48	50	58
48	56	84	60	49	51	60
49	58	87	61	50	52	62
50	60	90	62	51	53	64
51	62	93	63	52	54	66
52	64	96	64	53	55	68
53	66	99	65	54	56	69
54	68	102	66	55	58	70
55	70	105	67	56	60	71
56	72	108	68	57	62	72
57	74	113	69	58	64	74
58	76	118	70	59	66	76
59	79	123	71	60	68	78
60	82	128	72	61	70	80
61	85	133	73	62	72	81
62	88	137	74	63	73	82
63	92	137	75	64	74	83
64	96	137	76	66	75	84
65	97	137	77	68	76	85
66	97	137	78	70	77	86
67	97	137	79	72	78	87
68	97	137	80	73	79	88
69	97	137	81	74	80	89
70	97	137	82	75	81	89
71	97	137	83	76	82	89
72	97	137	84	77	83	89
73	97	137	85	78	84	89
74	97	137	86	79	85	89
75	97	137	87	80	86	89
76	97	137	88	81	87	89
77	97	137	89	82	88	89
78	97	137	90	83	89	89
79	97	137	91	84	90	89
80	97	137	92	85	91	89
81	97	137	93	86	92	89
82	97	137	94	87	93	89
83	97	137	95	88	94	89
84	97	137	96	90	95	89
85	97	137	97	92	96	89
86	97	137	98	94	97	
87	97	137	99	96	98	
88	97	137	100	97	99	
89	97	137	102	98	100	
90	97	137	104	99	101	
91	97	137	106	100	102	

92	97	137	108	101	103	
93	97	137	109	102	104	
94	97	137	110	103	105	
95	97	137	111	104	106	
96	97	137	112	105	107	
97	97	137	113	106	108	
98	97	137	114	107	109	
99	97	137	115	108	110	
100	97	137	116	109	111	
101	97	137	117	110	112	
102	97	137	117	111	113	
103	97	137	117	112	114	
104	97	137	117	113	115	
105	97	137	117	114	116	
106	97	137	117	115	117	
107	97	137	117	116	117	
108	97	137	117	117	117	
109	97	137	117	118	117	
110	97	137	117	119	117	
111	97	137	117	120	117	
112	97	137	117	121	117	
113	97	137	117	122	117	
114	97	137	117	123		
115	97	137	117	124		
116	97	137	117	125		
117	97	137	117	126		
118	97		117			
119	97		117			
120	97		117			
121	97		117			
122	97		117			
123	97		117			
124	97		117			
125	97		117			
126	97		117			
127	97		117			
128	97		117			
129	97		117			
130	97		117			
131	97		117			
132	97		117			
133	97		117			
134	97		117			
135	97		117			
136	97		117			
137	97		117			
138			1264			

139			117			
140			117			
141			117			
142			117			
143			117			
144			117			
145			117			

8 医療職給料表(3)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	5	29	5	5	13	1
2	5	30	6	5	13	2
3	5	31	7	5	14	3
4	6	32	8	5	15	4
5	7	33	9	6	16	5
6	8	34	10	7	17	6
7	9	35	11	8	18	7
8	10	36	12	9	19	8
9	11	37	13	10	20	9
10	12	38	14	11	21	10
11	13	39	15	12	22	11
12	14	40	16	13	23	12
13	15	41	17	14	24	13
14	16	42	18	15	25	14
15	17	43	19	16	26	15
16	18	44	20	17	27	16
17	19	45	21	18	28	17
18	20	46	22	19	29	18
19	21	47	23	20	30	19
20	22	48	24	21	31	20
21	23	49	25	22	32	21
22	24	50	26	23	33	22
23	25	51	27	24	34	23
24	26	52	28	25	35	24
25	27	53	29	26	36	25
26	28	54	30	27	37	26
27	29	55	31	28	38	27
28	30	56	32	29	39	28
29	31	57	33	30	40	29
30	32	58	34	31	41	30
31	33	59	35	32	42	31
32	34	60	36	33	43	32
33	35	61	37	34	44	33
34	36	62	38	35	45	34
35	37	63	39	36	46	35
36	38	64	40	37	47	36
37	39	65	41	38	48	37
38	40	66	42	39	49	38
39	41	67	43	40	50	39
40	42	68	44	41	51	40
41	43	70	45	42	52	41
42	44	72	46	43	53	42
43	46	74	47	44	54	43
44	48	76	48	45	55	44

45	50	78	49	46	56	45
46	52	80	50	47	57	46
47	54	82	51	48	58	47
48	56	84	52	49	59	48
49	58	87	53	50	60	49
50	60	90	54	51	62	50
51	62	93	55	52	64	51
52	64	96	56	53	66	52
53	66	99	57	54	68	53
54	68	102	58	55	70	54
55	71	105	59	56	72	55
56	74	108	60	57	74	56
57	77	113	61	58	76	57
58	80	118	62	59	78	58
59	84	123	63	60	80	59
60	88	128	64	61	82	60
61	89	133	65	62	84	61
62	89	137	66	63	86	62
63	89	137	67	64	88	63
64	89	137	68	65	90	64
65	89	137	69	66	92	65
66	89	137	70	67	93	66
67	89	137	71	68	94	67
68	89	137	72	69	95	68
69	89	137	73	70	96	69
70	89	137	74	71	97	70
71	89	137	75	72	98	71
72	89	137	76	74	99	72
73	89	137	77	76	100	73
74	89	137	78	78	101	74
75	89	137	79	80	102	75
76	89	137	80	81	103	76
77	89	137	81	82	104	77
78	89	137	82	83	105	
79	89	137	83	84	106	
80	89	137	84	85	107	
81	89	137	85	86	108	
82	89	137	86	87	109	
83	89	137	87	88	110	
84	89	137	88	89	111	
85	89	137	89	90	112	
86	89	137	90	91	113	
87	89	137	91	92	114	
88	89	137	92	93	115	
89	89	137	93	94	116	
90	89	137	94	95	117	
91	89	137	95	96	118	

92	89	137	96	97	119	
93	89	137	97	98	120	
94	89	137	98	99	121	
95	89	137	99	100	122	
96	89	137	100	101	123	
97	89	137	101	102	124	
98	89	137	102	103	125	
99	89	137	103	104	125	
100	89	137	104	105	125	
101	89	137	105	106	125	
102	89	137	106	107	125	
103	89	137	107	108	125	
104	89	137	108	109	125	
105	89	137	109	110	125	
106	89	137	110	111	125	
107	89	137	111	112	125	
108	89	137	112	114	125	
109	89	137	113	116	125	
110	89	137	114	118	125	
111	89	137	115	120	125	
112	89	137	116	121	125	
113	89	137	117	122	125	
114	89	137	117	123		
115	89	137	117	124		
116	89	137	117	125		
117	89	137	117	126		
118	89		117	127		
119	89		117	128		
120	89		117	129		
121	89		117	130		
122	89		117	131		
123	89		117	132		
124	89		117	133		
125	89		117	134		
126	89		117			
127	89		117			
128	89		117			
129	89		117			
130	89		117			
131	89		117			
132	89		117			
133	89		117			
134	89		117			
135	89		117			
136	89		117			
137	89		117			
138			117			

139			117			
140			117			
141			117			
142			117			
143			117			
144			117			
145			117			
146			117			
147			117			
148			117			
149			117			
150			117			
151			117			
152			117			
153			117			
154			117			
155			117			
156			117			
157			117			

別表第7昇給号給数表Aの欄中「6」を「5」に、「4」を「3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日現に行政職給料表、消防職給料表、医療職給料表(2)又は同給料表(3)の職務の級5級に在級する職員を施行日以後新たにこれらの給料表の職務の級6級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の号給については、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第6の規定にかかわらず、この規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正前規則」という。）別表第6の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。
- 3 施行日の前日現に行政職給料表、消防職給料表、医療職給料表(2)又は同給料表(3)の職務の級5級に在級する職員を施行日以後新たにこれらの給料表の職務の級4級以下の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給については、改正後規則別表第6の2の規定にかかわらず、改正前規則別表第6の2の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

(平成34年度の昇給日における昇給の特例)

- 4 平成34年度の昇給日における昇給については、改正後規則第16条第1項中「昇給日の属する年度の前年度をいう。以下同じ」とあるのは「平成31年度から平成33年度までをいう」と、同条第2項中「勤務成績判定期間」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と読み替えて同条の規定を適用する。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 5 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表中「154,900」を「156,100」に、「202,100」を「203,100」に改める。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第38号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第12条第 6 項中「100 分の20」を「100 分の40」に改める。

別表第 4 昇給号給数表 A の欄中「6」を「5」に、「4」を「3」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
（平成34年度の昇給日における昇給の特例）
- 2 平成34年度の昇給日における昇給については、この規則による改正後の技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第12条第 1 項中「昇給日

の属する年度の前年度をいう。以下同じ」とあるのは「平成31年度から平成33年度までをいう」と、同条第2項中「勤務成績判定期間」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と読み替えて同条の規定を適用する。

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第39号

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成28年名古屋市規則第13
号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則第3条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則第3条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和

22年法律第26号) 第 104 条第 4 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。) を含むものとする。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第40号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3号中「上下水道局の」を「上下水道局及び交通局の」に改める。

第5号中「、猪高営業所御器所分所」を削り、「、営業所の」を「並びに営業所の」に改め、「並びに猪高営業所御器所分所の副分所長」を削る。

第6号中「感染症センター」の次に「、リウマチセンター」を加え、「情報管理室長」を「感染対策室長、情報管理室長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第41号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び」を「、盛夏用又は」に、「まで（」を「まで、」に改め、「）とし」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「外とう及び」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条第1項中「保存期間が1年以上の」を削り、「を貸与する期日」を「の貸与する期日（以下「貸与期日」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 冬用の区分の被服の貸与期日は、9月30日とする。

第6条第3項を削り、同条第4項中「前条第3項に規定する被服を貸与する期日」を「防寒衣の貸与期日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「（保存期間が6月の被服を除く。）を貸与する期日」を「の貸与期日」に改

め、「し、保存期間が6月の被服を貸与する期日は、5月30日及び11月30日と」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 特別な制式、サイズその他の事由により第1項及び前項の規定による貸与期日（5月30日に限る。）に貸与し難いものとして別に定める被服の貸与期日は、これらの規定にかかわらず、6月30日とする。ただし、当該被服の保存期間の起算日は、当該被服の貸与期日以前の直近の5月30日とする。

第6条第6項を削り、同条第7項中「前条第4項」を「前条第3項」に、「よらないで」を「かかわらず」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「引続き」を「引き続き」に改め、「新品の」の次に「被服の」を加え、「保存期間満了」を「保存期間が満了する日」に、「規定する期日」を「規定する貸与期日」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「から第7項まで」を「から第4項まで及び第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「さかのぼった」を「遡った」に、「保存期間未了」を「保存期間が未了」に、「貸与日」を「当該貸与した日の」に、「から第6項まで」を「から第4項まで及び第6項」に、「規定する期日」を「規定する貸与期日」に改め、同項を同条第9項とする。

第7条中「責にきす」を「責めに帰す」に、「き損」を「毀損」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第8条第1項中「の経過」を「が満了する」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第3項中「第6条第8項若しくは第10項」を「第6条第7項若しくは第9項」に改める。

第8条の2中「第6条第8項及び第10項」を「第6条第7項及び第9項」に改める。

第8条の3第1項中「第6条第10項」を「第6条第9項」に、「第5項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、同条第2項中「被服の新品」を「新品の被服」に、「第6条第8項」を「第6条第7項」に、「前項による被服の貸与日」を「前項の規定による被服を貸与した日」に、「第7項」を「第6項」に、「及び保存期間が6月以下のものについては、前項による貸与日」を「については前項の規定による被服を貸与した日」に改め、「（保存期間が6月以下のものを除く。）」を削り、「、最初」を「最初」に改める。

第9条第3項中「総務局長の承認を得て」を削る。

第11条中「休職、転職又は」を「異動」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から第5項までを削り、附則第6項中「すでに」を「既に」に、「保存期間満了の」を「保存期間が満了する」に改め、同項を附則第2項とする。

別表2乙類第1の3号中「、中央卸売市場北部市場主幹、同北部市場管理課施設係長」を「中央卸売市場北部市場管理課施設係長」に改め、「路政部道路管理課」の次に「、道路建設部道路建設課」を加え、同類第3号中「及び副園長」を「、副園長及び主幹」に改め、同類第5号中「技師及び」を削り、

「

両前白衣	6の2	8
	6の2の2	8

を

「

両前白衣	6の2	8
	6の2の2	8
ケーシー型白衣（夏）	6の3の6	1
	6の3の7	1
ケーシー型白衣（冬）	6の3の8	1
	6の3の9	1

に、「6の2、」を「6の2、6

の3の6、6の3の8」に、「、6の2の2」を「、6の2の2、6の3の7、6の3の9」に改め、「を2着と」の次に「し、制式番号は男性用は6の1の2、女性用は6の1の3と」を加え、「作業服（下・夏）及び」を「ケーシー型白衣（夏）、ケーシー型白衣（冬）、作業服（下・夏）及び」に改め、同類第8号中「及び植田寮」を削り、同類に次のように加える。

13	食品衛生検査所に勤務する食品衛生の検査員	両前白衣 作業服（上）	6 の 2 6 の 2 の 2 2 の 20 の 7 2 の 20 の 5	1 1 3 3	6 の 2 及 び 2 の 20 の 7 は 男 性 用、 6 の 2 の 2 及び 2 の 20 の 5 は 女性用とす る。

別表 3 丙類第 7 号中「地下たび」を「地下足袋」に、「安全くつ」を「安全靴」に、

「

地下たびの数量は、名古屋城総合事務所に勤務する者に限り、
1 足とする。

」を

「

地下足袋の数量は、名古屋城総合事務所に勤務する者に限り、
1 足とする。

安全靴の数量は、土木事務所並びに東山総合公園管理課及び東
山植物園に勤務する者に限り、2 足とする。

」に改

め、同類第 8 号中

「

○安全くつ（2 足）

9 の 8 の 4

1

」を

「

○靴

9 の 5 の 3

1

○安全靴

9 の 8 の 4

1

」に、「ゴム半長くつ」を「ゴム半

長靴」に、「4 双とし、その保存期間「1 年」を「4 月」と読み替える」を「

12双とする」に、「及び安全くつ」を「靴及び安全靴」に、

「

処分場に勤務する者に限り、安全くつの制式番号は 9 の 9 とし、その保存期間「1 年」を「2 年」と読み替える。

を

「

処分場に勤務する者には、靴を貸与しない。 処分場に勤務する者に限り、安全靴の制式番号は 9 の 9 とし、その保存期間「1 年」を「2 年」と読み替える。

に改

「
め、同類第 9 号中

○ゴム引手袋	7 の 2 の 3	4

を

「

○ゴム引手袋 (3 双)	7 の 2 の 3	1

に、「安全くつ」を「安全靴」に

改め、「安全くつの制式番号は、大江破碎工場整備係に勤務する者に限り、9 の 9 とする。」を削り、同類第12号中「作業服（上）の制式番号は、食肉衛生検査所に勤務する者に限り、2 の20の 7 とする。」、「作業服（下・夏）の制式番号は、食肉衛生検査所に勤務する者に限り、2 の22の 4 とする。」、「作業服（下・冬）の制式番号は、食肉衛生検査所に勤務する者に限り、2 の25の 2 とする。」、「盛夏用シャツの制式番号は、食肉衛生検査所に勤務する者に限り、5 の 1 の 4 とする。」、「作業服（下・夏）及び作業服（下・冬）の数量は、食肉衛生検査所に勤務する者に限り、2 着とする。」及び「食肉衛生検査所に勤務する者に限り、作業服（上）及び盛夏用シャツの保存期間「3 年」を「2 年」と、作業服（下・夏）の保存期間「2 年」を「3 年」と読み替える。」を削り、同類第13号中

「

1 の 5	1
1 の 6	1

を「

1 の 5	1

に、
」
」

「

靴	9 の 3 の 8	2

を
」

「

靴	9 の 3 の 8	2
靴（ドライ 用）	9 の 3 の 9	1
靴（下処理 用）	9 の 3 の 7	3
靴（配膳用）	9 の 3 の 6	3

に改め、「1 の 5、」及び「、1
」
」

の 6」を削り、「、2 の 31 の 3」を「2 の 31 の 3 とし、学校に勤務する者に限
り 2 の 31 の 5」に改め、「ゴム半長靴は、保育所」の次に「及びドライシステ
ム採用校」を加え、「「ゴム半長靴」は、ドライシステム採用校に勤務する者
の場合には「靴（下処理用）」（制式番号は 9 の 3 の 7 とする。）と読み替
え、その保存期間は 3 年とする。」を削り、「又はリフトのない」を「及び」
に改め、

「

リフトのある学校に勤務する者に限り、靴の制式番号は 9 の 3 の 6 とし、その保存期間「2 年」を「3 年」と読み替える。

を
」

「	靴（ドライ用）は、ドライシステム採用校に勤務する者に限り貸与する。	
	靴（下処理用）は、ドライシステム採用校で下処理室がある学校に勤務する者に限り貸与する。	に改
	靴（配膳用）は、学校に勤務する者に限り貸与する。	
」		

める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、次項の規定の適用を受けるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則別表2乙類第1の3号の規定に基づき盛夏用シャツを貸与されている職員（道路建設部道路建設課に勤務する者に限る。）、同類第5号の規定に基づき両前白衣を貸与されている職員（食肉衛生検査所に勤務する者に限る。）、同表3丙類第7号の規定に基づき安全くつを貸与されている職員（土木事務所並びに東山総合公園管理課及び東山植物園に勤務する者に限る。）、同類第13号の規定に基づき料理帽を貸与されている職員（学校に勤務する者を除く。）又は同号の規定に基づき靴（下処理用）若しくは靴を貸与されている職員に対してこの規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表2乙類第1の3号の規定に基づき貸与する夏用シャツ、同類第5号の規定に基づき貸与する両前白衣、同表3丙類第7号の規定に基づき貸与する安全靴又は同類第13号の規定に基づき貸与する料理帽、靴（下処理用）若しくは靴（配膳用）の最初の貸与する期日は、改正後規則第6条の規定にかかわらず、現に貸与されているこれらの被服の保存期間が満了する日の直後の同条に規定する期日とする。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第42号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「アジア競技大会推進室」を「アジア競技大会推進室
空港対策室」に、
「財 政 局」を「財 政 局
総 務 課」に、「管 財 課
アセットマネジメント推進室」を
「資産経営戦略室」に、「収納対策課
債権管理推進室」を「収納対策課」に、
「子ども未来企画担当部
子ども未来企画室」を「子ども未来企画部
子ども未来企画室」に、「監 察 課」を「
青少年家庭部」
建築安全推進課」に改める。

第 2 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項第 2 号を次のように改め

る。

- (2) アジア競技大会の広報に関すること。

第2条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) アジア競技大会の組織委員会に関すること。

第2条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項の次に次のように加える。

空港対策室

- (1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港（以下空港対策室の項において「中部国際空港等」という。）に関すること。
- (2) 中部国際空港等のアクセスの検討に関すること。
- (3) その他中部国際空港等に係る特命事項の処理に関すること。

第2条財政局財政部の項の前に次のように加える。

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局内他部課室の主管に属しないこと。

第2条財政局財政部財政課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 地方交付税及び交通安全対策特別交付金に関すること。

第2条財政局財政部財政課の項第8号中「局内他部課室」を「部内他課室」に改め、同号を同課の項第7号とし、同部資金課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同部管財課の項を次のように改める。

資産経営戦略室

- (1) 公有財産の総合調整に関すること。
- (2) アセットマネジメントの推進に関すること。
- (3) 普通財産（他局の主管に属するものを除く。）の管理及び処分に関すること。
- (4) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の

主管に属するものを除く。）、処分及び評価に関すること。

(5) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関すること。

(7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関すること。

(8) 名古屋市土地基金の管理に関すること。

(9) 財産の損害保険に関すること。

(10) 土地開発公社に関すること。

第2条財政局財政部アセットマネジメント推進室の項を削り、同局税務部税制課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

第2条財政局税務部市民税課の項第1号中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 軽自動車税の環境性能割に関すること。

第2条財政局税務部固定資産税課の項第6号中「及び納付金」を削り、同部収納対策課の項第1号中「含む」を「含み、軽自動車税の環境性能割を除く」に改め、同課の項に次の1号を加える。

(3) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。

第2条財政局税務部債権管理推進室の項を削り、同条市民経済局地域振興部地域振興課の項第4号中「地域コミュニティ活性化支援」を「地域コミュニティ活性化推進」に改め、同条観光文化交流局観光交流部観光推進室の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条健康福祉局総務課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局監査課の項に次の1号を加える。

(7) 災害援護資金の貸付け及び局長の指定する生活保護に関する債権の管理及び回収に係る企画及び指導に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項第2号中「認知症の対策」を「認知症施策」に改め、同部介護保険課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

第2条子ども青少年局企画経理課の項に次の1号を加える。

(6) 局の主管する債権の管理及び回収に係る企画及び指導に関する事。

第2条子ども青少年局保育部保育企画室の項中第10号を第11号とし、同室の項第9号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同号を同室の項第10号とし、同室の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 幼児教育・保育の無償化に関する事（局内他部課室の主管に属するものを除く。）。

第2条子ども青少年局の項中「子ども未来企画担当部」を「子ども未来企画部」に改め、同局子ども未来企画部子ども未来企画室の項第4号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(5) 部内他課室公所の主管に属しない事。

第2条子ども青少年局子ども未来企画部の項に次のように加える。

青少年家庭課

- (1) 青少年教育に関する事。
- (2) 青少年の社会参画の推進に関する事。
- (3) 青少年の保護育成の推進に関する事。
- (4) 児童の健全育成に関する事。
- (5) 児童厚生施設に関する事。
- (6) 青少年交流プラザに関する事。
- (7) その他青少年の自立支援及び育成に関する事。

放課後事業推進室

- (1) 放課後施策の企画及び調整に関する事。
- (2) トワイライトルームに関する事。
- (3) トワイライトスクールに関する事。
- (4) 留守家庭児童健全育成事業に関する事（青少年家庭課の主管に属する

ものを除く。) 。

第 2 条子ども青少年局青少年家庭部の項を削り、同条住宅都市局建築指導部建築指導課の項第 1 号中「監察課」を「建築安全推進課」に改め、同部建築審査課の項第 5 号を削り、同課の項第 6 号中「関係」の次に「及び地下街」を加え、「適用除外」を「緩和」に改め、同号を同課の項第 5 号とし、同課の項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部監察課の項を次のように改める。

建築安全推進課

- (1) 建築基準法上の定期報告に関すること。
- (2) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (3) 愛知県建築基準条例による認定（地下街に関する制限の緩和に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 建築物の防災指導その他防災対策（臨海部防災区域に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に関すること（建築審査課の主管に属するものを除く。) 。
- (6) 違反建築物の監察等に関すること。
- (7) 建築物等の安全対策に関すること。

第 2 条住宅都市局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課の項第 1 号中「を見据えた」を「に向けた」に改め、同条緑政土木局路政部自転車利用課の項第 4 号中「自転車走行空間」を「自転車通行空間」に改め、同局都市農業課の項中第 15 号を第 18 号とし、第 14 号を第 17 号とし、第 13 号を第 15 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (16) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関すること。

第 2 条緑政土木局都市農業課の項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 13 号とし、第 10 号の次に次の 2 号を加える。

- (11) 市民が農業に親しむ機会の増進に関すること。
- (12) 市民農園に関すること。

第 5 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、同条第 7 項中「、第 4 項又は第 5 項」を「又は第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項と

する。

第6条第4項中「市債権（市長が別に定めるものに限る。）に係る徴収金等の滞納整理」を「市の債権管理に係る企画及び調整」に改め、同条第8項中「子ども青少年局子ども未来企画担当部及び青少年家庭部」を「子ども青少年局子ども未来企画部」に改め、同条第13項を削る。

第8条第1項中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改め、同項の表防災危機管理局の項の次に次のように加える。

総 務 局	アジア競技大会に係る連絡調整	1 アジア競技大会に係る連絡調整に すること。	1
財 政 局	資産経営戦略	1 公有財産の総合調整及びアセットマ ネジメントの推進に關すること。	1

第8条第1項の表住宅都市局名駅開発等の項第1号中「を見据えた」を「に向けた」に改める。

第9条第1項中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改め、同項の表総務局企画部の項及び総合調整部の項を次のように改める。

企画部	企画・水に係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する事 2 水に係る施策の調整に関する事 3 その他局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事。	1
	指定都市間の連絡調整	1 指定都市市長会に係る連絡に関する事。 2 指定都市市長会に係る特命事項の処理に関する事。	1
総合調整部	選手村整備	1 アジア競技大会の選手村整備に係る企画及び総合調整に関する事。	1
	競技会場に係る連絡調整	1 アジア競技大会の競技会場に係る連絡調整に関する事。	1
	瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関する事。	1
	アジア競技大会に係る連絡調整	1 アジア競技大会に係る連絡調整に関する事。	1

第 9 条第 1 項の表財政局財政部の項中

「

アセットマネジメントの推進	1 アセットマネジメントの推進に係る企画、調査及び総合調整に関すること。 2 アセットマネジメントの推進に係る技術上の調査及び指導に関すること。	4
アセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理	1 アセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。	1

を

」

「

資産経営に係る企画調整	1 アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 局長の指定する資産経営の推進に関すること。	1
再編整備事業推進	1 市設建築物再編整備事業の推進に関すること。 2 アセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。 3 局長の指定する資産経営の推進に関すること。	1
資産経営の推進	1 資産経営に係る施策の推進に関すること。 2 資産経営の推進に係る連絡調整に関すること。	20

に

」

改め、同局の項中

契約事務の 総合調整	1	契約事務の総合調整に関すること。	1
	2	入札監視等委員会に関すること。	
	3	契約事務の改善に関すること。	

	契約事務の 総合調整	1 契約事務の総合調整に関すること。 2 入札監視等委員会に関すること。 3 契約事務の改善に関すること。	1	
	プレミアム 付商品券の 発行に係る 調整	1 プレミアム付商品券の発行に係る調 整に関すること（健康福祉局の主管に 属するものを除く。）。	1	に

改め、同局税務部固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究の項第2号中「含む」を「含み、軽自動車税の環境性能割を除く」に改め、同表市民経済局地域振興部空家等対策の推進に係る企画調整等の項第4号中「地域コミュニティ活性化支援」を「地域コミュニティ活性化推進」に改め、同局人権施策推進室同和問題の項を次のように改める。

同和問題等	1	同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関する事。	1
	2	同和問題の解決に向けた施策の推進に関する事。	
	3	局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関する事。	
	4	文化センターに関する事。	

第9条第1項の表市民経済局産業部の項中

「

大 店 立 地	1 大規模小売店舗の立地に関する事	1
	2 大規模小売店舗立地審議会に関する事	

を

」

「

大 店 立 地	1 大規模小売店舗の立地に関する事	1
	2 大規模小売店舗立地審議会に関する事	
プレミアム付商品券	1 プレミアム付商品券に関する事	1

に

」

改め、同局市民生活部の項中

「

市 場	1 中央卸売市場の総合調整その他局長の指定する卸売市場に係る調整に関する事	1
	2 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関する事	

を

」

「

市 場	1 中央卸売市場の総合調整その他局長の指定する卸売市場に係る調整に関すること。	1
	2 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。	
市場のあり方検討	1 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。	1

に

」

改め、同表観光文化交流局観光交流部海外誘客・空港の項を次のように改める。

海 外 誘 客	1 海外からの観光客の誘致に関すること。	1

第9条第1項の表環境局環境企画部外来生物対策に係る企画調整等の項を次のように改める。

国連生物多様性の10年最終年に係る企画調整等	1 国連生物多様性の10年最終年に係る企画及び調整に関すること。	1
	2 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	
	3 生物多様性の持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。	

第9条第1項の表健康福祉局の項中

「

高齢福祉部	持続可能な敬老パス制度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。	1

を

」

	プレミアム 付商品券の 発行に係る 調整	1 プレミアム付商品券の発行に係る調整に関する事 こと。	1	に
高齢福 祉部	持続可能な 敬老パス制 度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に 関すること。	1	

改め、同局高齢福祉部認知症施策に係る企画調整の項第 1 号中「認知症の対策」を「認知症施策」に改め、同部厚生院のあり方検討の項を次のように改める。

厚生院のあ り方検討に 係る調整	1 厚生院のあり方の検討に係る調整に 関すること（生活福祉部の主管に属す るものを除く。）。	1

第 9 条第 1 項の表健康福祉局高齢福祉部事業者指導の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同局障害福祉部障害者差別解消・福祉都市推進の項を次のように改める。

障害者差別 解消・バリ アフリーの 推進	1 障害を理由とする差別の解消の推進 に関する事 こと。	1
	2 バリアフリーの推進に関する事 こと。	

第 9 条第 1 項の表健康福祉局生活福祉部保護施設のあり方検討の項を次のように改める。

厚生院のあ り方検討	1 厚生院のあり方の検討に関する事 こと。	1
	2 局長の指定する保護施設の運営に係 る企画及び調整に関する事 こと。	

第 9 条第 1 項の表健康福祉局生活福祉部生活困窮者自立支援の項第 3 号中「植田寮及び」を削り、同表子ども青少年局子ども未来企画担当部の項及び青少年家庭部の項を次のように改める。

子ども 未来企 画部	企 画 調 整	1 局長の指定する子ども及び親の支援の推進に関する事 こと。	2
	子ども等の 支援の推進	1 局長の指定する子ども等の支援の推進に関する事 こと。	1
	放課後事業 に係る企画 調整	1 局長の指定する放課後施策の企画及 び調整に関する事 こと。 2 トワイライトルームに関する事 こと。	1
	トワイライ トスクール	1 トワイライトスクールに関する事 こと。	1

第 9 条第 1 項の表住宅都市局都市計画部の項中

「

自動車専用 道路	1 自動車専用道路に関する事 こと。 2 名古屋環状 2 号線に係る連絡調整に 関する事 こと。 3 名古屋高速道路に関する事 こと。 4 名古屋高速道路公社に関する事 こと。	1
守山スマー トインター チェンジ	1 守山スマートインターチェンジに関 する事 こと。	1

を

」

「

自動車専用 道路	1 自動車専用道路に関する事 こと。 2 名古屋環状 2 号線に係る連絡調整に 関する事 こと。 3 名古屋高速道路に関する事 こと。 4 名古屋高速道路公社に関する事 こと。 5 守山スマートインターチェンジに関 する事 こと。	1

に

」

改め、同局営繕部の項中

病 院 整 備	1 東部医療センターの整備に関するこ と。	1	を

病 院 整 備	1 東部医療センターの整備に関するこ と。	1	
区役所整備 に係る連絡 調整	1 区役所の整備に係る連絡調整に関す ること。	1	に

改め、同局住宅部整備計画等の項を次のように改める。

整備計画等	1 市営住宅等の整備計画に関すること。 2 名城地区の住宅の整備計画に関する こと。 3 市営住宅の耐震対策に関すること。 4 民間の活力を活用した市営住宅の整 備に関すること。	1

第9条第1項の表住宅都市局リニア関連都心開発部市街地整備の項第1号中
「を見据えた」を「に向けた」に改め、同部の項中

名駅ターミ ナル機能強 化	1 リニア中央新幹線の開業を見据えた 名古屋駅のターミナル機能の強化に関 すること。	1	を

「

名駅ターミナル機能強化	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る計画策定等に関する事。	1
名駅ターミナル事業調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整に関する事。 2 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関する事。	1

に

」

改め、同表緑政土木局技術評価等の項を次のように改める。

技術評価等	1 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関する事。 2 局長の指定する大規模な工事等の検査に関する事。 3 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関する事。	1

第9条第1項の表緑政土木局路政部整備の項第2号中「自転車走行空間」を「自転車通行空間」に改め、同局農業振興の項第2号中「第6号から第12号まで及び第14号」を「第6号から第14号まで、第16号及び第17号」に改める。

第10条中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条財政局税務部市民税課の項、同部収納対策課の項第1号及び第9条第1項の表財政局税務部固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究の項第2号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第43号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 会計管理者の権限に属する事務のほか、会計室に、市長の権限に属する事務のうち会計に関する事務の一部を処理させるものとする。

			「 改善指導係
	「 会計管理係		主 査(1)
第 2 条中	支 出 係	を	出 納 係 に、
	審 査 課		主 幹(1)
	改善指導係」		審 査 課 」

「 審査第二係

主 幹(1) を「 審査第二係」に改める。

主 査(1) 」

第3条出納課庶務係の項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 指定金融機関等に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。

(6) 歳計現金及び歳入歳出外現金の保管に関すること。

(7) 基金に属する現金並びに公有財産、基金及び歳入歳出外現金等に属する有価証券の出納保管に関すること。

第3条出納課庶務係の項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、同課会計管理係の項及び支出係の項を削り、同課の項に次のように加える。

改善指導係

(1) 会計事務の総括に関すること。

(2) 会計制度に係る企画、調査研究及び調整に関すること。

(3) 財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。

(4) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。

(5) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。

(6) 指定金融機関等及び歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。

(7) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。

(8) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

主 査（検査・指導）

(1) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。

(2) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。

(3) 指定金融機関等及び歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。

(4) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。

(5) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

出 納 係

(1) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。

(2) 出納に係る指定金融機関等に関すること。

(3) 歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。

- (4) 歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
- (5) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
- (6) 支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関する
こと。
- (7) 口座振替の登録に関すること。
- (8) 歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
- (9) 歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
- (10) 重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
- (11) その他物品会計に関すること。
- (12) 現金出納員及び物品出納員に関すること（改善指導係の主管に属する
ものを除く。）。
- (13) 委託を受けた各種団体の出納に関すること。

第3条出納課の項の次に次のように加える。

主 幹（会計事務に係る総合調整）

- (1) 会計事務に係る総合調整に関すること。

第3条審査課改善指導係の項を削り、同課審査第一係の項及び審査第二係の
項を次のように改める。

審査第一係

- (1) 総務局、財政局、健康福祉局、子ども青少年局、監査事務局、人事委員
会事務局、教育委員会事務局（会計管理者の指定する組織に限る。）、選
挙管理委員会事務局、消防局、会計室、区役所の区政部（総務課を除く。）
及び保健福祉センター福祉部福祉課並びに委託を受けた各種団体（以下「
総務局等」という。）の支出負担行為の事前合議に関すること。
- (2) 総務局等の支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の
確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 総務局等の歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査
に関すること。
- (4) 総務局等（監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区
役所及び委託を受けた各種団体を除く。）に配置する審査出納員に関する
こと（出納課の主管に属するものを除く。）。

(5) 他係の主管に属しないこと。

審査第二係

- (1) 防災危機管理局、市長室、市民経済局、観光文化交流局、環境局、住宅都市局、緑政土木局、市会事務局、教育委員会事務局（会計管理者の指定する組織に限る。）、農業委員会事務局、区役所の区政部総務課及び保健福祉センター（福祉課を除く。）並びに区役所支所（以下「防災危機管理局等」という。）の支出負担行為の事前合議に関すること。
- (2) 防災危機管理局等の支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 防災危機管理局等の歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (4) 防災危機管理局等（農業委員会事務局、区役所及び区役所支所を除く。）に配置する審査出納員に関すること（出納課の主管に属するものを除く。）。

第3条主幹（会計制度に係る総合調整）の項及び審査課主査（会計制度に係る総合調整）の項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特別又は緊急の事務処理）

第4条 特別又は緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず事務を処理させることができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

区長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第44号

区長委任規則等の一部を改正する規則

(区長委任規則の一部改正)

第1条 区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2項第22号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改め、同項第26号の2中「、特例保育及び特定保育所における保育」を「及び特例保育」に改め、「財政局税務部債権管理推進室において行う滞納整理の事務を除き、」を削り、同項第27号中「、特別徴収の」を「並びに特別徴収の」に改め、「並びに財政局税務部債権管理推進室において行う滞納整理」を削る。

(市税事務所長委任規則の一部改正)

第2条 市税事務所長委任規則（平成22年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「及び市たばこ税」を「、軽自動車税の環境性能割及び市た

ばこ税」に改め、本則第 2 号中「市税」の次に「（軽自動車税の環境性能割を除く。）」を加える。

（社会福祉事務所長委任規則の一部改正）

第 3 条 社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則第 3 号中「（財政局税務部債権管理推進室において行う滞納整理の事務を除く。）」を削り、本則第 9 号の 4 中「及び財政局税務部債権管理推進室において行う滞納整理の事務」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年10月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定の施行前に、子ども・子育て支援法による特定保育所における保育に係る利用者負担額及び介護保険料の滞納整理に関し、市長が行い又は市長に対して行われた行為は、同条の規定による改正後の区長委任規則の規定に基づいて、区長が行い又は区長に対して行われた行為とみなす。
- 3 第 3 条の規定の施行前に、生活保護法第63条及び第77条から第78条の 2 までによる費用等並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正前の児童福祉法第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の滞納整理に関し、市長が行い又は市長に対して行われた行為は、第 3 条の規定による改正後の社会福祉事務所長委任規則の規定に基づいて、社会福祉事務所長が行い又は社会福祉事務所長に対して行われた行為とみなす。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第45号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体
及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	
公益財団法人名古屋食肉公社	を
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー	
」	
「	
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー	に改める。
」	

別表第 4 中

「
全国市町村職員共済組合連合会
一般財団法人自治体国際化協会
」を

「
一般財団法人自治体国際化協会
」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第46号

名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規 則

名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則（平成 8年名古屋市規則第 105
号）の一部を次のように改正する。

第 3条を同条第 3項とし、同条に第 1項及び第 2項として次の 2項を加える。

委員長の任期は、 1年とする。ただし、補欠の委員長の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員長は、再任されることができる。

第 8条中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項を第 4項とし、
同条第 2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において」を「
前項の場合において」に改め、「取扱い」の次に「（審議の対象としない場合
には、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次
に次の 1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る

前条第 1項に規定する意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第 9条の 2の次に次の 1条を加える。

(留意事項)

第 9条の 3 消防長及び委員長は、委員会が、職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

「

※整理番号	※ 年 月 日受付

」

を

「

※整理番号	※ 年 月 日受付
(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から総務部職員課への提出において、意見を提出する職員が希望する提出者氏名の取扱い	
記 名 ・ 匿 名	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第47号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「当該組織」を「当該各組織」に改め、「をもって」の次に「それぞれ」を加え、同条の表を次のように改める。

予算主管課の長
財政局税務部収納対策課長

第4条の次に次の1条を加える。

（審査補助員）

第4条の2 市長は、審査補助員を発令するものとする。

第7条中「別表第1」を「第2条の2の表、別表第1」に改める。

別表第1現金出納員1出納員の表総務局の項第1号中「及び同部統計課」を「、同部統計課及び総合調整部アジア競技大会推進室」に改め、同表財政局の項第1号中「財政部管財課」を「財政部資産経営戦略室」に改め、「、同部債

権管理推進室」を削り、同表健康福祉局の項第 1号中「、植田寮」を削り、同表子ども青少年局の項第 1号中「青少年家庭部青少年家庭課」を「子ども未来企画部青少年家庭課」に改め、同表教育委員会事務局の項第 1号中「学校教育部指導室、同部教職員課」を「教務部教職員課、指導部指導室」に改める。

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「財政局財政部アセットマネジメント推進室」を「財政局財政部資産経営戦略室」に改め、「、同部債権管理推進室」を削り、「子ども未来企画担当部子ども未来企画室、青少年家庭部放課後事業推進室」を「子ども未来企画部子ども未来企画室、同部放課後事業推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業清算金規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第48号

名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業清算金規則
を廃止する規則

名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業清算金規則（平成18年
名古屋市規則第174号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第49号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表の1項左欄中「高度地区最低限高度地区内の適用の除外の項第6号又は」を削る。

附 則

この規則は、都市計画法第2章の規定により行う高度地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

名古屋市告示第 146号

収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正

昭和52年名古屋市告示第 146号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成31年 4月 1日から施行します。

平成31年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「|株式会社近畿大阪銀行 |同上| |」を
「|株式会社関西みらい銀行 |同上| |」に改め、
「|株式会社関西アーバン銀行|同上| |」を削る。

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第147号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月25日

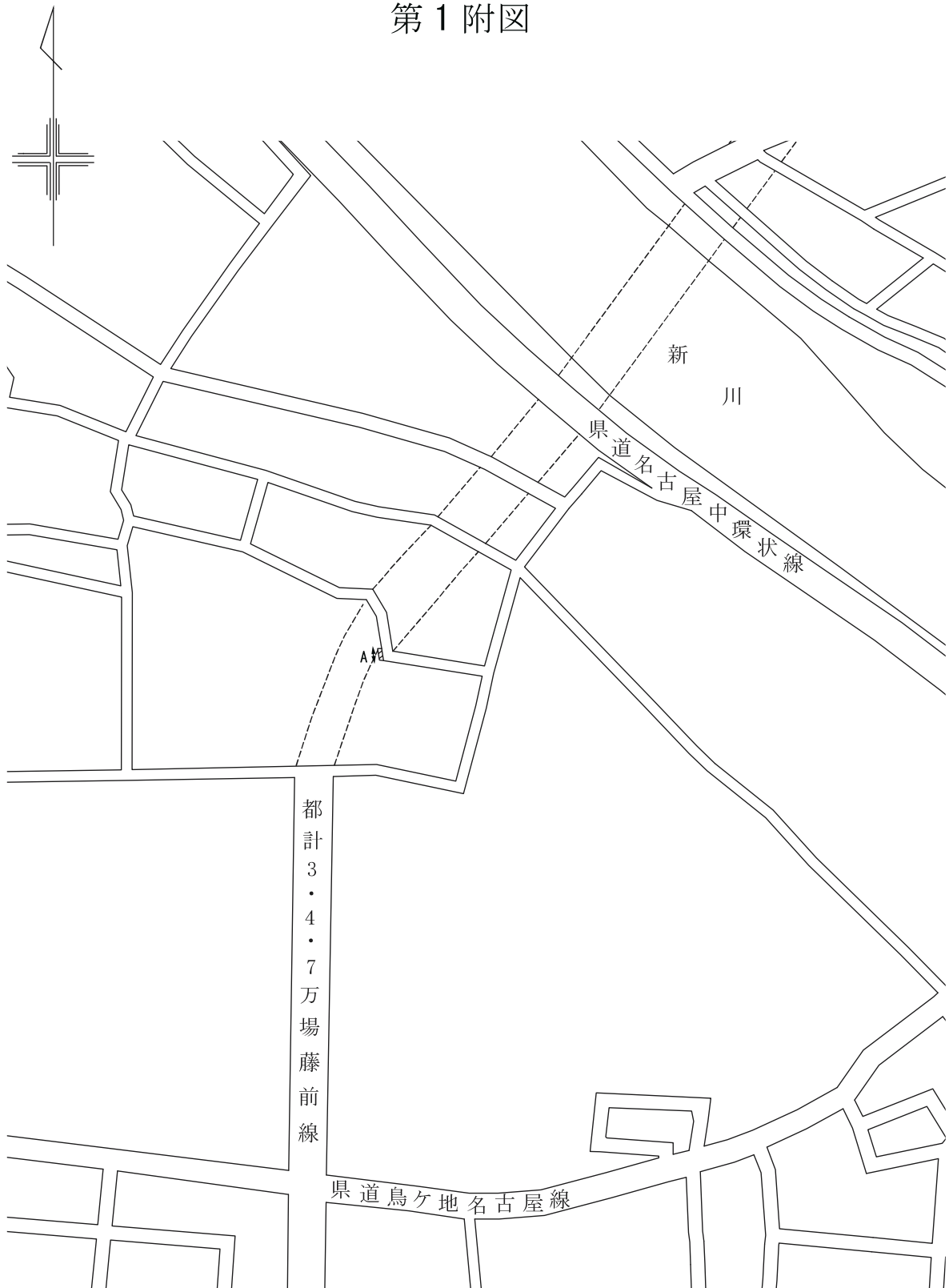
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

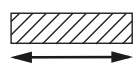
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	江松東屋敷線	名古屋市市中川区江松四丁目 611番の1地先から	前	0.008	平均 2.20	第 1 図 附
			名古屋市市中川区江松四丁目 611番の1地先まで	後	0.008	2.88 ～ 3.28	
	A	武平町線	名古屋市東区東桜一丁目 1301番の1地先から	前	0.165	15.00	第 2 図 附
			名古屋市東区東桜一丁目 1301番の2地先まで	後	0.165	10.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

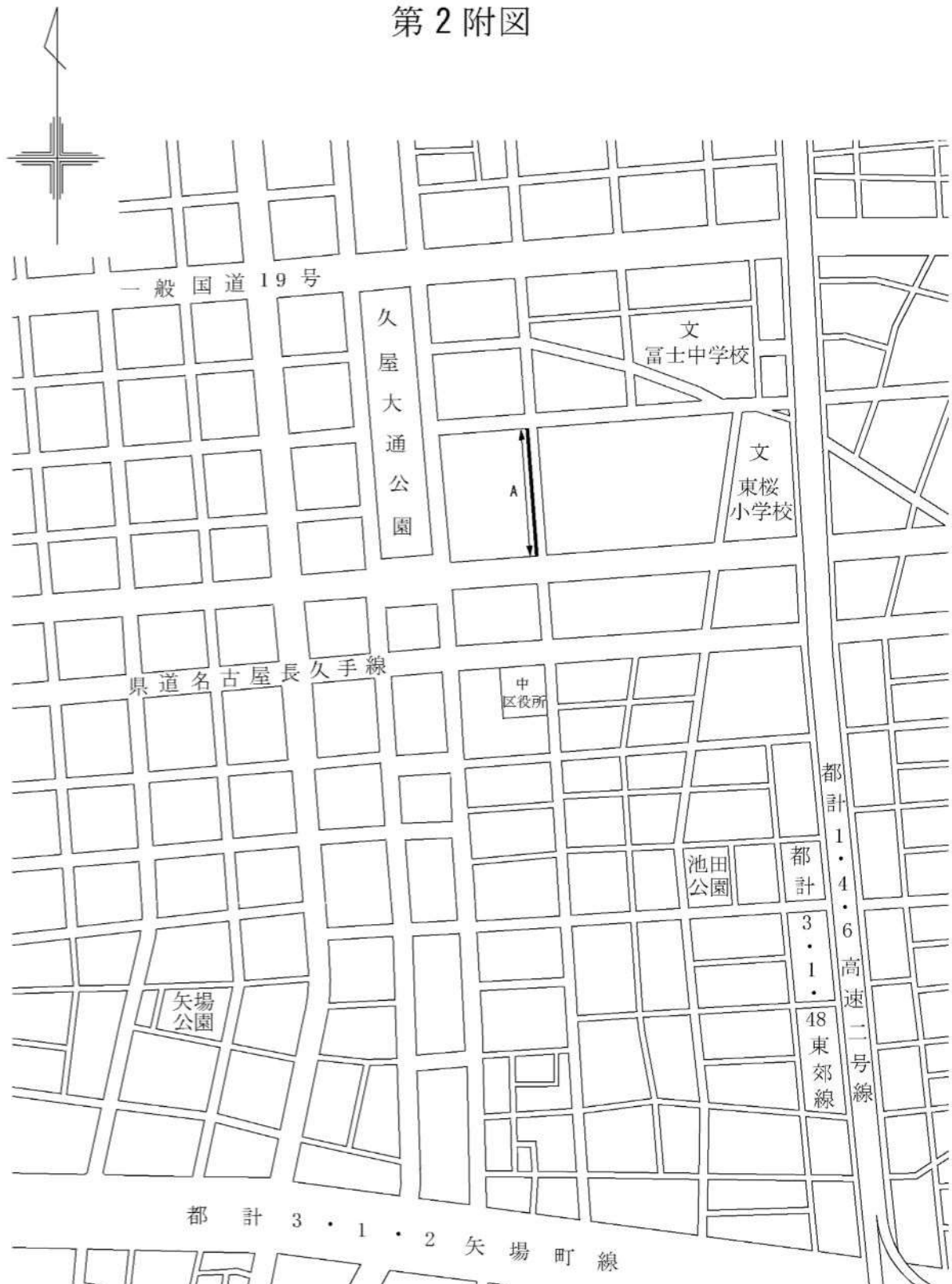


凡 例

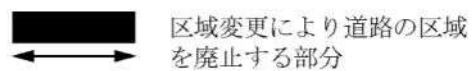


区域変更により道路の区域とする部分

第2附図



凡例



名古屋市告示第 148号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

水分 橋緑 地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字 寺西、字北野、安井町字河野、字薬 師浦、米が瀬町、楠町大字味鉦字堂 の前、字井之元、字政所、字南山、 字生棚、字南中田、字南合戸、字冥 加、字名栗	図面北 17の 6 の区域	昭和43年 6月12日

」

を

「

水分 橋緑 地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字 寺西、字北野、安井町字河野、字薬 師浦、米が瀬町、楠町大字味鉦字堂 の前、字井之元、字政所、字南山、 字生棚、字南中田、字南合戸、字冥	図面北 17の 7 の区域	昭和43年 6月12日

	加、字名栗、字天道		

」

に、

「

川名 公園	昭和区川原通 8丁目、広路通 7丁目、 花見通 1丁目	図面昭 和24の 区域	昭和61年11月 1日

」

を

「

川名 公園	昭和区川原通 7丁目、 8丁目、広路 通 7丁目、 8丁目、花見通 1丁目、 広路町字石流	図面昭 和24の 2の区 域	昭和61年11月 1日

」

に、

「

船頭 場公 園	港区船頭場四丁目、小賀須一丁目	図面港 85の 2 の区域	平成14年 4月 1日

」

を

「

船頭 場公 園	港区船頭場四丁目、五丁目、小賀須 一丁目、四丁目	図面港 85の 3 の区域	平成14年 4月 1日

」

に、

「

小原 橋緑 地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小幡太田、苗代一丁目、苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香流橋一丁目、東千種台	図面守山42の6の区域	昭和56年 4月 1日

」

を

「

小原 橋緑 地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小幡太田、苗代一丁目、苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香流橋一丁目、東千種台	図面守山42の7の区域	昭和56年 4月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 3月26日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 149号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野 木字起返、字野田、 字野畑、字洗堰、字 瓢箪、字比良脇、字 外新田、字東新川、 字長田、字薄山、字 西新川、字郷前、字 下前、字市場屋敷、 大字比良字野市場、 大字上小田井字坂井 戸、字東古川、字天 王下、字野方 北区楠町大字如意字 新堀、大字味鉤字落	図面西37の15の 区域	昭和46年 8月 1日

	合、大字喜惣治新田 字中島、福德町字七 合、字溝向、字戸太 夫割		

」

を

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野 木字起返、字野田、 字野畑、字洗堰、字 瓢箪、字比良脇、字 外新田、字東新川、 字長田、字薄山、字 西新川、字郷前、字 下前、字市場屋敷、 大字比良字野市場、 大字上小田井字坂井 戸、字東古川、字天 王下、字野方 北区楠町大字如意字 新堀、大字味鉦字落 合、大字喜惣治新田 字中島、福德町字七 合、字溝向、字戸太 夫割	図面西37の16の 区域	昭和46年 8月 1日

」

に、

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 栄一丁目	図面中22の 4の 区域	昭和45年 1月14日

」

を

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 栄一丁目	図面中22の 5の 区域	昭和45年 1月14日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 4月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 150号

名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第11号の場所の指定について

昭和59年名古屋市告示第 216号（名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第11号の場所の指定について）の一部を次のように改正します。

平成31年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

1	稲永公園	港区野跡四丁目、五丁目	園路港 1の区域	第 8附図
2			園路港 2の区域	
3			園路港 3の区域	
4			園路港 4の区域	

」

を

「

1	稲永公園	港区野跡四丁目、五丁目	園路港 1の区域	第 8附図
2			園路港 2の区域	
3			園路港 3の区域	
4			園路港 4の区域	
1	船頭場公園	港区船頭場四丁目、小賀須一丁目	園路港 5の区域	第 9附図

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 3月26日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 151号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 8号牧野ヶ池緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成31年 3月25日から平成36年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第152号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成31年 3 月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

なるこ東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴子町四丁目58番 外

3 縦覧期間

平成31年 3 月25日から同年 4 月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

なるこ東地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成31年 4 月22日（月） 午後 7 時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市緑区相川三丁目 101 番地

名古屋市戸笠コミュニティセンター 第 1 会議室及び第 2 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 153号

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

平成31年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

平成31年 3月25日

4 清算人の氏名及び住所

下 村 善 信 名古屋市緑区大高台二丁目1515番地

久 野 正 巳 名古屋市緑区大高町字城山 9番地

近 藤 壽 夫 名古屋市緑区大高町字洞之腰13番地

野 崎 俊 信 名古屋市南区鳥栖一丁目 3番14号

山 本 純 司 名古屋市名東区よもぎ台一丁目1402番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 154号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
医療法人社団エルム伊藤 クリニック	名古屋市千種区内山三丁目31番18号	平成31年 2月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
医療法人社団エルム伊藤 クリニック	名古屋市千種区内山三丁目31番18号	平成31年 2月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ミントよしの薬局	名古屋市東区芳野三丁目 6番 4号	平成31年 2月13日
岩田クリニック	名古屋市昭和区桜山町 4丁目71番地	平成30年 4月 1日

4 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
フラワー調剤薬局	名古屋市緑区桶狭間森前2118番地	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 155号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		ナースコール株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称	旧	ケアコール在宅センター訪問サービス
	新	ケアコール
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区徳川一丁目 511番地
	新	名古屋市東区山口町 2番18号
変 更 年 月 日		平成29年 9月20日

介護事業者の名称		株式会社エナジー
介護事業者の所在地		名古屋市西区幅下一丁目10番27号
介護事業所の名称		あおば

介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区名西二丁目14番 3号
	新	名古屋市西区秩父通 1丁目44番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月 1日

介護事業者の名称		合同会社スマイル
介護事業者の所在地		名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地
介護事業所の名称		スマイルハート
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区桶狭間3322番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地
変 更 年 月 日		平成31年 1月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社エム
介護事業者の所在地		名古屋市東区泉二丁目17番17号
介護事業所の名称		エム訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区笹原町1703番地
	新	名古屋市東区泉二丁目17番17号
変 更 年 月 日		平成30年12月 1日

介護事業者の名称		株式会社やさしい手
介護事業者の所在地		東京都目黒区大橋 2丁目24― 3
介護事業所の名称		訪問看護かえりえ小幡
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡南一丁目23番 1号
	新	名古屋市守山区小幡中一丁目33番 2号
変 更 年 月 日		平成30年 2月 1日

介護事業者の名称		合同会社スマイル
介護事業者の所在地		名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーションスマイル

介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区桶狭間3322番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地
変 更 年 月 日		平成31年 1月 1日

介護事業者の名称		琴葉株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市熱田区一番一丁目17番30号
介護事業所の名称		訪問看護ステーション琴葉
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区山の手一丁目 207番地
	新	名古屋市名東区香流二丁目 601番地
変 更 年 月 日		平成28年 9月21日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		ブルークロス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区秩父通 2丁目74番地の 1
	新	名古屋市西区秩父通 2丁目74番地の 5
変 更 年 月 日		平成30年10月23日

4 居宅介護支援

介護事業者の名称	旧	合資会社瑞穂介護センター
	新	株式会社瑞穂介護センター
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区下坂町 2丁目 1番地
介護事業所の名称		瑞穂介護センター
介護事業所の所在地		名古屋市瑞穂区下坂町 2丁目 1番地
変 更 年 月 日		平成31年 2月 1日

介護事業者の名称		合同会社ケアプランつゆくさ
介護事業者の所在地		名古屋市緑区若田二丁目 205番地
介護事業所の名称		ケアプランつゆくさ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区若田二丁目 205番地

地	新	名古屋市緑区若田三丁目 112番地
変 更 年 月 日		平成31年 1月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	神沢株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市緑区神沢三丁目1601番地の26	
介 護 事 業 所 の 名 称	あかり居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区神沢三丁目1601番地の26
	新	名古屋市緑区神沢三丁目 516番地
変 更 年 月 日	平成30年 2月 25日	

5 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	ナースコール株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
介護事業所の名称	旧	ケアコール在宅センター訪問サービス
	新	ケアコール
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区徳川一丁目 511番地
	新	名古屋市東区山口町 2番18号
変 更 年 月 日	平成29年 9月 20日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社エナジー	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区幅下一丁目10番27号	
介 護 事 業 所 の 名 称	あおば	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区名西二丁目14番 3号
	新	名古屋市西区秩父通 1丁目44番地
変 更 年 月 日	平成30年 7月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社スマイル	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	スマイルハート	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区桶狭間3322番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地
変 更 年 月 日		平成31年 1月 1日

6 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		ナースコール株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称	旧	ケアコール在宅センター訪問サービス
	新	ケアコール
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区徳川一丁目 511番地
	新	名古屋市東区山口町 2番18号
変 更 年 月 日		平成29年 9月20日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 156号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
コミュニティケアサービス株 式会社 名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	さくらの湯 名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	平成31年 4月 1日

2 居宅介護支援

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社アイアイサービス	アイアイサービス中村公園ケ	平成31年

名古屋市中村区横前町 100 番地	アセナー 名古屋市中村区横前町 100 番地	4 月 1 日
株式会社テンドーハート 名古屋市天白区元八事二丁目 102 番地	居宅介護支援事業所テンドーハート 名古屋市天白区元八事二丁目 102 番地	平成 31 年 2 月 1 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 157号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
吉田歯科医院	名古屋市千種区星が丘元町15番21号	平成30年 12月31日
横田皮膚泌尿器科	名古屋市北区敷島町65番地の 1	平成31年 3月 1日
おもてやま歯科クリニッ ク	名古屋市天白区音聞山1030番地	平成30年 12月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
吉田歯科医院	名古屋市千種区星が丘元町15番21号	平成30年 12月31日
横田皮膚泌尿器科	名古屋市北区敷島町65番地の 1	平成31年 3月 1日
おもてやま歯科クリニッ ク	名古屋市天白区音聞山1030番地	平成30年 12月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
吉田歯科医院	名古屋市千種区星が丘元町15番21号	平成30年 12月31日
横田皮膚泌尿器科	名古屋市北区敷島町65番地の 1	平成31年 3月 1日
コンパスデンタルクリニ ック名古屋	名古屋市中川区高畑二丁目 229番地	平成31年 2月 1日
おもてやま歯科クリニッ ク	名古屋市天白区音聞山1030番地	平成30年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 158号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
八事ホームケアクリニック	名古屋市天白区表山二丁目2404番地	平成31年 1月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 159 号

名古屋市芸術創造センターの臨時休館

名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第 49 号）第 2 条第 2 項の規定により、名古屋市芸術創造センターを平成 32 年 4 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間、空調設備等改修工事のため臨時休館します。

平成 31 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第160号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成31年3月26日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

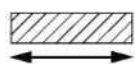
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
一般 国道	A	153号	名古屋市昭和区川原通7丁目7番の4地先から	前	0.127	24.55	附 図
			名古屋市昭和区花見通1丁目7番地先まで	後	0.127	24.55 ～ 28.19	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 161号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第13条第 3 項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

平成31年 5月 7日（火）

平成31年 7月16日（火）

平成31年 7月22日（月）

平成31年 7月29日（月）

平成31年 8月13日（火）

平成31年 8月19日（月）

平成31年 8月26日（月）

平成31年 9月17日（火）

平成31年 9月24日（火）

平成31年10月15日（火）

平成31年11月 5日（火）

平成32年 1月14日（火）

平成32年 2月25日（火）

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 162号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

荒子川公園ガーデンプラザ

2 変更内容

平成31年 4月 1日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 163号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、平成31年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開場時間

名 称 及 び 位 置	開 場 時 間
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	午前 9時45分から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時45分から午後 6時まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日は、午前10時から午後 6時30分まで 12月29日及び同月30日は午前 9時30分から午後 7時まで 12月31日は午前 9時30分から午後 6時30分まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	4月 1日から当分の間、開場しません。

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30分から午後 6時まで
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 6時まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は午前 9時30分から午後 7時30分まで ただし、11月 1日から 3月31日までは午前 9時30分から午後 7時まで 専門店部門は午前10時から午後 7時まで

2 休業日

名 称 及 び 位 置	休 業 日
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	日曜日（12月29日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 6日、 8月14日から同月16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月29日を除きます。）並びに 7月15日、 8月15日、同月16日及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日（12月29日を除きます。）並びに 5月 3日、同月 4日、同月 6日、 7月15日、 8月15日から同月17日まで、 9月16日、同月23日、10月14日、11月 4日、 1月 1日から同月 4日まで、同月13日及び 2月24日

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日（12月29日を除きます。）並びに 5月 6日、 8月14日から同月16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の4	セルフサービス部門は日曜日（12月29日を除きます。）並びに 5月 6日、 8月14日から16日まで、11月 4日及び 1月 1日から同月 4日まで 専門店部門は日曜日（一部専門店は月曜日、火曜日又は水曜日（12月29日は除きます。））並びに 8月13日から同月15日まで及び 1月 1日から同月 4日まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 164号

名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所します。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する期日

平成31年 4月 1日（月）及び同月 8日（月）

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 165号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

平成31年 3月30日（土）から同年 4月 8日（月）まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 166号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

しんこうじ 公園	守山区大字下志段味字 北畑	図面守山 113 の区域	平成30年 3月 7日

」

を

「

しんこうじ 公園	守山区大字下志段味字 北畑	図面守山 113 の区域	平成30年 3月 7日
幸心南公園	守山区幸心一丁目	図面守山 114 の区域	平成31年 4月 8日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 4月 8日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 167 号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により、次のように指定代理納付者を指定しました。

平成31年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番 5 号
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中心区今橋四丁目 5 番15号
株式会社ジェーシービー	東京都新宿区大久保三丁目 8 番 2 号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付させる市税

3 指定代理納付者に納付させる始期

平成31年 4 月 1 日

名古屋市財政局税務部収納対策課

名古屋市告示第 168号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正します。

平成31年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

笠寺公園	南区弥生町、白雲町及び見晴町	名古屋市

を

」

「

笠寺公園	南区弥生町、白雲町、見晴町及び貝塚町	名古屋市

に

」

改める。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 169 号

個人演説会に係る公営施設設備及び費用額について

平成29年名古屋市告示第 174 号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119 条第 2 項に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び第 121 条に基づく個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額）の一部を次のように改正します。

平成31年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

別表中 1 名古屋市公会堂及び 3 文化小劇場を次のように改める。

別表

1 名古屋市公会堂

個人演説会等公営施設設備

施設の名 称	演説会場に 充てる場所	同左の面積	聴 衆 席	演壇の 有 無	照明設備の 有 無	拡声機設 備の有無
名古屋市 公 会 堂	大 ホール (控室3室、楽屋2室付)	2,203.64 ^{m²}	椅子 1,552 脚 1,562 人	有	有	有
名古屋市 公 会 堂	4 階ホール (控室1室付)	1,071.65	椅子 780 脚 780 人	有	有	有
備考 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。						

個人演説会等公営施設設備費用額

施設の名称及び演説会場に充てる場所	演説会場に充てる場所の面積	基 本 額										拡声器 使用料
		平 日 の 費 用 額					土曜日、日曜日等の費用額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	
名古屋市 公 会 堂	m ²	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大ホール (控室3室、楽屋2室付)	2,203.64	75,000	88,000	147,000	100,000	169,000	94,000	110,000	184,000	125,000	211,000	—
名古屋市 公 会 堂	1,071.65	30,000	35,200	58,800	40,000	67,600	37,500	44,000	73,500	50,000	84,500	1本800 円。ただし、「午前午後」及び「午後夜間」は2区分となるため1,600円。
4階ホール (控室1室付)												

備考

1

この表中「日曜日等」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。

2

この表中「午前」とは、午前9時から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後4時30分まで、「午前午後」とは、午前9時から午後4時30分まで、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時30分まで、「午後夜間」とは、午後1時から午後9時30分までをいう。

3

上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。

3 文化小劇場

個人演説会等公営施設設備

施設 の 名 称	演説会場に 充てる場所	同左の面積	聴 衆 席	演壇の 有 無	照明設備の 有 無	拡声機設 備の有無
名古屋市中村 文化小劇場	ホ ー ル	560 m ²	椅子 350 脚 352 人	有	有	有
名古屋市南 文化小劇場	ホ ー ル	576	椅子 394 脚 399 人	有	有	有
名古屋市西 文化小劇場	ホ ー ル	521	椅子 346 脚 350 人	有	有	有
名古屋市港 文化小劇場	ホ ー ル	625	椅子 350 脚 353 人	有	有	有
名古屋市天白 文化小劇場	ホ ー ル	620	椅子 350 脚 354 人	有	有	有
名古屋市名東 文化小劇場	ホ ー ル	627	椅子 356 脚 358 人	有	有	有
名古屋市守山 文化小劇場	ホ ー ル	653	椅子 400 脚 403 人	有	有	有
名古屋市北 文化小劇場	ホ ー ル	576	椅子 237 脚 299 人	有	有	有
名古屋市緑 文化小劇場	ホ ー ル	749	椅子 446 脚 450 人	有	有	有
名古屋市東 文化小劇場	ホ ー ル	652	椅子 352 脚 354 人	有	有	有
名古屋市熱田 文化小劇場	ホ ー ル	712	椅子 352 脚 354 人	有	有	有
名古屋市千種 文化小劇場	ホ ー ル	374	椅子 251 脚 253 人	有	有	有
名古屋市中川 文化小劇場	ホ ー ル	607	椅子 446 脚 450 人	有	有	有
名古屋市瑞穂 文化小劇場	ホ ー ル	680	椅子 349 脚 351 人	有	有	有
名古屋市昭和 文化小劇場	ホ ー ル	623	椅子 300 脚 310 人	有	有	有
備考 使用時間は、午前 9 時から午後 9 時30分までとする。ただし、会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。						

個人演説会等公営施設設備費用額

施設の名称及び演説会場に充てる場所	演説会場に充てる場所の面積	基 本 額									
		平 日 の 費 用 額					土曜日、日曜日等の費用額				
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間
名古屋市中村文化小劇場ホール	560 m ²	円 17,000	円 20,000	円 33,000	円 20,000	円 39,000	円 21,000	円 25,000	円 41,000	円 29,000	円 49,000
名古屋市南文化小劇場ホール	576	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市西文化小劇場ホール	521	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市港文化小劇場ホール	625	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市天白文化小劇場ホール	620	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市名東文化小劇場ホール	627	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市守山文化小劇場ホール	653	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市北文化小劇場ホール	576	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市緑文化小劇場ホール	749	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市東文化小劇場ホール	652	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市熱田文化小劇場ホール	712	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市千種文化小劇場ホール	374	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000

名古屋市中川 文化小劇場 ホー ル	607	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市瑞穂 文化小劇場 ホー ル	680	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
名古屋市昭和 文化小劇場 ホー ル	623	17,000	20,000	33,000	20,000	39,000	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000
備考 1 この表中「日曜日等」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 いい、「平日」とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。 2 この表中「午前」とは、午前9時から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後4時30分まで、「午前午後」 とは、午前9時から午後4時30分まで、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時30分まで、「午後夜間」とは、 午後1時から午後9時30分までをいう。 3 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。											

名古屋市観光文化交流局総務課

名古屋市告示第 170号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区長良町 1丁目95番 6の一部、95番 7の一部、95番 8の一部及び95番 9の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

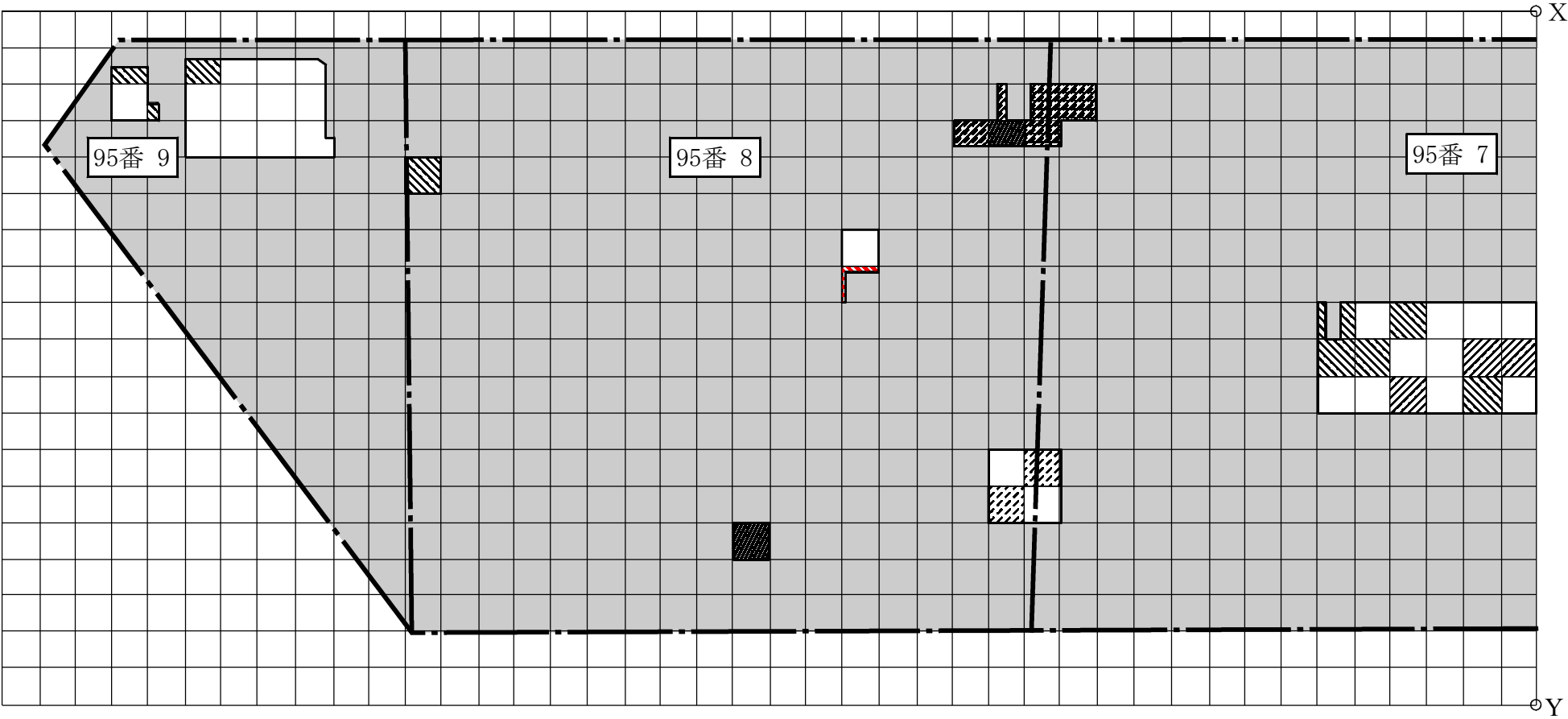
鉛及びその化合物

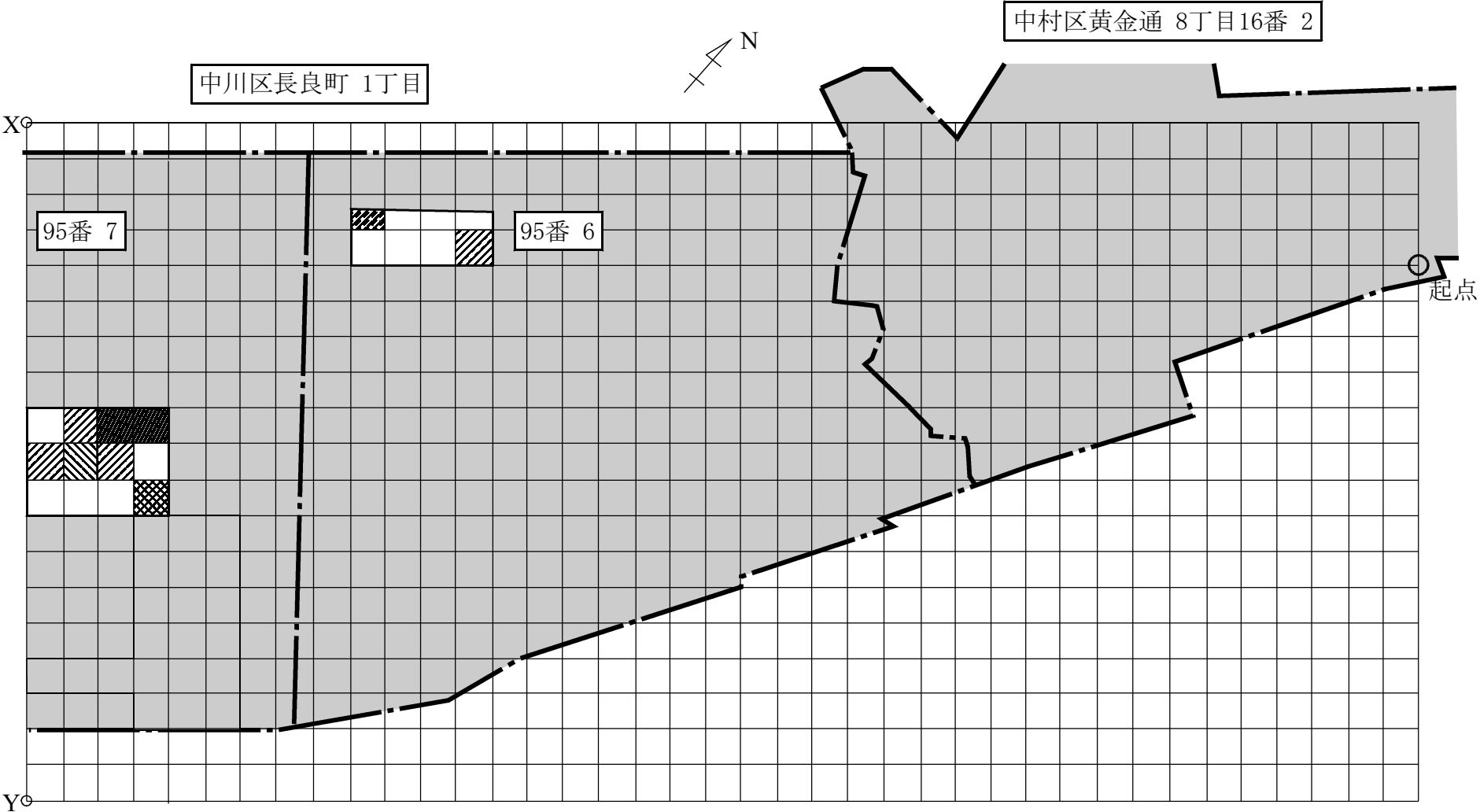
^ひ砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



中川区長良町 1丁目





凡例

白抜き：調査対象地（記載筆内のみ） ：筆の境界

：形質変更時要届出区域（テトラクロロエチレン（土壤溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合）並びに^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 171号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、要措置区域の指定を次のとおり解除します。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成28年名古屋市告示第13号により指定した区域の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

六価クロム化合物（土壤溶出量基準）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 172 号

あらたに土地が生じたことの確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内にあらたに次の土地が生じたことを平成31年3月6日に確認したので、同条第2項及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により告示します。

平成31年3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

港区潮風町67及び68地先の公有水面埋立地 34,431.05 平方メートル

名古屋市市民経済局地域振興部区政課

名古屋市告示第 173 号

公有水面埋立てに伴う町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市港区において、平成31年 4 月19日から、次のとおり町の区域の変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成31年 3 月28日

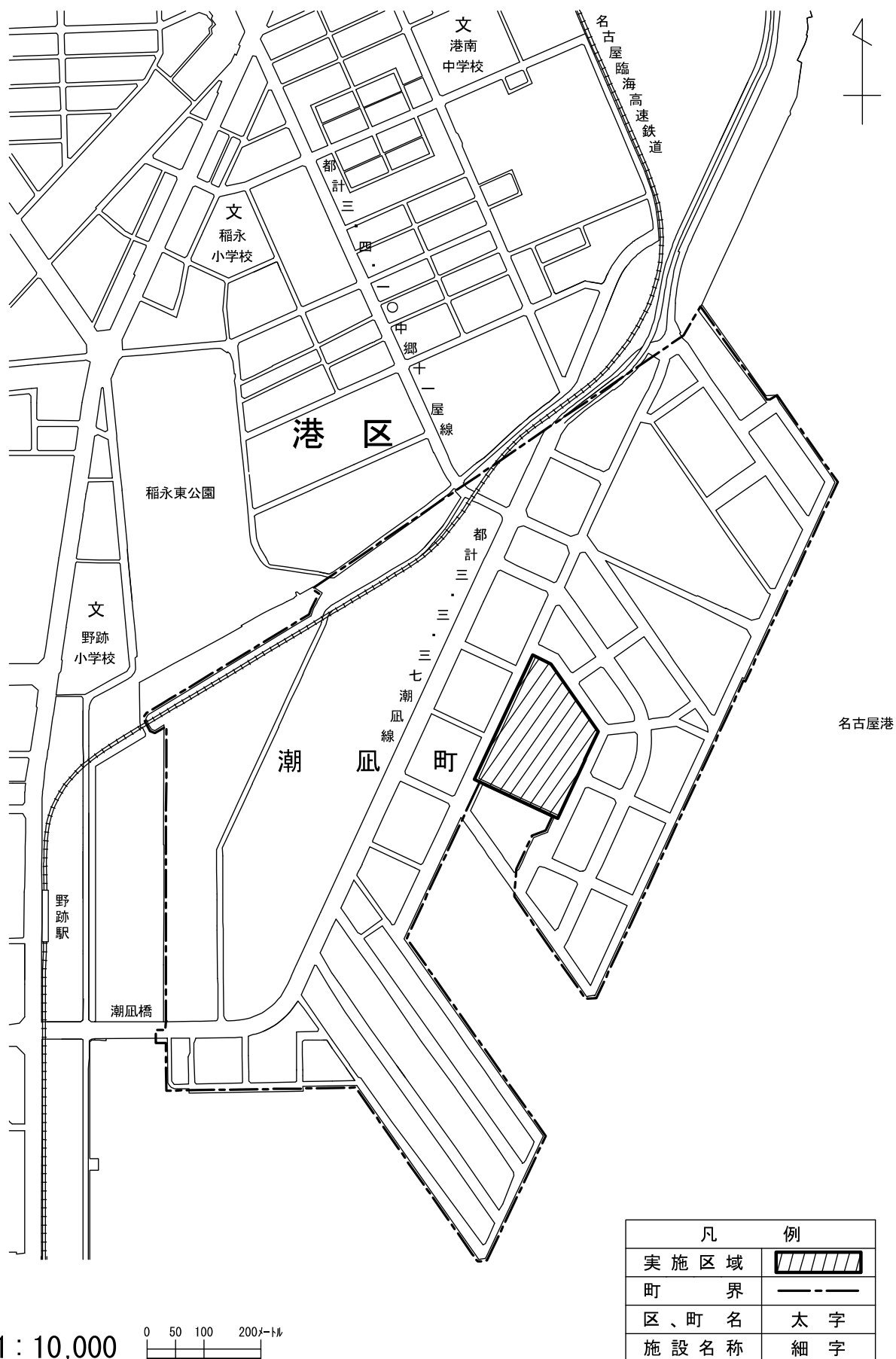
名古屋市長 河 村 た か し

港区潮風町に編入する区域

港区潮風町67及び68地先の公有水面埋立地 34, 431. 05 平方メートル

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

(参 考)



名古屋市告示第 174号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成31年 1月 8日 30指令住開指第 200号	名古屋市緑区黒沢台五 丁目 203番 1外 1筆	愛知県豊川市白鳥町京次 52番地の 1 岡田建設株式会社 代表取締役 岡田 司
平成30年 7月17日 30指令住開指第77号	名古屋市緑区大高町字 猪根 2番 1	名古屋市緑区大高町字斎 山22番地の 1 佐藤 実
平成30年10月 9日 30指令住開指第 133号	名古屋市守山区幸心二 丁目1204番	名古屋市守山区幸心二丁 目 276番地 川地鈴秋
平成29年 3月27日 28指令住開指第 238号	名古屋市守山区川東山 1422番外13筆	名古屋市守山区川東山 2510番地 新谷泰幸

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 175号

除却した工作物の保管について

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第 3項の規定により除却した工作物を同条第 4項の規定により保管したことについて、同条第 5項の規定により次のとおり公示します。

なお、当該工作物の除却及び保管等に要した費用は、同条第 9項の規定により、その返還を受けるべき所有者等の負担とします。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 保管した工作物について

(1) 工作物の名称及び数量

通路橋（西側をア、東側をイとします。） 2橋

(2) 工作物の放置されていた場所

二級河川天白川水系手越川

通路橋ア 愛知県名古屋市緑区左京山 107番 2地先

通路橋イ 愛知県名古屋市緑区左京山 202番地先

(3) 工作物を除却した日時

通路橋ア 平成31年 2月14日午後 1時30分

通路橋イ 平成31年 2月14日午後 3時30分

2 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

平成31年 2月15日午後 4時20分

愛知県東海市新宝町地内

3 その他

工作物の返還を受けようとする者は、氏名及び住所を証するために必要な書類並びに印鑑を持参の上、名古屋市緑政土木局河川部河川管理課まで申し出てください。

名古屋市緑政土木局河川部河川管理課

名古屋市告示第 176号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
内田橋ファミリー クリニック	名古屋市南区内田橋一丁目30番 9 号	平成31年 2月 1日
ゆりクリニック名 古屋東	名古屋市守山区大字上志段味字川 原 156番地	平成31年 3月 1日
うえすぎクリニッ ク	名古屋市緑区桶狭間森前2801番地	平成31年 2月 1日
八事ホームケアク リニック	名古屋市天白区表山二丁目2404番 地	平成31年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田歯科医院	名古屋市千種区星が丘元町15番21号	平成31年 1月 1日
ドーム歯科・矯正 歯科	名古屋市東区矢田南四丁目 102番 3号	平成31年 2月 1日
医療法人まもるは はせがわ歯科こども 歯科	名古屋市西区平中町 4番地	平成31年 1月 1日
やまおか歯科	名古屋市昭和区北山町 3丁目22番 地	平成31年 1月 1日
ルピナス歯科	名古屋市名東区一社四丁目 142番 地	平成31年 1月 4日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
キョーワ薬局星ヶ 丘店	名古屋市千種区井上町26番地	平成31年 3月 1日
いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84 号	平成31年 2月 1日
れんげ薬局名古屋 桜店	名古屋市南区桜本町 2番地の16	平成31年 2月 1日
れんげ薬局名古屋 春日野店	名古屋市南区桜本町 108番地	平成31年 2月 1日
アリーナ薬局しだ み店	名古屋市守山区大字中志段味字洞 畑2150番地の 3	平成31年 2月 1日
ウエルシア薬局名 古屋上志段味店	名古屋市守山区大字上志段味字所 下1047番地の 1	平成31年 2月 1日

V・drug 守山 小幡薬局	名古屋市守山区小幡常燈21番12号	平成31年 3月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションエヴリ	名古屋市昭和区萩原町 4丁目12番地	平成31年 2月 1日
訪問看護ステーションエルージュ	名古屋市中川区高畑一丁目87番地	平成31年 1月 1日
訪問看護ステーションすずらん天白	名古屋市天白区高宮町1301番地の1	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 177号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	旧	あさひ調剤薬局ほんごう店
	新	ポトス薬局ほんごう店
所 在 地	名古屋市名東区上社二丁目69番地	
変 更 年 月 日	平成31年 2月25日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護かえりえ小幡	
所 在 地	旧	名古屋市守山区小幡南一丁目23番 1号
	新	名古屋市守山区小幡中一丁目33番 2号
変 更 年 月 日	平成30年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 178号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
きはしクリニック吹上	名古屋市千種区千種二丁目10番 15号	平成27年10月 1日
横田皮膚泌尿器科	名古屋市北区敷島町65番地の 1	平成31年 3月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
吉田歯科医院	名古屋市千種区星が丘元町15番 21号	平成31年 1月 1日

ドーム歯科・矯正歯科	名古屋市東区矢田南四丁目 102 番 3号	平成31年 2月 1日
はせがわ歯科こども歯科	名古屋市西区平中町 4番地	平成31年 1月 1日
やまおか歯科	名古屋市昭和区北山町 3丁目22 番地	平成31年 1月 1日
アイズデンタルクリニック	名古屋市熱田区五本松町12番 1 号	平成30年12月30日
コンパスデンタルクリニック名古屋	名古屋市中川区高畑二丁目 229 番地	平成31年 2月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
なの花薬局名古屋太閤店	名古屋市中村区太閤三丁目 7番 84号	平成31年 2月 1日
なの花薬局名古屋桜店	名古屋市南区桜本町 2番地の16	平成31年 2月 1日
なの花薬局名古屋春日野店	名古屋市南区桜本町 108番地	平成31年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋市東区訪問看護ステーション	名古屋市東区泉二丁目28番 5号	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 179号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり再開の届出がありました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
なの花薬局名古屋明 治店	名古屋市南区内田橋一丁目30番12 号	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 180号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人高杉内科	名古屋市中川区高杉町 147番地	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 181号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
トータルサポート クリニック栄生	名古屋市中村区栄生町11番 9号	平成31年 1月28日
いとう脳神経クリ ニック	名古屋市緑区元徳重二丁目 104番地	平成31年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
おばた歯科・矯正 歯科	名古屋市守山区小幡常燈 804番	平成30年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 182号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
八事ホームケアクリニック	名古屋市天白区表山二丁目2404番地	平成31年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
おもてやま歯科クリニック	名古屋市天白区音聞山1030番地	平成30年12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 183号

生活保護法による指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 者 名	山本 原司	
施 術 所 名	やまもと接骨院	
所 在 地	旧	名古屋市西区又穂町 2丁目 1番地
	新	名古屋市西区香呑町 2丁目81番地
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 184号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 93号水主ヶ池線 に係る図書	平成24年12月11日から 平成34年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 175号敷田大久 伝線及び 3・ 4・ 91号有 松線に係る図書	平成24年 8月 3日から 平成33年 3月31日まで

2 縦覧期間

告示の日から事業施行期間の終了の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 185 号

平成31年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46号）第 6 条第 1 項の規定により、平成31年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 平成31年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	777,066 t／年
し尿及び浄化槽汚泥	33,620k1／年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取り組みを推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取り組みを進めます。

2 R の取り組みを推進するためには、基本的には法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に

働きかけ、2 Rの取り組みを推進します。

(7) 発生抑制の推進施策

平成21年4月に全市拡大した「レジ袋有料化」の取り組みについては、参加店舗824（平成30年3月末時点）、レジ袋の辞退率は87%（平成30年3月）となっており、引き続き取り組みを進めます。

また、マイボトル・マイカップ普及運動といったペットボトルを始めとする使い捨て飲料容器等の削減を進めます。

さらに、食品ロス削減の取り組みとして、「3ない運動」の推進、消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」の実施、食べ残しを減らす「30・10運動」の推進、飲食店等の食品ロス削減に向けた協力店登録制度である「食べ残しゼロ協力店」の周知拡大等を引き続き行います。

家庭廃棄物の約3分の1を占める生ごみの発生抑制の取り組みとしては、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」を広く呼びかけるとともに、生ごみ堆肥化講座を開催し、堆肥化の取り組みの裾野を広げます。また、生ごみ堆肥化の取り組みをサポートできる人材を育てるため、アドバイザー懇談会を開催します。

(イ) 再使用の推進施策

インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップ等、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切に使う」という意識啓発に努め、リユースの取り組みを促進します。

リユース家具の展示・販売、リユースに取り組むための講座の開催、リユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取り組みを支援するとともに、普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

空きびん・空き缶・ペットボトル・紙製容器包装のステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集やペットボトル・紙パック・小型家電・食用油・水銀使用製品（蛍光灯及び水銀体温計・水銀

温度計)の拠点回収を進めます。

さらに、集団回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取り組みを進め、市民の自主的な資源化の取り組みを促進します。

ごみ減量の取り組みを着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下している「プラスチック製・紙製容器包装」や資源分別率が1割程度にとどまっている「衣類・布類」、「雑がみ」を重点品目に、学生や外国人、転出入が激しく分別ルールが定着しにくい共同住宅の居住者等を重点対象に位置づけ、「なごやのごみ減量・資源化ガイド」等を活用して効果的な広報・啓発を行います。

事業系一般廃棄物については、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対しては新たにテナントビルのオフィス・店舗等にも訪問調査・啓発の対象を拡大し、分別・リサイクルを推進します。

なお、平成31年3月に市内の食品廃棄物等資源化施設が1箇所閉止したため、当該施設でこれまで資源化されていた食品廃棄物等については、受入れ可能な施設への搬入を促します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとし、ます。なお、古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック等の資源化可能な紙類）、空きびん類、衣類・布類及び金属類については、集団回収等の市民の自主的な取り組みにより、資源化を図るものとし、ます。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの
不 燃 ご み	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
粗 大 ご み	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍 光 管 ・ 水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計
資 源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） (4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック製容器包装 (6) 紙製容器包装 (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインで指定する特定対象品目のうち概ね縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） (8) 食用油（植物性油に限る。）

環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (4) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

(イ) 事業系一般廃棄物

- a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入する又は市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

また、病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて処理を行うものとします。

なお、古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、ちゆうかい厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。）。ただし、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。
発 火 性 危 険 物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。）。ただし、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。

不 燃 ご み	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物及び蛍光管・水銀体温計等を除く。）。ただし、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。 (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食 品 廃 棄 物 等	残飯・野菜くず・菓子類などの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪 定 枝 葉 ・ 芝 草 等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45リットル（スプレー缶類は1週間に付き20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
そ の 他 収 集 し な い ご み	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先 (注 5)	年間量	
市収集（注 1）	可燃ごみ	市	全市域	週 2 回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	380, 203 t	
	発火性危険物						558 t	
	不燃ごみ			月 1 回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	17, 567 t	
	粗大ごみ					破碎施設	7, 587 t	
	蛍光管・水銀体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	122 t	
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1, 531 t 8 t	
	資源			空きびん	週 1 回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3, 829 t 10, 435 t
				空き缶		○選別等施設 一時保管施設	1, 315 t 1, 615 t	
				ペットボトル	週 1 回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9, 107 t
				紙パック	週 2 回	拠点回収		
				紙製容器包装	週 1 回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	8, 893 t
						指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	26, 047 t
					小型家電		拠点回収	—
				食用油	—			58 t
				許可業者収集	可燃ごみ	許可業者		随時
発火性危険物	破碎施設 埋立処分場	3, 581 t 13 t						
不燃ごみ	△資源化施設	31, 080 t (注 2)						
食品廃棄物等（注 3）								
自己搬入	可燃ごみ	排出者				焼却・溶融施設	59, 067 t	
	不燃ごみ					破碎施設 埋立処分場	4, 610 t 1, 595 t	
	せん 剪定枝葉・芝草等（注 4）					△資源化施設	21, 384 t	

(注 1) ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8 時（中区は 7 時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

(注 2) 食品廃棄物等について、資源化施設での受入れができない場合は、可燃ごみと併せて処理します。

(注 3) 一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

(注 4) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注 5) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	379,944 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		181 t
許可業者収集	可燃ごみ		186,673 t (注)
自 己 搬 入	可燃ごみ		59,067 t
	不燃ごみ		21 t
焼 却 処 理 後	焼却灰		20,500 t
破 砕 処 理 後	破碎可燃物		24,636 t
	破碎不燃物		7,375 t

(注) 食品廃棄物等について、資源化施設での受入れができない場合は、可燃ごみと併せて処理します。

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年 間 処理量	処分方法	年 間 処理量
市 収 集	不燃ごみ	市	17,567 t	焼 却 溶 融 埋 立 資源化	16,589 t 15,443 t 577 t 2,267 t
	粗大ごみ		7,587 t		
	環境美化 ご み		1,531 t		
許可業者 収 集	不燃ごみ		3,581 t		
自己搬入	不燃ごみ		4,610 t		

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	558 t
	空きびん		14,264 t
	空き缶		2,930 t
	ペットボトル		9,107 t
	紙パック		44 t
	紙製容器包装		8,893 t
	プラスチック製容器包装		26,047 t
	蛍光管・水銀体温計等		122 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	8 t
許可業者収集	不燃ごみ		13 t
自己搬入	不燃ごみ		1,595 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		37,717 t
	溶融飛灰		5,848 t
破碎処理後	破碎不燃物		577 t

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物 (スプレー缶類等)	市	377 t
	空きびん		14,060 t
	空き缶		2,740 t
	ペットボトル (キャップ含む)		7,255 t
	紙パック		37 t
	紙製容器包装 (古紙含む)		8,698 t
	プラスチック製容器包装		22,223 t
	小型家電		144 t
	食用油		58 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		122 t
許可業者収集	食品廃棄物等	許可業者	31,080 t (注)
自己搬入	剪定枝葉・芝草等		21,384 t
焼却・溶融 処 理 後	焼却灰	市	10,000 t
	溶融スラグ		28,636 t
	溶融メタル		4,503 t
破 碎 処 理 後	金属回収		2,267 t

(注) 食品廃棄物等について、資源化施設での受入れができない場合は、可燃ごみと併せて処理します。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600 t / 24 h
南陽工場	名古屋市港区藤前二丁目101番地	ストーカ式	1,500 t / 24 h

鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ス ト ー カ 式	560 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横 型 回 転 式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	20 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	全体容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252, 590m ²	4, 440, 000m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町67番地	11, 300m ²	96, 000m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴 海 工 場 内 保 管 施 設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(7) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番地	焼却灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	

(4) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番地	食品廃棄物等
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島131番地1	

(9) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二6番地	使い捨てライター等

(カ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の1	発火性危険物及び空き缶
株式会社ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目8番	発火性危険物
永一産商株式会社	愛知県飛島村木場2丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等

野村興産株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号	蛍光管・水銀体温計等
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
有限会社サイテック	愛知県北名古屋市西春町鍛冶ヶ一色字襟44番地の2	空きびん
循環資源株式会社	愛知県豊田市貝津町西向畑7番24号	
株式会社中西	愛知県豊明市栄町高根103番地	
大成金属株式会社	名古屋市南区忠治1丁目8番15号	空き缶
株式会社石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若20番地	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地	
神鋼環境メンテナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器包装
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番地	
株式会社オノセイ	名古屋市南区弥次エ町2丁目31番地の1	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井3番5号	ペットボトル及び紙製容器包装
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目10番地	紙製容器包装
	愛知県清須市西堀江2460番地	

株 式 会 社 藤 川 紙 業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号	紙製容器包装
リメイキング 株 式 会 社	名古屋市南区元塩町6丁目 16番1	

(キ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港3号地廃 棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号 地1番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月2回 程 度	各戸収集	9,758kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		23,862kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所在地	対象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処分方法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し尿	150kl／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚泥	200kl／日	

4 参考

(1) 市外で発生した一般廃棄物の市内民間施設での処理

区 分	処理方法	年 間 量
食品廃棄物等	資源化	2,200 t
焼却灰等	溶 融	15,400 t
プラスチック製容器包装	圧縮梱包	700 t
剪定枝葉・芝草等	破 碎	500 t

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	558 t
	空きびん		10,435 t
	空き缶		508 t
市 収 集	紙製容器包装	選別等	1,585 t
	蛍光管・水銀体温計等		122 t
許 可 業 者 収 集	実験動物	焼 却	12 t
	食品廃棄物等	資源化	638 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	12,000 t
	焼却灰	資源化	5,000 t

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分	処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立
		1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 186号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区森宮町11番の一部（詳細は、別紙のとおり）

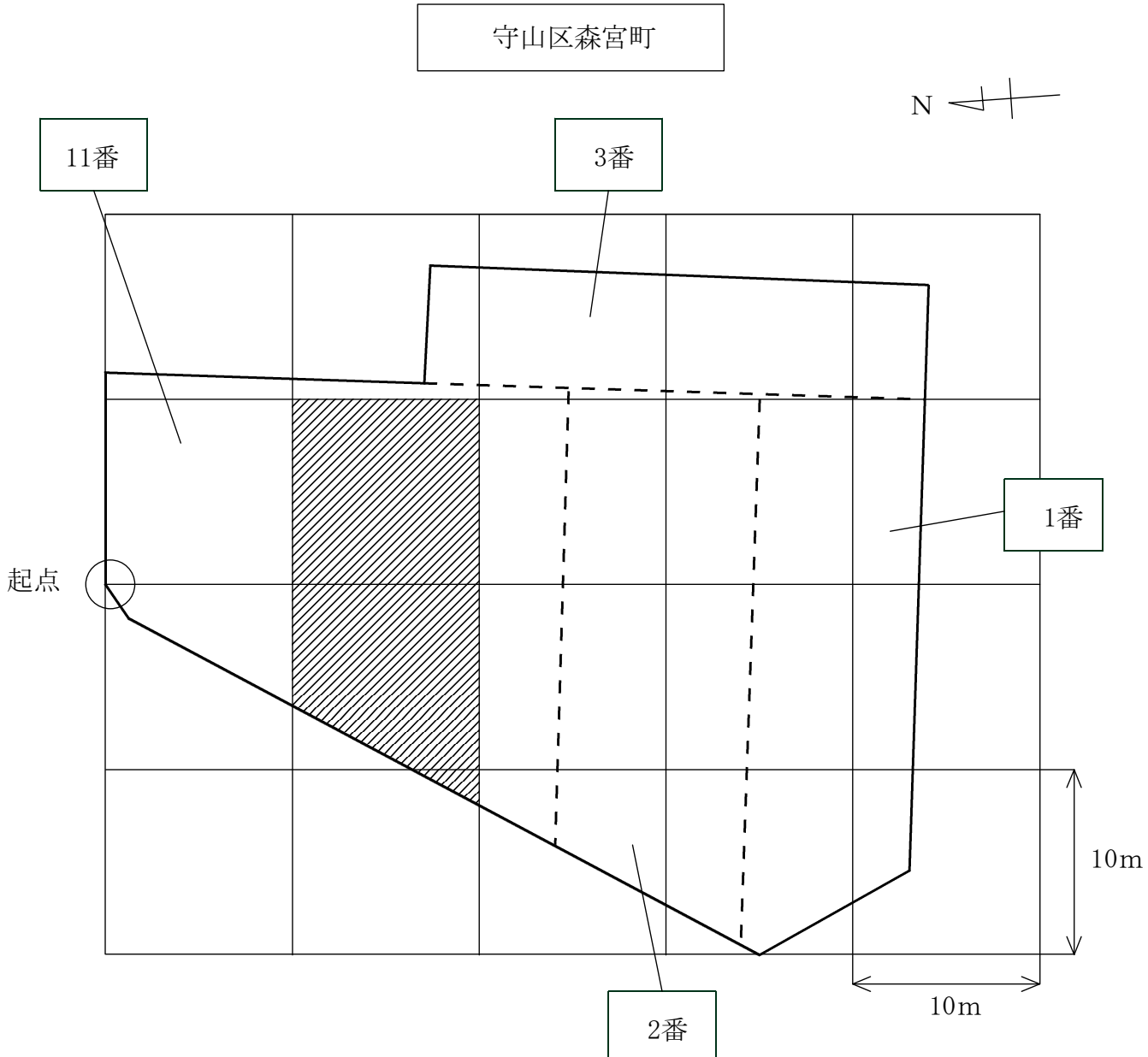
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

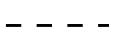
3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 措置管理区域 (ベンゼン (土壌溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 187号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区松原町 1丁目23番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



— — : 筆の境界

 : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 188号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の
指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項及び第11条第 2項の規定に基づき、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成28年名古屋市告示第 474号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

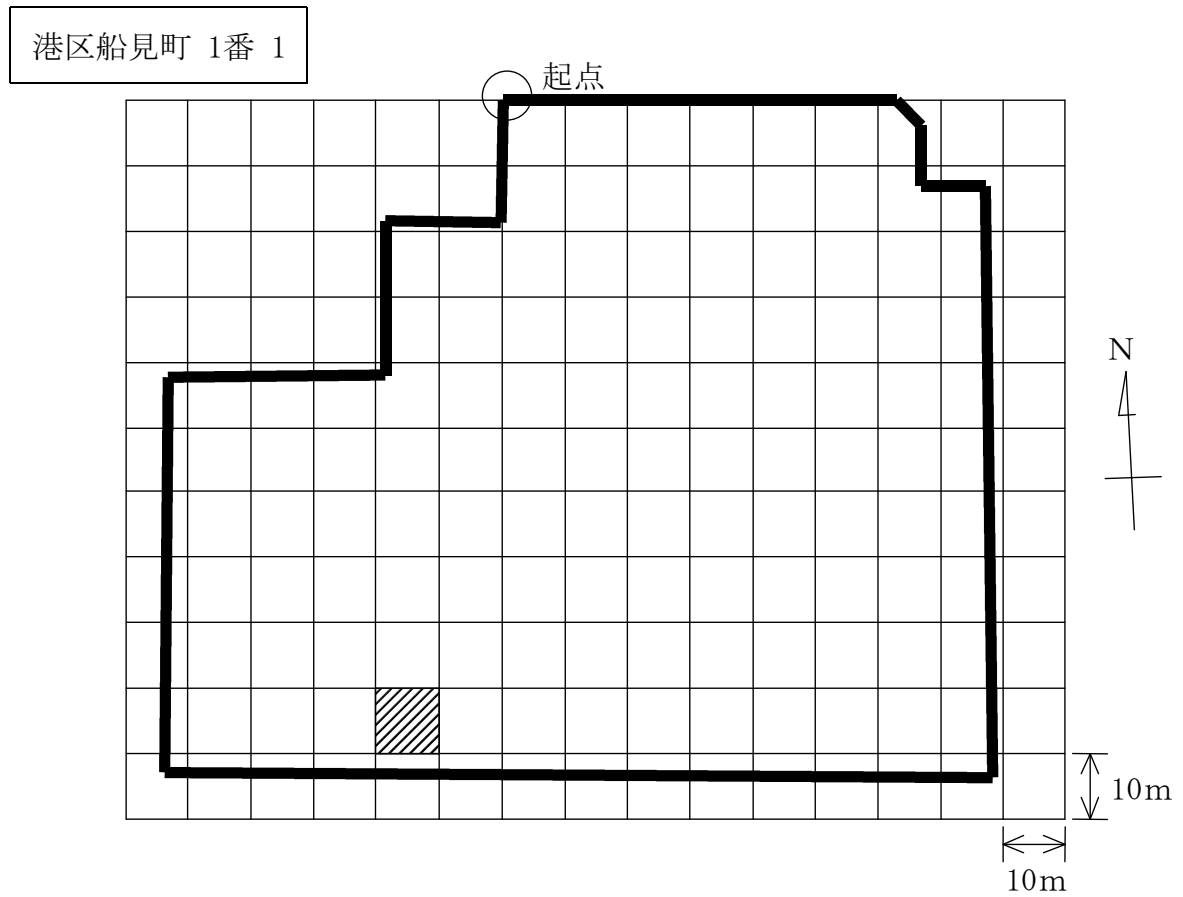
トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

水銀及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 要措置区域及び形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

▮：調査対象地（筆の全部）

▨：要措置区域の指定を解除する区域（トリクロロエチレン（土壌溶出量基準不適合））及び
形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（水銀及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 189号

名古屋市消防団規則第 5条の 2第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号に規定する大学の指定についての一部改正について

平成28年名古屋市告示第 193号（名古屋市消防団規則第 5条の 2第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号に規定する大学の指定について）の一部を次のように改正し、平成31年 4月 1日から施行する。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2項に次の 1号を加える。

(8) 名城大学

名古屋市消防局消防部消防課

名古屋市告示第 190号

名古屋市道と豊山町道が重複する部分の管理に関する協定書について

道路法（昭和27年法律第 180号）第16条第 2項の規定に基づき、名古屋市と豊山町との間において、名古屋市道と豊山町道が重複する部分の管理に関する協定を締結しましたので、同法第16条第 5項の規定により次のように公示します。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 路線名

名古屋市道如意第 197号線及び名古屋市道如意第 198号線並びに豊山町道9号線

2 位置

名古屋市北区北久手町 260番 2地先から名古屋市北区北久手町 257番 1地先まで

3 道路の管理

豊山町が行う。

4 費用の負担

豊山町の負担とする。

5 収入の帰属

豊山町の収入とする。

6 協定の効力発生日

平成31年 4月 1日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

土壤汚染等対策指針の一部改正について

土壤汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第 413号）の一部を次のように改正します。

平成31年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 第 2の 1(2) 中「認められる特定有害物質の種類」の次に「（特定有害物質の種類が別表 1の左欄に掲げるものである場合にあっては、当該特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。）」を加える。
- 2 第 2の 2(1) 中「減少するときは」を「減少する場合にあっては」に改める。
- 3 第 2の 3の見出し中「土地の形質の変更時の調査に係る」を「調査対象地が複数ある場合等の区画の」に改め、同項中「条例第55条第 1項又は第 2項に基づき」を削り、「同条第 1項又は第 2項に規定する土地の形質の変更に係る」を「当該土壤汚染等調査に係る」に改め、「区域内に」の次に「当該」を加え、第 2の 3を同項第 1号とし、同項に次の 1号を加える。
 - (2) 調査実施者は、土壤汚染等調査を行う場合において、当該土壤汚染等調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壤汚染状況調査（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 2条第 2項に規定する土壤汚染状況調査をいう。）又は土壤汚染等調査があるときは、前項第 1号本文の規定にかかわらず、当該調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対

象地を区画することができる。

4 第 2の 4(3) ア中「試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置」の次に「が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）」には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置」を加え、同号イ中「規定により土壌」を「規定により表層の土壌及び深さ 5 センチメートルから50センチメートルまでの土壌」に、「採取された表層の土壌及び深さ 5センチメートルから50センチメートルまでの土壌」を「当該土壌」に改め、同号ウ中「（同号イ(イ) に係る部分に限る。）」を「イ(イ) 」に改める。

5 第 2の 5(1) 中「（同号イ(ア) に係る部分に限る。）」を「イ(ア) 」に改める。

6 第 2の 5(2) 中「（同号イ(イ) に係る部分に限る。）」を「イ(イ) 」に改める。

7 第 2の 6(1) 中「気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料採取等対象物質に係る」を「当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この項、次項及び第13項において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この項、次項及び第13項において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

イ アに掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第 1項第 1

号の規定により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。)であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表 1の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類

ウ アに掲げる試料採取等対象物質が別表 1の右欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の種類の項の左欄及び右欄に掲げる特定有害物質の種類（アに掲げるものを除く。）

8 第 2の 6(2) ア(ウ) 中「地表から深さ10メートル以内」を「汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置」に改め、同号イ中「当該試料採取等対象物質」を「当該特定有害物質」に改める。

9 第 2の 7(1) 中「前項第 2号イの規定による測定において当該測定に係る」を「代表地点において前項第 2号イの方法により測定した結果、」に、「試料採取等区画（同号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該」を「検出範囲の区域について、それぞれ次の」に改め、第 2の 7(1) ア中「土壌溶出量基準」を「少なくとも 1の代表地点において土壌溶出量基準」に、「場合」を「とき」に改め、同号イ中「第二溶出量基準」を「少なくとも 1の代表地点において第二溶出量基準」に改める。

10 第 2の 7(2) 中「（同号イ(イ)に係る部分に限る。）」を「イ(イ)」に改め、同号ア中「場合」を「とき」に改め、同号を同項(3) とし、同項(1) の

次に次の 1号を加える。

- (2) 前号の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前項第 2号イの方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該アからウまでに定める単位区画とみなす。

ア 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げるときを除く。）

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

イ 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

ウ 土壌溶出量基準に適合したとき 土壌溶出量基準に適合した単位区画

- 11 第 2の 8(1) イ中「中心」の次に「（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下次の(ア)、(イ)及び第 4号並びに第 2の 9(1) イ及び(3)において同じ。）」を加え、第 2の 8(1) イ(ア)及び(イ)中「多い」を「ある」に改め、同号ウ中「（イ(ア) aに係る部分に限る。）」を「(ア) a」に改める。

- 12 第 2の 8(4) 中「第 1号イの」を削り、「同号イの規定」を「これらの規定」に、「同号イの土壌」を「これらの規定の土壌」に、「同号イに規定する」を「これらの規定の」に改める。

- 13 第 2の 9(1) ウ中「イ（イ(イ) aに係る部分）」を「イ(イ) a（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合）」に改め、同号エ中「（ア(イ)に係る部分に限る。）」を「(イ)」に改める。

- 14 第 2の 9(2) 中「第 7項第 2号」を「第 7項第 3号」に、「すべて」を「全て」に改める。

15 第 2の10(2) 中「把握を行わなかったときは、」の次に「全ての」を加える。

16 第 2の12(2) 中「すべて」を「全て」に改める。

17 第 2の12(3) 中「水面埋立て用材料」を「水面埋立てに用いられた土砂」に改める。

18 第 2の12(4) 中「をいう」の次に「。第 3第 3項第 2号において同じ」を加え、「汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料」を「汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂」に改める。

19 第 2の13(2) 本文を次のように改める。

前号アの規定により試料採取等を行わなかったときにあつては、試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第 1項第 3号アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。この号において同じ。）又は前号イ若しくはウの規定により試料採取等を行わなかったときにあつては、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第 4項から第 6項までの規定による試料採取等の結果が前号イ又はウに掲げるものに該当する単位区画にあつては、当該測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が第 7項第 3号アからウまでのいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

20 第 2の13(2) イ中「（同号イ(イ) に係る部分に限る。）」を「イ(イ)」に改め、同号ウ中「（同号イ(ア) に係る部分に限る。）」を「イ(ア)」に改め、同号エ中「（同号イ(イ) に係る部分に限る。）」を「イ(イ)」に改める。

21 第 2の13(4) 本文に次のただし書を加える。

ただし、当該区域のうち、第 8項第 1号又は第 9項第 1号の規定による試料採取等の結果が前号ア及びイに掲げるものに該当する単位区画にあっては、同号ア及びイに掲げる測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第 7項第 3号アからウまでのいずれかに該当するときは、同号アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

22 第 2の13(4) ア中「単位区画の」の次に「土地の」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改める。

23 第 3の 2中「3,000平方メートル以上」を「規則第51条に規定する規模」に改める。

24 第 3の 3(2) 中「別表 1」を「別表 2」に改める。

25 第 4中「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 4条第 2項」を「土壌汚染対策法第 3条第 8項」に改める。

26 第 4(1) 中「場合」を「とき」に改める。

27 第 5の 1中「別表 2」を「別表 3」に改める。

28 第 5の 3中「別表 2」を「別表 3」に改める。

29 第 5の 4中「別表 2」を「別表 3」に改め、同項を(1) とし、同項に次の1号を加える。

(2) 前号に定めるもののほか、アからウまでに定めるところにより、汚染の除去等の措置を講じるものとする。

ア 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が措置管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平

成31年環境省告示第 5号で定める基準に適合していること。

イ アに定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、平成31年環境省告示第 6号（同告示中第 6号を除く。）で定める方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。この場合において、同告示中「要措置区域」とあるのは「措置管理区域」と、同告示第 3号ハ中「規則別表第 8の 5の項に規定する目標土壌溶出量を超える汚染状態」とあるのは「土壌溶出量基準」と、それぞれ読み替えるものとする。

30 第 5の 5中「同法第 2条第 1項」を「同条第 1項」に改める。

31 第 5の 6中「別表 2」を「別表 3」に改める。

32 第 6の 1(3) 中「平成23年環境省告示第53号」を「平成31年環境省告示第 5号」に、同号ア中「別表 2」を「別表 3」に改め、同号イ中「別表 2」を「別表 3」に、「キ及びク」を「ク及びケ」に改め、同号ウ中「別表 2」を「別表 3」に、「キ及びク」を「ク及びケ」に改め、同号エ、カ及びキ中「別表 2」を「別表 3」に改め、同号を(4) とし、第 6の 1(2) 中「平成23年環境省告示第53号」を「平成31年環境省告示第 5号」に改め、同号を同項(3) とし、同項(1) の次に次の 1号を加える。

(2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

ア 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準

不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

33 第 6 の 3(1) 中「第 1 項第 2 号」を「第 1 項第 3 号」に改める。

34 第 6 の 3(3) 中「第 1 項第 2 号」を「第 1 項第 3 号」に改め、第 6 の 3(3) イ中「平成23年環境省告示第53号」を「平成31年環境省告示第 5 号」に改める。

35 第 6 の 4(1) 中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に改める。

36 第 6 の 4(2) 中「平成23年環境省告示第53号」を「平成31年環境省告示第 5 号」に、「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に改め、同号を同項(3) とし、同項(1) の次に次の 1 号を加える。

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした措置管理区域の図面

イ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

37 第 7 の 1 中「別表 3」を「別表 5」に改める。

38 第 7 の 3 中「別表 3」を「別表 5」に改める。

39 第 7 の 4 中「別表 3」を「別表 5 の 1 の項に規定する地下水の水質の測定、同表の」に改める。

40 第 7 の 5 中「同法第 2 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改める。

- 41 第 7 の 6 中「別表 2」を「別表 5」に改める。
- 42 第 8 の 1(1) イ 中「平成23年環境省告示第53号」を「平成31年環境省告示第 5号」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。
- イ 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。
- (ア) 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
- (イ) 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- 43 第 8 の 1(2) 中「同項第 1号イ及びウ並びに第 2号イ」を「同項第 1号イ、ウ及び第 2号イ並びに第 5号」に改め、「、同項第 5号中「措置管理区域とあるのは「拡散防止管理区域」と」を削る。
- 44 第 8 の 1(3) 中「第 1号イ」を「第 1号ウ」に、「同項第 2号」を「同項第 3号」に、「第 1項第 3号」を「第 1項第 4号」に改め、「イ及びキ」の次に「並びに同項第 2号ア」を加える。
- 45 第 8 の 2(1) 及び(2) を次のように改める。
- (1) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が拡散防止管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第 5号で定める基準に適合すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

46 第 9 の 1 (1) イ 中「平成23年環境省告示第53号」を「平成31年環境省告示第 5号」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

(ア) 基準不適合土壤又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

(イ) 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

47 第 9 の 1 (2) 中「同項第 1号イ及びウ並びに第 2号イ」を「同項第 1号イ、ウ及び第 2号イ並びに第 5号」に改め、「同項第 5号中「、措置管理区域とあるのは「拡散防止管理区域」と」を削る。

48 第 9 の 1 (3) 中「第 1号イ」を「第 1号ウ」に、「同項第 2号」を「同項第 3号」に、「第 1項第 3号」を「第 1項第 4号」に改め、「イ及びキ」の次に「並びに同項第 2号ア」を加える。

49 第 9 の 2 (1) を削り、第 9 の 2 (2) 中「土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時届出管理区域内の帯水層に接しないように」を「土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時届出管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第 5号で定める基準に適合」に改め、第 9 の 2 (2) を(1) とし、同号の次に次の 1号を加える。

(2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

50 第10の 1(2) ア中「土壌の掘削」を「指定調査機関は、土壌の掘削」に、「すること」を「するものとする」に改める。

51 第10の 1(2) イを次のように改める。

イ 指定調査機関は、アの規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類及び次の(ア) から(ウ) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(ア) から(ウ) までに定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。

(ア) 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る土壌汚染等調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合 当該特定有害物質の種類

(イ) 掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたと認められる場合 当該特定有害物質の種類

(ウ) 掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域外から搬入された土壌により、当該管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたと認められる場合又は当該管理区域外から土壌が搬入されたどうか明らかでないと認められる場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該 a 又は b に定める特定有害物質の種類

a 掘削対象地を含む管理区域に係る土地の所有者等が当該管理区域の指定の日から 1年ごとに、次に掲げる事項を記載した管理区域に搬入された土壌に係る届出書（指針第 4号様式）に、当該管理区域外から土壌が搬入された場合にあつては当該土壌の場所を明らかにした図面を添付して、市長に届け出た場合 当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土

壤含有量基準に適合しないと認められる当該特定有害物質の種類

(a) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(b) 掘削対象地を含む管理区域の所在地

(c) 掘削対象地を含む管理区域の指定された年月日

(d) 掘削対象地を含む管理区域外からの土壌の搬入の有無

(e) 掘削対象地を含む管理区域外から土壌が搬入された場合にあっては、搬入された年月日、土壌の量、第 5 の 4 (2) ウに定める

方法による調査の結果及び当該分析を行った計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称

(f) 掘削対象地を含む管理区域外から搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合する場合にあっては、当該土壌の管理方法

b a 以外の場合 全ての特定有害物質（当該掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類、(ア)、(イ) 及び(ウ) a に定める特定有害物質の種類並びにアの規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類

52 第10の 1(2) ウ中「掘削対象地を、」を「指定調査機関は、掘削対象地を、」に、「すること」を「するものとする」に改め、同号エ中「ウ」を「指定調査機関は、ウ」に、「次に定めるところにより」を「イの規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の(ア) 又は(イ) に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア) 又は(イ) に定める掘削対象単位区画について」に、「すること」を「する」に改める。

53 第10の 1(2) エ(ア) 及び(イ) を次のように改める。

(ア) 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類並び

にイ(ア) 及び(イ) に掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 掘削対象単位区画

(イ) イ(ウ) に掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める掘削対象単位区画 ((ア) に掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。)

54 第10の 1(2) エ(イ) b(b) 中「すべて」を「全て」に、同号オ中「エ」を「指定調査機関は、エ」に、「次の」を「次に掲げる」に、「行うこと」を「行うものとする」に改め、同号オ(ウ) 中「あって、当該地層の厚さが 1メートル未満である場合にあっては」を「あり、(ア) 及び(ウ) から(キ) までに掲げる土壤に当該地層が含まれるときは」に改める。

55 第10の 1(2) ケ中「エ (エ(イ) に係る部分に限る。)」を「指定調査機関は、エ(イ) 」に、「ク」を「ケ」に、「掘削前調査一部対象単位区画」を「掘削対象単位区画」に、「できること」を「できる」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「オからキ」を「指定調査機関は、オからク」に、「すること」を「するものとする」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「エ (エ(イ) b に係る部分に限る。)」を「指定調査機関は、エ(イ) b」に、「カ」を「キ」に、「すること」を「するものとする」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「オ(ア) 」を「指定調査機関は、オ(ア) 」に、「すること」を「するものとする」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 指定調査機関は、オの規定にかかわらず、次の(ア) から(ウ) までのいずれかに該当する場合には、当該(ア) から(ウ) までに定める土壤の採取を行わないことができる。

(ア) イ(ウ) a の規定により、掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域外から搬入された土壤（土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものに限る。）について市長に届け出た場合であり、かつ、当該土壤が適切に管理

されている場合 当該土壌（浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第 5条第22号イに規定する浄化等済土壌をいう。）、土壌汚染対策法第16条第 1項の規定による市長が認めた土壌及び第 5第 4項第 2号ウに定める方法その他の方法により測定した結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していると認められる土壌を含む。）

(イ) 土壌汚染等調査の結果又は別表 4の 2の項、 3の項、 4の項第 2号、 5の項から 7の項まで、10の項第 2号若しくは12の項第 2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む管理区域内の土地の土壌のうち、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌があり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合 当該土壌

(ウ) 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壌（当該土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを確認した場合に限る。）で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壌が適切に管理されている場合 当該埋め戻した土壌

56 第10の 1(3) ア中「前号ア及びイ」を「指定調査機関は、前号ア」に、「当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イ(ア) から(ウ) までに掲げる区分に分類すること」を「当該把握した情報により、当該掘削対象地において、前号イに定めるところにより、試料採取等の対象とするものとする」に改め、第10の 1(3) イ中「掘削対象地」を「指定調査機関は、掘削対象地」に、「すること」を「するものとする」に改め、同号ウ中「すること」を「するものとする」に改め、同号エ中「ウ」を「指定調査機関は、ウ」に、「すること」を「するものとする」に改める。

57 第10の 1(3) エ(ア) を次のように改める。

(ア) 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質並びに前号イ(ア)、(イ)及び(ウ) aに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壌を含む全てのロット

58 第10の 1(3) エ(イ) 本文中「前号イ(イ) 又は(ウ) に掲げる土地のうち掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット (ア) に掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。) がある場合において」を「前号イ(ウ) bに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は」に改め、第10の 1(3) エ(イ) a 及び b 並びに同号エ(イ) b (a) 及び(b) 中「一部対象」を削り、同号エ(イ) b (b) 中「すべて」を「全て」に改め、同号オ中「エ」を「指定調査機関は、オ」に、「すること」を「するものとする」に改める。

59 第10の 1(3) ク中「オからキ」を「指定調査機関は、オからク」に、「すること」を「するものとする」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「エ(エ(イ) bに係る部分に限る。)」を「指定調査機関は、エ(イ) b」に、「カ」を「キ」に改め、「一部対象」を削り、同号キを同号クとし、同号カ中「オ」を「指定調査機関は、オ」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ オの規定にかかわらず、指定調査機関は、前号カ(ア)、(イ) 又は(ウ) のいずれかに該当する場合には、当該(ア)、(イ) 又は(ウ) に定める土壌の採取を行わないことができる。

60 第10の 2(1) 中「第 4号」を「第 5号」に改め、同号エ中「(平成 4年法律第51号)」を削る。

61 第10の 2(2) 中「前号」を「第 1号」に、同号ア中「前項第 2号」の次に「カの規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び第 2号」を加え、「又は混合された」を「若しくは混合された」に、「ク又はケの規定に基づき」を「ケ又はコの規定により」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「

前項第 3号ク」を「前項第 3号カの規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び同号ケ」に、「同号ク」を「同号ケ」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を(3) とし、同項(1) の次に次の 1号を加える。

(2) 前号の申請書には、認定を受けようとする範囲及び管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

62 別表 5中「シス -1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改め、同表を別表 6とし、別表 3を別表 5とし、別表 2を別表 3とし、別表 1を別表 2とし、附則の次に次の 1表を加える。

別表 1 分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

63 別表 4を次のように改める。

別表 4 措置の種類と実施の方法

措置の種類	措置の実施の方法
1 地下水の水質の測定	ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初 1年は 4回以上、

	2年目から10年目までは 1年に 1回以上、11年目以降は 2年に 1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定すること。 イ アの測定の結果を市長に報告すること。 ウ 措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を 5年間以上継続し、直近の 2年間は 1年に 4回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。
2 原位置封じ込め	ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。 ウ 次のいずれかの方法により、イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。 (ア) アの方法と同等以上の方法により、アにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、深さ 1メートルから 1メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物

質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定する方法

(イ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壌の搬出に係る規則第55条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法

(ウ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定すること。

エ 基準不適合土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の下にある不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100

ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

オ エの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが 3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。

ク エの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の 1以上の地点に観測井を設け、1年に 4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2年間継続することを確認すること。

ケ エの構造物により囲まれた範囲の 1以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がない

	ことを確認すること。
3 遮水工封じ込め	ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。 ウ イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壤を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壤を採取し、当該5点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤であることを確認すること。 エ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水

	工を設置し、その内部にイにより掘削された基準不適合土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。 オ エにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。 ケ エにより埋め戻された場所の内部の1以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
4 地下水汚染の拡大の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地

下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ト(1)に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第4条第1号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除すること。

ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超え

	てはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。 (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止することができると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置すること。 ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。
5 土壌汚染の除去	(1) 基準不適合土壌の掘削による除去 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さにつ

いて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。

ウ イにより掘削された土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す土壌について、当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法又は平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定した結果、基準不適合土壌以外の土壌であることを確認すること。

エ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イ又はウにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された

場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の 1以上の地点に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の周縁の 1以上の地点に観測井を設け、1年に 4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあっては、地下水汚染が生じていない状態を 1回確認すること。

(2) 原位置での浄化による除去

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、アにより把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去すること。

ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に 4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結

果、地下水汚染が生じていない状態が 2年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が 2年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により基準不適合土壌から当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が 2年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの 1回の確認とすることができる。

エ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、100平方メートルにつき 1地点の割合で深さ 1メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの 1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定した結果、当該基準

	に適合する汚染状態にあることを確認すること。
6 遮断工封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削すること。 ウ 当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。 (ア) 一軸圧縮強度が 1 平方ミリメートルにつき 25 ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35 センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 (イ) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。 (ウ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。 エ ウにより設置した仕切設備の内部に、イにより掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと。 オ エにより土壌の埋め戻しを行った後、ウの開口部をウ(ア) から(ウ) までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。 カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じオに

	より設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の 1以上の地点に観測井を設け、1年に 4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2年間継続することを確認すること。 ケ エにより埋め戻された場所の内部の 1以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
7 不溶化	(1) 原位置不溶化 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の当該基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 ウ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、100平方メートルごとに 1地点の割合で深さ 1メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの 1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法

により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

エ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

オ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲にある地下水の下流側の 1 以上の地点に観測井を設け、1年に 4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2 年間継続することを確認すること。

(2) 不溶化埋め戻し

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ウ イにより性状の変更を行った土壌について、100立方メートル以下ごとに 5点の土壌を採取し、当該 5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で

	定める方法により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の 1以上の地点に観測井を設け、 1年に 4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2年間継続することを確認すること。
8 舗装	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが 3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。 イ アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
9 立入禁止	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入る

	ことを防止するための囲いを設けること。 イ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ウ アにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。
10 土壌入換え	(1) 区域外土壌入換え ア 当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないようにすること。 イ 当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 ウ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 (2) 区域内土壌入換え ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌のある範囲において、アにより把握された基準

	不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌を掘削すること。 ウ イにより掘削を行った場所にイにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。 エ ウにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、イにより掘削された基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
11 盛土	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 イ アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
12 地下水汚染の拡散の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡散の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に

適合させて下水道に排除すること。

ウ 当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水から検出された特定有害物質が第二地下水基準に適合するものであることを確認すること。

この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

エ ウの測定の結果を市長に報告すること。

(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡散の防止

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。

ウ 当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、第二地下水基準に適合しない地下水が当該土地の区域外

	に拡散していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え、盛土又は地下水汚染の拡散の防止を行うに当たっては、管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

65 指針第 4号様式を指針第 5号様式とし、指針第 3号様式の次に次の様式を加える。

管理区域に搬入された土壌に係る届出書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 土壌汚染等対策指針第10第 1 項第 2 号の規定により、管理区域に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。		
掘削対象地を含む管理区域の所在地		
掘削対象地を含む管理区域の指定された年月日		
掘削対象地を含む管理区域における土壌の搬入の有無		
掘削対象地を含む管理区域に土壌が搬入された場合	搬入された年月日	
	搬入された土壌の量	
	指針第 5 第 4 項第 2 号ウに定める方法による調査の結果	
	分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称	
掘削対象地を含む管理区域に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

附 則

この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

別表中

「		「	〃	総務局総合調整部男女平等参画推進室長	」	を	」
「		「	〃	総務局総合調整部男女平等参画推進室長	」	に、	」
「		「	〃	市民経済局地域振興部地域安全推進課長	」	を	」
「		「	〃	市民経済局市民生活部消費流通課長	」	に、	」
「		「	〃	市民経済局市民生活部消費流通課長	」	に、	」
「		「	〃	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長	」	を	」

「	〃 子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室長 〃 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 〃 交通局営業本部電車部電車施設課長	を
」		
「	〃 子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室長 〃 子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課長 〃 交通局営業本部電車部駅務課長	に、
」		
「	〃 教育委員会事務局学校教育部指導室長	を
」		
「	〃 教育委員会事務局指導部指導室長	に
」		

改める。

附 則

この達は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第 2 号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市区長公舎規程（平成30年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条中「規程は」の次に「、名古屋市地域防災計画に基づき」を加える。
第 5 条中「防災危機管理局長」を「市民経済局長」に改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 月から施行する。

名古屋市達第 3号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

第 4条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1号中「。以下同じ」を削り、同条第 3号中「き損」を「毀損」に改める。

第22条の見出し中「作成」の次に「の原則」を加え、同条の次に次の 1条を加える。

（同一又は他の媒体の行政文書の作成）

第22条の 2 行政文書について、所管課長が必要と認めるときは、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成し、元の行政文書（以下「原文書」という。）に代えて、起案（規則第 2条第 6号に規定する起案をいう。以下同じ。）その他行政文書の処理を行うことができる。

2 所管課長は、前項の規定により行政文書を作成した場合は、原文書と相違なく作成されたものであることを確認しなければならない。

第23条第 1項後段を次のように改める。

この場合において、参考資料等となる文書及び図画（写真及びフィルムを含む。）があるときは、前条第 1項の規定により作成した電子情報を文書管理システムに登録し、又は起案文書とは別に回付すること（以下「併用決裁」という。）ができる。

第35条の次に次の 1条を加える。

第35条の 2 第22条の 2の規定により行政文書を作成した場合においても、原文書については、この規程の定めるところにより保管、保存その他行政文書の管理を適正に行わなければならない。

第36条第 1項中「その定められた保存期間が10年を超える」を削り、同条第 2項中「元の行政文書（以下「原文書」という。）」を「原文書」に改め、同条第 4項中「前条第 3号」を「第35条第 3号」に改める。

第38条第 1項本文中「行政文書」の次に「（電磁的記録（条例第 2条第 4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第39条を次のように改める。

（電磁的記録の保存）

第39条 電子情報は、文書管理システムに登録して保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる電子情報は、それぞれ当該各号に定める方法により保存するものとする。

(1) 他の情報システムによる情報処理の用に供される電子情報 情報システム管理者（規則第37条第 1項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(2) 電子情報（情報システムによる情報処理の用に供されるものを除く。）
所管課において保存する。

2 電磁的記録（電子情報を除く。）は、所管課において保存するものとする。

第42条第 2項を次のように改める。

2 前項の閲覧又は貸出しを受けようとする職員は、行政文書閲覧・貸出申請書（第 7号様式）により、所管課長に申請しなければならない。

第42条第 3項中「保管課長等」を「所管課長」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 4項中「貸出し期間」を「貸出期間」に、同項ただし書中「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条第 6項中「中の」を「を受けた」に、「き損」を「毀損」に、「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

第42条の 2 職員は、職務遂行上の必要があつて、第38条の規定により書庫主管課に引継ぎを行った行政文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、当該書庫主管課の長が定めるところにより、当該書庫主管課の長にその旨を

申し出なければならない。この場合において、当該行政文書が他の課が所管するものであるときは、所管課長の承認を受けた行政文書閲覧・貸出申請書の写しを当該書庫主管課の長に提出しなければならない。

- 2 前項の閲覧又は貸出しについては、前条第 3項から第 6項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3項中「所管課長」とあるのは「書庫主管課の長」と、「前項の規定による申請」とあるのは「次条第 1項の規定による申出」と、「承認を与える」とあるのは「行政文書を閲覧に供し、又は貸し出す」と、「条件を付する」とあるのは「指示をする」と、同条第 4項ただし書中「所管課長」とあるのは「書庫主管課の長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、所管課長）」と、同条第 6項中「所管課長」とあるのは「書庫主管課の長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、書庫主管課の長及び所管課長）」と読み替えるものとする。

第51条を次のように改める。

（許可の基準）

第51条 課公所等の長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第 4号ただし書の許可をするものとする。

- (1) 職員がスケジュール管理、メモ等の用途に使用するため、個人の所有する電子計算機を使用する場合
- (2) 職員が専ら外部の情報を閲覧するため、個人の所有する電子計算機、通信機器及び通信回線を使用する場合
- (3) 前 2号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認める場合

- 2 課公所等の長は、職員が前項第 1号又は第 3号の規定により同項の許可を受けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした上で、規則第35条第 5号ただし書の許可をするものとする。

第58条第 1項中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。次項から第 5項までにおいて同じ。）」を加え、同項及び同条第 2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第 3項中「電子計算機等」の次に「（規則第34条に規定する電子計算機等をいう。以下同じ。）」を加え、同条に

5 前各項に定めるもののほか、情報システム管理者は、所管する情報システムに係る運用管理に関する規程の定めるところにより、当該情報システムの運用のために使用する記録媒体を適切に管理しなければならない。

第 1号様式から第 4号様式まで及び第 6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

に、

J

1

L

1

450

「

貸出 No.	分類区分						簿冊名	書庫棚番号 箱No.	返却確認	
									・ ・	
									・ ・	
									・ ・	
									・ ・	
									・ ・	
									・ ・	

」

を

「

貸出 番号	分類区分						簿冊名	書棚 番号	返 却 予 定 日	返 却 確 認	
									・ ・	・ ・	
									・ ・	・ ・	
									・ ・	・ ・	

」

に、

「

行政文書所管課長承認欄	課長	印

」

を

「

行政文書所管課長記入欄	次のとおり承認します。	
	年 月 日 行政文書所管課長 ⑩	
	貸出期間	
	条 件	
	備 考	

」

に改め、「※ 閲覧又は貸出しの申請を行おうとする行政文書が、他課の所管に係るものである場合は、あらかじめ承認を受けてください。」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この達は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第 1号様式から第 4号様式まで及び第 6号様式の改正規定並びに第 7号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この達による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市達第 4 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

契約事務等の手続に関する規程（平成17年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

第 4 条中「用品調達依頼書」を「物品調達依頼書」に改める。

第 5 条中「用品調達決定通知書」を「物品調達決定通知書」に改める。

第 6 条第 1 項中「（会計規則第91号様式の 2）」を「（会計規則第91号様式）」に改める。

第 8 条第 1 項中「一般物品調達依頼書（第 5 号様式）」を「物品調達依頼書（第 2 号様式）」に改め、同条第 2 項中「（第 5 号様式の 2）」を「（第 5 号様式）」に改める。

第 9 条第 1 項中「物品調達決裁書」の次に「（第 3 号様式）」を加え、「一般物品調達決定通知書（第 6 号様式）」を「物品調達決定通知書（第 4 号様式）」に、「（第 6 号様式の 2）」を「（第 6 号様式）」に改める。

第 1 号様式から第 5 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条）

物品調達原簿

契約案件 番 号	調達依頼課	品 名 規格品質	契 約						供 給 人
			数 量	単 価	金 額	掛 率	月 日	納・工期	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 4 条、第 8 条）

物品調達依頼書

財政局主管課長 様		年 月 日
		課（公所）長 印
次のとおり調達を依頼します。		
年度	支出負担行為番号	
所属		
予算種別		
執行決裁額		
摘要		
納入場所		
納・工期		
番号	品名番号	品名
規格品質		
数量		単位
番号	品名番号	品名
規格品質		
数量		単位
番号	品名番号	品名
規格品質		
数量		単位
番号	品名番号	品名
規格品質		
数量		単位
番号	品名番号	品名
規格品質		
数量		単位

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 5 条、第 9 条）

物品調達決裁書

起 案	年 月 日	起 案 担当課	課	
決 裁	年 月 日		電話	
施 行	年 月 日		()	
調達依頼課			納・工期 年 月 日	
番号	品 名 ・ 規 格 品 質		数量	単位

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 5 条、第 9 条）

物品調達決定通知書

年度	契約案件番号		支出負担行為番号	
所属				
予算種別			支出負担行為年月日	
			支出負担行為額	
			契約金額	
番号	品名番号	品名		
規格品質				
数量	単位	単価	金額	
番号	品名番号	品名		
規格品質				
数量	単位	単価	金額	
番号	品名番号	品名		
規格品質				
数量	単位	単価	金額	
番号	品名番号	品名		
規格品質				
数量	単位	単価	金額	
番号	品名番号	品名		
規格品質				
数量	単位	単価	金額	
番号	品名番号	品名		
規格品質				
数量	単位	単価	金額	
契約日	年	月	日	納・工期
供給入				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

一般物品調達（借入れ）依頼書

年 月 日	
財政局主管課長 様	
課（公所）長 ㊟	
次のとおり調達（借入れ）を依頼します。	
件 名	
契 約 期 間	
借 入 期 間	
執行予定額	
支 出 科 目	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 5 号様式の 2 を削る。

第 6 号様式を次のように改める。

一般物品調達（借入れ）決定通知書

年 月 日 様 財政局主管課長 年 月 日付けで依頼がありました件について、次のとおり 借入契約を締結しましたので、通知します。	
件 名	
契 約 期 間	
借 入 期 間	
契 約 金 額	
契 約 の 相 手 方	（住所又は所在地） （氏名又は名称及び代表者氏名）
契 約 年 月 日	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 6 号様式の 2 を削る。

第 9 号様式中「業種区分・ランク」を「業種・等級区分」に、「設計書等送付部数」を「設計図書等」に改める。

附 則

- 1 この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達による改正後の契約事務等の手続に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成31年度の予算執行に係る契約事務等の手続から適用する。
- 3 この達の施行の際現に平成31年度の予算執行に係る公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、新規程の規定により調達又は契約の依頼があったものとみなす。

名古屋市達第 5 号

庁 中 一 般

計画主任設置規程（昭和50年名古屋市達第37号）は、廃止する。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

附 則

この達は、発布の日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第 3 条第 2 項中「企画調整監、契約監理監、税務監、環境都市推進監、長寿社会企画監、医監、子ども未来企画監、まちづくり調整監、都市活性監、公園緑地・農政監、」、「、次長」及び「、医務体制企画官」を削る。

別表技術職員の項中

「					を
管理栄養士		管理栄養士業務を行う。			
					」
「					に改める。
管理栄養士		管理栄養士業務を行う。			
栄養士		栄養士業務を行う。			
					」

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第7号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

課長代理設置規程（平成8年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条中「別表に定める公所」を「公所（公所長が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第2段階別職位表に掲げる部長段階以上の職にある者である公所であって複数の課又は室を置くもの及び保育園に限る。）」に改める。

第2条第1項中「、公所」の次に「（保育園を除く。）」を加える。
別表を削る。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第 8 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 条第 1 項を次のように改める。

条例第 8 条に規定する勤務をさせる見込みがないと所属長（局区室（局又は区に属する室を除く。）の長をいう。以下同じ。）が認める職員の勤務時間の割振りは午前 8 時45分から午後 5 時15分まで又は午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 1 日 7 時間45分とし、休憩時間は45分とし、週休日は日曜日及び土曜日とする。

第 3 条第 1 項中「正午」を「勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあっては正午から午後 0 時45分まで、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあっては午後 0 時15分」に改め、同条第 3 項中「午後 0 時45分」を「午後 1 時」に改める。

別表総務局総務課の項を削り、同表観光文化交流局名古屋城総合事務所の項中「管理活用課」の次に「及び保存整備室」を加え、「、学芸員」を削り、同

「
表環境局環境企画部の項中

C	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60

を
」

「

C	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60
D	午前 9 時15分から 午後 5 時45分まで	45

に改め、同表環境局環境事業所の項中

」

「

「

C	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60

を

C	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60
D	午前 8 時15分から 午後 4 時45分まで	45

に、

」

」

「ごみ」を「中環境事業所においてごみ」に改め、「（中環境事業所に勤務する者に限る。）」を削り、同表健康福祉局厚生院の項中「管理栄養士の業務」を「管理栄養士及び栄養士」に改め、同表健康福祉局植田寮の項を削り、同表子ども青少年局児童福祉センターの項中

「

保 育 士、保 育員及 び児童 指導員 でくす のき学 園にお ける園 児の生 活指導 の業務	A	午前 9 時から 午後 5 時20分まで	45	4 週間を 通じて 7 日	4 週間を 通じて 1 日 の D 勤務又 は H 勤務を 割り振る。
	B	午後 4 時45分から 翌日の午前 9 時25 分まで	90		
	C	午後 0 時40分から 午後 9 時まで	45		
	D	午前 9 時から 午後 0 時20分まで			
	E	午前10時40分から 午後 7 時まで	45		
	F	午前 8 時45分から	60		

を

に従事 する者		午後 5 時20分まで			
	G	午後 0 時25分から 午後 9 時まで	60		
	H	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで			
	I	午前10時25分から 午後 7 時まで	60		

」

「

くすの き学園 において園児 の生活 指導の 業務に 従事す る者	A	午前 9 時から 午後 5 時20分まで	45	4 週間を 通じて 7 日	4 週間を 通じて 1 日 のD勤務又 はH勤務を 割り振る。
	B	午後 4 時45分から 翌日の午前 9 時25 分まで	90		
	C	午後 0 時40分から 午後 9 時まで	45		
	D	午前 9 時から 午後 0 時20分まで			
	E	午前10時40分から 午後 7 時まで	45		
	F	午前 8 時45分から 午後 5 時20分まで	60		
	G	午後 0 時25分から 午後 9 時まで	60		
	H	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで			
	I	午前10時25分から 午後 7 時まで	60		
	J	午前 7 時15分から	45		

に改め、

		午後 3 時35分まで			
	K	午前 7 時15分から 午後 3 時50分まで	60		
くすの き学園 におい てその 他の業 務に従 事する 者	A	午前 7 時15分から 午後 3 時45分まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45		
	C	午前 7 時15分から 午後 4 時まで	60		
	D	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		

」

同表子ども青少年局ひばり荘の項中「午前 0 時40分」を「午後 0 時40分」に、

「

「

N	午後 1 時25分から 午後10時まで	60

を

」

N	午後 1 時25分から 午後10時まで	60
O	午前 8 時から 午後 4 時20分まで	45
P	午前11時55分から 午後 8 時15分まで	45
Q	午前 8 時から 午後 4 時35分まで	60
R	午前11時55分から 午後 8 時30分まで	60

に改

」

める。

附 則

- 1 この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表子ども青少年局

ひばり荘の項の改正規定（「午前 0 時40分」を「午後 0 時40分」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、発布の日から施行する。

- 2 この達（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の職員の勤務時間の特例等に関する規程の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

庁 中 一 般
各 公 所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室推進係の項第 2 号を次のように改める。

(2) アジア競技大会の広報に関すること。

第 1 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室推進係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) アジア競技大会の組織委員会に関すること。

第 1 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室主査（組織委員会の設立準備・計画等）の項及び主査（競技運営・競技会場）(2) の項を削り、同室推進係の項の次に次のように加える。

主 査（広報・事業調整）

(1) アジア競技大会の広報に関すること。

(2) アジア競技大会の計画等に関すること。

(3) アジア競技大会の競技運営及び競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。

第 1 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室主査（選手村整備）(2) の項の次に次のように加える。

主 査（アジア競技大会に係る連絡調整）(3)

(1) アジア競技大会に係る連絡調整に関すること。

(2) アジア競技大会に係る事業の推進に関すること。

第1条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項の次に次のように加える。

空港対策室

主 査（空港）(2)

(1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港（以下空港対策室の項において「中部国際空港等」という。）に関すること。

(2) その他中部国際空港等に係る特命事項の処理に関すること。

主 査（空港アクセス）

(1) 中部国際空港等のアクセスの検討に関すること。

(2) その他中部国際空港等のアクセスの検討に係る特命事項の処理に関すること。

第1条財政局財政部の項の前に次のように加える。

総 務 課

庶 務 係

(1) 局内の文書及び予算決算に関すること。

(2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。

(3) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。

(4) 局事務事業の広報の総括に関すること。

(5) 局所管財産の管理の調整に関すること。

(6) 局内他部課室系の主管に属しないこと。

管 理 係

(1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。

(2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

第1条財政局財政部財政課庶務係の項及び管理係の項を削り、同課財政調査係の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方交付税及び交通安全対策特別交付金に関すること。

第1条財政局財政部財政課財政調査係の項に次の1号を加える。

(4) 部内他課室系の主管に属しないこと。

第1条財政局財政部資金課資金係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同部管財課の項を次のように改め

る。

資産経営戦略室

総 括 係

- (1) 公有財産の総合調整及びアセットマネジメントの推進（他係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 普通財産（他局の主管に属するものを除く。）の管理及び処分にに関する事。
- (3) 不動産及びその附属物件の取得及び利用に係る連絡調整に関する事。
- (4) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関する事。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関する事。
- (8) 名古屋市土地基金の管理に関する事。
- (9) 公有財産台帳の整備に関する事。
- (10) 公有財産の総合評価に関する事。
- (11) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整に関する事。
- (12) 財産の損害保険に関する事。
- (13) 公有財産価額審議会に関する事。
- (14) 土地開発公社に関する事。
- (15) 他係の主管に属しない事。

主 査（用地）

- (1) 不動産及びその附属物件の取得及び利用に係る連絡調整に関する事。
- (2) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関する事。

- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関する事。
- (6) 名古屋市土地基金の管理に関する事。
- (7) 公有財産台帳の整備に関する事。
- (8) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整に関する事。
- (9) 土地開発公社に関する事。
- (10) 局長の指定する資産経営の推進に関する事。

再編整備事業推進係

- (1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) アセットマネジメントの推進に係る技術上の調査及び指導に関する事。
- (3) 市設建築物再編整備事業の推進に関する事。
- (4) 局長の指定する資産経営の推進に関する事。

主 査（資産経営に係る企画調整）(2)

- (1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 局長の指定する資産経営の推進に関する事。

主 査（再編整備事業推進）

- (1) 市設建築物再編整備事業の推進に関する事。
- (2) アセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関する事。
- (3) 局長の指定する資産経営の推進に関する事。

活用促進係

- (1) 公有財産管理事務の企画及び指導並びに改善に関する事。
- (2) 公有財産の調査に関する事。
- (3) 市有地の売払い及び貸付けに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 公有財産の活用における民間事業者等との連携に係る調整に関する事。
- (5) 保有資産の有効活用に係る企画及び調整に関する事。
- (6) 公有財産運用協議会に関する事。
- (7) 局長の指定する資産経営の推進に関する事。

第1条財政局財政部アセットマネジメント推進室の項を削り、同局税務部税制課税務係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関する事。

第1条財政局税務部税制課税務係の項の次に次のように加える。

主 査（プレミアム付商品券の発行に係る調整）(3)

(1) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。

第1条財政局税務部税制課税制係の項第6号中「含む」を「含み、軽自動車税の環境性能割を除く」に改め、同部市民税課諸税係の項第1号及び第2号中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 軽自動車税の環境性能割に関すること。

第1条財政局税務部収納対策課収納対策係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同課徴収指導係の項に次の1号を加える。

(2) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。

第1条財政局税務部収納対策課の項に次のように加える。

主 査（債権管理に係る企画調整）

(1) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。

第1条財政局税務部債権管理推進室の項を削り、同条市民経済局地域振興部地域振興課地域振興係の項第3号中「地域コミュニティ活性化支援」を「地域コミュニティ活性化推進」に改め、同課の項中「主 査（地域コミュニティ活性化支援）」を「主 査（地域コミュニティ活性化推進）」に改め、同課主査（地域コミュニティ活性化推進）の項第1号中「地域コミュニティ活性化支援」を「地域コミュニティ活性化推進」に改め、同局人権施策推進室主査（調整）の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関すること。

第1条市民経済局産業部地域商業課主査（大店立地）の項の次に次のように加える。

主 査（プレミアム付商品券）(3)

(1) プレミアム付商品券に関すること。

第1条市民経済局市民生活部消費流通課市場係の項に次の1号を加える。

(8) 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。

第1条市民経済局市民生活部消費流通課の項に次のように加える。

主 査（市場のあり方検討）

(1) 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。

第1条市民経済局市民生活部市政情報室の項中「主 査（情報公開）」を「主 査（情報公開）(2)」に改め、同条観光文化交流局観光交流部観光推進室観光係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同室主査（空港）の項を削り、同部MICE推進室の項中「主 査（MICE推進に係る特命事項の処理）」を「主 査（MICE推進に係る特命事項の処理）(2)」に改め、同局文化歴史まちづくり部文化振興室企画事業係の項の次に次のように加える。

主 査（あいちトリエンナーレの開催）

(1) あいちトリエンナーレの開催に関すること。

第1条観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室保存支援係の項第4号を次のように改める。

(4) 文化のみちに関すること。

第1条観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室主査（町並み保存）の項を削り、同室事業推進係の項第4号を次のように改める。

(4) 伝統的建造物群保存地区に関すること。

第1条環境局環境企画部環境企画課の項中「主 査（外来生物対策に係る企画調整等）」を「主 査（国連生物多様性の10年最終年に係る企画調整等）」に改め、同課主査（国連生物多様性の10年最終年に係る企画調整等）の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同主査の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 国連生物多様性の10年最終年に係る企画及び調整に関すること。

第1条環境局ごみ減量部資源化推進室主査（事業系ごみ対策）の項第5号中「環境活動推進課」を「低炭素都市推進課」に改め、同室の項中「主 査（事業者排出指導）」を「主 査（事業所排出指導）」に改め、同室主査（事業所排出指導）の項第1号及び第2号中「中小事業者」を「中小事業所」に改め、同局施設部工場課の項中「主 査（富田工場開設準備）」を「主 査（富田工場開設準備）(2)」に改め、同条健康福祉局総務課庶務係の項第4号中「局内他部課公所係」を「局内他部課室公所係」に改め、同号を同係の項第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。

第1条健康福祉局総務課庶務係の項の次に次のように加える。

主 査（プレミアム付商品券の発行に係る調整）

(1) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。

第1条健康福祉局総務課主査（保健と福祉の連携強化）の項を削り、同局監査課調査係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 災害援護資金の貸付け及び局長の指定する生活保護に関する債権の管理及び回収に係る企画及び指導に関すること。

第1条健康福祉局監査課調査係の項の次に次のように加える。

主 査（債権管理の推進）

(1) 災害援護資金の貸付け及び局長の指定する生活保護に関する債権の管理及び回収に係る企画及び指導に関すること。

第1条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課地域支援係の項第2号中「認知症の対策」を「認知症施策」に改め、同課主査（成年後見制度に係る基本計画の策定準備）の項を次のように改める。

主 査（認知症施策に係る企画調整）

(1) 認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。

第1条健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係の項の次に次のように加える。

主 査（厚生院のあり方検討に係る調整）

(1) 厚生院のあり方の検討に係る調整に関すること（保護課の主管に属するものを除く。）。

第1条健康福祉局障害福祉部障害企画課主査（成年後見制度に係る企画調整）の項を削り、同部障害者支援課施設事業係の項第3号中「精神障害者地域活動支援事業及び」を削り、同局生活福祉部保護課主査（保護施設のあり方検討）の項を次のように改める。

主 査（厚生院のあり方検討）

(1) 厚生院のあり方の検討に関すること。

(2) 局長の指定する保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。

第1条健康福祉局生活福祉部保護課主査（援護事業・保護施設）の項第2号中「植田寮及び」を削り、同課主査（適正実施）の項の次に次のように加える。

主 査（査察指導監査）

- (1) 生活保護に係る事務の監査に関する事。
- (2) 局長の指定する査察指導に関する事。

第1条健康福祉局生活福祉部保険年金課事務係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 国民健康保険システムに係る企画及び調整に関する事。

第1条健康福祉局生活福祉部保険年金課事務係の項の次に次のように加える。

主 査（国民健康保険システムに係る企画調整）

- (1) 国民健康保険システムに係る企画及び調整に関する事。

第1条健康福祉局健康部保健医療課地域医療係の項第6号中「部内他課公所係」を「部内他課室公所係」に改め、同部健康増進課主査（食育推進等）の項の次に次のように加える。

主 査（受動喫煙対策推進）

- (1) 喫煙対策の企画及び調整に関する事（環境局の主管に属するものを除く。）。

第1条健康福祉局健康部健康増進課地域看護係の項第3号を削り、同部環境薬務課主査（住宅宿泊事業）の項を削り、同部食品衛生課食品衛生係の項の次に次のように加える。

主 査（H A C C P導入の推進）

- (1) 局長の指定するH A C C Pに沿った衛生管理の導入の推進等に関する事。

第1条健康福祉局健康部食品衛生課の項に次のように加える。

主 査（動物愛護管理に係る計画の策定等）

- (1) 動物の愛護等に係る計画の策定等に関する事。

第1条子ども青少年局企画経理課主査（情報統計）の項の次に次のように加える。

主 査（子ども・子育て支援に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する子ども・子育て支援に係る特命事項の処理に関する事。

第1条子ども青少年局企画経理課の項に次のように加える。

主 査（債権管理の推進）

(1) 局の主管する債権の管理及び回収に係る企画及び指導に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育企画室認可給付係の項第7号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同室の項に次のように加える。

主 査（幼児教育・保育無償化に係る調整）

(1) 幼児教育・保育の無償化に係る調整に関すること。

第1条子ども青少年局の項中「子ども未来企画担当部」を「子ども未来企画部」に改め、同局子ども未来企画部子ども未来企画室子ども未来企画係の項に次の1号を加える。

(7) 部内他課室公所係の主管に属しないこと。

第1条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中「主査（企画調整）」を「主 査（企画調整）(2)」に改め、同部の項に次のように加える。

青少年家庭課

青少年自立支援係

- (1) 青少年教育に関すること。
- (2) 青少年の社会参画の推進に関すること。
- (3) 青少年交流プラザに関すること。
- (4) その他青少年の自立支援に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

子ども育成係

- (1) 青少年の保護育成の推進に関すること。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 児童厚生施設に関すること。
- (4) その他青少年の育成に関すること。

放課後事業推進室

放課後事業推進係

- (1) 放課後施策の企画及び調整に関すること。
- (2) トワイライトルームに関すること。
- (3) トワイライトスクールに関すること。
- (4) 留守家庭児童健全育成事業に関すること。

主 査（放課後事業に係る企画調整）

- (1) 局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関すること。
- (2) トワイライトルームに関すること。
- (3) 留守家庭児童健全育成事業に関すること。

第1条子ども青少年局青少年家庭部の項を削り、同条住宅都市局企画経理課の項中「主 査（企画調整）」を「主 査（企画調整）(2)」に改め、同局都市計画部街路計画課の項中「主 査（高速道路アクセス向上）」を「主 査（高速道路アクセス向上）(2)」に改め、同課主査（守山スマートインターチェンジ）の項を削り、同部交通企画課の項中「主 査（新たな路面公共交通システムの導入検討）」を「主 査（新たな路面公共交通システムの導入調整）」に改め、同課主査（新たな路面公共交通システムの導入調整）の項第1号中「検討」を「調整」に改め、同局営繕部営繕課の項に次のように加える。

主 査（区役所整備に係る連絡調整）

- (1) 区役所の整備に係る連絡調整に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築係の項第6号及び同課主査（道路審査）の項第1号中「許可」の次に「等」を加え、同部建築審査課の項中「審査第一係
項中 審査第二係」を「建築審査係」に改め、同課建築審査係の項第1号から

第4号までの規定中「係所管区域内の」を削り、同係の項第5号を削り、同係の項第6号中「係所管区域内の」を削り、「関係」の次に「及び地下街」を加え、「適用除外」を「緩和」に改め、同号を同係の項第5号とし、同係の項第7号中「係所管区域内の」を削り、同号を同係の項第6号とし、同係の項第8号中「係所管区域内の」を削り、同号を同係の項第7号とし、同係の項第9号中「（審査第一係に限る。）」を削り、同号を同係の項第8号とし、同係の項の次に次のように加える。

主 査（既存建築ストックの審査）

- (1) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に係る建築確認申請書等の審査及び検査に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部の項中「監 察 課」を「建築安全推進課」に

改め、同部建築安全推進課建築防災係の項中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に係る企画、調整及び相談に関すること。

第 1 条住宅都市局建築指導部建築安全推進課建築防災係の項中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (3) 愛知県建築基準条例による認定（地下街に関する制限の緩和に係るものに限る。）に関すること。

第 1 条住宅都市局建築指導部建築安全推進課建築防災係の項の次に次のように加える。

主 査（既存建築ストックの活用相談等）

- (1) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (2) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に係る企画、調整及び相談に関すること。

第 1 条住宅都市局建築指導部建築安全推進課の項中「監察指導第一係 監察指導第二係」を「

監察指導係」に改め、同課監察指導係の項第 1 号から第 3 号までの規定中「係所管区域内の」を削り、同号を同係の項第 4 号とし、同係の項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 保安上危険な建築物等の安全対策に関すること。

第 1 条住宅都市局建築指導部建築安全推進課監察指導係の項に次の 1 号を加える。

- (5) 違反建築物に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第 1 条住宅都市局建築指導部建築安全推進課の項に次のように加える。

主 査（建築物等の安全対策）

- (1) 保安上危険な建築物等の安全対策に関すること。
- (2) 違反建築物に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第 1 条住宅都市局住宅部住宅整備課主査（民間活力導入）の項を次のように改める。

主 査（民間活力による住宅整備）

- (1) 民間の活力を活用した市営住宅の整備に関すること。

第 1 条住宅都市局都市整備部まちづくり企画課の項に次のように加える。

主 査（港北まちづくり）

- (1) 港北まちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。

第 1 条住宅都市局都市整備部耐震化支援室推進係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課まちづくり推進係の項第 1 号、同課主査（まちづくり計画）の項第 1 号及び主査（市街地整備）(2) の項第 1 号中「を見据えた」を「に向けた」に改め、同課の項中「主 査（名駅南公共空間整備）(2) 」を「主 査（名駅南公共空間整備）」に改め、同課リニア関連整備係の項第 1 号中「を見据えた」を「に向けた」に改め、同課の項中「主 査（名駅ターミナル機能強化）(3) 」を「主 査（名駅ターミナル機能強化）(2) 」に改め、同課主査（名駅ターミナル機能強化）(2) の項第 1 号中「を見据えた」を「に向けた」に改め、「強化」の次に「に係る計画策定等」を加え、同課の項に次のように加える。

主 査（名駅ターミナル事業調整）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整に関すること。
- (2) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関すること。

第 1 条緑政土木局路政部自転車利用課環境整備係の項第 3 号中「自転車走行空間」を「自転車通行空間」に改め、同課主査（施設整備）の項に次の 1 号を加える。

- (3) 局長の指定する自転車通行空間の整備に関すること。

第 1 条緑政土木局都市農業課生産振興係の項中第 10 号を第 13 号とし、第 9 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関すること。

第 1 条緑政土木局都市農業課生産振興係の項中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 市民が農業に親しむ機会の増進に関すること。

(8) 市民農園に関すること。

第1条緑政土木局都市農業課の項に次のように加える。

主 査（ふれあい農業等）

(1) 市民が農業に親しむ機会の増進に関すること。

(2) 市民農園に関すること。

(3) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関すること。

第1条緑政土木局緑地部緑地事業課事業推進係の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特別緑地保全地区に係る企画、調査及び調整に関すること。

第1条緑政土木局緑地部緑地事業課緑地計画係の項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

1 この達は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条財政局税務部税制課税制係の項第6号及び同部市民税課諸税係の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に、「子ども青少年局子ども未来課長」を「子ども青少年局企画経理課長」に改める。

3 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に、「市民経済局人権施策推進室主幹（同和問題）」を「市民経済局人権施策推進室主幹（同和問題等）」に改める。

4 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

別表3中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に改める。

別表4中「財政局財政部財政課庶務係長」を「財政局総務課庶務係長」に

改める。

- 5 名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政課長」を「財政局総務課長」に改める。

- 6 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に、「健康福祉局生活福祉部主幹（保護施設のあり方検討）」を「健康福祉局生活福祉部主幹（厚生院のあり方検討）」に改める。

- 7 名古屋市ため池環境保全協議会規程（昭和49年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に改める。

- 8 名古屋市総合排水計画策定協議会規程（昭和49年名古屋市達第52号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に改める。

- 9 名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程（昭和43年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども青少年局子ども未来企画担当部長」を「子ども青少年局子ども未来企画部長」に改める。

- 10 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「財政局財政部財政課長」を「財政局総務課長」に改める。

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条第1項中「主 幹(1)（東区、北区、西区、熱田区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。）」を「主 幹(1)（東区、熱田区及び天白区に限る。）」に、「主 幹(1)（南区に限る。）」を「主 幹(1)（中村区及び南区に限る。）」に改める。

第2条第1項区政部総務課の項第17号を次のように改める。

(17) 還付命令の審査に関すること。

第2条第1項区政部総務課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項保健福祉センター福祉部民生子ども課の項第8号、第17号及び第22号、同部主幹（生活保護）の項第4号並びに同部福祉課の項第22号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同部保険年金課の項第5号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改め、同センターの項中「主 幹（健康安全に係る特命事項の処理）（東区及び熱田区に限る。）」を「主 幹（健康安全に係る特命事項の処理）」に改め、同センター主幹（分室業務管理・調整）（北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。）の項を削る。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区政部長がその職務を代理する。

第 5 条第 1 項中「第26号」を「第25号」に改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条第1項区政部総務課庶務係の項第19号を次のように改める。

(19) 還付命令の審査に関すること。

第1条第1項区政部総務課庶務係の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同項保健福祉センター福祉部民生子ども課民生子ども係の項第9号、第18号及び第20号並びに同部福祉課介護保険係の項第7号及び第8号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同部保険年金課管理係の項第5号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改め、同課の項中「主 査（収納指導）（北区、中村区、中区、中川区及び港区に限る。）」を「主 査（収納指導）（千種区、中村区、中区、中川区及び港区に限る。）」に改め、同センター健康安全課の項中「主 査（H A C C P 推進）（熱田区に限る。）」を「主 査（大規模施設に係るH A C C P 監視等）（熱田区に限る。）」に改め、同センター保健予防課の項中「主 査（医務）（東区及び熱田区を除く。）」を「主 査（医務）（東区、熱田区及び天白区を除く。）」に改め、同課主査（保健看護）の項の次に次のように加える。

主 査（精神障害者福祉・難病対策等）（中村区、瑞穂区、港区、南区及び緑区に限る。）

(1) 保健感染症係の分掌事務中第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げること。

主 査（分室業務に係る調整）（北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。）

(1) 精神障害者の福祉その他保健センター分室における業務の調整に関する
こと。

第2条第2項中「主査（HACCP推進）」を「主査（大規模施設に係るHACCP監視等）」に改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第12号

区 役 所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第3項区民福祉課保護・子ども係の項第11号及び第16号中「（財政局の主管に属するものを除く。）」を削り、同課保険係の項第6号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第13号

健康福祉局
子ども青少年局
社会福祉事務所

名古屋市社会福祉事務所処務規程（平成3年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

第2条に次の1項を加える。

- 3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、区役所の保健福祉センター福祉部長がその職務を代理する。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第14号

総 務 局
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項中「主 幹(2) を「主 幹(3) に改め、同条
主 査(6)」 主 査(7)」
第2項中「主 幹(調査)」を「主 幹(調査)(2)」に、「主
査(調査)(5)」を「主 査(調査)(6)」に改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第15号

財 政 局
収納管理・特別徴収
事 務 セ ン タ ー

名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程（平成22年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条中「（市たばこ税を除く。）」を削り、「徴収金」の次に「及び国有資産等所在市町村交付金」を加える。

第4条第1項収納管理係の項第1号中「（市たばこ税を除く。）」を削り、「徴収金」の次に「及び国有資産等所在市町村交付金」を加え、同係の項第3号中「（市たばこ税を除く。）」を削る。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第16号

財 政 局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第2条第1項第1号中「及び市たばこ税」を「、軽自動車税の環境性能割及び市たばこ税」に改め、同項第2号中「市税」の次に「（軽自動車税の環境性能割を除く。）」を加え、同項第4号中「過料（」の次に「軽自動車税の環境性能割及び」を加える。

第4条徴収課軽自動車税係の項第1号中「軽自動車税」の次に「（種別割に限る。第3号から第9号までにおいて同じ。）」を加える。

附 則

この達は、平成31年10月1日から施行する。

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項中「保存整備係
主 査(1)」を「保存整備係
主 査(2)」に、
「主 査(2)
主 幹(2) を
主 査(2)」
「主 査(2)
主 幹(3)
名古屋城調査研究センター
調査研究係
主 幹(2)
主 査(1)」

管理活用課企画運営係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同係の項第16号中「他室係」を「名古屋城調査研究センター及び他室係」に改め、同号を同係の項第15号とし、同項保存整備室主査（庭園）の項を次のように改める。

主 査（二之丸の整備）

(1) 名古屋城二之丸の整備に関すること。

第3条第2項保存整備室主査（二之丸の整備）の項の次に次のように加える。

主 査（建造物）

(1) 名古屋城の建造物の整備に関すること。

第3条第2項保存整備室主査（天守閣整備）(2)の項の次に次のように加え

る。

主 幹（木造天守閣昇降技術開発等）

- (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発に関する事。
- (2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関する事。

主 幹（木造天守閣昇降技術開発支援）

- (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発支援に関する事。

主 幹（史跡保存に係る連絡調整）

- (1) 名古屋城の史跡の保存に係る関係機関との連絡調整に関する事。

第3条第2項主幹（名古屋城の文化財調査・研究）(2)の項から同項保存整備室主査（調査研究センター開設準備等）の項までを次のように改める。

名古屋城調査研究センター

調査研究係

- (1) 名古屋城の文化財に係る調査及び研究に関する事。
- (2) 名古屋城の文化財に係る教育及び普及啓発に関する事。
- (3) 名古屋城の文化財に関する年報、調査及び研究の報告書等の作成に関する事。
- (4) 名古屋城資料の収集、保管、展示及び供用に関する事。
- (5) 名古屋城資料の保管、展示等に係る技術的研究に関する事。
- (6) 他の研究所等との連絡及び協力に関する事。
- (7) その他学芸事務に関する事。

主 幹（建造物等の調査・研究及び普及）

- (1) 名古屋城の建造物等に係る調査及び研究並びに教育及び普及啓発に関する事。

主 幹（史跡の調査・研究に係る調整）

- (1) 名古屋城の史跡の調査及び研究に係る関係機関との連絡調整に関する事。

主 査（石垣の調査・研究）

- (1) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導及び関係機関との連絡調整に関する事。

第4条第1項中「課に」を「名古屋城調査研究センターに名古屋城調査研究

センター所長及び名古屋城調査研究センター副所長、課に」に改め、同条第 2 項中「課長、室長」を「名古屋城調査研究センター所長、課長、室長、名古屋城調査研究センター副所長」に改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第18号

市 民 経 済 局
中央卸売市場北部市場
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第4条第1項中「主 幹(1)
主 査(1)」を削り、同条第2項主幹（北部市場施設整備）の項及び管理課主査（北部市場施設整備）の項を削る。

第5条第3項主幹（市場運営に係る特命事項の処理）の項を次のように改める。

主 幹（施設）

(1) 土地、建物その他施設の維持管理に関する事。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条中「推進係」を「推進係」に、「衛生指導係」を「衛生指導係」に、「食品衛生係」を「食品衛生係」に、「生活衛生センター」を「主幹(1)（東、北、西、熱田、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）」を「主幹(1)（東、熱田及び天白の保健センターに限る。）」に、「主査(3)（東及び熱田の保健センターを除く。）」を「主査(5)（港及び緑の保健センターに限る。）」主査(4)（北、西、中村、瑞穂、中川、南及び守山の保健センターに限る。）主査(3)（千種、中、昭和及び名東の保健センターに限る。）」に、「主査(2)（東及び熱田の保健センターに限る。）」を「主査(2)（東、熱田及び天白の保健センターに限る。）」に、「主幹(1)（南の保健センターに限る。）」を「主幹(1)（中村及び南の保健センターに限る。）」に改める。

第4条第1項健康部健康増進課推進係の項中第3号を第4号とし、第2号の

次に次の 1 号を加える。

- (3) 受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等に関すること。

第 4 条第 1 項健康部健康増進課推進係の項の次に次のように加える。

主 査（受動喫煙対策推進）

- (1) 受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等に関すること。

第 4 条第 1 項健康部環境薬務課衛生指導係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同課主査（住宅宿泊事業）の項を削り、同課薬務係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同係の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 有害物質を含有する家庭用品の規制に係る企画及び調整に関すること。

第 4 条第 1 項健康部食品衛生課食品衛生係の項の次に次のように加える。

主 査（H A C C P 導入の推進）

- (1) H A C C P に沿った衛生管理の導入の推進等に係る企画及び調整に関すること。

第 4 条第 1 項健康部主幹（動物愛護管理・検査業務管理）の項の次に次のように加える。

主 査（動物愛護管理に係る計画の策定等）

- (1) 動物の管理に係る企画及び調整に関すること。

- (2) 動物の管理に係る計画の策定等に関すること。

第 4 条第 1 項保健センター環境薬務室主査（営業施設指導）（南の保健センターを除く。）の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同室主査（住居衛生・薬務）（南の保健センターを除く。）の項中第 9 号を第 10 号とし、第 1 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同主査の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

第 4 条第 1 項保健センター環境薬務室主査（営業薬務）（南の保健センターに限る。）の項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 温泉の利用に関すること。

第 4 条第 1 項保健センター健康安全課企画管理係の項中第 23 号を削り、第 22

号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 温泉の利用に関すること。

第4条第1項保健センター健康安全課の項中「主 査（H A C C P 推進）（熱田の保健センターに限る。）」を「主 査（大規模施設に係るH A C C P 監視等）（熱田の保健センターに限る。）」に改め、同課主査（大規模施設に係るH A C C P 監視等）（熱田の保健センターに限る。）の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同主査の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 大規模施設に係る食品衛生管理に関すること。

第4条第1項保健センターの項中「主 幹（健康安全に係る特命事項の処理）（東及び熱田の保健センターに限る。）」を「主 幹（健康安全に係る特命事項の処理）」に改め、同センター主幹（分室業務管理・調整）（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）の項を削り、同センター保健予防課の項中「主 査（医務）（東及び熱田の保健センターを除く。）」を「主 査（医務）（東、熱田及び天白の保健センターを除く。）」に改め、同課主査（保健看護）の項の次に次のように加える。

主 査（精神障害者福祉・難病対策等）（中村、瑞穂、港、南及び緑の保健センターに限る。）

(1) 保健所長の指定する医療社会事業に関すること。

主 査（分室業務に係る調整）（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）

(1) 保健センター分室における業務の調整に関すること。

第6条第5項中「主査（H A C C P 推進）」を「主査（大規模施設に係るH A C C P 監視等）」に改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第20号

健康福祉局
植田 寮
厚生 院

名古屋市生活保護施設等処務規程（昭和28年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

題名を次のように改める。

名古屋市厚生院処務規程

第1条を次のように改める。

第1条 名古屋市厚生院（以下「厚生院」という。）は、健康福祉局生活福祉部に属し、厚生院の管理及び運営に関する業務をつかさどる。

第2条第1項を次のように改める。

厚生院に院長その他必要な職員を置く。

第2条第2項及び第3項中「寮長等」を「院長」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「寮長等」を「院長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「寮長等」を「院長」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

「 事務管理係

第 3 条第 1 項中「事務管理係」を 主 幹(6) に、「発達障害者支援室」を「発達障害者支援センター」に改め、同条第 2 項中「発達障害者支援室」を「発達障害者支援センター」に改め、同条第 3 項管理課事務管理係の項第 6 号中「及び他室学園」を「、発達障害者支援センター及び他学園」に改め、同号を同係の項第 7 号とし、同係の項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

援室」を「発達障害者支援センター」に改め、同条第 2 項中「発達障害者支援室」を「発達障害者支援センター」に改め、同条第 3 項管理課事務管理係の項第 6 号中「及び他室学園」を「、発達障害者支援センター及び他学園」に改め、同号を同係の項第 7 号とし、同係の項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関すること。

第 3 条第 3 項管理課の項の次に次のように加える。

主 幹（診療支援）(6)

(1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関すること。

主 査（診療支援）(3)

(1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関すること。

第 3 条第 3 項中「発達障害者支援室」を「発達障害者支援センター」に改める。

第 4 条第 1 項中「室に室長」を「発達障害者支援センターに発達障害者支援センター所長」に改め、同条第 2 項中「室長」を「発達障害者支援センター所長」に改める。

第4条の2中「中央療育センター所長及び中央療育センター主幹（診療）」を「所長、センター主幹（診療支援）及びセンター管理課主査（診療支援）」に改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第22号

子ども青少年局
西部児童相談所

名古屋市西部児童相談所処務規程（平成22年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項中「主 査(3)」を「主 査(2)」に改め、同条第2項主査（児童虐待対策に係る連絡調整）の項を削る。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第23号

子ども青少年局
東部児童相談所

名古屋市東部児童相談所処務規程（平成30年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項中「主 査(3)」を「主 査(2)」に改め、同条第2項主査（児童虐待対策に係る連絡調整）の項を削る。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第24号

子ども青少年局
保 育 園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第4条の2第1項中「中保育園」の次に「、白金保育園」を、「軍水保育園」の次に「、高蔵保育園」を、「港保育園」の次に「、宝保育園」を加える。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第25号

住 宅 都 市 局

大曾根北・筒井
都市整備事務所

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程（昭和56年名古屋市達第53号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第2条第1項中「主 査(2)」を「主 査(1)」に改め、同条第2項中「主 査（補償）(2)」を「主 査（補償）」に改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

緑政土木局
土木事務所

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項中「管 理 係」を
「管 理 係
主 査(1)（中村の事務所に限る。）」に改め、同条第2項管理係の項
の次に次のように加える。

主 査（リニア関連工事等調整）（中村の事務所に限る。）

- (1) 所長の指定する道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
- (2) 所長の指定する道路の監察及び監理に関すること。
- (3) 所長の指定する道路に関する監督処分的事務的処理に関すること。

第3条第2項中「主 査（公園催事指導）」を「主 査（公園催事
指導）（中の事務所に限る。）」に、「主 査（公園適正利用）」を「主
査（公園適正利用）（中の事務所に限る。）」に改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第27号

緑政土木局
農業センター

名古屋市農業センター処務規程（昭和40年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

第2条の2第1項中「主査(3)」を「主査(2)」に改め、同条第2項管理系の項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、同項主査（ふれあい農業等）の項を削る。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市達第28号

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た かし

第4条第1項主幹（教育普及等）の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号及び第8号を削る。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第29号

庁 中 一 般

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第12条第 1 項中「事務」の次に「並びに市長の権限に属する事務のうち会計管理者の権限に属する事務と密接な関連を有する事務」を加える。

第15条の 3 の 3 を削り、第15条の 3 の 4 を第15条の 3 の 3 とする。

別表第 1 人事・服務関係の表第31号及び第32号中「第 1 号」の次に「局長の欄」を加える。

別表第 1 財務関係の表中第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号から第46号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表第47号中「及び精算」を削り、同号を同表第46号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

47				資金前渡及び 概算払の精算に 関すること。

別表第 1 財務関係の表第51号中「検査」を「点検」に改める。

別表第 2 財政局主管部長の項第 3 号から第 8 号までを削り、同局主管課長の項第11号から第13号までを削り、同表健康福祉局主管課長の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第69号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第30号

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1 財務関係の表中第31号を削り、第32号を第31号とし、第33号から第35号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表第36号中「及び精算」を削り、同号を同表第35号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

36			資金前渡及び概算払 の精算に関すること。

別表第 2 民生子ども課長の項第 4 号及び同表区民福祉課長の項第 1 号中「（償還及び違約金の徴収にあつては、所管に係るものに限る。）」を削る。

別表第 3 福祉部長の項第 3 号中「（所管に係るものに限る。）」を削り、同項第20号中「（徴収猶予及び滞納処分にあつては、所管に係るものに限る。）」を削り、同項第21号中「財政局及び」を削り、同表支所長の項第 4 号中「（所管に係るものに限る。）」を削り、同表課長の項第 1 号の 3 の次に次の 1 号を加える。

1 の 4	資金前渡及び概算払の精算に関すること。

別表第 3 課長の項第 4 号中「検査」を「点検」に改め、同表企画経理室長の項第 3 号中「及び精算」を削り、同表民生子ども課長の項第14号中「（市立の保育所に係る徴収を除く。）」及び「（所管に係るものに限る。）」を削り、

同項第31号及び同表主幹（生活保護）の項第13号中「（同法第63条及び第77条による費用の返還及び徴収にあつては、所管に係るものに限る。）」を削り、同表福祉課長の項第46号中「（所管に係るものに限る。）」を削り、同表保険年金課長の項第10号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改め、同表区民福祉課長の項第36号中「（同法第63条及び第77条による費用の返還及び徴収にあつては、所管に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
各 公 所

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第 3 条第 1 項の表健康福祉局の項中「身体障害者更正相談所」を「身体障害者更生相談所」に改め、「、植田寮」を削る。

第 6 条第 1 項中「副局長」を「監」に改める。

別表第 1 中

「 21 調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。 」	を	「 21 調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。 21の 2 資金前渡及び概算払の精算に関すること。 」	に改め、同表

公所長共通代決権限事項の欄第24号中「検査」を「点検」に改める。

別表第 2 財政局市税事務所長の項第 3 号中「及び精算」を削り、同表健康福祉局の項中

厚生院及び植田寮の 長	1 入退所の決定又は施設利用の許可に 関すること。	
厚生院長	1 1 件3,000万円以下の病院用医療品 の買入れの決定に関すること。	を
植田寮長	1 1 件 900 万円以下の入居者の給食用 材料及び生活用品並びに医療品の買入 れの決定に関すること。	

厚生院長	1 入退所の決定又は施設利用の許可に 関すること。 2 1 件3,000万円以下の病院用医療品 の買入れの決定に関すること。	に

改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第32号

庁 中 一 般
区 役 所

財政局の主管する債権に関する規程（平成23年名古屋市達第32号）は、廃止する。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会計管理者達第 1 号

会 計 室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市会計管理者 大島 尚美

別表第 2 号の出納課長の欄中「規則第19条に規定する支出の命令印の届出に
関すること（歳入に係るものに限る。）。」を削り、審査課長の欄中「（歳入
に係るものを除く。）」を削り、同表第 6 号中「収支計算書」の次に「、一時
保管有価証券出納計算書」を加え、「歳入歳出外現金等出納計算書」を「歳入
歳出外現金出納計算書」に改め、同表第 9 号中「区会計管理者等」を「区会計
管理者又は現金出納員（以下「区会計管理者等」という。）」に改め、同表第13
号及び第14号を次のように改める。

13	規則第51条の 2 第 1 項 に規定する指定代理納 付者の指定に係る協議 のうち、前年度から指 定期間その他輕易な事 項のみを変更する指定 を行うものに関するこ と。		
14	規則第52条第 1 項に規 定する歳入の徴収又は 収納の事務の委託に係		

	る合議のうち、前年度から契約金額、契約期間その他輕易な事項のみを変更する契約を行うものの事前合議に関すること。		

別表第18号中「監」の次に「、区長」を加え、同表第19号を次のように改める。

19	規則第62条第2号に規定する支出負担行為のうち、前年度から契約金額、契約期間その他輕易な事項のみを変更する契約を行うものの事前合議に関すること。		

別表第24号を削り、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

23			医療機関に支払う国民健康保険高額療養費、事業者を支払う配食サービス費、公害医療機関に支払う医療費、事業者を支払う障害者自立支援給付費等、事業者を支払う教育・保育給付等又は施設に支払う措置費等の定例的な支出命令の審査に関すること。

別表第25号中「第68条第2項」を「第68条」に改め、「規定する」の次に「同一時期に多数の債権者に支払う」を加え、同表第26号中「振替命令」の次に

「、還付命令」を加え、「（歳入に係るものを除く。）」を削り、同表第27号を削り、第28号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

28			規則第79条第5項及び第82条第3項に規定する精算書の確認に関すること。

別表第29号を次のように改める。

29	規則第91条第2項に規定する支出命令等取消通知書の受理及び同条第5項に規定する通知に関すること（命令の審査について代決権限を有するものに限る。）。		規則第91条第1項及び第2項に規定する支出命令等取消通知書の受理並びに同条第5項に規定する通知に関すること（命令の審査又は通知の受理について代決権限を有するものに限る。）。

別表第31号を次のように改める。

31		規則第109条に規定する隔地払の認定に関すること。	

別表第41号中「規則第68条第2項に規定する」を「総合口座振替払に係る」に改め、同表第44号を次のように改める。

44		規則第158条第2項に規定するコードの設定、変更及び廃止に関すること。	

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	選 挙	長	選挙長職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
千種区	名古屋市千種区御影町2丁目16番地の8	竹内 裕子	名古屋市千種区豊年町15番21号	倉地 隆盛
東 区	名古屋市東区徳川二丁目15番23号	長井 隆弘	名古屋市東区出来町二丁目8番8号 ザ・シーン徳川園 1306号	大島 一成
北 区	名古屋市北区楠味鋤五丁目407番地	渡邊 正明	名古屋市北区金城町2丁目1番地	佐藤 正俊
西 区	西区幅下二丁目7番27号 サンパーク第2幅下 902号	樋澤 孝彦	西区円明町105番地	加藤 修
中村区	名古屋市中村区松原町2丁目46番地	溝口 好清	名古屋市中村区竹橋町34番5号	河村眞利子
中 区	名古屋市中区金山二丁目14番15号	那須 敏夫	名古屋市中区丸の内一丁目5番7号	津田 純子
昭和区	名古屋市昭和区阿由知通4丁目10番地の2	長谷川鉦治	名古屋市昭和区川名本町4丁目26番地の4	新美 三枝
瑞穂区	名古屋市瑞穂区彌富ヶ丘町1丁目17番地の1	小嶋 勝	名古屋市瑞穂区市丘町1丁目28番地の1 グランノア瑞穂公園 パークレジデンス 405号	五藤 重之
熱田区	名古屋市熱田区三番町21番17号 エスポア東海通1003号	小林 等	名古屋市熱田区新尾頭一丁目4番2号	矢代 幸義
中川区	名古屋市中川区戸田一丁目1801番地	山田 久義	名古屋市中川区下之一色町字宮分175番地	西川 和子
港 区	港区西福田一丁目1215番地	安井 眞巳	港区金船町2丁目1番地の83	加藤 玲子
南 区	名古屋市南区三条二丁目19番11号	喜多村 隆	名古屋市南区宝生町3丁目110番地	山田 忠志
守山区	名古屋市守山区大森一丁目3310番地	長澤 清春	名古屋市守山区森孝東一丁目512番地 四軒家住宅508号	劔持 一郎
緑 区	名古屋市緑区相原郷1丁目532番地	杉岡 和明	名古屋市緑区大清水四丁目301番地	荒木 輝昌
名東区	名古屋市名東区照が丘232番地の1	篠田 陽子	名古屋市名東区山の手三丁目1310番地	水野 浩伸
天白区	名古屋市天白区平針南二丁目1607番地	日沖 勉	名古屋市天白区平針一丁目601番地 平針西住宅2棟204号	磯部 光甫

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙長の事務を処理する場所
について

平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙における選挙長の事務を
処理する場所を次のとおり定めた。

平成31年3月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	所 在 地	事務を処理する場所
千種区	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目37番地	名古屋市千種区役所
東 区	名古屋市東区筒井一丁目 7 番74号	名古屋市東区役所
北 区	名古屋市北区清水四丁目17番 1 号	名古屋市北区役所
西 区	名古屋市西区花の木二丁目18番 1 号	名古屋市西区役所
中村区	名古屋市中村区竹橋町36番31号	名古屋市中村区役所
中 区	名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号	名古屋市中区役所
昭和区	名古屋市昭和区阿由知通 3 丁目19番地	名古屋市昭和区役所
瑞穂区	名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 丁目32番地	名古屋市瑞穂区役所
熱田区	名古屋市熱田区神宮三丁目 1 番15号	名古屋市熱田区役所
中川区	名古屋市中川区高畑一丁目 223 番地	名古屋市中川区役所
港 区	名古屋市港区港明一丁目12番20号	名古屋市港区役所
南 区	名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地	名古屋市南区役所
守山区	名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号	名古屋市守山区役所
緑 区	名古屋市緑区青山二丁目15番地	名古屋市緑区役所
名東区	名古屋市名東区上社二丁目50番地	名古屋市名東区役所
天白区	名古屋市天白区島田二丁目 201 番地	名古屋市天白区役所

名古屋市選挙管理委員会告示第 6 号

名古屋市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務とを併
せて行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第79条第 1 項の規定に基づき、平成31
年 4 月 7 日執行の名古屋市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場に
おいて選挙会の事務に併せて行う。

平成31年 3 月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日
時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、平成31
年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及
び日時を次のとおり定めた。

平成31年3月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	場 所	日 時
千種区	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目 37 番地 名古屋市千種区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
東 区	名古屋市東区筒井一丁目 7 番 74 号 名古屋市東区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
北 区	名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市北区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
西 区	名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 名古屋市西区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
中村区	名古屋市中村区竹橋町 36 番 31 号 名古屋市中村区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
中 区	名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号 名古屋市中区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
昭和区	名古屋市昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地 名古屋市昭和区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
瑞穂区	名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地 名古屋市瑞穂区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
熱田区	名古屋市熱田区神宮三丁目 1 番 15 号 名古屋市熱田区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
中川区	名古屋市中川区高畑一丁目 223 番地 名古屋市中川区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
港 区	名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 名古屋市港区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
南 区	名古屋市南区前浜通 3 丁目 10 番地 名古屋市南区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
守山区	名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号 名古屋市守山区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
緑 区	名古屋市緑区青山二丁目 15 番地 名古屋市緑区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
名東区	名古屋市名東区上社二丁目 50 番地 名古屋市名東区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分
天白区	名古屋市天白区島田二丁目 201 番地 名古屋市天白区役所	平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 15 分

名古屋市選挙管理委員会告示第 8 号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について

名古屋市議会議員選挙公報発行規程（昭和58年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）第 7 条の規定に基づき、平成31年 4 月 7 日執行の名古屋市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり指定した。

平成31年 3 月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

1 くじを行う日時

平成31年 3 月29日 午後 5 時30分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所 東庁舎 5 階 大会議室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第9号

名古屋市議会議員一般選挙において選挙運動に関し支出すること
ができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

平成31年3月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

選挙区	制限額	選挙区	制限額
千種区	7,585,500 円	熱田区	7,763,300 円
東 区	8,488,000 円	中川区	7,554,600 円
北 区	7,773,700 円	港 区	8,058,900 円
西 区	8,256,900 円	南 区	7,942,700 円
中村区	7,908,400 円	守山区	7,898,500 円
中 区	7,160,100 円	緑 区	7,933,100 円
昭和区	7,219,700 円	名東区	7,608,000 円
瑞穂区	7,406,500 円	天白区	7,589,800 円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第10号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成31年3月29日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,569 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,801 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,462 人	熱 田 区	18,180 人
東 区	21,423 人	中 川 区	60,362 人
北 区	45,566 人	港 区	39,005 人
西 区	40,777 人	南 区	37,966 人
中 村 区	37,659 人	守 山 区	46,963 人
中 区	23,222 人	緑 区	66,290 人
昭 和 区	28,270 人	名 東 区	43,713 人
瑞 穂 区	29,771 人	天 白 区	43,510 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

313,068 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 7 条第 1 項第 3 号中「、田辺陸上競技場」を削る。

別表第 1 中「田辺陸上競技場」を削る。

別表第 2 中「、田辺陸上競技場」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項中「学 事 課」を削り、同部の項の次に次のように加える。

教 務 部

教 職 員 課

学 事 課

「学校教育部

「指 導 部

第 2 条中 指 導 室 を 指 導 室」に改める。

教 職 員 課」

第 3 条総務部総務課の項第 5 号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改め、同部学事課の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

教 務 部

教 職 員 課

- (1) 教職員の人事に関する事。
- (2) 学校の組織編制に関する事。
- (3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関する事。
- (4) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (6) 教職員の福利厚生に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関する事。

学 事 課

- (1) 学校事務の指導に関する事。
- (2) 学校運営費に関する事。
- (3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関する事。
- (4) 教材及び教具その他の設備の整備に関する事。
- (5) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することに限る。）。
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関する事。
- (7) 就学援助及び就学奨励に関する事。
- (8) 私立学校に関する事。

第3条中「学校教育部」を「指 導 部」に改め、同条指導部指導室の項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関する事。

第3条中指導部教職員課の項を削り、同条生涯学習部スポーツ振興課の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関する事。

第3条生涯学習部文化財保護室の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 志段味古墳群歴史の里に関すること。

第9条第3項の表総務部の項中

「

学校規模の 適正化	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	1

を

」

「

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	3

に改

」

め、同表学校教育部の項を次のように改める。

教 務 部	教職員定数・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。 3 教職員の組織する職員団体に関すること。	1
	学校における働き方改革に係る特命事項の処理	1 学校における働き方改革に係る特命事項の処理に関すること。	1

	3 スポーツ施設の管理等に関する合理化に関すること。 4 中学校施設のスポーツ開放に関すること。 5 瑞穂公園の管理に関すること。	

」

「

部活動振興	1 小学校における部活動の見直しの推進に関すること。	1
スポーツ施設	1 総合体育館、体育館、瑞穂運動場、港サッカー場、プール、名城庭球場、スポーツトレーニングセンター及び志段味スポーツランドに関すること。 2 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。 3 スポーツ施設の管理等に関する合理化に関すること。 4 中学校施設のスポーツ開放に関すること。 5 瑞穂公園の管理に関すること。	1
瑞穂公園整備推進	1 瑞穂公園の整備推進に関すること。 2 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。	1

に改

」

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

- 2 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

「野外教育センター 「学校事務センター
子ども適応相談センター を 野外教育センター に改める。
学校事務センター 」 子ども適応相談センター」

（名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正）

- 3 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育部」を「指導部」に改める。

第3条第2項中「学校教育部長」を「指導部長」に改める。

（名古屋市学校事務センター規則の一部改正）

- 4 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（市立学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改める。

第2条中「学校教育部」を「教務部」に改める。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条第2項給与係の項第1号中「学校教育部教職員課」を「教務部教職員課」に改める。

第5条第2項中「学校教育部長」を「教務部長」に改める。

（教職員安全衛生管理規則の一部改正）

- 5 教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改める。

第4条第2項中「学校教育部教職員課長」を「教務部教職員課長」に改める。

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 4 号

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則

(教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員」を「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員」に改める。

第 2 条第 1 項中「次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）」を「条例第 8 条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員」に、「割振りは 1 日について」を「割振りは、」に改め、「午前 8 時45分から」の次に「午後 5 時15分まで又は午前 9 時から」

を、「において」の次に「1日」を加え、「1日について1時間」を「、45分」に改め、「週休日は」の次に「、」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「職員の休憩時間の時限は、」を削り、「受ける職員」の次に「の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合」を加え、「午後1時まで、その他の職員にあっては正午から午後0時45分」を「午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあっては午後0時15分から正午」に改め、同条第4項中「本条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

別表中「学校教育部」を「指導部」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り並びに休憩時間及びその時限並びに週休日は、この表にかかわらず、各職員について子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育部」を「指導部」に改める。

第4条の2第1項中「次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）」を「職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員」に、「割振りは1日について」を「割振りは、」に改め、「午前8時45分から」の次に「午後5時15分まで又は午前9時から」を、「において」の次に「1日」を加え、「1日について1時間」を「、45分」に改め、「週休日は」の次に「、」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「

職員の休憩時間の時限は、」を削り、「受ける職員」の次に「の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合」を加え、「午後 1 時まで、その他の職員にあっては正午から午後 0 時45分」を「午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあっては午後 0 時15分から正午」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 5 号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

「情報教育部
第 2 条第 1 項中 主幹(1) を「学校情報化支援部
主査(1)」 事務係」に改め、同条第 2

項中「主幹及び」を削り、同項研修部の項第 1 号中「情報教育部」を「研究調査部」に改め、同項研究調査部の項第 1 号中「、技術的」を「及び技術的」に、「情報教育部」を「学校情報化支援部」に改め、同部の項第 2 号中「情報教育部」を「学校情報化支援部」に改め、同部の項に次の 1 号を加える。

(6) 校内研修支援に関すること。

第 2 条第 2 項情報教育部の項を次のように改める。

学校情報化支援部
事務係

- (1) 学校における情報化の推進に関する企画並びに専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (2) 学校における情報化の推進に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。
- (3) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

第2条第2項教育相談部の項第4号中「心身に障害のある」を「特別な支援を必要とする」に改める。

第3条第3項中「主幹及び」を削る。

第3条の2第1項中「次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）」を「職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員」に、「割振りは1日について」を「割振りは、」に改め、「午前8時45分から」の次に「午後5時15分まで又は午前9時から」を、「において」の次に「1日」を加え、「1日について1時間」を「、45分」に改め、「週休日は」の次に「、」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「職員の休憩時間の時限は、」を削り、「受ける職員」の次に「の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合」を加え、「午後1時まで、その他の職員にあつては正午から午後0時45分」を「午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から正午」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項庶務係の項第 6 号中「施設」を「施設の整備並びに施設」に改める。

第 6 条第 1 項の表中央図書館の項中「、主幹、」を「及び」に改め、「及び主査」を削る。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

教育長等専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第7号

教育長等専決規則の一部を改正する規則

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「財政局長、」を削り、同項第13号中「スポーツ推進審議会委員」の次に「、瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立北高等学校の項中「920 人」を「880 人」に改め、同表名古屋市立緑高等学校の項中「1,080 人」を「1,040 人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立名古屋商業高等学校	全日制	商業	480人
		情報処理	240人
		グローバルビジネス	120人

別表名古屋市立若宮商業高等学校の項中「200 人」を「160 人」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 9 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立西養護学校の項中「166 人」を「158 人」に改め、同表名古屋市立南養護学校の項中「267 人」を「259 人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「102 人」を「94人」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「名古屋市立常磐幼稚園」、「名古屋市立高田幼稚園」、「名古屋市立鳴子幼稚園」、「名古屋市立桶狭間幼稚園」、「名古屋市立報徳幼稚園」、「名古屋市立荒子幼稚園」、「名古屋市立二城幼稚園」及び「名古屋市立おりべ幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター条例施行規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用時間）

第4条 センターの施設を使用することができる時間は、次のとおりとする。

使 用 区 分		使 用 時 間
本館	講堂及び講堂控室	午前9時から午後9時まで
	研修室、第1展示ホール及び第2展示ホール	午前9時から午後5時まで
分館	講堂、研修室及び和室	午前9時から午後9時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後5時）まで
	展示ホール	午前9時から午後5時まで

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第10号

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立上志段味小学校の通学区域の設定並びに名古屋市立志段味東小学校及び名古屋市立志段味中学校の通学区域の変更について次のように定め、平成33年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

- 1 名古屋市立上志段味小学校の通学区域の設定
次の区域を名古屋市立上志段味小学校の通学区域とする。
名古屋市立志段味東小学校の通学区域の内、名古屋市守山区大字上志段味の全部
- 2 名古屋市立志段味東小学校の通学区域の変更
次の区域を名古屋市立志段味東小学校の通学区域から除く。
名古屋市立上志段味小学校の通学区域
- 3 名古屋市立志段味中学校の通学区域の変更
次の区域を名古屋市立志段味中学校の通学区域に加える。
名古屋市立上志段味小学校の通学区域

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境計画室

名教委訓令第 1 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3 号）
の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月27日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

第22条第 4 号中「小青紙、」の次に「委員会関係事案その他」を加える。

第26条の次に次の 1 条を加える。

（他の情報システムによる電子決裁等）

第26条の 2 第21条、第22条、第24条及び前条の規定にかかわらず、文書管理システム以外の情報システム（行政文書の起案、決裁等の事務の処理を行う機能を持つものに限る。）による電子決裁等の方法は、名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）第47条の規定に基づき、当該情報システムの情報システム管理者（規則第37条第 1 項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）が別に定めるところによる。

第36条第 2 項第 1 号中「（規則第37条第 1 項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名教委訓令第 2 号

各 学 校

名古屋市立学校文書管理規程（平成12年名教委訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月27日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

第 1 条中「名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）及び名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）」を「名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3 号。以下「条例施行規程」という。）第45条の規定」に改める。

第13条第 1 号ただし書を削る。

第14条の次に次の 1 条を加える。

（情報システムによる処理）

第14条の 2 この章の規定にかかわらず、財務会計総合システム及び職員情報システムによる学校文書の処理については、条例施行規程第26条の 2 に規定するところによる。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名教委教訓令第1号

事務局

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉崎正美

第1条総務部学事課の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

教務部

教職員課

管理係

安全衛生係

学事課

学校財務係

就学援助係

「学校教育部

指導室

「指導部

事務係

第1条中

を指導室に改める。

教職員課

事務係」

管理係

安全衛生係」

第2条総務部総務課人事係の項第1号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。以下同じ。）及び調理員」に改め、同部学事課の項を削り、同部教育環境計画室の項中「主査（学校規模の適正化）」を「主査（子どもいきいき学校づくり）(3)」に改め、同室主査（学校規模の適正化の推進に係る特命事項の処理）の項を削り、同部学校

整備課営繕係の項の次に次のように加える。

主 査（学校施設の環境整備の推進）

- (1) 学校施設の環境整備（保全及び改築の計画並びに建設計画に伴うことを除く。）に関する事。

第2条総務部の項の次に次のように加える。

教務部

教職員課

管理係

- (1) 学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員の人事に関する事。
- (2) 教職員の人事記録に関する事。
- (3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関する事。
- (4) 教職員の服務規律に関する事。
- (5) 学校運営等に係る支援に関する事。
- (6) 学校事務（他の部の主管に属することを除く。）の改革推進に関する事。
- (7) 教職員の服務及び学校事務の監察に関する事。
- (8) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画・立案に関する事。
- (9) 教職員に関する制度の調査研究に関する事。
- (10) 教育職員免許法に関する事。
- (11) 学校事務職員、業務士及び調理員の組織する職員団体に関する事。
- (12) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することを除く。）。
- (13) 他の課及び他の係の主管に属しない事。

主 査（学校運営システム改革）

- (1) 教職員の服務規律に関する事。
- (2) 学校運営等に係る支援に関する事。
- (3) 学校事務（他の部の主管に属することを除く。）の改革推進に関する事。
- (4) 教職員の服務及び学校事務の監察に関する事。

- (5) 教職員に関する制度の調査研究に関すること。
- (6) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。

主 査（高等学校・幼稚園に係る連絡調整）

- (1) 高等学校及び幼稚園に係る連絡調整に関すること。

主 査（特別支援学校等に係る連絡調整）

- (1) 特別支援学校等に係る連絡調整に関すること。

安全衛生係

- (1) 教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (3) 教職員の福利厚生に関すること。

管理主事

- (1) 教職員（学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員を除く。第9号において同じ。）の選考及び人事に関すること。
- (2) 教職員の服務規律に関すること。
- (3) 学校運営等に係る支援に関すること。
- (4) 学校事務（他の部の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。
- (5) 教職員の服務及び学校事務の監察に関すること。
- (6) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画・立案に関すること。
- (7) 教職員に関する制度の調査研究に関すること。
- (8) 学校の組織編制に関すること。
- (9) 教職員の組織する職員団体に関すること。
- (10) 校（園）長会に関すること。

主 査（教職員定数・給与等）

- (1) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。
- (3) 教職員の組織する職員団体に関すること。

主 査（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）

- (1) 学校における働き方改革に係る特命事項の処理に関すること。

学事課

学校財務係

- (1) 学校事務の指導及び事務引継に関すること。
- (2) 学校運営費の管理に関すること。
- (3) 学校運営費に係る学校事務の審査改善に関すること。
- (4) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関すること。
- (5) 教材及び教具その他の設備の整備（他の部の主管に属することを除く。）
に関すること。
- (6) 学校用品の調達及び配分に関すること。
- (7) 学校物品の管理及び補修に関すること。
- (8) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することに限る。）。
- (9) 他の係の主管に属しないこと。

就学援助係

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。
- (2) 就学援助及び就学奨励に関すること。
- (3) 私立学校に関すること。
- (4) 学生割引証に関すること。

主 査（就学奨励等）

- (1) 教育長の指定する就学援助及び就学奨励に関すること。

主 査（私学助成）

- (1) 私立学校に関すること。

第2条中「学校教育部」を「指導部」に改め、同条指導部指導室事務係の項に次の1号を加える。

- (13) 他の課の主管に属しないこと。

第2条指導部指導室主査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理）の項の次に次のように加える。

主 査（特別支援教育の推進）

- (1) 特別支援教育の推進に関すること。

第2条指導部指導室主査（学校教育に係る企画調整）の項の次に次のように加える。

主 査（個別最適化された学びの推進）

(1) 個別最適化された学びの推進に関すること。

第2条指導部教職員課の項を削り、同条生涯学習部生涯学習課主査（生涯学習施設の運営等合理化）の項及び同部スポーツ振興課主査（全国高等学校総合体育大会）の項を削り、同課施設系の項に次の1号を加える。

(6) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。

第2条生涯学習部スポーツ振興課施設系の項の次に次のように加える。

主 査（部活動振興）

(1) 小学校における部活動の見直しの推進に関すること。

第2条生涯学習部スポーツ振興課主査（瑞穂公園整備推進）の項に次の1号を加える。

(2) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。

第2条生涯学習部文化財保護室文化財保存活用系の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 志段味古墳群歴史の里に関すること。

第2条生涯学習部文化財保護室の項中「主 査（歴史の里・文化財活用推進）」を「主 査（文化財活用推進）」に改め、同室主査（文化財活用推進）の項第2号を削り、同室主査（歴史の里）の項を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

名教委教訓令第 2 号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

第 3 条第 5 号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改める。

別表第 1 人事・服務関係の表第 2 号中「教育センター所長に限る。」の次に「以下この欄において「所属部長等」という。」を加える。

別表第 1 財務関係の表第25号中「第20号」を「第23号」に改め、同表中第31号を削り、第32号を第31号とし、第33号から第35号までを 1 号ずつ繰り上げ、第34号の次に次の 1 号を加える。

35			資金前渡及び 概算払の精算に 関すること。	資金前渡及び 概算払の精算に 関すること。

別表第 1 財務関係の表第39号中「検査」を「点検」に改める。

別表第 2 企画経理課長の項第 2 号中「及び精算」を削り、同表学事課長の項を削り、同表中

「

学校教育部長	1	教育公務員特例法第17条第 1 項の規定による兼職及び他の事業等の従事の承認に関すること。ただし、学校長、幼稚園長及び教頭に係るものを除

		く。	
	2	教職員（学校長、幼稚園長及び教頭を除く。）の営利企業従事の許可に関する事。	
	3	学校長及び幼稚園長の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。	
	4	学校長及び幼稚園長の週休日の振替命令に関する事。	
	5	学校長及び幼稚園長の正規の勤務時間外の勤務命令に関する事。	
	6	学校長及び幼稚園長の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関する事。	
	7	学校長及び幼稚園長の部分休業の承認に関する事。	を
	8	修学旅行に係る届出に関する事。	
指導室長	1	教材の取扱いに関する事。	
	2	教科書センターの運営に関する事。	
	3	研究指定校及び研究集会の運営に関する事。	
教職員課長	1	臨時又は非常勤の教職員の任用に関する事。	
	2	教職員に係る公務災害補償の手続きに関する事。	
	3	教職員及び教職員であった者に関する各種証明に関する事。	
	4	教職員の上級学校への受験及び入学の許可に関する事。	
	5	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第7条第1項による教職員の贈与等報告書の受理に関する事。	

「

教務部長	1	教育公務員特例法第17条第1項の規定による兼

		職及び他の事業等の従事の承認に関すること。ただし、学校長、幼稚園長及び教頭に係るものを除く。
	2	教職員（学校長、幼稚園長及び教頭を除く。）の営利企業従事の許可に関すること。
	3	学校長及び幼稚園長の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。
	4	学校長及び幼稚園長の週休日の振替命令に関すること。
	5	学校長及び幼稚園長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。
	6	学校長及び幼稚園長の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
	7	学校長及び幼稚園長の部分休業の承認に関すること。
教職員課長	1	臨時又は非常勤の教職員の任用に関すること。
	2	教職員に係る公務災害補償の手続きに関すること。
	3	教職員及び教職員であった者に関する各種証明に関すること。
	4	教職員の上級学校への受験及び入学の許可に関すること。
	5	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第7条第1項による教職員の贈与等報告書の受理に関すること。
学事課長	1	学校等の事務の審査指導に関すること。
	2	学校運営費（学校管理費及び幼稚園費のうち職員の諸給与関係費目を除いたものをいう。以下この項及び学校事務センター所長の項において同じ。）に係る1件1,500万円以下の財政局主管課

		で調達する用品の買入れの決定に関する事。	
	3	学校運営費に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）に関する事。ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。	に
	4	学校運営費に係る定期的に支払う経費（財務会計総合システムの公共料金管理業務、事業系一般廃棄物処理手数料振替管理業務及び定期支払管理業務を利用して支払うものに限る。）に係る支出命令又は振替命令に関する事。	
	5	学校運営費に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関する事。ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。	
	6	就学義務の猶予及び免除に関する事。	
	7	入学準備金及び奨学金の支出決定に関する事。	
	8	名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）第2条に規定する就学援助（これに準ずるものを含む。）に係る認定及び経費の支出決定に関する事。	
	9	名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年名古屋市教育委員会規則第6号）第2条第2項（第3号を除く。）の規定に基づく授業料等の減免に関する事。	
	10	名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）第2条に規定する授業料の減免に関する事。	
	11	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の重要物品の不用の決定に関する事。	
指導部長	1	修学旅行費の限度額の承認に関する事。ただし、学事課長に合議しなければならない。	

指導室長	1	教材の取扱いに関する事。
	2	教科書センターの運営に関する事。
	3	研究指定校及び研究集会の運営に関する事。

」

改め、同表中

「

稲武野外教育センター副所長及び中津川野外教育センター副所長	1	名古屋市野外教育センター条例（昭和41年名古屋市条例第40号）第3条及び第4条の規定による使用の承認及び使用の許可に関する事。
学校事務センター所長	1	学校運営費に係る支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関する事。ただし、企画経理課長及び学事課長の代決権限に属するものを除く。
	2	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に関する事。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	3	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関する事。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	4	教職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに教職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得

を

		金の徴収の決定に関する事。
	5	定例による教職員の諸給与の支出決定に関する事。
	6	臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員の給与その他給付の支出決定に関する事。

」

「

学校事務センター所長	1	学校運営費に係る支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関する事。ただし、企画経理課長及び学事課長の代決権限に属するものを除く。
	2	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）に関する事。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	3	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関する事。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	4	教職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに教職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関する事。
	5	定例による教職員の諸給与の支出決定に関する事。
	6	臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員の給与

に

		その他給付の支出決定に関する事。
稲武野外教育 センター副所 長及び中津川 野外教育セン ター副所長	1	名古屋市野外教育センター条例（昭和41年名古屋市条例第40号）第3条及び第4条の規定による使用の承認及び使用の許可に関する事。

」

改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「教育委員会事務局学校教育部教職員課長」を「教育委員会事務局教務部教職員課長」に改め、「、別表第 2 段階別職位表備考第 2 項の規定にかかわらず」を削る。

別表第 2 段階別職位表部長段階の項中「、医務体制企画官」を削り、同表課長段階の項中「消費生活センター所長」の次に「、名古屋城調査研究センター副所長」を加え、「、植田寮長」を削り、「中央療育センター副所長」の次に「、発達障害者支援センター所長」を加え、「、猪高営業所御器所分所長」を削り、同表係長段階の項中「、猪高営業所御器所分所副分所長」を削る。

別表第 3 職員昇任基準年数表備考 2 及び 3 中「、司書職及び栄養指導職」を「及び司書職」に、「、司書職又は栄養指導職」を「又は司書職」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に実施した免許資格職採用試験に合格し採用された職員（栄養指導職に採用された者に限る。）の、職員昇任基準年数表（別表第3）に定める学歴区分欄の適用及び適用時期については、なお、従前の例による。
- 3 この規則施行の日前に実施した転任試験に合格した職員（栄養指導職に転任した者に限る。）の、転任後における職員昇任基準年数表に定める学歴区分欄の適用及び適用時期については、なお、従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月26日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表財政局本庁の項中「財政部財政課庶務係長 財政部財政課管理係長」を「総務課庶務係長 総務課管理係長」に改め、同表観光文化交流局名古屋城総合事務所の項中「主幹」を「主幹 名古屋城調査研究センター副所長」に改め、同表健康福祉局本庁の項中「部長 医務体制企画官」を「部長」に改め、同表健康福祉局厚生院の項中「リハビリテーション科部長」を「リハビリテーション科部長 検査科部長」に改め、同表健康福祉局の項中

「

植田寮	寮長	を

」

削り、同表子ども青少年局児童福祉センターの項中「室長」を「発達障害者支

援センター所長」に改め、同表住宅都市局総合整備事務所の項中「所長 主幹」を「所長」に改める。

別表第 3 教育委員会関係の表中

「

事務局	教育次長 理事 部長 参事 課長 室長 主幹 総務部総務課人事係長 学校教育部 教職員課管理係長 学校教育部教職員課主 査（教職員定数及び給与等に関する事務を 担当する者に限る） 指導主事 社会教育 主事	を
野外教育センター	副所長 指導主事	
子ども適応相談センター	所長 指導主事	
学校事務センター	所長	

」

「

事務局	教育次長 理事 部長 参事 課長 室長 主幹 総務部総務課人事係長 教務部教職 員課管理係長 教務部教職員課主査（教職 員定数及び給与等に関する事務を担当する 者に限る。） 指導主事 社会教育主事	に
学校事務センター	所長	
野外教育センター	副所長 指導主事	
子ども適応相談センター	所長 指導主事	

」

改め、同表教育センターの項中「部長 主幹」を「部長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会達第 1 号

人事委員会事務局

事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成23年名古屋市人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月28日

名古屋市人事委員会委員長 圓生 和之

第 2 条第 1 項を次のように改める。

第 2 条 条例第 8 条に規定する勤務をさせる見込みがないと事務局長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時45分から午後 5 時15分まで又は午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 1 日 7 時間45分とし、休憩時間は45分とする。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

第 3 条 前条第 1 項の規定に適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあっては正午から午後 0 時45分まで、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあっては午後 0 時15分から午後 1 時までとする。

第 3 条第 2 項中「午後 0 時45分まで」を「午後 1 時まで」に改める。

附 則

この達は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第3号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2項収納取扱金融機関中「株式会社京都銀行
株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、「株式会社関西アーバン銀行」を削り、「桑名信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の改正規定中「桑名信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める部分は、公布の日から施行し、平成31年2月25日から適用する。

名古屋市上下水道局告示第4号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

委任する職員の職名及び補職名の表補職名の欄中「営業所長」を「営業所長
営業所副所長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第2号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第10条情報管理系の項第6号中「管理」の次に「（制御系システムに係るものを除く。）」を加え、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) データセンターの運用管理に関すること。

第10条情報管理系の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 電子情報のセキュリティ対策の企画及び総合調整に関すること。

第10条営業システム系の項中「営業事務システム」を「営業事務総合管理システム」に改める。

第17条事務系の項第6号中「第19条給排水系の項第5号」を「第19条給排水系の項第6号」に改め、同項第7号中「第19条給排水系の項第6号」を「第19条給排水系の項第7号」に改める。

第18条料金系の項第2号中「営業事務システム」を「営業事務総合管理システム」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第20条第2項営業系の部分第3号」を「第20条第2項営業系の部分第2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条徴収管理系の項第3号中「（前項第3号に規定するものを除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(6) 破産その他の倒産手続に係る水道料金等の債権の届出等に関すること。

第20条第2項営業系の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条建築系の項第1号中「建物」を「建築物」に改める。

第28条管理系の項第5号中「貸付け、評価及び」を削る。

第35条水質管理第一系の項第2号ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(名古屋市上下水道局会計規程の一部改正)

2 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「企画経理部経理課主査（資金担当）」を「企画経理部経理課主査（水道決算担当）」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表第4 人事・服務関係の表第4号を次のように改める。

4	削除		

別表第4 事業執行関係の表中

「

4			職員（係長及び主査以上の職にあるものを除く。）の部分休業の承認に関すること。（総務課長）

」

を

「

4		職員（課長、公所長、副公所長及び主幹に限る。）の部分休業の承認に関すること。（総務部長）	職員（課長、公所長、副公所長及び主幹以上の職にあるものを除く。）の部分休業の承認に関すること。（総務課長）

」

に改め、同表中

「

26	指定給水装置工 事事業者（以下「 指定工事業者」と いう。）及び指定 排水設備工事店（ 以下「指定工事店 」という。）に関 すること。（経営 本部長）		指定工事業者及び 指定工事店に係る軽 易な事項に関するこ と。（営業部営業課 長）

を

「

26	給水条例第7条 第1項の指定給水 装置工事事業者（ 以下「指定工事業 者」という。）及 び名古屋市上下水 道局指定排水設備 工事店規程（平成 12年名古屋市上下 水道局管理規程第 61号）第2条第2 号の指定排水設備 工事店（以下「指 定工事店」とい う。）の指定の取 消又は指定の効力 の停止に関するこ と。（経営本部長		指定工事業者及び 指定工事店に関する こと。ただし、主管 本部長の欄第26号及 び主管課公所長の欄 第27号に定めるもの を除く。（営業部営 業課長）

	)		

」

に改め、同表主管課公所長の欄第39号中「第35条第1項」を「第35条」に改め、同表第59号の次に次のように加える。

59の2			下水道法第24条第1項の許可に関する こと。（保全課長）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
（名古屋市上下水道局工事主任設置規程の廃止）
- 2 名古屋市上下水道局工事主任設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第5号）は、廃止する。

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第7条中「第9条の2第1項及び第3項」を「第9条の2第1項、第2項及び第4項」に改める。

第9条の2第6項中「この条において」を削る。

第14条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項ただし書の規定による年次休暇（以下「時間年休」という。）」を「時間年休」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前条に規定する年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員が利用できる年次休暇のうち5日について、局長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定し、断続して又は連続して若しくは半日ごとに区分して利用させる。ただし、職員が第1項又は次項の規定により年次休暇（第1項ただし書の規定によるもの（以下「時間年休」という。）を除く。）を利用した場合においては、当該利用した日数分を5日から控除するものとする。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項第1号に規定する特別休暇の期間は1日単位又は時間単位に、同項第6号に規定する特別休暇の期間は1日単位に分割することができるものとし、時間単位に分割する場合にあっては1日をもって8時間とする。

第18条第2項中「第5項及び第7項」を「第6項及び第8項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第19条第1項中「（第3号に掲げる職員にあっては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項第6号に規定する市長が特に必要と認めた場合に限る。）」を削り、「及び」を「並びに」に改め、「第14条第3項」の次に「及び第4項」を、「勤務した期間」の次に「（第3号に掲げる職員にあっては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項各号に掲げる在職期間）」を加え、同項第3号中「第2条第7号に規定する国等の職員」を「第7条第5項の規定により職員としての引き続く在職期間に通算する在職期間を有する者」に改める。

第21条第18号中「特別休暇」の次に「（1日）」を加え、同条中第42号を第43号とし、第30号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同条第29号中「第31号」を「第33号」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第28号を第29号とし、第19号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 特別休暇（時間） 特時（ H）

第22条第1項第3号中「第6号様式」の次に「又は第6号の2様式」を加える。

附則第7項第13号中「特別休暇」の次に「（1日）」を加え、同項中第37号を第38号とし、第25号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、同項第24号中「第26号」を「第28号」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第23号を第24号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 特別休暇（時間） 特 h （hの前に時間数を入れるものとする。）

附則に次の1項を加える。

8 第2条第1項ただし書の規定により出勤補助簿に印を押されたものについては、当分の間、第21条第1号の出勤簿の整理が行われたものとみなす。

第6号様式を次のように改める。

特別休暇簿（1 日単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
承認印			本人 印	区分	期 間	計	備 考	
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		
					月 日から 月 日まで	日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

特別休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)		
承認印			本人 印	期 間		計	備 考
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 8 号様式を次のように改める。

無給休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)		
承認印			本人 印	期 間		計	備 考
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	
				月 日	時 分から 時 分まで	時間	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条中第10号及び第10号の2を次のように改める。

(10) 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号。以下「勤務時間規程」という。）第9条の2第4項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話

(10)の2 要介護者の介護

第3条第1項第5号中「要介護状態にある対象親族」を「要介護者」に改め、同項第5号の2中「、連続する3年の期間」を「連続する3年の期間又は要介護者のうち特別支援学校の小学部及び中学部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないものにあつては、小学校及び中学校）に在学する者の当該学校に在学する期間」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条第1項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 局資産の適正な管理及び局資産を効率的に運用するための調査又は当該職務を統括する職務

第2条第1項第11号を次のように改める。

- (11) 局資産の維持管理における事務支援等の職務

第2条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 水道料金等の収納における口座振替の申込みの処理に関する事務支援等の職務

第2条第1項第18号中「下水工事係」を削り、同項第19号を次のように改める。

- (19) 技術本部施設部の所管する設備工事（以下「施設部所管工事」という。）の施工管理に関する技術支援等の職務

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員は、第1項に掲げる職務をつかさどるとともに、その知識及び経験を生かし、次世代育成支援に関する職務に従事するものとする。

第4条第2項及び第3項中「及び第12号」を削る。

第8条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項ただし書の規定による年次休暇（以下「時間年休」という。）」を「時間年休」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項

とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項に規定する年次休暇が10日以上与えられた非常勤職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該非常勤職員が利用する年次休暇のうち5日について、局長が当該非常勤職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定し、断続して又は連続して若しくは半日ごとに区分して利用させる。ただし、非常勤職員が前2項又は次項の規定により年次休暇（前項ただし書の規定によるもの（以下「時間年休」という。）を除く。）を利用した場合においては、当該利用した日数分を5日から控除するものとする。

第9条の3を削る。

第10条を次のように改める。

（生理休暇等）

第10条 非常勤職員は、職員の例により、生理休暇、結婚休暇及び忌引休暇を受けることができる。

第11条の7を第11条の8とし、第11条の3から第11条の6までを1条ずつ繰り下げ、第11条の2の次に次の1条を加える。

（骨髄等ドナー休暇）

第11条の3 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に係る骨髄提供又は末梢血幹細胞提供（以下「提供」という。）を希望する非常勤職員は、骨髄バンクへの登録及び提供に関する検査、処置等に応ずる場合に必要な時間について、局長の承認を得て、骨髄等ドナー休暇を受けることができる。

第15条第1項第2号中「生理休暇」の次に「、結婚休暇」を加え、同項第3号中「及び第7号から第9号まで」を「、第7号及び第8号」に改める。

別表第1第2条第1項第5号の職務の項から第2条第1項第13号の職務の項までを次のように改める。

第2条第1項 第5号の職務	1 局資産の適正管理及び局資産を効率的に運用するための調査又は当該調査についての指示及び統括に関すること。 2 車両の整備及び管理の統括に関すること。

	3 設備系固定資産の管理及び調査の統括に関すること。 4 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項 第6号の職務	1 労働安全衛生法第28条の2に規定するリスクアセスメントの推進及び普及を図るため、関係課室公所と調整し、指導・助言を行うこと。 2 事故検討会に参加して、リスクアセスメントの手法を活用するなどし、事故の再発防止の指導・助言を行うこと。 3 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項 第7号の職務	1 水の歴史資料館の管理及び運営に関する事務を行うこと。 2 上下水道歴史的資料の収集、分類、整理及び保存を行うこと。 3 収集した上下水道歴史的資料の展示に関する事務を行うこと。 4 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項 第8号の職務	1 総合評価一般競争入札の評価に関する事務を行うこと。 2 一般競争入札の日程の管理に関する事務を行うこと。 3 電子入札の開札時の立会いを行うこと。 4 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項 第9号の職務	1 工事等の請負契約及び委託契約（以下「請負契約等」という。）に関する入札における落札候補者の参加資格確認申請書等の受理及び確認作業を行うこと。 2 請負契約等に関する入札の各案件ごとに設定される入札参加資格について原案の確認及び調整（技術審査に関するものに限る。）を行うこと。 3 請負契約等に関する入札の技術資料の審査に関すること。 4 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項	1 人材育成推進に係る施策の調査、研究等を行うこと。

第10号の職務	2 研修及びその実施体制の調査、研究等を行うこと。 3 研修の効果検証及びその履歴管理に関する調査、研究等を行うこと。 4 その他特に指示された事務进行处理すること。
第2条第1項 第11号の職務	1 局資産の管理における事務的な支援並びに指導及び助言を行うこと。 2 その他特に指示された事務进行处理すること。
第2条第1項 第12号の職務	1 用地の管理、有効活用等における事務的な支援並びに指導及び助言を行うこと。 2 その他特に指示された事務进行处理すること。
第2条第1項 第13号の職務	1 水道料金の収納における口座振替の申込みの処理に関する事務的な支援並びに指導及び助言を行うこと。 2 その他特に指示された事務进行处理すること。

別表第1第2条第1項第18号の職務の項及び第2条第1項第19号の職務の項を次のように改める。

第2条第1項 第18号の職務	1 管路センター所管工事における施工管理に係る補助を行うこと。 2 その他特に指示された事務进行处理すること。
第2条第1項 第19号の職務	1 施設部所管工事の施工管理に関する技術支援、技術指導を行うこと。 2 施設部所管工事の施工管理業務の一部を行うこと。 3 その他特に指示された事務进行处理すること。

別表第3を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第5条を次のように改める。

（労働条件の明示）

第5条 所属長は、職員を雇用するとき及び職員の雇用期間を更新するときは、第1号様式の雇用確認書（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を正副2通作成し、その正本を職員に交付することにより、その者の労働条件を明示しなければならない。

2 前項の規定により雇用確認書の交付を受けた職員は、その内容を確認し、雇用を希望するときは正副2通の雇用確認書に署名するものとする。

3 職員の雇用に際しては、所属長は、その者の雇用期間及び第3条第1項に規定する再雇用禁止期間を経過したものであることを、雇用確認書により確認しておかなければならない。

4 職員の雇用が決定された場合には、雇用確認書の正本は当該職員が、副本は所属長が、副本の写本は総務部総務課長がそれぞれ保管する。

第9条第1項中「910円」を「930円」に改め、同条第2項中「915円」を「935円」に改める。

第13条の3第2項中「名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）」を「勤務時間規程」に改める。

第17条の14第2項中「第4号の13様式」を「第20号様式」に改め、同条第3

項中「第17条第9項」を「第17条の3第9項」に改め、同条を第17条の17とし、同条の次に次の4条を加える。

(交通途絶休暇)

第17条の18 交通途絶休暇は、職免規程第2条第2号に掲げる場合に与えるものとし、当該休暇の日数又は時間は、必要と認められる日数又は時間とする。

2 職員が前項の規定に基づき交通途絶休暇を利用しようとするときは、第21号様式の交通途絶休暇簿により所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 交通途絶休暇を利用した時間に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する。

(交通機関事故休暇)

第17条の19 交通機関事故休暇は、職免規程第2条第3号に掲げる場合に与えるものとし、当該休暇の日数又は時間は、必要と認められる日数又は時間とする。

2 職員が前項の規定に基づき交通機関事故休暇を利用しようとするときは、第22号様式の交通機関事故休暇簿により所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 交通機関事故休暇を利用した時間に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する。

(現住居の滅失等休暇)

第17条の20 現住居の滅失等休暇は、職免規程第2条第4号に掲げる場合に与えるものとし、当該休暇の日数は、年度を通じて7日以内とする。

2 職員は、所属長の承認を得て、雇用期間内において1日単位で断続し、又は連続して現住居の滅失等休暇を利用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、職員は、所属長の承認を得て、雇用期間内において1日単位で断続し、若しくは連続し、又は半日ごと若しくは1時間ごとに区分して現住居の滅失等休暇を利用することができる。この場合において、1時間ごとに区分して利用する場合にあつては、1日を1単位としてあらかじめ指定し、当該1単位につきその者の1日の正規の勤務時間として割り振られた時間数の現住居の滅失等休暇を利用することができるものとし、その

利用方法については、この規程に規定するもののほか、定数内職員に係る職免規程第2条第4号の規定による職務に専念する義務の免除の例に準ずるものとする。

4 職員が第1項の規定に基づき現住居の滅失等休暇を利用しようとするときは、第23号様式の現住居の滅失等休暇簿（1日又は半日単位）又は第24号様式の現住居の滅失等休暇簿（時間単位）により所属長に申請し、その承認を得なければならない。

5 現住居の滅失等休暇を利用した時間に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する。

（骨髄等ドナー休暇）

第17条の21 骨髄等ドナー休暇は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に係る骨髄提供又は末梢血幹細胞提供（以下「提供」という。）を希望する職員が、骨髄バンクへの登録及び提供に関する検査、処置等に応ずる場合に与えるものとし、当該休暇の時間は、必要と認められる時間とする。

2 職員が前項の規定に基づき骨髄等ドナー休暇を利用しようとするときは、第25号様式の骨髄等ドナー休暇簿により、前日までに所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 骨髄等ドナー休暇を利用した日は、給与を支給しない。また、当該休暇を半日ごと又は1時間ごとに区分して利用した場合においては、当該休暇を利用した時間は、賃金を支給しない。

第17条の13第2項中「第4号の12様式」を「第19号様式」に改め、同条第3項中「第17条第9項」を「第17条の3第9項」に改め、同条を第17条の16とする。

第17条の12第2項中「第4号の11様式」を「第18号様式」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる場合に母性健康管理休暇を利用した時間は賃金を支給せず、同項第3号に掲げる場合に母性健康管理休暇を利用した時間に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する。

第17条の12を第17条の15とする。

第17条の11第1項中「第17条の6」を「第17条の9」に、「第17条の7」を「第17条の10」に改め、同条第2項中「3年の期間」を「連続する3年の期間又は要介護者のうち特別支援学校の小学部及び中学部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないものにあつては、小学校及び中学校）に在学する者の当該学校に在学する期間」に改め、同条第3項中「第4号の10様式」を「第17号様式」に改め、同条を第17条の14とする。

第17条の10第1項中「負傷、疾病又は心身の機能の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）、1親等及び2親等の親族（2親等の親族のうち、祖父母、兄弟姉妹及び孫以外の者にあつては、職員と同居している者に限る。）」を「勤務時間規程第9条の2第4項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（」に改め、同条第3項中「1単位につき8時間」を「当該1単位につきその者の1日の正規の勤務時間として割り振られた時間数」に、「通達」を「規程」に改め、同条第4項中「第4号の9様式」を「第15号様式」に、「第4号の9の2様式」を「第16号様式」に改め、同条第5項中「日は、給与を支給しない。また、当該休暇を半日ごと又は1時間ごとに区分して利用した場合においては、当該休暇を利用した時間は、賃金を支給しない」を「時間に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する」に改め、同条を第17条の13とする。

第17条の9第1項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同条第3項中「1単位につき8時間」を「当該1単位につきその者の1日の正規の勤務時間として割り振られた時間数」に、「通達」を「規程」に改め、同条第4項中「第4号の7様式」を「第13号様式」に、「第4号の8様式」を「第14号様式」に改め、同条第5項中「日は、給与を支給しない。また、当該休暇を半日ごと又は1時間ごとに区分して利用した場合においては、当該休暇を利用した時間は、賃金を支給しない」を「時間に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する」に改め、同条を第17条の12とする。

第17条の8第2項中「第4号の6の2様式」を「第12号様式」に改め、同条

を第17条の11とする。

第17条の7第2項中「第4号の6様式」を「第11号様式」に改め、同条を第17条の10とする。

第17条の6第1項中「第17条の10」を「第17条の14」に改め、同条第2項中「第4号の5様式」を「第10号様式」に改め、同条を第17条の9とする。

第17条の5第2項中「第17条第9項」を「第17条の3第9項」に改め、同条を第17条の8とする。

第17条の4第1項中「雇用期間が1月以上見込まれる」を削り、「は、定数内職員の例に準じて必要と認められる日数とする」を「については、定数内職員の例による」に改め、同条第2項中「第4号の4様式」を「第9号様式」に改め、同条第3項中「第17条第9項」を「第17条の3第9項」に改め、同条を第17条の7とする。

第17条の3第1項中「は、1回につき2日以内とする」を「については、定数内職員の例による」に改め、同条第2項中「第4号の3様式」を「第7号様式」に改め、同条第3項中「は、給与を支給しない」を「に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する」に改め、同条を第17条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(結婚休暇)

第17条の6 結婚休暇は、職員の結婚の場合に与えるものとし、当該休暇の日数については、定数内職員の例による。

2 職員が前項の規定に基づき結婚休暇を利用しようとするときは、第8号様式の結婚休暇簿により、前日までに所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 結婚休暇を利用した日に係る給与については、第17条の3第9項の規定を準用する。

第17条の2第2項中「第4号の2様式」を「第6号様式」に改め、同条を第17条の4とする。

第17条第1項及び第2項を次のように改める。

1 月以上の任期が定められ、又は1月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている者で1年間の勤務日数が47日以下

であるものを除く。)は任用開始日(1月以上の任期が定められていない職員にあっては1月以上継続勤務した日)に次表の任期及び週の勤務日数(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数)に応じた日数の年次休暇を与える。

任期	週の勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日
	1年間の勤務日数	217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下
	11月超12月以下	20日	16日	12日	8日	4日
	10月超11月以下	18日	15日	11日	7日	4日
	9月超10月以下	17日	13日	10日	7日	3日
	8月超9月以下	15日	12日	9日	6日	3日
	7月超8月以下	13日	11日	8日	5日	3日
	6月超7月以下	12日	10日	7日	5日	2日
	5月超6月以下	10日	8日	6日	4日	2日
	4月超5月以下	8日	7日	5日	3日	2日
	3月超4月以下	7日	5日	4日	3日	1日
	2月超3月以下	5日	4日	3日	2日	1日
	1月超2月以下	3日	3日	2日	1日	1日
	1月	2日	1日	1日	1日	0日

- 2 前項の規定にかかわらず、雇用期間(再雇用禁止期間が2月未満である場合には、前後の雇用期間を合算した期間とし、定数内職員又は名古屋市上下水道局再雇用嘱託員の就業について(平成14年3月29日局長通達)の適用を受ける職員(以下「定数内職員等」という。)から引き続いて職員となった場合には、定数内職員等としての在職期間を通算した期間とする。)が1年6月以上となる職員の年次休暇の日数は、次表の週の勤務日数(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては、1年間の勤務日数)に応じた日数(週の勤務日数が4日以下であり、週の勤務時間が30時間以上である職員にあっては、20日)の年次休暇を与える。

週の勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日

1年間の勤務 日数	217日 以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下
付与日数	20日	16日	12日	8日	4日

第17条第3項を削り、同条第4項中「得て、」の次に「前2項の規定により付与された年次休暇（定数内職員等から引き続き職員となった者にあつては、雇用開始日の前年度に定数内職員等として付与され、その年度に利用しなかつた年次休暇を含む。）を」を加え、「年次休暇を」を削り、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項又は第2項に規定する年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員が利用する年次休暇のうち5日について、局長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定し、断続して又は連続して若しくは半日ごとに区分して利用させる。ただし、職員が前項の規定により年次休暇（定数内職員等から引き続き職員となった者が定数内職員等であつた期間に付与されたものを含み、1時間ごとに区分して利用するものを除く。）を利用した場合においては、当該利用した日数分を5日から控除するものとする。

第17条第5項中「前項」を「第3項」に、「（1日の正規の勤務時間）」を「として割り振られた時間数（1日の正規の勤務時間として割り振られた時間数）」に改め、「得た時間」の次に「。以下同じ。」を加え、同条第6項中「第4項」を「第3項」に、「第3号様式」を「第4号様式」に、「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条第7項中「前3項」を「第3項及び前2項」に改め、同条を第17条の3とする。

第16条の2中「休暇は」の次に「、代日休暇」を、「生理休暇」の次に「、結婚休暇」を加え、「及び裁判員等休暇」を「、裁判員等休暇、交通途絶休暇、交通機関事故休暇、現住居の滅失等休暇及び骨髓等ドナー休暇」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（代日休暇）

第17条の2 代日休暇は、定数内職員の例により与えるものとする。

- 2 職員が前項の規定に基づき代日休暇を利用しようとするときは、第3号様式の代日休暇簿により所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 代日休暇を利用した時間に係る給与については、次条第9項の規定を準用する。

第18条中「第5号様式」を「第26号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

雇 用 確 認 書

様

所属長

あなたの雇用をするに当たって労働条件は次のとおりです。

雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
勤務場所		勤務形態	
職務内容			
勤務日			
給 料	1・給料 円／時 3・給与支払日	2・交通費 円／日	
休憩時間	時 分から 時 分まで		
年次休暇	1・付与日 月 日	2・付与日数	日

*留意事項

- 1 上記雇用期間満了日以降は、更新により雇用期間が延長される場合を除き、本市において引き続いて勤務することはできません。
- 2 所定勤務時間を超えて、又は所定勤務日以外の日に勤務を命ぜられることがあります。
- 3 雇用期間、勤務日数等にかかわらず昇給しません。
- 4 給与締切日は、雇用期間内における各月の末日です。
- 5 給与は、本人からの申出に基づく口座振替又は現金手渡しにて支給します。
- 6 社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによります。
- 7 公務上若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため休業した場合には、休業の期間中一定の額が支給されます。
- 8 早退又は欠勤する場合は、事前に必ずその旨を報告してください。
- 9 職務上知り得た秘密を漏らすことは禁じられます。
- 10 雇用期間中は、許可なく営利を目的とする私企業の役員となること、自ら営利を目的とする私企業を営むこと又は報酬を得て事業・事務に従事することは禁じられます。

私は、過去2月間（前雇用期間が2月未満の場合は雇用期間相当期間）、確かに名古屋市（局区室・行政委員会・公営企業を含む。）において雇用されてはおりません。また、上記の内容について確認します。

年 月 日

氏 名
(自 署)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

臨職職員番号

第5号様式中

「振休：週休日の振替えにより勤務しなかった日」

を

「振休：週休日の振替えにより勤務しなかった日

④：代日休暇（1日単位）を利用した日

（代半）：代日休暇（半日単位）を利用した日」

に、

「裁：裁判員等休暇を利用した日」

を

「裁：裁判員等休暇を利用した日

途：交通途絶休暇を利用した日

事：交通事故休暇を利用した日

（住滅）：現住居の滅失等休暇（1日単位）を利用した日

（住滅半）：現住居の滅失等休暇（半日単位）を利用した日

（住滅 h）：現住居の滅失等休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数

骨：骨髄等ドナー休暇を利用した日

を入れるものとする。)

」

に改め、同様式を第26号様式とし、第4号の13様式を第20号様式とし、同様式の次に次の5様式を加える。

第 21 号様式（第 17 条の 18 関係）

交通途絶休暇簿

年 月 日から			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
年 月 日まで								
承 認 印			整 理 者 印	本 人 印	期 間		事 由	備 考
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		

第 22 号様式（第 17 条の 19 関係）

交通機関事故休暇簿

年 月 日から			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
年 月 日まで								
承 認 印			整 理 者 印	本 人 印	期 間		事 由	備 考
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		

第 23 号様式（第 17 条の 20 関係）

現住居の滅失等休暇簿（1 日又は半日単位）

年 月 日から			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
年 月 日まで								
日数			日					
承 認 印			整 理 者 印	本 人 印	期 間		事 由	備 考
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		

第 24 号様式（第 17 条の 20 関係）

現住居の滅失等休暇簿（時間単位）

年 月 日から			(所属名)		(職員番号)		(氏名)		
年 月 日まで									
付与時間					時間	(付与日 :	年	月	日)
					時間	(付与日 :	年	月	日)
					時間	(付与日 :	年	月	日)
					時間	(付与日 :	年	月	日)
					時間	(付与日 :	年	月	日)
					時間	(付与日 :	年	月	日)
					時間	(付与日 :	年	月	日)
承 認 印			整 理 者 印	本 人 印	期 間	事 由	備 考		
					月 日	時 分から			
						時 分まで			
					月 日	時 分から			
						時 分まで			
					月 日	時 分から			
						時 分まで			
					月 日	時 分から			
						時 分まで			

第 25 号様式（第 17 条の 21 関係）

骨髄等ドナー休暇簿

年 月 日から			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
年 月 日まで								
承 認 印			整 理 者 印	本 人 印	期 間		事 由	備 考
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		
					月 日	時 分から 時 分まで		

第4号の12様式を第19号様式とし、第4号の11様式を第18号様式とし、第4号の10様式を第17号様式とし、第4号の9の2様式を第16号様式とし、第4号の9様式を第15号様式とし、第4号の8様式を第14号様式とし、第4号の7様式を第13号様式とし、第4号の6の2様式を第12号様式とし、第4号の6様式を第11号様式とし、第4号の5様式を第10号様式とし、第4号の4様式を第9号様式とし、第4号の3様式を第7号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 8 号様式（第 17 条の 6 関係）

結婚休暇簿

年 月 日から			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
年 月 日まで								
承認印			整 理 者 印	本 人 印	期 間	計	備 考	
					月 日から 月 日まで	日		

第4号の2様式を第6号様式とし、第4号様式を第5号様式とし、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第17条の2関係）

代日休暇簿

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)	
承認印			本人 印	期 日	代日休暇に代えられる超過勤務 又は休日勤務の時間	備考
				年 月 日	月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
				年 月 日	月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	
					月 日 時 分から 計 時 分 時 分まで	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号。以下「改正後規程」という。）第17条の3の規定は、施行日以後に新たに雇用する臨時的任用職員の年次休暇について適用し、施行日前に既に雇用されている臨時的任用職員の年次休暇については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の規定（第1号様式の規定を除く。）に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程の一部改正）

- 4 育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

- 5 施行日前に既に雇用されている育休臨職の年次休暇については、前項の規定による改正前の育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程第5条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第15条第1項中「、100分の20」を「100分の20、神奈川県横浜市に在勤する職員にあつては100分の16」に改める。

附則第10項第1号中「1,000分の298」を「1,000分の304」に改め、同項第2号中「100分の18」を「1,000分の186」に改め、同項第3号中「1,000分の115」を「1,000分の121」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、発布の日から施行する。

（名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 2 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の298」を「1,000分の304」に、「1,000分の236」を「1,000分の243」に、「100分の18」を「1,000分の186」に、「1,000分の113」を「100分の12」に、「1,000分の115」を「1,000分の121」に、「1,000分の46」を「1,000分の52」に改める。

- 3 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

「		「	
152, 100	170, 200	152, 100	171, 500

153, 200	171, 900	153, 200	174, 500
154, 300	173, 600	154, 300	177, 400
155, 400	175, 300	155, 400	180, 300
156, 900	177, 000	156, 900	182, 000
158, 400	178, 700	158, 400	183, 600
159, 900	180, 400	159, 900	185, 200
161, 300	182, 100	161, 300	186, 800
163, 100	183, 800	163, 100	188, 400
164, 900	185, 500	164, 900	190, 000
166, 700	187, 200	166, 700	191, 600
168, 500	188, 900	168, 500	193, 200
170, 200	190, 600	171, 500	194, 800
171, 900	192, 300	174, 500	196, 400
173, 600	194, 000	177, 400	198, 000
175, 300	195, 700	180, 300	199, 600
176, 900	197, 400	181, 900	201, 200
178, 400	199, 100	183, 500	202, 800
179, 900	200, 800	185, 000	204, 400
181, 400	202, 500	186, 500	206, 000
182, 600	204, 200	187, 500	207, 600
183, 800	205, 900	188, 500	209, 200
185, 000	207, 600	189, 500	210, 800
186, 200	209, 300	190, 400	212, 400
187, 400	211, 000	191, 400	214, 000

附則別表第 1 中

188, 600	212, 700	を	192, 400	215, 600	に
189, 800	214, 400		193, 400	217, 200	
191, 000	216, 100		194, 300	218, 800	
192, 200	217, 800		195, 300	220, 400	
193, 400	219, 500		196, 300	222, 000	
194, 600	221, 200		197, 300	223, 600	
195, 800	222, 900		198, 200	225, 200	
197, 000	224, 600		199, 200	226, 800	
198, 200	226, 300		200, 200	228, 400	
199, 400	228, 000		201, 200	230, 000	
200, 500	229, 700		202, 100	231, 600	
201, 700	231, 400		203, 100	233, 200	
202, 900	233, 100		204, 100	234, 800	
204, 000	234, 800		205, 100	236, 400	
205, 100	236, 500		206, 000	238, 000	
206, 200	238, 200		207, 000	239, 600	
207, 300	239, 900		208, 000	241, 200	
208, 300	241, 600		208, 900	242, 800	
209, 300	243, 300		209, 800	244, 400	
210, 400	245, 100		210, 800	246, 000	
211, 400	246, 800		211, 800	247, 600	
212, 400	248, 500		212, 700	249, 200	
213, 400	250, 200		213, 600	250, 800	
214, 400	251, 900		214, 600	252, 400	

215, 400	253, 600	215, 600	254, 000
216, 400	255, 300	216, 500	255, 600
217, 400	257, 000	217, 400	257, 200
218, 300	258, 700	218, 300	258, 800
219, 100	260, 300	219, 100	260, 400
219, 900	261, 900	219, 900	262, 000

」

」

改める。

「

147, 700	170, 200
148, 800	171, 900
149, 900	173, 600
150, 900	175, 300
152, 100	177, 000
153, 200	178, 700
154, 300	180, 400
155, 400	182, 100
156, 900	183, 800
158, 400	185, 500
159, 900	187, 200
161, 300	188, 900
163, 100	190, 600
164, 900	192, 300
166, 700	194, 000
168, 500	195, 700

「

147, 700	171, 500
148, 800	174, 500
149, 900	177, 400
150, 900	180, 300
152, 100	182, 000
153, 200	183, 600
154, 300	185, 200
155, 400	186, 800
156, 900	188, 400
158, 400	190, 000
159, 900	191, 600
161, 300	193, 200
163, 100	194, 800
164, 900	196, 400
166, 700	198, 000
168, 500	199, 600

附則別表第 2 中

170, 200	197, 400		171, 500	201, 200
171, 900	199, 100		174, 500	202, 800
173, 600	200, 800		177, 400	204, 400
175, 300	202, 500		180, 300	206, 000
176, 900	204, 200		181, 900	207, 600
178, 400	205, 900		183, 500	209, 200
179, 900	207, 600		185, 000	210, 800
181, 400	209, 300		186, 500	212, 400
182, 600	211, 000		187, 500	214, 000
183, 800	212, 700		188, 500	215, 600
185, 000	214, 400		189, 500	217, 200
186, 200	216, 100	を	190, 400	218, 800
187, 400	217, 800		191, 400	220, 400
188, 600	219, 500		192, 400	222, 000
189, 800	221, 200		193, 400	223, 600
191, 000	222, 900		194, 300	225, 200
192, 200	224, 600		195, 300	226, 800
193, 400	226, 300		196, 300	228, 400
194, 600	228, 000		197, 300	230, 000
195, 800	229, 700		198, 200	231, 600
197, 000	231, 400		199, 200	233, 200
198, 200	233, 100		200, 200	234, 800
199, 400	234, 800		201, 200	236, 400
200, 500	236, 500		202, 100	238, 000

に

201, 700	238, 200		203, 100	239, 600
202, 900	239, 900		204, 100	241, 200
204, 000	241, 600		205, 100	242, 800
205, 100	243, 300		206, 000	244, 400
206, 200	245, 100		207, 000	246, 000
207, 300	246, 800		208, 000	247, 600
208, 300	248, 500		208, 900	249, 200
209, 300	250, 200		209, 800	250, 800
210, 400	251, 900		210, 800	252, 400
211, 400	253, 600		211, 800	254, 000
212, 400	255, 300		212, 700	255, 600
213, 400	257, 000		213, 600	257, 200
214, 400	258, 700		214, 600	258, 800
215, 400	260, 300		215, 600	260, 400
216, 400	261, 900		216, 500	262, 000
		」		」

改める。

（名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 4 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を改正する規程（平成30年名古屋市上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程第2条第2項の改正規定中「1,000分の725」を「「1,000分の725」」に、「1,000分の625」を「「1,000分の625」」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年
名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第15条第6項中「100分の20」を「100分の40」に改める。

附則第2条年齢別最低給料表中「154,900円」を「156,100円」に、
「202,100円」を「203,100円」に改める。

別表第6昇格時号給対応表ア企業職給料表(1)を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表（第8条関係）

ア 企業職給料表（1）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	25	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	26	35
42	36	14	38	41	31	42	26	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

45	39	17	41	44	34	45	27	37
46	40	18	42	45	35	46	27	37
47	41	19	43	46	36	47	27	37
48	42	20	44	47	37	48	28	38
49	43	21	45	48	38	49	28	38
50	44	22	46	49	39	50	28	38
51	45	23	47	50	40	51	28	39
52	46	24	48	51	41	52	28	39
53	47	25	49	52	42	53	29	39
54	47	26	50	53	43	54	29	40
55	48	27	51	54	44	55	29	40
56	48	28	52	55	45	56	29	40
57	49	29	53	56	46	57	30	41
58	49	30	54	57	47	58	30	41
59	50	31	55	58	48	59	30	41
60	50	32	56	59	49	60	30	42
61	51	33	57	60	50	61	31	42
62	51	34	58	61	50	62	31	
63	52	35	59	62	51	63	31	
64	52	36	60	63	51	64	31	
65	53	37	61	64	52	65	32	
66	53	38	62	65	52	66	32	
67	54	39	63	66	53	67	32	
68	54	40	64	67	53	68	32	
69	55	41	65	68	54	69	33	
70	55	41	66	69	54	70	33	
71	56	42	67	70	55	71	33	
72	56	42	68	71	55	72	34	
73	57	43	69	72	56	73	34	
74	57	43	70	72	56	74	34	
75	58	44	71	73	57	75	35	
76	58	44	72	73	57	76	35	
77	59	45	73	74	58	77	35	
78	59	45	74	74	58	78	36	
79	59	46	75	75	59	79	36	
80	60	46	76	75	59	80	36	
81	60	47	77	76	60	81	37	
82	60	47	78	77	60	82		
83	61	48	79	78	61	83		
84	61	48	80	79	61	84		
85	61	49	81	80	62	85		
86	62	49	82	81	62	86		
87	62	49	83	82	63	87		
88	62	50	84	83	63	88		
89	63	50	85	84	64	89		
90	63	50	86	85	64			
91	63	51	87	86	65			

92	63	51	88	87	65			
93	64	51	89	88	66			
94	64	52	90	89	67			
95	64	52	91	90	68			
96	64	52	92	91	69			
97	65	53	93	92	70			
98		53	94	93	71			
99		53	95	94	72			
100		54	96	95	73			
101		54	97	96	74			
102		54	98	97	75			
103		55	99	98	76			
104		55	100	99	77			
105		55	101	100	78			
106		56	102	101	79			
107		56	103	102	80			
108		56	104	103	81			
109		57	105	104	82			
110		57	106	105	83			
111		57	107	106	84			
112		57	108	107	85			
113		57	109	108	86			
114		58	110	108	87			
115		58	111	109	88			
116		58	112	109	89			
117		58	113	110	90			
118		58	114	110	91			
119		59	115	111	92			
120		59	116	111	93			
121		59	117	112	94			
122		59		113	95			
123		59		114	96			
124		60		115	97			
125		60		116	98			
126		60		117	99			
127		60		118	100			
128		60		119	101			
129		61		120	102			
130		61		121	103			
131		61		122	104			
132		61		123	105			
133		61		124	106			
134		62		125				
135		62		126				
136		62		127				
137		62		128				
138		62		129				

139		63		130				
140		63		131				
141		63		132				
142		63		132				
143		63		133				
144		64		133				
145		64		133				
146				133				
147				133				
148				133				
149				133				
150				133				
151				133				
152				133				
153				133				
154				133				
155				133				
156				133				
157				133				

別表第6の2降格時号給対応表ア企業職給料表(1)を次のように改める。

別表第6の2 降格時号給対応表（第10条関係）

ア 企業職給料表（1）

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	29	5	5	13	1	1	1
2	9	30	6	5	13	2	2	2
3	9	31	7	5	14	3	3	3
4	10	32	8	5	15	4	4	4
5	11	33	9	6	16	5	5	5
6	12	34	10	7	17	6	6	6
7	13	35	11	8	18	7	7	7
8	14	36	12	9	19	8	8	8
9	15	37	13	10	20	9	9	9
10	16	38	14	11	21	10	10	10
11	17	39	15	12	22	11	11	11
12	18	40	16	13	23	12	12	12
13	19	41	17	14	24	13	13	13
14	20	42	18	15	25	14	14	14
15	21	43	19	16	26	15	15	15
16	22	44	20	17	27	16	16	16
17	23	45	21	18	28	17	18	17
18	24	46	22	19	29	18	20	18
19	25	47	23	20	30	19	22	19
20	26	48	24	21	31	20	24	20
21	27	49	25	22	32	21	26	21
22	28	50	26	23	33	22	28	22
23	29	51	27	24	34	23	30	23
24	30	52	28	25	35	24	32	24
25	31	53	29	26	36	25	37	25
26	32	54	30	27	37	26	42	26
27	33	55	31	28	38	27	47	27
28	34	56	32	29	39	28	52	28
29	35	57	33	30	40	29	56	30
30	36	58	34	31	41	30	60	32
31	37	59	35	32	42	31	64	34
32	38	60	36	33	43	32	68	36
33	39	61	37	34	44	33	71	38
34	40	62	38	35	45	34	74	40
35	41	63	39	36	46	35	77	42
36	42	64	40	37	47	36	80	44
37	43	65	41	38	48	37	81	47
38	44	66	42	39	49	38	81	50
39	45	67	43	40	50	39	81	53
40	46	68	44	41	51	40	81	56
41	47	70	45	42	52	41	81	59
42	48	72	46	43	53	42	81	61
43	49	74	47	44	54	43	81	61
44	50	76	48	45	55	44	81	61

45	51	78	49	46	56	45	81	61
46	52	80	50	47	57	46	81	61
47	54	82	51	48	58	47	81	61
48	56	84	52	49	59	48	81	61
49	58	87	53	50	60	49	81	61
50	60	90	54	51	62	50	81	61
51	62	93	55	52	64	51	81	61
52	64	96	56	53	66	52	81	61
53	66	99	57	54	68	53	81	61
54	68	102	58	55	70	54	81	61
55	70	105	59	56	72	55	81	61
56	72	108	60	57	74	56	81	61
57	74	113	61	58	76	57	81	61
58	76	118	62	59	78	58	81	61
59	79	123	63	60	80	59	81	61
60	82	128	64	61	82	60	81	61
61	85	133	65	62	84	61	81	61
62	88	138	66	63	86	62		
63	92	143	67	64	88	63		
64	96	145	68	65	90	64		
65	97	145	69	66	92	65		
66	97	145	70	67	93	66		
67	97	145	71	68	94	67		
68	97	145	72	69	95	68		
69	97	145	73	70	96	69		
70	97	145	74	71	97	70		
71	97	145	75	72	98	71		
72	97	145	76	74	99	72		
73	97	145	77	76	100	73		
74	97	145	78	78	101	74		
75	97	145	79	80	102	75		
76	97	145	80	81	103	76		
77	97	145	81	82	104	77		
78	97	145	82	83	105	78		
79	97	145	83	84	106	79		
80	97	145	84	85	107	80		
81	97	145	85	86	108	81		
82	97	145	86	87	109	82		
83	97	145	87	88	110	83		
84	97	145	88	89	111	84		
85	97	145	89	90	112	85		
86	97	145	90	91	113	86		
87	97	145	91	92	114	87		
88	97	145	92	93	115	88		
89	97	145	93	94	116	89		
90	97	145	94	95	117	89		
91	97	145	95	96	118	89		

92	97	145	96	97	119	89		
93	97	145	97	98	120	89		
94	97	145	98	99	121	89		
95	97	145	99	100	122	89		
96	97	145	100	101	123	89		
97	97	145	101	102	124	89		
98	97	145	102	103	125			
99	97	145	103	104	126			
100	97	145	104	105	127			
101	97	145	105	106	128			
102	97	145	106	107	129			
103	97	145	107	108	130			
104	97	145	108	109	131			
105	97	145	109	110	132			
106	97	145	110	111	133			
107	97	145	111	112	133			
108	97	145	112	114	133			
109	97	145	113	116	133			
110	97	145	114	118	133			
111	97	145	115	120	133			
112	97	145	116	121	133			
113	97	145	117	122	133			
114	97	145	118	123				
115	97	145	119	124				
116	97	145	120	125				
117	97	145	121	126				
118	97	145	121	127				
119	97	145	121	128				
120	97	145	121	129				
121	97	145	121	130				
122	97		121	131				
123	97		121	132				
124	97		121	133				
125	97		121	134				
126	97		121	135				
127	97		121	136				
128	97		121	137				
129	97		121	138				
130	97		121	139				
131	97		121	140				
132	97		121	142				
133	97		121	143				
134	97		121					
135	97		121					
136	97		121					
137	97		121					
138	97		121					

139	97		121					
140	97		121					
141	97		121					
142	97		121					
143	97		121					
144	97		121					
145	97		121					
146			121					
147			121					
148			121					
149			121					
150			121					
151			121					
152			121					
153			121					
154			121					
155			121					
156			121					
157			121					

別表第7昇給号給数表中 「

6
4

」 を 「

5
3

」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 施行日の前日現に企業職給料表(1)の職務の級5級に在級する職員を施行日以後新たに同表の職務の級6級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の号給については、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後規程」という。）別表第6の規定にかかわらず、この規程による改正前の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正前規程」という。）別表第6の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

- 3 施行日の前日現に企業職給料表(1)の職務の級5級に在級する職員を施行日以後新たに同表の職務の級4級以下の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給については、改正後規程別表第6の2の規定にかかわらず、改正前規程別表第6の2の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

(平成34年度の昇給日における昇給の特例)

- 4 平成34年度の昇給日における昇給については、改正後規程第15条第1項中「昇給日の属する年度の前年度をいう。以下同じ」とあるのは「平成31年度から平成33年度までをいう」と、同条第2項中「勤務成績判定期間」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と読み替えて同条の規定を適用する。

(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 5 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「178,400円」を「183,500円」に、「171,900円」を「174,500円」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 29 日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

附則第 2 項中「の職に係る」を「の職にある職員に支給する」に改める。

附則第 3 項中「の職に係る」を「の職にある職員（別に定める職員に限る。）に支給する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正）

2 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第10号中「第35条第 1 項第 1 号」を「第35条第 1 号」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「省令別表」を「同様式別表」に改める。

第17条第1号中「指定給水装置工事事業者を指定」を「指定を」に改め、同条第3号中「指定給水装置工事事業者の」を削る。

第1号様式中「平成 年」を「年」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「平成」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

(名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨公示する。

第22条第1項第1号中「指定排水設備工事店の」を削り、同項第2号及び同項第3号を次のように改める。

(2) 第7条第3項の規定により指定排水設備工事店から事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

(3) 第8条の規定により指定を取り消し、又は第9条の規定により指定の効力を停止したとき。

第22条第1項第4号及び第5号を削る。

第1号様式及び第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式中「平成」を削る。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「平成」を削る。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第9号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「平成」を削る。

第10号様式、第11号様式及び第13号様式から第15号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び第2条の規定による改正前の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定により調製されている用紙でなお残量のあるものについては、第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（以下これらを併せて「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすように修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第41条の次に次の 1 条を加える。

（行為の許可の申請）

第41条の 2 条例第20条の 2 の申請書は、第18号様式によらなければならない。

第18号様式を次のように改める。

物件設置許可申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市上下水道局長

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

公共下水道の排水施設に物件を設置する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	
設 置 目 的	
設置面積又は 設 置 延 長	
物 件 の 内 容	
設 置 種 類	固着 ・ 突出 ・ 横断 ・ 縦断 ・ 地下への設置 （該当のものを○で囲むこと）
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 者	住 所 氏 名 ㊞ 電 話
添 付 図 書	1 付近の見取図 2 平面図 3 断面図 4 物件構造の詳細図
備 考	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)
- 2 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。
第34条中「第35条第1項」を「第35条」に改める。
第18号様式（その1）中「第35条第1項」を「第35条」に改め、同様式（その2）中「第 条第 項」を「第 条」に改める。
- 3 この規程の施行の際、現に前項の規定による改正前の名古屋市水道給水条例施行規程の規定により調製されている用紙でなお残量のあるものは、同項の規定による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

名古屋市交通局告示第4号

なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

なごや観光ルートバスの運行にあたって、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行し、なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類を次のように定めます。なお、なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（平成26年名古屋市交通局告示第3号）は、平成31年3月31日限り廃止します。

平成31年3月28日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

- 1 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行します。

- (1) 乗車券の名称

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット

- (2) 料金

ア 大人 500円

イ 小児 250円

- (3) 有効期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

- (4) 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

(5) 使用条件

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

(6) 発行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(7) 料金の払戻し

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの払戻しは行いません。

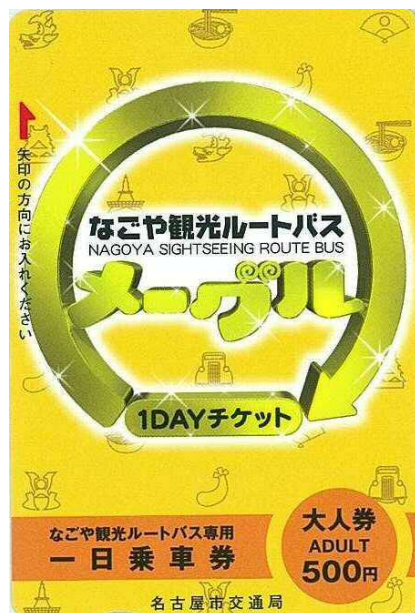
(8) 不正使用

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

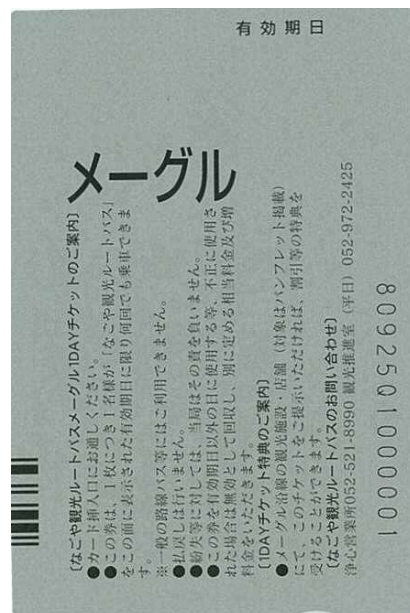
(9) 様式

ア 大人券

(表)



(裏)

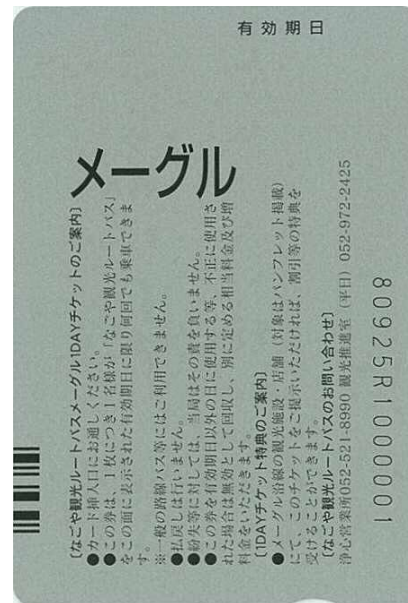


イ 小児券

(表)



(裏)



- 2 前項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普通券	普通券
カード乗車券	I Cカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無料乗車券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

3 その他

平成24年名古屋市交通局告示第7号、平成25年名古屋市交通局告示第3号及び平成26年名古屋市交通局告示第3号により発行されたなごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、この告示により発行されたものとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第5号

名古屋市交通局営業所の名称及び位置についての一部改正について

名古屋市交通局営業所の名称及び位置について（平成19年名古屋市交通局告示第4号）の一部を、平成31年4月1日から次のように改正します。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

表中

「 浄心営業所 楠分所 」	を	「 楠営業所 」	に、
「 猪高営業所 御器所分所 」	を	「 御器所営業所 」	に改めます。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第3号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

「電車施設課

第2条中「駅務係」を「計画係」に改め、
整備係及び改良係
駅務機器係」

「猪高営業所御器所分所」を削る。

第3条営業本部営業統括部営業課審査統計係の項第3号中「定期券発行機器」を「乗車券機器等」に改め、同本部電車部運輸課管理係の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1項ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理（特に重要な整備又は工事を伴う整備に係るものに限る。）に関すること。

第3条営業本部電車部駅務課駅務係の項を次のように改める。

計 画 係

- (1) 高速電車の駅業務の計画に関すること。
- (2) 高速電車の運輸統計に関すること。
- (3) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理（運輸課管理係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る駅務区及び運転区との連絡調整に関すること。
- (5) 駅の案内表示に関すること。
- (6) 料金及び乗車券機器等の使用方法の案内表示に関すること。

(7) 駅務区の事務の連絡調整に関すること。

(8) 課内他係に属しないこと。

第3条営業本部電車部電車施設課の項を削る。

第5条の見出し中「副長」の次に「、参事」を加え、同条第2項中「局に局付部長」を「本部に参事」に改め、同条第3項中「局付理事」の次に「、局付参事」を加える。

第14条の2の表名城線南部駅務区の部名古屋大学管区駅担当の項中「、瑞穂運動場東」を削り、同表鶴舞線駅務区の部上前津管区駅担当の項中「、庄内緑地公園」を削る。

第17条第2項の表名城線運転区の項中「砂田橋」の次に「、瑞穂運動場東」を加え、同表鶴舞線運転区の項中「赤池」を「庄内緑地公園、赤池」に改める。

第21条の見出し中「及び分所」を削り、同条第1項及び第2項中「及び猪高営業所御器所分所」を削り、同条第3項中「猪 高営業所」を「猪 高営業所
御器所営業所」に改める。

第22条の見出し中「、分所長」及び「、副分所長」を削り、同条第2項を削る。

第23条第1項中「、分所長」及び「、副分所長」を削る。

第24条中「及び分所長」を削る。

第25条の見出し中「及び分所長」を削り、同条第2項を削る。

第49条中「施設係」を「施設係
施設改良係」に改める。

第50条施設係の項第1号中「関連施設」の次に「（施設改良係の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

施設改良係

(1) 駅務区及び運転区に係る建築施設及び関連施設の改良、保修計画及び施行に関すること。

(2) 前号に定める建築施設及び関連施設の保守、管理に関すること。

附則第2項中「局付部長」を「参事」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(高速電車係員規程の一部改正)

第2条 高速電車係員規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中 「計画係長
「駅務係長 計画係員
駅務係員」 を 指導係長
指導係員」

に改める。

第5条の2中「駅務係長」を「計画係長」に改める。

第5条の3中「駅務係員」を「計画係員」に、「駅務係長」を「計画係長」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第5条の4 指導係長は、駅務課長の命を受け、これを補佐するとともに駅務現業係員の服務指導及び接遇に関する業務を処理し、所属係員を指揮監督する。

第5条の5 指導係員は、指導係長の指揮を受け、駅務現業係員の服務指導及び接遇に関する業務に従事する。

第49条第1項中 「施設係員
施設改良係長
施設改良係員」 を 営繕主任
に改める。

第52条中「施設係長は、」を「施設係長及び施設改良係長は、それぞれ」に改める。

第53条中「施設係長」の次に「又は施設改良係長」を加える。

第54条中「施設係員は、」を「施設係員及び施設改良係員は、それぞれ」に改め、「施設係長」の次に「又は施設改良係長」を加える。

(乗車料取扱不正防止調査委員会規程の一部改正)

第3条 乗車料取扱不正防止調査委員会規程（昭和24年交通局達第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び分所」を削る。

第3条第2項中「又は分所長」を削り、同条第3項中「又は副分所長」及び「又は分所」を削る。

（高速度鉄道自主保安監査規程の一部改正）

第4条 高速度鉄道自主保安監査規程（平成9年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表電車部長の部駅務課長の項中「駅務係長」を「計画係長」に改め、「旅客業務」の次に「及び旅客施設」を加え、同部電車施設課長の項を削る。

（名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正）

第5条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、所属する本部、部及び」を「及び所属する」に改め、同条第3項中「、副分所長の補職名は局、所属する公所の名を冠した名称とし」を削り、同条第4項中「局付部長の補職名は交通局付部長とし」を「参事の補職名は局及び所属する本部の名を冠した参事の名称とし」に改め、「部、」を削り、同条第5項中「理事とし」の次に「、局付参事の補職名は交通局付参事とし」を加え、同条第6項中「前4項」を「前5項」に改める。

（出勤簿処理規程の一部改正）

第6条 出勤簿処理規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び分所」を削る。

（自動車係員服務規程の一部改正）

第7条 自動車係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「分所長」及び「副分所長」を削り、同条第2号中「分所長」を削る。

第24条（見出しを含む。）中「及び分所長」を削る。

第25条の見出し中「及び副分所長」を削り、同条中「及び副分所長」及び「又は分所長」を削る。

第26条及び第27条中「、副分所長」を削る。

第36条（見出しを含む。）中「及び分所長」を削る。

第37条中「又は分所長」を削る。

（高速電車係員服務規程の一部改正）

第8条 高速電車係員服務規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「駅務係長」を「計画係長」に、

「第2節の3 駅務係員（第17条の4・第17条の5）」を

「第2節の3 計画係員（第17条の4・第17条の5）」

第2節の4 指導係長（第17条の6・第17条の7）に改める。

第2節の5 指導係員（第17条の8・第17条の9）」

第2章第2節の2の節名、第17条の2及び第17条の3中「駅務係長」を「計画係長」に改める。

第2章第2節の3の節名中「駅務係員」を「計画係員」に改める。

第17条の4及び第17条の5中「駅務係員」を「計画係員」に、「駅務係長」を「計画係長」に改める。

第2章第2節の3の次に次の2節を加える。

第2節の4 指導係長

（服務の基本）

第17条の6 指導係長は、駅務課長の命を受け、これを補佐するとともに所属係員を指揮監督し、駅務現業係員の服務指導及び接遇に関する業務を処理しなければならない。

（服務要領）

第17条の7 指導係長は、常に駅務現業係員の服務を把握し、駅務と乗客輸送の円滑を期さなければならない。

第2節の5 指導係員

（服務要領）

第17条の8 指導係員は、指導係長の指揮を受け、駅務現業係員の服務指導及び接遇に関する業務を処理しなければならない。

（準用規定）

第17条の9 指導係員の服務については、指導係長の服務に関する規定を

準用する。

(技術係員服務規程の一部改正)

第9条 技術係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「施設係長」の次に「及び施設改良係長」を、「施設係員」の次に「及び施設改良係員」を加える。

第5章第3節の節名を次のように改める。

第3節 施設係長及び施設改良係長

第129条中「施設係長」の次に「及び施設改良係長（以下この節、次節及び第6節において「施設係長等」という。）」を加える。

第130条から第136条までの規定中「施設係長」を「施設係長等」に改める。

第137条中「施設係長」を「施設係長等」に、「しなげればならない」を「しなげればならない」に改める。

第138条中「施設係長」を「それぞれ所属係長」に改める。

第139条中「施設係長」を「施設係長等」に改める。

第5章第5節の節名を次のように改める。

第5節 施設係員及び施設改良係員

第140条中「施設係員」の次に「及び施設改良係員（以下この節及び第8節において「施設係員等」という。）」を加え、「施設係長」を「それぞれ所属係長」に改める。

第141条中「施設係員」を「施設係員等」に、「施設係長」を「それぞれ所属係長」に改める。

第142条中「施設係員」を「施設係員等」に改める。

第143条から第145条までの規定中「施設係員」を「施設係員等」に、「施設係長」を「それぞれ所属係長」に改める。

第147条中「施設係長」を「施設係長等」に改める。

第151条中「施設係員」を「施設係員等」に改める。

(乗務員等組長規程の一部改正)

第10条 乗務員等組長規程（平成6年名古屋市交通局管理規程第12号）の

一部を次のように改正する。

第 1 条中「、分所」を削り、同条の表中

「		「	
営業所及び 分所	を	営業所	に改め、

同表駅務区の部名城線南部の項中「17組」を「16組」に改め、同部鶴舞線の項中「16組」を「15組」に改める。

第 4 条中「、分所長」を削る。

(名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正)

第 11 条 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和 50 年名古屋市交通局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「			を
	猪 高営業所 御器所分 所	分 所 長	副分所長	
」				

「				に改める。
御器所営業所	所 長	副 所 長		
」				

(管理職手当支給規程の一部改正)

第 12 条 管理職手当支給規程（昭和 42 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職の欄中「局付部長」を「参事及び局付参事」に改め、「、分所」を削る。

(名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第 13 条 名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の実施細目に関する規程（平成 13 年名古屋市交通局管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「及び分所」を削る。

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第14条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第3項中「及び分所、各駅並びに」を「、各駅及び」に改める。

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正)

第15条 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第2号中「及び分所」を削る。

(乗合自動車内乗車料金取扱規程の一部改正)

第16条 乗合自動車内乗車料金取扱規程（平成6年名古屋市交通局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は分所長」を削る。

(乗合自動車内発売乗車券等取扱規程の一部改正)

第17条 乗合自動車内発売乗車券等取扱規程（昭和57年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は分所長」を削る。

(高速電車運転取扱規程の一部改正)

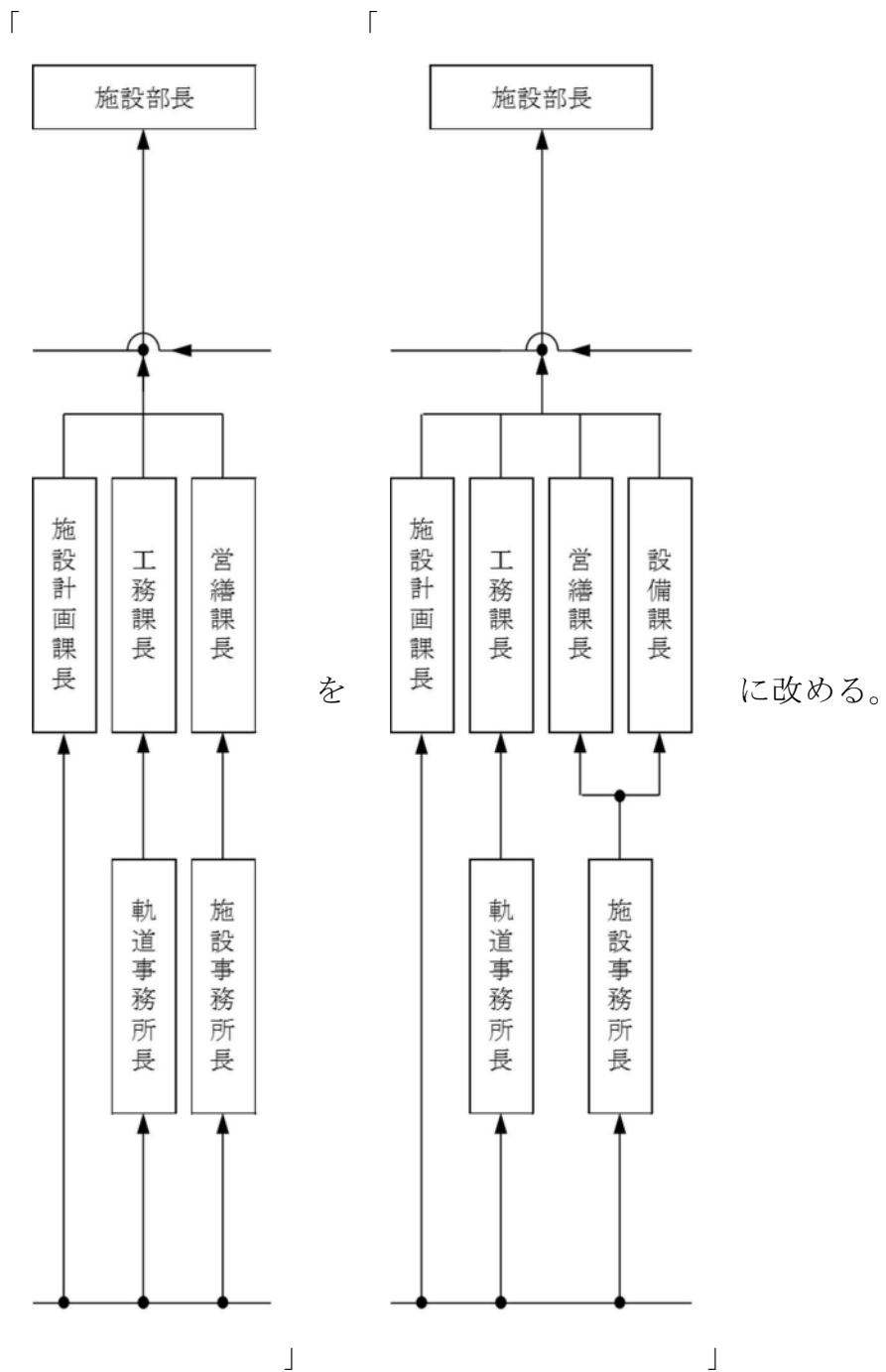
第18条 高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「施設係長」の次に「、施設改良係長」を加える。

(高速電車事故対策手続規程の一部改正)

第19条 高速電車事故対策手続規程（昭和48年名古屋市交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別図1中



別図 2 中

「	電車班（班長；運転管理者）※ 運輸課、駅務課、電車施設課、電車運転課、 運転指令室、各駅務区、各運転区	
		を
	自動車班（班長；管理課長）※ 管理課、自動車施設課、自動車運転課、 自動車車両課、各営業所、 猪高営業所御器所分所	
」		
「	電車班（班長；運転管理者）※ 運輸課、駅務課、電車運転課、運転指令室、 各駅務区、各運転区	
		に、
	自動車班（班長；管理課長）※ 管理課、自動車施設課、自動車運転課、 自動車車両課、各営業所	
」		
「	営繕班（班長；営繕課長） 営繕課、施設事務所	を
「	営繕班（班長；営繕課長） 営繕課、設備課、施設事務所	に改める。
」		

別表第2 電車班の項中「電車施設課」を「電車運転課」に改め、同表自動車班の項中「猪高営業所御器所分所」及び「（猪高営業所御器所分所を含む。）」を削り、同表営繕班の項中「営繕課」を「営繕課
設備課」に改める。

（割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部改正）

第20条 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表共通一日乗車券の項中「並びに各営業所及び分所」を

「及び各営業所」に改める。

(拾得物取扱規程の一部改正)

第 2 1 条 拾得物取扱規程（昭和 3 0 年名古屋市交通局管理規程第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「（分所を含む。以下同じ。）」を削る。

名古屋市交通局管理規程第4号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第1条中「、副分所長」を削る。

別表第1次長の欄第1号から第4号までの規定中「部長」の次に「及び参事」を加え、同欄第5号及び第6号を次のように改める。

5及び6 削除

別表第1次長の欄第17号中「以下の」を「を超える」に改め、同欄第18号ただし書を削り、同表主管部長の欄第6号中「4,500万円」を「9,000万円」に改め、同号ただし書中「900万円」を「3,000万円」に改め、同表主管課長の欄第8号中「1,800万円」を「4,500万円」に改め、同号ただし書中「600万円」を「900万円」に改める。

別表第2第8号中「、営業所長及び分所長」を「及び営業所長」に改め、同表第9号及び第10号中「及び分所長」を削り、同表第18号及び第19号中「、営業所長及び分所長」を「及び営業所長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 5 号

交通局職員のサービスの宣誓実施規程（昭和 29 年名古屋市交通局管理規程第 30 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 2 条を次のように改める。

（任命権者の定める職員）

第 2 条 条例第 2 条の規定による任命権者の定める職員は、人事担当課長とする。ただし、人事担当課長に差し支えがあるときは、局長のあらかじめ指定する職員に代理させることができる。

第 3 条及び第 4 条中「上級の公務員」を「人事担当課長」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第6号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「と絶」を「途絶」に改め、同条第9号の2及び第9号の2の2を次のように改める。

(9) の2 勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号。以下「勤務時間規程」という。）第16条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話 1年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内（勤務時間細目規程第5条第1項に規定する職員にあっては、半日又は時間単位に区分して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位に区分して免除される場合にあっては1日を1単位とし、1単位につき1日の正規の勤務時間に相当する時間（1時間に満たない端数がある場合は1時間に満たしめる。）免除されることができるものとする。）

(9) の2の2 要介護者の介護 介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間又は要介護者のうち特別支援学校の小学部及び中学部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないもの）にあっては、小学校及び中学校）に在学する者の当該学校に在学する期間（当該要介護者に係る勤務時間規程第16条の2に規定する介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において正規の勤務時間の始め又は終りに1日を通じて2時間

以内でそれぞれ必要と認められる時間

(勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

勤務別	1週間の正規の勤務時間	出勤時刻	退勤時刻	週休日	休憩時間	仮眠時間
普通勤務	38時間45分	午前8時45分 (別に定める職員にあっては別に定める時間)	午後5時30分 (別に定める職員にあっては別に定める時間)	日曜日及び土曜日	午後0時から午後1時まで (別に定める職員にあっては別に定める時間)	
		午前8時30分 (別に定める職員にあっては別に定める時間)	午後5時15分 (別に定める職員にあっては別に定める時間)			
	40時間	午前8時30分 (別に定める職員にあっては別に定める時間)	午後5時30分 (別に定める職員にあっては別に定める時間)	4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日	午後0時から午後1時まで (別に定める職員にあっては別に定める時間)	

特殊勤務	隔日交替制勤務	40時間	原則として、出勤時刻は午前9時、退勤時刻は翌日午前9時とし、別に定める勤務割表による。	4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日（別に定める職員にあっては別に定める日）	勤務時間の途中に2時間	勤務時間の途中に継続4時間以上
		38時間45分	原則として1日実働7時間45分とし、別に定める勤務割表による。	4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日	勤務時間の途中に1時間（別に定める職員にあっては45分）	
	特殊日勤	40時間	原則として1日実働8時間とし、別に定める勤務割表による。	4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日（別に定める職員にあっては別に定める日）	勤務時間の途中に45分（別に定める職員にあっては1時間）	

第3条 勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 職員 名古屋市交通局に常時勤務する企業職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。

第3条に次の1項を加える。

- 2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の週休日は別に定める。

第14条第1項を削り、同条第2項中「その年次」を「その年度」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第15条を次のように改める。

第15条 職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の年次休暇は、1年度につき、20日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる者のその年度の年次休暇は、次のとおりとする。

その者の当該年度における在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	6日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	11日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	16日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年末満の期間	20日

- 2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し、1年度につき20日を超えない範囲内で別に定める日数とする。
- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、5月以降において新たに職員とな

った者のうち、採用日の前日において若年嘱託職員就業規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第３３号。以下「若年嘱託規程」という。）の適用を受ける職員であったもの（以下「若年嘱託経験者」という。）のその年度の年次休暇は、次のとおりとする。

採用月	休暇日数	採用月	休暇日数	採用月	休暇日数
５月	２０日	９月	２０日	１月	２０日
６月	２０日	１０月	２０日	２月	１９日
７月	２０日	１１月	２０日	３月	１９日
８月	２０日	１２月	２０日		

- ４ 若年嘱託経験者に対する第１項及び前項の規定の適用に当たり、採用日の属する年度の初日において、若年嘱託規程の規定により付与された年次休暇があるときは、当該年次休暇のうち採用日までに利用した日数を、前項に規定する年次休暇の日数から減ずるものとする。
- ５ 前４項の規定により付与された年次休暇のうち当該年度に利用しなかった日数があるときは、その日数を次の年度に限って利用することができる。
- ６ 若年嘱託経験者が、採用日の属する年度の前の年度において若年嘱託規程の規定により付与され採用日までに利用しなかった年次休暇のうち、同規程の規定により採用日の属する年度に利用することができる日数は、当該年度に限って利用することができる。

第１６条の３第２項中「１年」を「１年度」に改め、「年次及び」を削る。

第１７条中「（昭和２５年法律第２６１号）」を削る。

（勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第４条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条の５の次に次の１条を加える。

（休憩時間）

第１条の６ 規程別表第１特殊勤務の部特殊日勤の款４０時間の項休憩時間の欄に定める「別に定める職員」とは、閉庁職場に勤務する職員及び開庁職場に勤務する運輸職員以外の職員とする。

第５条に次の１項を加える。

9 第5項から第7項までの規定に基づいて取得した年次休暇が付与日から1年以内において5日（時間年休を含まず、規程第14条第3項に規定する半日に区分して利用する年次休暇及び繰越分を含む。）に満たないことが見込まれる場合は、その満たない日数について、所属長は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、規程第15条第1項から第3項までの規定により年次休暇が10日以上付与された場合に限る。

第5条の2第1項中「（第7号に掲げる職員にあっては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項第6号に規定する市長が特に必要と認めた場合に限る。）」を削り、「勤務した期間」の次に「（第6号に掲げる職員にあっては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項各号に掲げる在職期間）」を加え、同項第6号を削り、同項第7号中「第2条第7号に規定する国等の職員」を「第7条第5項の規定により職員としての引き続く在職期間に通算する在職期間を有する者」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とする。

第6条第1項を次のように改める。

規程第16条第1号に規定する特別休暇の期間は1日単位又は時間単位に、同条第6号に規定する特別休暇の期間は1日単位に分割することができるものとし、時間単位に分割する場合にあっては1日をもって8時間とする。

第6条第6項中「別記様式第7」の次に「又は別記様式第7の2」を加える。

別記様式第7を次のように改める。

様式第 7

特別休暇簿（1 日単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)			(補職名)		(氏 名)	
承 認 印			整理 者印	本人 印	区 分	期 間		計	備 考
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		
						月 日 から 月 日 まで	日		

- 備考 1 区分欄には、規程第16条第1号の場合は「妊障」、同条第2号の場合は「出産」、同条第3号の場合は「生理」、同条第4号の場合は「結婚」、同条第5号の場合は「忌引」、同条第6号の場合は「ボランティア」の記号をそれぞれ記入すること。
- 2 規程第16条第2号のうち多胎妊娠の場合はその旨を、同条第5号の場合は死亡した親族の続柄をそれぞれ備考欄に記入すること。
- 3 規程第16条第4号の場合を除き、期間中における週休日及び休日の日数は、計の日数に含めること。この場合、備考欄に週休日及び休日を何日含む旨を記入すること。
- 4 添付すべき書類は、次のとおりとする。

規程第16条第1号	医師の診断書又は母子手帳
〃 第2号	医師の出産予定証明書及び出産証明書 又は母子手帳の出生届出済証明
〃 第4号	仲人の証明書又はこれに準ずるもの
〃 第5号	抹消後の戸籍謄本及び職員との関係を示す戸籍抄本

別記様式第 7 の次に次の 1 様式を加える。

様式第7の2

特別休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)		(職員番号)		(氏 名)			
承認印			整理 者印	本人印	期 間			計	備 考	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	
					月	日	時 時	分から 分まで	時間	

備考 1 期間中における週休日及び休日の日数は、計に含めること。この場合、備考欄に週休日及び休日を何日含む旨を記入すること。

2 添付すべき書類は、次のとおりとする。

医師の診断書又は母子手帳

附 則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定は、平成３２年４月１日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第7号

交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

別表第2(2)備考中「ついては」の次に「、技術本部長、参事、営業統括部主幹（乗車券機器）、電車部主幹（施設管理）、営業課主査（乗車券機器）」を加え、「電車施設課」を「営業課審査統計係（審査統計係長を除く。）・運輸課」に、「分所整備係・施設計画課工事係・工務課・営繕課・設備課・軌道事務所・施設事務所」を「施設部（施設計画課は工事係に限る。）」に改め、「人材育成課技術研修係」の次に「・駅務課計画係」を加える。

別表第3(1)運輸制服1種の項中「駅務係長」を「駅務課計画係長」に改め、「運輸課主査」の次に「（地下鉄運輸業務に関する総合調整）」を加え、同表運輸制服2種の項中「、分所長」及び「、副分所長」を削る。

別表第3(2)作業衣1種の項中「電車施設課」を「営業課審査統計係（審査統計係長を除く。）・運輸課・駅務課計画係」に改め、同表作業衣2種の項中「車両電気部長」の次に「、参事、営業統括部主幹（乗車券機器）、電車部主幹（施設管理）、営業課主査（乗車券機器）、駅務課計画係長」を加え、同表作業衣3種の項中「、分所整備係長」を削り、同表作業衣4種の項中「・分所整備係」を削る。

別表第4(1)中「駅務係長」を「駅務課計画係長」に改め、「運輸課主査」の次に「（地下鉄運輸業務に関する総合調整）」を加え、「、分所長」及び「、副分所長」を削る。

別表第4(2)中「、分所長」及び「、副分所長」を削る。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 8 号

職員の再任用に関する条例施行規程等の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(職員の再任用に関する条例施行規程の一部改正)

第 1 条 職員の再任用に関する条例施行規程（平成 2 0 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則中「適用」を「施行」に改め、附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 業務技師又は業務士の補職名を冠する職員について第 2 条第 1 号の規定を適用する場合においては、同号中「6 5 歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和 2 8 年 4 月 2 日から昭和 3 0 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 1 歳
昭和 3 0 年 4 月 2 日から昭和 3 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 2 歳
昭和 3 2 年 4 月 2 日から昭和 3 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 3 歳
昭和 3 4 年 4 月 2 日から昭和 3 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 4 歳

(新嘱託員就業規程の一部改正)

第 2 条 新嘱託員就業規程（平成 1 5 年名古屋市交通局管理規程第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 任用期間の末日が平成 3 2 年 3 月 3 1 日である場合

第3条第4項中「免除されたときは」を「免除された後、1年を超えて再び同号の規定により勤務を免除されたときは」に改める。

第12条第5項中「第8項」を「第9項」に改める。

(保健指導嘱託員就業規程の一部改正)

第3条 保健指導嘱託員就業規程（平成21年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 任用期間の末日が平成32年3月31日である場合

第12条第5項中「第8項」を「第9項」に改める。

(新再雇用職員就業規程の一部改正)

第4条 新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 任用期間の末日が平成32年3月31日である場合

第11条第2項第1号中「同項第2号イ及び第4号」を「同項第2号イ、同項第4号及び第6号ア」に改める。

第14条第2項中「第1条第1項第1号」を「第2条第1項」に改め、同条第6項中「第8項」を「第9項」に改める。

(短時間嘱託職員就業規程の一部改正)

第5条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員については」の次に「、任用期間の末日が平成32年3月31日である場合を除き」を加える。

第13条第7項中「第8項」を「第9項」に改める。

(若年嘱託職員就業規程の一部改正)

第6条 若年嘱託職員就業規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 任用期間の末日が平成32年3月31日である場合

第15条第6項中「第8項」を「第9項」に改める。

(事務補助嘱託員就業規程の一部改正)

第7条 事務補助嘱託員就業規程（平成19年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 任用期間の末日が平成32年3月31日である場合

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項第2号の勤務を免除された期間の計算に当たっては、その期間中の週休日を除き、第9条に規定する休日を含むものとし、1日の途中から勤務を免除された日についても1日と数えるものとする。この場合において、第15条第1項第2号の規定により勤務を免除された後、1年を超えて再び同号の規定により勤務を免除されたときは、前後の勤務を免除された期間を通算しない。

第12条第6項中「第8項」を「第9項」に改める。

第19条中「114, 300円」を「116, 800円」に改める。

第20条第1項第3号エ中「第2号の規定により勤務を免除された日」の次に「（同号の規定により勤務を免除された日数が、年度を通じて75日を超える場合の超える日以降の日を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号エの勤務を免除された期間の計算に当たっては、第3条第4項の規定を準用する。

第21条第1項第3号中「第15条第1項第2号の規定により勤務を免除された場合」の次に「（同号の規定により勤務を免除された期間が、年度を通じて75日を超える場合の超える日以降の日に勤務を免除された場合を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の勤務を免除された期間の計算に当たっては、第3条第4項の規定を準用する。

(事務嘱託員就業規程の一部改正)

第8条 事務嘱託員就業規程（平成25年名古屋市交通局管理規程第12号）

の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 5 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「9 3 0 円」を「9 5 0 円」に改める。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第9号

新嘱託員及び短時間嘱託職員の平成30年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

新嘱託員及び短時間嘱託職員の平成30年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程

第1条 新嘱託員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第19号。以下「新嘱託員規程」という。）の適用を受ける教育指導員の平成30年度末における任用期間の更新に当たっては、新嘱託員規程附則第7項中「68歳」とあるのは「68歳（別に定める者にあつては70歳）」と読み替えるものとする。

第2条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号。以下「短時間規程」という。）の適用を受ける乗務員及び駅務員の平成30年度末における任用期間の更新に当たっては、短時間規程第3条第3項中「満68歳」とあるのは「満68歳（別に定める者にあつては満70歳）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第10号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常時勤務を要する名古屋市交通局企業職員」を「名古屋市交通局に常時勤務する企業職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「常時勤務を要する職員」を「職員」に改める。

第4条第1項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「採用された職員」の次に「又は再任用短時間勤務職員」を加える。

第5条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第22条を次のように改める。

（超過勤務手当）

第22条 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間について、その勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に

正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（基準条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の2の規定により、あらかじめ同規程第3条の規定により定められた1週間の勤務時間（以下「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（別に定める者を除く。）には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項及び前項に定める割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

別表第7級別基準職務表1企業職給料表(1)の表中「、副分所長」を削り、「部長」の次に「、参事及び局付参事」を加え、同表4企業職給料表(6)の表中「、副分所長」を削り、「部長」の次に「、参事及び局付参事」を加える。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改める。

第12条の3中「第2項」を「第3項」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第3条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「100分の20」を「100分の40」に改める。

附則第7項の表中「154, 900」を「156, 100」に、「164, 800」を「166, 300」に、「202, 100」を「203, 100」に、「211, 100」を「212, 300」に改める。

別表第6昇格時号給対応表1企業職給料表(1)を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	25	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	26	35
42	36	14	38	41	31	42	26	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

4 5	3 9	1 7	4 1	4 4	3 4	4 5	2 7	3 7
4 6	4 0	1 8	4 2	4 5	3 5	4 6	2 7	3 7
4 7	4 1	1 9	4 3	4 6	3 6	4 7	2 7	3 7
4 8	4 2	2 0	4 4	4 7	3 7	4 8	2 8	3 8
4 9	4 3	2 1	4 5	4 8	3 8	4 9	2 8	3 8
5 0	4 4	2 2	4 6	4 9	3 9	5 0	2 8	3 8
5 1	4 5	2 3	4 7	5 0	4 0	5 1	2 8	3 9
5 2	4 6	2 4	4 8	5 1	4 1	5 2	2 8	3 9
5 3	4 7	2 5	4 9	5 2	4 2	5 3	2 9	3 9
5 4	4 7	2 6	5 0	5 3	4 3	5 4	2 9	4 0
5 5	4 8	2 7	5 1	5 4	4 4	5 5	2 9	4 0
5 6	4 8	2 8	5 2	5 5	4 5	5 6	2 9	4 0
5 7	4 9	2 9	5 3	5 6	4 6	5 7	3 0	4 1
5 8	4 9	3 0	5 4	5 7	4 7	5 8	3 0	4 1
5 9	5 0	3 1	5 5	5 8	4 8	5 9	3 0	4 1
6 0	5 0	3 2	5 6	5 9	4 9	6 0	3 0	4 2
6 1	5 1	3 3	5 7	6 0	5 0	6 1	3 1	4 2
6 2	5 1	3 4	5 8	6 1	5 0	6 2	3 1	
6 3	5 2	3 5	5 9	6 2	5 1	6 3	3 1	
6 4	5 2	3 6	6 0	6 3	5 1	6 4	3 1	
6 5	5 3	3 7	6 1	6 4	5 2	6 5	3 2	
6 6	5 3	3 8	6 2	6 5	5 2	6 6	3 2	
6 7	5 4	3 9	6 3	6 6	5 3	6 7	3 2	
6 8	5 4	4 0	6 4	6 7	5 3	6 8	3 2	
6 9	5 5	4 1	6 5	6 8	5 4	6 9	3 3	
7 0	5 5	4 1	6 6	6 9	5 4	7 0	3 3	
7 1	5 6	4 2	6 7	7 0	5 5	7 1	3 3	
7 2	5 6	4 2	6 8	7 1	5 5	7 2	3 4	
7 3	5 7	4 3	6 9	7 2	5 6	7 3	3 4	
7 4	5 7	4 3	7 0	7 2	5 6	7 4	3 4	
7 5	5 8	4 4	7 1	7 3	5 7	7 5	3 5	
7 6	5 8	4 4	7 2	7 3	5 7	7 6	3 5	
7 7	5 9	4 5	7 3	7 4	5 8	7 7	3 5	
7 8	5 9	4 5	7 4	7 4	5 8	7 8	3 6	
7 9	5 9	4 6	7 5	7 5	5 9	7 9	3 6	
8 0	6 0	4 6	7 6	7 5	5 9	8 0	3 6	
8 1	6 0	4 7	7 7	7 6	6 0	8 1	3 7	
8 2	6 0	4 7	7 8	7 7	6 0	8 2		
8 3	6 1	4 8	7 9	7 8	6 1	8 3		
8 4	6 1	4 8	8 0	7 9	6 1	8 4		
8 5	6 1	4 9	8 1	8 0	6 2	8 5		
8 6	6 2	4 9	8 2	8 1	6 2	8 6		
8 7	6 2	4 9	8 3	8 2	6 3	8 7		
8 8	6 2	5 0	8 4	8 3	6 3	8 8		
8 9	6 3	5 0	8 5	8 4	6 4	8 9		
9 0	6 3	5 0	8 6	8 5	6 4			
9 1	6 3	5 1	8 7	8 6	6 5			

9 2	6 3	5 1	8 8	8 7	6 5			
9 3	6 4	5 1	8 9	8 8	6 6			
9 4	6 4	5 2	9 0	8 9	6 7			
9 5	6 4	5 2	9 1	9 0	6 8			
9 6	6 4	5 2	9 2	9 1	6 9			
9 7	6 5	5 3	9 3	9 2	7 0			
9 8		5 3	9 4	9 3	7 1			
9 9		5 3	9 5	9 4	7 2			
1 0 0		5 4	9 6	9 5	7 3			
1 0 1		5 4	9 7	9 6	7 4			
1 0 2		5 4	9 8	9 7	7 5			
1 0 3		5 5	9 9	9 8	7 6			
1 0 4		5 5	1 0 0	9 9	7 7			
1 0 5		5 5	1 0 1	1 0 0	7 8			
1 0 6		5 6	1 0 2	1 0 1	7 9			
1 0 7		5 6	1 0 3	1 0 2	8 0			
1 0 8		5 6	1 0 4	1 0 3	8 1			
1 0 9		5 7	1 0 5	1 0 4	8 2			
1 1 0		5 7	1 0 6	1 0 5	8 3			
1 1 1		5 7	1 0 7	1 0 6	8 4			
1 1 2		5 7	1 0 8	1 0 7	8 5			
1 1 3		5 7	1 0 9	1 0 8	8 6			
1 1 4		5 8	1 1 0	1 0 8	8 7			
1 1 5		5 8	1 1 1	1 0 9	8 8			
1 1 6		5 8	1 1 2	1 0 9	8 9			
1 1 7		5 8	1 1 3	1 1 0	9 0			
1 1 8		5 8	1 1 4	1 1 0	9 1			
1 1 9		5 9	1 1 5	1 1 1	9 2			
1 2 0		5 9	1 1 6	1 1 1	9 3			
1 2 1		5 9	1 1 7	1 1 2	9 4			
1 2 2		5 9		1 1 3	9 5			
1 2 3		5 9		1 1 4	9 6			
1 2 4		6 0		1 1 5	9 7			
1 2 5		6 0		1 1 6	9 8			
1 2 6		6 0		1 1 7	9 9			
1 2 7		6 0		1 1 8	1 0 0			
1 2 8		6 0		1 1 9	1 0 1			
1 2 9		6 1		1 2 0	1 0 2			
1 3 0		6 1		1 2 1	1 0 3			
1 3 1		6 1		1 2 2	1 0 4			
1 3 2		6 1		1 2 3	1 0 5			
1 3 3		6 1		1 2 4	1 0 6			
1 3 4		6 2		1 2 5				
1 3 5		6 2		1 2 6				
1 3 6		6 2		1 2 7				
1 3 7		6 2		1 2 8				
1 3 8		6 2		673 1 2 9				

1 3 9		6 3		1 3 0				
1 4 0		6 3		1 3 1				
1 4 1		6 3		1 3 2				
1 4 2		6 3		1 3 2				
1 4 3		6 3		1 3 3				
1 4 4		6 4		1 3 3				
1 4 5		6 4		1 3 3				
1 4 6				1 3 3				
1 4 7				1 3 3				
1 4 8				1 3 3				
1 4 9				1 3 3				
1 5 0				1 3 3				
1 5 1				1 3 3				
1 5 2				1 3 3				
1 5 3				1 3 3				
1 5 4				1 3 3				
1 5 5				1 3 3				
1 5 6				1 3 3				
1 5 7				1 3 3				

別表第6の2降格時号給対応表1企業職給料表(1)を次のように改める。

別表第6の2 降格時号給対応表
1 企業職給料表(1)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	2 9	5	5	1 3	1	1	1
2	9	3 0	6	5	1 3	2	2	2
3	9	3 1	7	5	1 4	3	3	3
4	1 0	3 2	8	5	1 5	4	4	4
5	1 1	3 3	9	6	1 6	5	5	5
6	1 2	3 4	1 0	7	1 7	6	6	6
7	1 3	3 5	1 1	8	1 8	7	7	7
8	1 4	3 6	1 2	9	1 9	8	8	8
9	1 5	3 7	1 3	1 0	2 0	9	9	9
1 0	1 6	3 8	1 4	1 1	2 1	1 0	1 0	1 0
1 1	1 7	3 9	1 5	1 2	2 2	1 1	1 1	1 1
1 2	1 8	4 0	1 6	1 3	2 3	1 2	1 2	1 2
1 3	1 9	4 1	1 7	1 4	2 4	1 3	1 3	1 3
1 4	2 0	4 2	1 8	1 5	2 5	1 4	1 4	1 4
1 5	2 1	4 3	1 9	1 6	2 6	1 5	1 5	1 5
1 6	2 2	4 4	2 0	1 7	2 7	1 6	1 6	1 6
1 7	2 3	4 5	2 1	1 8	2 8	1 7	1 8	1 7
1 8	2 4	4 6	2 2	1 9	2 9	1 8	2 0	1 8
1 9	2 5	4 7	2 3	2 0	3 0	1 9	2 2	1 9
2 0	2 6	4 8	2 4	2 1	3 1	2 0	2 4	2 0
2 1	2 7	4 9	2 5	2 2	3 2	2 1	2 6	2 1
2 2	2 8	5 0	2 6	2 3	3 3	2 2	2 8	2 2
2 3	2 9	5 1	2 7	2 4	3 4	2 3	3 0	2 3
2 4	3 0	5 2	2 8	2 5	3 5	2 4	3 2	2 4
2 5	3 1	5 3	2 9	2 6	3 6	2 5	3 7	2 5
2 6	3 2	5 4	3 0	2 7	3 7	2 6	4 2	2 6
2 7	3 3	5 5	3 1	2 8	3 8	2 7	4 7	2 7
2 8	3 4	5 6	3 2	2 9	3 9	2 8	5 2	2 8
2 9	3 5	5 7	3 3	3 0	4 0	2 9	5 6	3 0
3 0	3 6	5 8	3 4	3 1	4 1	3 0	6 0	3 2
3 1	3 7	5 9	3 5	3 2	4 2	3 1	6 4	3 4
3 2	3 8	6 0	3 6	3 3	4 3	3 2	6 8	3 6
3 3	3 9	6 1	3 7	3 4	4 4	3 3	7 1	3 8
3 4	4 0	6 2	3 8	3 5	4 5	3 4	7 4	4 0
3 5	4 1	6 3	3 9	3 6	4 6	3 5	7 7	4 2
3 6	4 2	6 4	4 0	3 7	4 7	3 6	8 0	4 4
3 7	4 3	6 5	4 1	3 8	4 8	3 7	8 1	4 7
3 8	4 4	6 6	4 2	3 9	4 9	3 8	8 1	5 0
3 9	4 5	6 7	4 3	4 0	5 0	3 9	8 1	5 3
4 0	4 6	6 8	4 4	4 1	5 1	4 0	8 1	5 6
4 1	4 7	7 0	4 5	4 2	5 2	4 1	8 1	5 9
4 2	4 8	7 2	4 6	4 3	5 3	4 2	8 1	6 1
4 3	4 9	7 4	4 7	4 4	5 4	4 3	8 1	6 1
4 4	5 0	7 6	4 8	4 5	5 5	4 4	8 1	6 1

4 5	5 1	7 8	4 9	4 6	5 6	4 5	8 1	6 1
4 6	5 2	8 0	5 0	4 7	5 7	4 6	8 1	6 1
4 7	5 4	8 2	5 1	4 8	5 8	4 7	8 1	6 1
4 8	5 6	8 4	5 2	4 9	5 9	4 8	8 1	6 1
4 9	5 8	8 7	5 3	5 0	6 0	4 9	8 1	6 1
5 0	6 0	9 0	5 4	5 1	6 2	5 0	8 1	6 1
5 1	6 2	9 3	5 5	5 2	6 4	5 1	8 1	6 1
5 2	6 4	9 6	5 6	5 3	6 6	5 2	8 1	6 1
5 3	6 6	9 9	5 7	5 4	6 8	5 3	8 1	6 1
5 4	6 8	1 0 2	5 8	5 5	7 0	5 4	8 1	6 1
5 5	7 0	1 0 5	5 9	5 6	7 2	5 5	8 1	6 1
5 6	7 2	1 0 8	6 0	5 7	7 4	5 6	8 1	6 1
5 7	7 4	1 1 3	6 1	5 8	7 6	5 7	8 1	6 1
5 8	7 6	1 1 8	6 2	5 9	7 8	5 8	8 1	6 1
5 9	7 9	1 2 3	6 3	6 0	8 0	5 9	8 1	6 1
6 0	8 2	1 2 8	6 4	6 1	8 2	6 0	8 1	6 1
6 1	8 5	1 3 3	6 5	6 2	8 4	6 1	8 1	6 1
6 2	8 8	1 3 8	6 6	6 3	8 6	6 2		
6 3	9 2	1 4 3	6 7	6 4	8 8	6 3		
6 4	9 6	1 4 5	6 8	6 5	9 0	6 4		
6 5	9 7	1 4 5	6 9	6 6	9 2	6 5		
6 6	9 7	1 4 5	7 0	6 7	9 3	6 6		
6 7	9 7	1 4 5	7 1	6 8	9 4	6 7		
6 8	9 7	1 4 5	7 2	6 9	9 5	6 8		
6 9	9 7	1 4 5	7 3	7 0	9 6	6 9		
7 0	9 7	1 4 5	7 4	7 1	9 7	7 0		
7 1	9 7	1 4 5	7 5	7 2	9 8	7 1		
7 2	9 7	1 4 5	7 6	7 4	9 9	7 2		
7 3	9 7	1 4 5	7 7	7 6	1 0 0	7 3		
7 4	9 7	1 4 5	7 8	7 8	1 0 1	7 4		
7 5	9 7	1 4 5	7 9	8 0	1 0 2	7 5		
7 6	9 7	1 4 5	8 0	8 1	1 0 3	7 6		
7 7	9 7	1 4 5	8 1	8 2	1 0 4	7 7		
7 8	9 7	1 4 5	8 2	8 3	1 0 5	7 8		
7 9	9 7	1 4 5	8 3	8 4	1 0 6	7 9		
8 0	9 7	1 4 5	8 4	8 5	1 0 7	8 0		
8 1	9 7	1 4 5	8 5	8 6	1 0 8	8 1		
8 2	9 7	1 4 5	8 6	8 7	1 0 9	8 2		
8 3	9 7	1 4 5	8 7	8 8	1 1 0	8 3		
8 4	9 7	1 4 5	8 8	8 9	1 1 1	8 4		
8 5	9 7	1 4 5	8 9	9 0	1 1 2	8 5		
8 6	9 7	1 4 5	9 0	9 1	1 1 3	8 6		
8 7	9 7	1 4 5	9 1	9 2	1 1 4	8 7		
8 8	9 7	1 4 5	9 2	9 3	1 1 5	8 8		
8 9	9 7	1 4 5	9 3	9 4	1 1 6	8 9		
9 0	9 7	1 4 5	9 4	9 5	1 1 7	8 9		
9 1	9 7	1 4 5	9 5	677 9 6	1 1 8	8 9		

92	97	145	96	97	119	89			
93	97	145	97	98	120	89			
94	97	145	98	99	121	89			
95	97	145	99	100	122	89			
96	97	145	100	101	123	89			
97	97	145	101	102	124	89			
98	97	145	102	103	125				
99	97	145	103	104	126				
100	97	145	104	105	127				
101	97	145	105	106	128				
102	97	145	106	107	129				
103	97	145	107	108	130				
104	97	145	108	109	131				
105	97	145	109	110	132				
106	97	145	110	111	133				
107	97	145	111	112	133				
108	97	145	112	114	133				
109	97	145	113	116	133				
110	97	145	114	118	133				
111	97	145	115	120	133				
112	97	145	116	121	133				
113	97	145	117	122	133				
114	97	145	118	123					
115	97	145	119	124					
116	97	145	120	125					
117	97	145	121	126					
118	97	145	121	127					
119	97	145	121	128					
120	97	145	121	129					
121	97	145	121	130					
122	97		121	131					
123	97		121	132					
124	97		121	133					
125	97		121	134					
126	97		121	135					
127	97		121	136					
128	97		121	137					
129	97		121	138					
130	97		121	139					
131	97		121	140					
132	97		121	142					
133	97		121	143					
134	97		121						
135	97		121						
136	97		121						
137	97		121						
138	97		121	678					

1 3 9	9 7		1 2 1					
1 4 0	9 7		1 2 1					
1 4 1	9 7		1 2 1					
1 4 2	9 7		1 2 1					
1 4 3	9 7		1 2 1					
1 4 4	9 7		1 2 1					
1 4 5	9 7		1 2 1					
1 4 6			1 2 1					
1 4 7			1 2 1					
1 4 8			1 2 1					
1 4 9			1 2 1					
1 5 0			1 2 1					
1 5 1			1 2 1					
1 5 2			1 2 1					
1 5 3			1 2 1					
1 5 4			1 2 1					
1 5 5			1 2 1					
1 5 6			1 2 1					
1 5 7			1 2 1					

別表第7昇給号給数表を次のように改める。

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	5	4	3以下
	3	2	1以下

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第4条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項の表を次のように改める。

採用日	昇給区分	採用翌年度の 昇給の号給数
4月1日	A	5
	B	4
	C	3以下
4月2日から 翌年の1月1 日までの日	A	4
	B	3
	C	2以下
翌年の1月2 日から3月3 1日までの日	A	3
	B	2
	C	1以下

別表第1の表中

「

7級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、分所長、軌道事務所長、施設 事務所長、工場長、電気事務所長、主幹及び局付主幹

」

を

「

7 級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務 所長、工場長、電気事務所長、主幹及び局付主幹

」

に改める。

（通勤手当規程の一部改正）

第 5 条 通勤手当規程（昭和 5 1 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号中「のうち交通用具使用距離が片道 1 5 キロメートル未満である者」を削る。

第 6 条第 1 項第 2 号中「自転車使用者（次に掲げる職員の区分がアからウまでの職員に限る。以下この号において同じ。）及び」、「（自転車使用者にあつては、その加えた額が 8, 4 0 0 円を超えるときは、8, 4 0 0 円）」及び「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者にあつては、1, 0 0 0 円）」を削り、同項第 3 号中「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道 5 キロメートル未満である者に限る。）にあつては、2, 0 0 0 円。）」を削る。

（期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正）

第 6 条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和 3 9 年名古屋市交通局管理規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「別表に規定する割合」の次に「（以下「期間率」という。）に第 1 5 条の 3 に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合」を加え、同条第 2 項を削る。

附則第 4 項及び第 5 項を削り、附則第 6 項を附則第 4 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から、第 1 条（名古屋

市交通局企業職員給与支給規程別表第7の改正規定を除く。)及び第2条の規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日現に企業職給料表(1)の職務の級5級に在級する職員を施行日以後に新たにこの給料表の職務の級6級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の号給については、この規程による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(以下「改正後初任給規程」という。)別表第6の規定にかかわらず、この規程による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(以下「改正前初任給規程」という。)別表第6の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

3 施行日の前日現に企業職給料表(1)の職務の級5級に在級する職員を施行日以後に新たにこの給料表の職務の級4級以下の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給については、改正後初任給規程別表第6の2の規定にかかわらず、改正前初任給規程別表第6の2の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

(昇給の号給数の調整)

4 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、改正後初任給規程附則第7項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(平成34年度の昇給日における昇給の特例)

5 平成34年度の昇給日における昇給については、改正後初任給規程第16条第1項中「昇給日の属する年度の前年度」とあるのは「平成31年度から平成33年度まで」と、同条第2項中「勤務成績判定期間」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と読み替えて同条の規定を適用する。

6 平成34年度の昇給日における昇給については、初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程第22条第2項中「同項に規定する勤務成績判定期間(以下「勤務成績判定期間」という。)」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と、第22条の2第1項、第23条第1項、第24条第3項、同条第8項、別表第2の表、同表備考第5項、同表備考第6項

及び同表備考第11項中「勤務成績判定期間」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程及び期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 7 名古屋市交通局企業職員給与支給規程及び期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を改正する規程（平成30年12月28日交通局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第1号中」の次に「「特定管理職員のうち」を削り、」を加え、「100分の94から100分の127まで」を「1,000分の815から1,000分の935まで（特定管理職員にあっては、100分の94から100分の127まで）」に改め、「第2号中」の次に「「特定管理職員のうち」を削り、」を加え、「100分の46から100分の62まで」を「1,000分の395から1,000分の455まで（特定管理職員にあっては、100分の46から100分の62まで）」に改める。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第 11 号

高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(高速電車安全管理規程の一部改正)

第 1 条 高速電車安全管理規程（平成 18 年名古屋市交通局管理規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制及び方法」を「輸送の安全の確保に関する組織体制並びに事業の実施及び管理方法等」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び各部長」を「、各部長及び参事」に改める。

「第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制及び方法」を「第 3 章 輸送の安全の確保に関する組織体制並びに事業の実施及び管理方法等」に改める。

第 4 条第 1 項中「各部長」の次に「、参事」を加え、同項第 5 号中「及び運輸現業部門の人事調整」を「、運輸現業部門の人事調整及び駅施設」に改め、同項第 6 号中「駅務に関する業務」を「駅務及び駅施設に関する業務」に改め、同項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 24 号の次に次の 1 号を加える。

(25) 参事 安全統括管理者を補佐し、リニア関連工事等調整に関する業務を統括する。

第 11 条の 2 中「運輸に関する計画」を「運輸及び駅施設（特に重要な整備又は工事を伴う整備に係るもの）に関する計画」に改め、「、電車施設課長」を削る。

第 11 条の 3 中「駅務に関する計画」を「駅務及び駅施設（運輸課長の責務に属するものを除く。）に関する計画」に改める。

第11条の4を削り、第11条の5を第11条の4とし、第11条の6を第11条の5とする。

第20条の次に次の1条を加える。

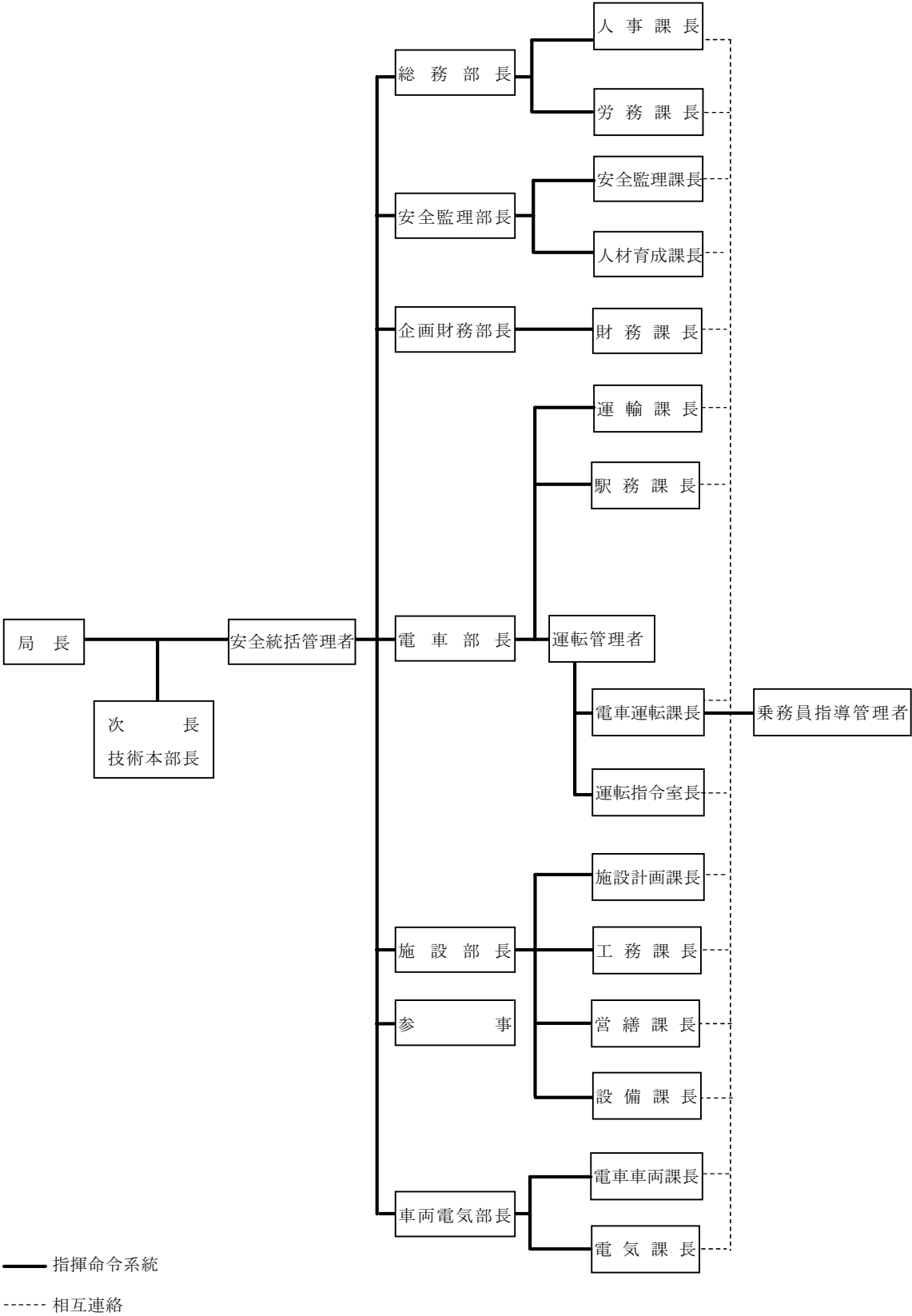
(参事の責務)

第20条の2 参事は、輸送の安全を確保するため、リニア関連工事等調整に関する業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

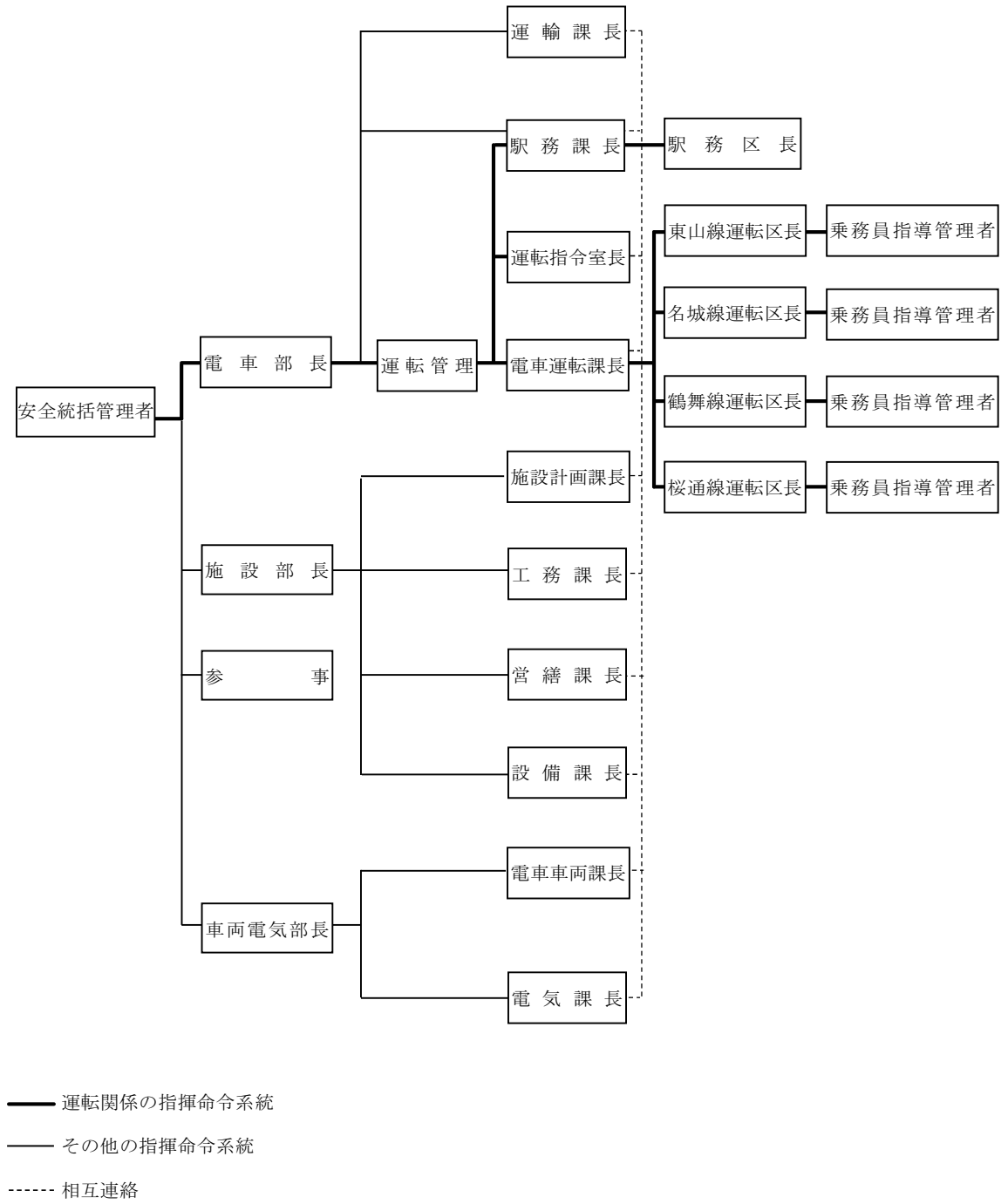
第21条第1項中「企画財務部長」の次に「、参事」を加え、同条第2項中「、電車施設課長」を削る。

別図1から別図3までを次のように改める。

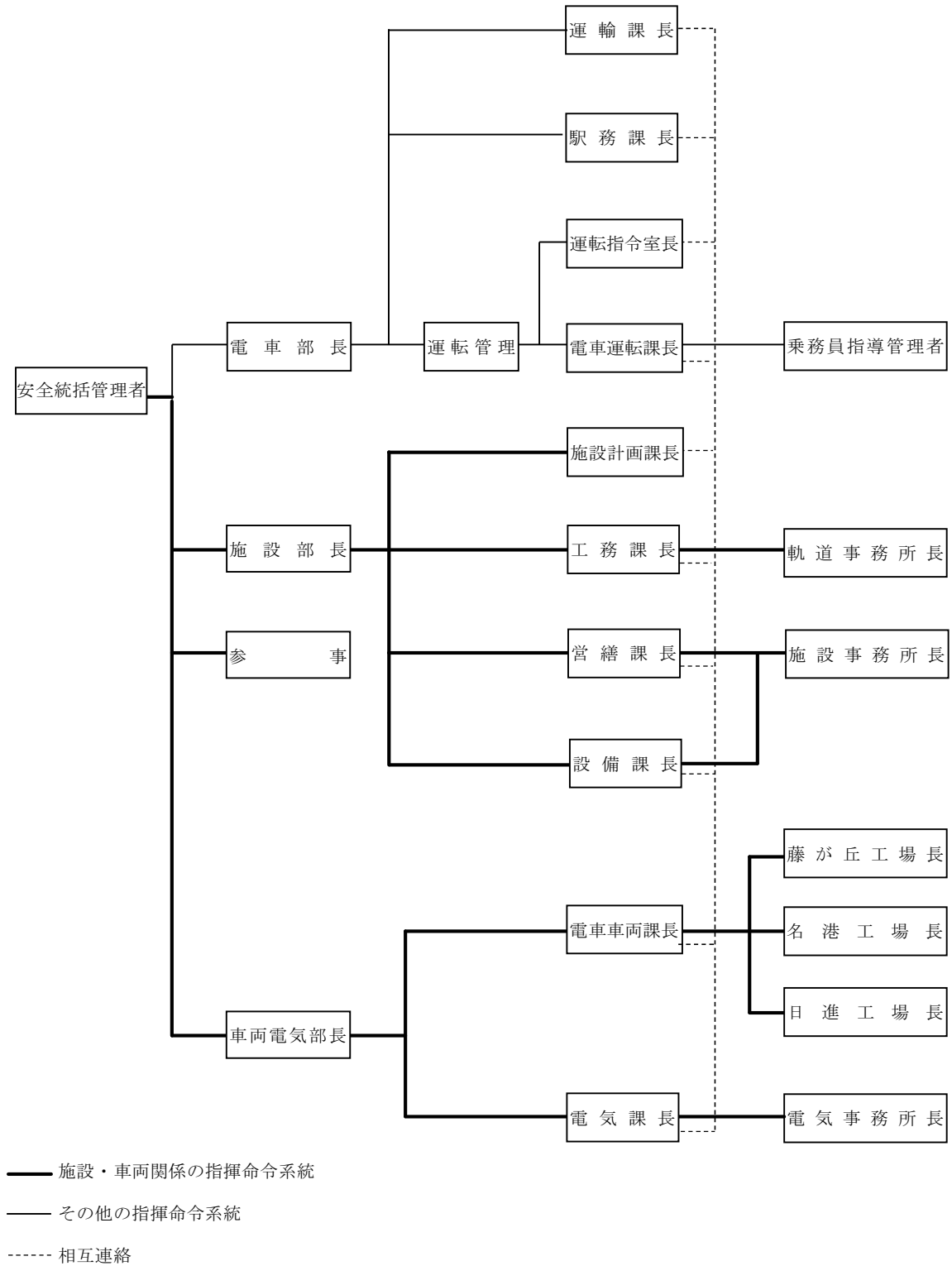
別図 1 輸送の安全の確保に関する体制図（第 4 条関係）



別図 2 運転管理体制図（第 29 条関係）



別図3 施設・車両管理体制図（第39条、第44条関係）



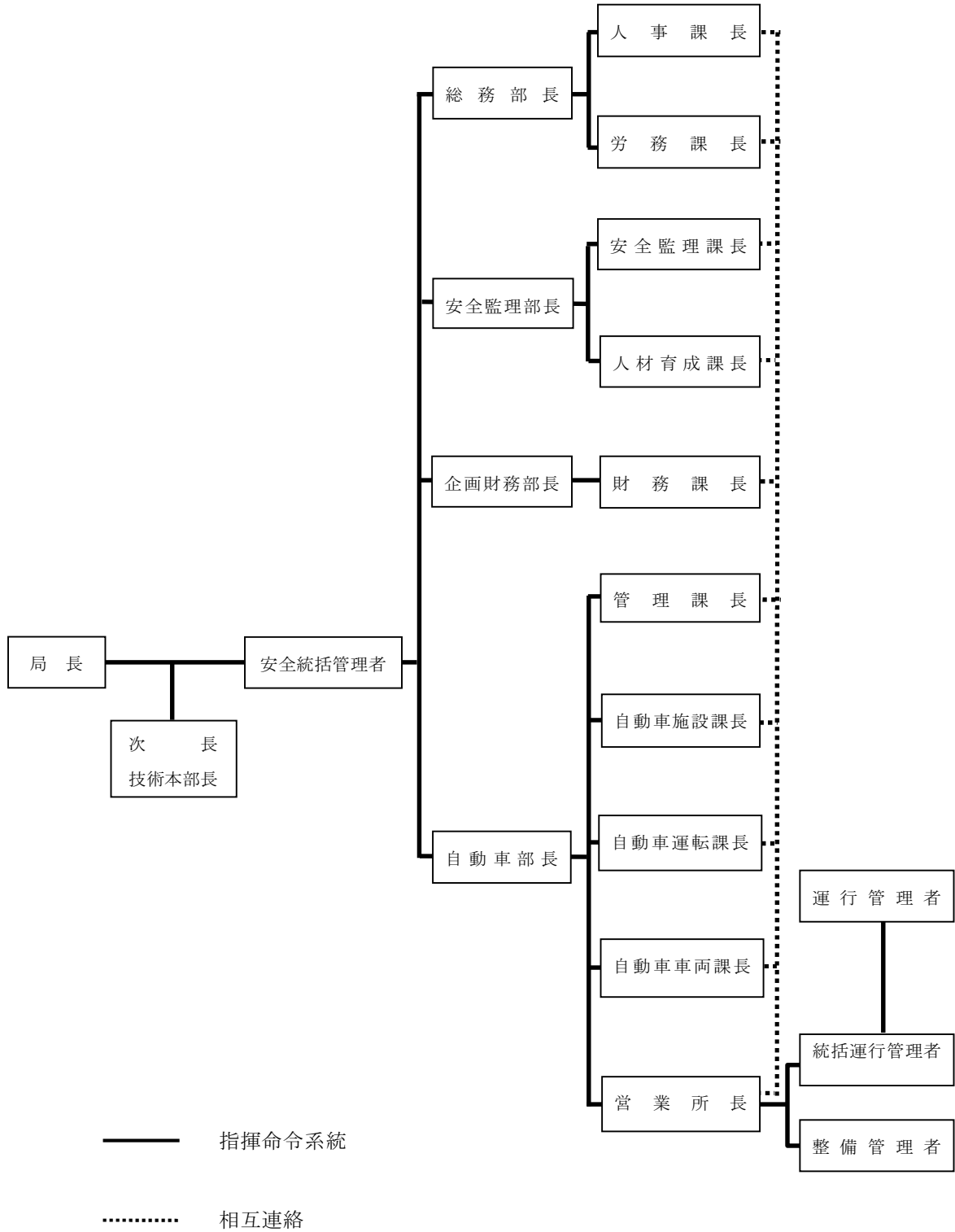
(自動車安全管理規程の一部改正)

第2条 自動車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、分所長」を削り、同項第2号中「、営業所長及び分所長」を「及び営業所長」に改め、同項第7号及び第8号中「及び分所長」を削り、同項第9号中「、分所長」を削り、同項第10号中「及び分所長」を削る。

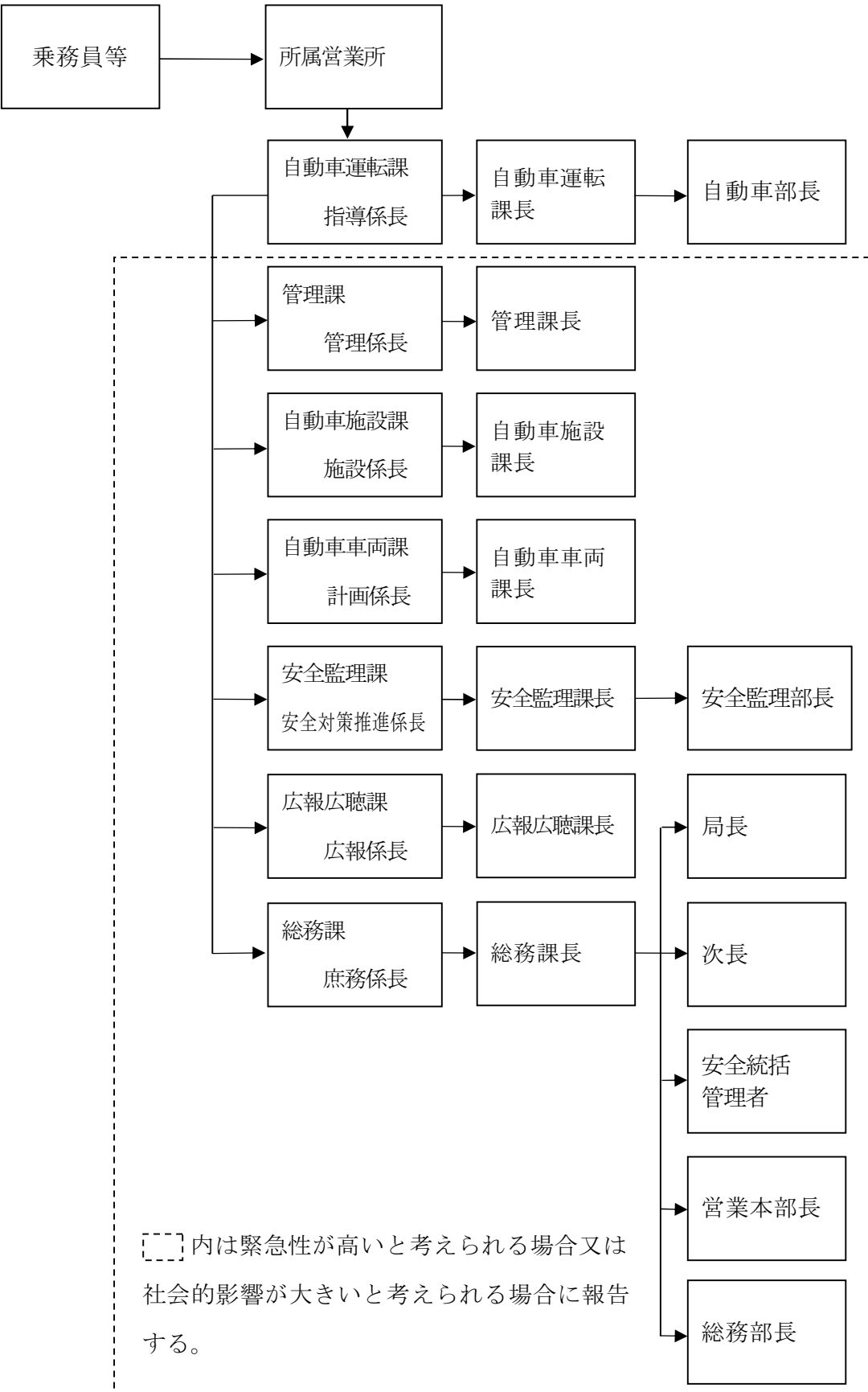
第12条第2項中「、営業所長及び分所長」を「及び営業所長」に改める。
別図1及び別図2を次のように改める。

別図 1 輸送の安全の確保に関する体制図（第 7 条関係）

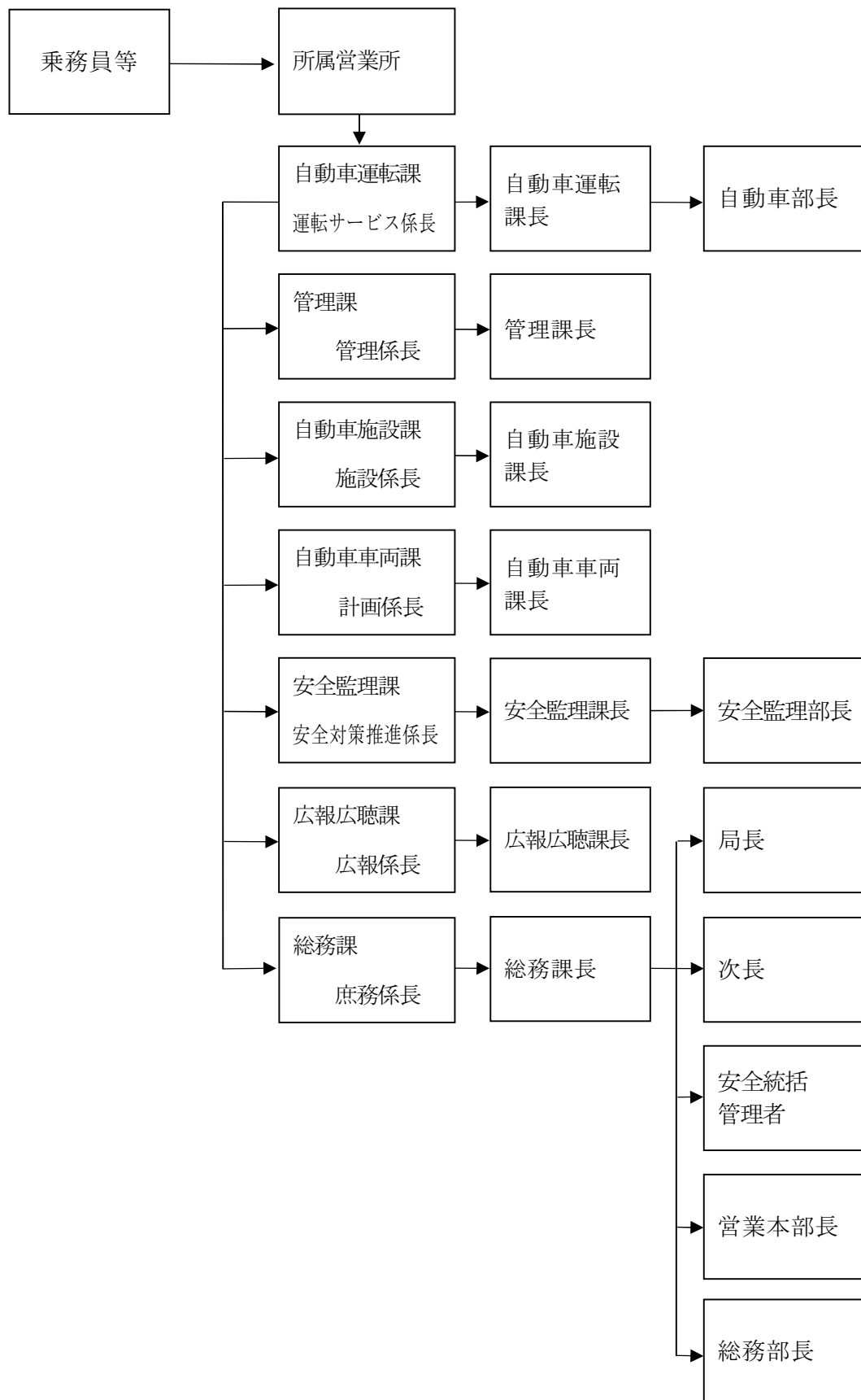


別図2 報告連絡体制図（第11条関係）

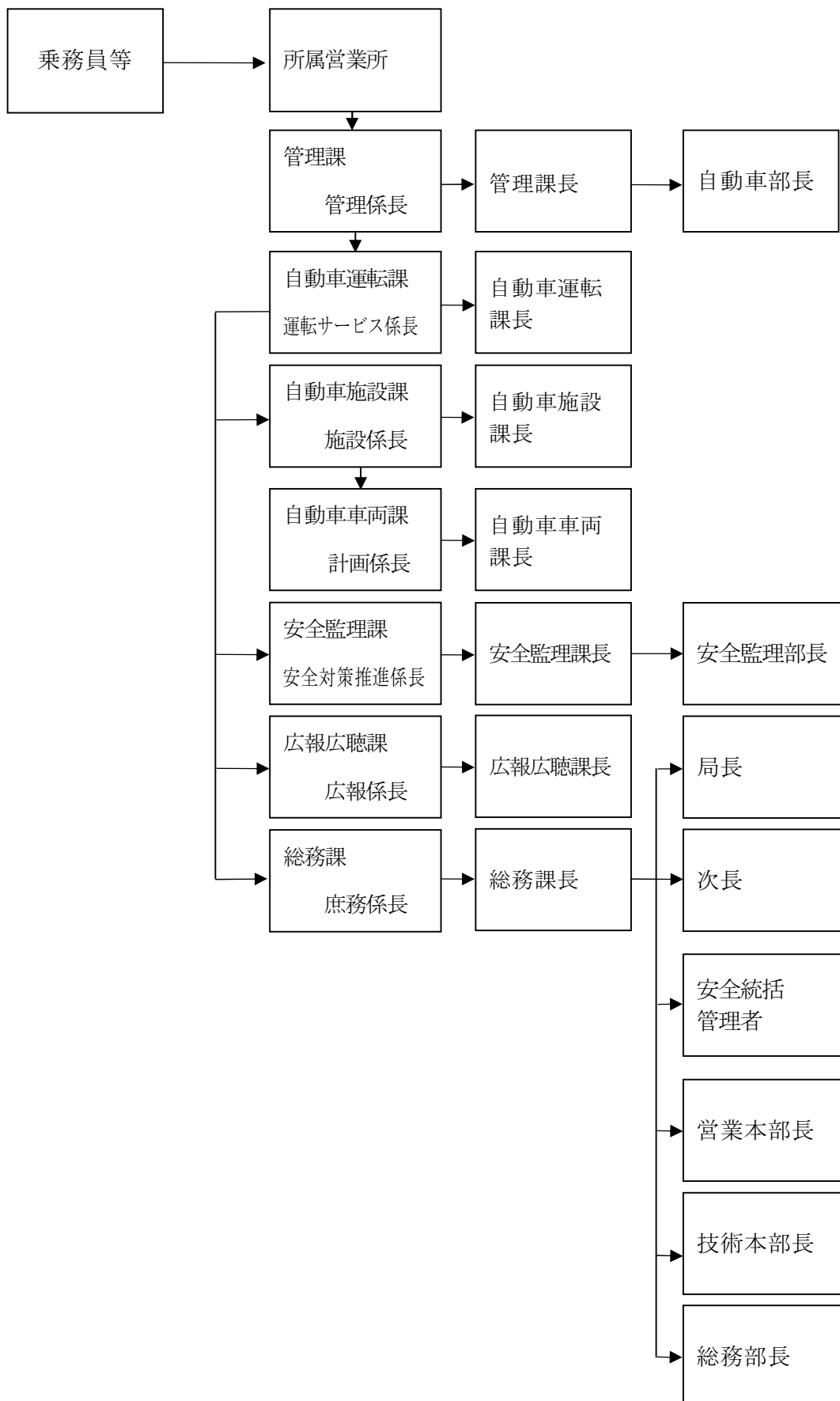
(1) 事故が発生した場合



(2) 運行障害が発生した場合



(3) テロ・バスジャック、その他の事件が発生した場合



附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第12号

事故総合対策検討委員会規程（昭和24年交通局達68号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第4条中「各部長」の次に「、参事」を、「自動車車両課長」の次に「、施設計画課長」を、「工務課長」の次に「、営繕課長、設備課長」を加え、「及び電車車両課長」を「、電車車両課長及び電気課長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 13 号

名古屋市交通局契約規程（昭和 39 年名古屋市交通局管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 4 条第 2 項中「局金銭出納職へ」を削り、「保証金保管証書」を「入札保証金を納付したことを証する書面」に改める。

第 10 条第 1 項中「保証金保管証書」を「入札保証金を納付したことを証する書面」に改める。

第 54 条第 1 項中「当該職員及び会計課に属する職員のうちから会計課長が指定した職員」を「別に定める職員」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第32条第1項中「運輸課長」の次に「、駅務課長」を加え、「、営業所長及び分所長」を「及び営業所長」に改め、同条第4項中「管理係長」の次に「、駅務課にあつては計画係長」を加え、「、分所にあつては副分所長」を削る。

第40条の2第1項、第40条の3第2項及び第44条中「及び分所」を削る。

第69条第1項を次のように改める。

保証金(担保として納入される有価証券を含む。第3項及び第69条の3において同じ。)の納入を受けようとするときは、現金又は小切手による場合は、納入通知書、有価証券（小切手を除く。以下この条及び第69条の3において同じ。）による場合は、保証金納付書によりそれぞれ納入させるものとする。

第69条第3項中「収納」を「有価証券により収納」に改める。

第69条の3第2項中「保証金保管証書」を「有価証券にあつては保証金保管証書」に改める。

第70条の2の次に次の1条を加える。

（受払いの特例）

第70条の3 第38条の2、第67条、第67条の2及び第69条から前条までの規定にかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を、預り有価証券として受払いする場合の手続については、別に定めるところによる。

第 7 4 条第 2 項中「資産外備品名称鑑」を「資産外備品分類表」に改める。

第 9 2 条第 1 項中「資産外備品確認簿」を「資産外備品管理台帳」に改める。

第 9 3 条を次のように改める。

各課及び公所の長は、その所管に係る物品について、亡失、き損等を生じたときは、すみやかにその原因及び状況を調査し、物品出納職に報告しなければならない。

第 9 5 条第 2 項中「物品取扱員は、」を削る。

別記 名古屋市交通局会計規程様式目次中「資産外備品確認簿」を「資産外備品管理台帳」に改める。

様式第 7 5 号を次のように改める。

様式第75号

資產外備品 管理台帳

事由

供覧開始日

分類番号

簿冊名

保存期間

課長級	係長級	

所	属	名
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367		

下記のとおり

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市交通局会計規程第69条及び第69条の3の規定は、施行日以後において受入れる保証金に適用し、施行日前の保証金の受入れ及び還付については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後の名古屋市交通局会計規程第92条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までは、従前の規定による資産外備品確認簿により備品の管理を行うことができる。

名古屋市交通局管理規程第 15 号

交通局自動車運行管理規程（昭和 37 年交通局管理規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 2 条中「及び分所」を削る。

第 7 条第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(10) の 2 アルコール検知器の管理に關すること。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 3号

名古屋市病院局次長以下代決規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月27日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 1財務関係の表中第46項を削り、第47項を第46項とし、第48項から第54項までを 1項ずつ繰り上げる。

別表第 4中第41項を第42項とし、第27項から第40項までを 1項ずつ繰り下げ、第26項の次に次の 1項を加える。

27			調定、納入通知、 調定通知、収入の更 正命令及び還付命令 に関する事。（医 事課長）

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 4号

名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月27日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

附則第 4項中「平成31年 3月31日」を「平成32年 3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 5号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月29日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 1号及び第 2号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第 4条に次の 1項を加える。

- 2 局長は、特に必要と認めるときは、休日を臨時に定め、又は前項の休日を変更することがある。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 6号

名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月29日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 8条第 1項中「市立病院の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補又は看護師補（以下「看護師等」という。）の業務」を「市立病院の業務」に改め、同条第 2項第 1号中「含む者」の次に「（医師及び歯科医師を除く。）」を加え、同項第 2号中「（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）」を削り、「である者」の次に「（医師及び歯科医師を除く。）」を加え、同項第 3号中「前 2号」を「前 3号」に改め、同号を同項第 4号とし、同項第 2号の次に次の 1号を加える。

- (3) 前項の業務のうち、名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程第 3条の規定によりあらかじめ割り振られた勤務時間が午後10時から翌日の午前 5時までの間の一部又は全部を含む者（医師及び歯科医師に限る。）が行う業務 勤務 1回につき10,000円

第 8条の 2第 1項中「看護師等」を「助産師、看護師、准看護師、助産師補若しくは看護師補（以下「看護師等」という。）」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 7号

名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月29日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 2号中「と絶」を「途絶」に改め、同条第12号及び第12号の 2を次のように改める。

(12) 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号。以下「勤務時間規程」という。）第17条第 1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話

(12)の 2 要介護者の介護

第 3条第 7号中「要介護状態にある対象親族」を「要介護者」に改め、同条第 8号中「、連続する 3年の期間」を「連続する 3年の期間又は要介護者のうち特別支援学校の小学部及び中学部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないものにあつては、小学校及び中学校）に在学する者の当該学校に在学する期間」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市守山区緑ヶ丘1010番、867番、868番、901番、902番及び1009番並びに3番1の一部

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市名東区香南一丁目101番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成31年 3 月 26日懲戒処分に付した。

平成31年 3 月 26日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
健康福祉局技士	戒告	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 3 号

名古屋高速道路公社公告第 1 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第 319 号）第19条第 1 項及び車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて、道路整備特別措置法施行令第19条第 1 項及び車両制限令第10条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成31年 3 月29日

名古屋高速道路公社理事長 永 田 清

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
名古屋市道高速 1 号	名古屋市中川区島井町24番地先から名古屋市千種区鏡池通 4 丁目 5 番の 2 地先まで
名古屋市道高速 1 号 四谷高針線	名古屋市千種区鏡池通 4 丁目 5 番の 2 地先から名古屋市名東区猪高町大字高針原 137 番の 2 地先まで

2 指定する期日

平成31年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合

は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。